

令和 8 年 第 1 回

大 仙 市 議 会 定 例 会 会 議 録

令和 8 年 2 月 19 日 開会

令和 8 年 3 月 13 日 閉会

大 仙 市 議 会

令和 8 年第 1 回大仙市議会定例会会議録目次

○第 1 日目（2 月 1 9 日）

| | |
|------------------------|-----|
| 議事日程第 1 号 | 1 |
| 出席議員 | 4 |
| 欠席議員 | 4 |
| 遅刻議員 | 4 |
| 早退議員 | 4 |
| 説明のため出席した者 | 4 |
| 事務局職員出席者 | 5 |
| 開 会 | 5 |
| 市長招集挨拶 | 5 |
| 開 議 | 6 |
| 会議録署名議員の指名 | 6 |
| 会期の決定（2 3 日間） | 6 |
| 諸般の報告 | 6 |
| 施政方針演説 | 6 |
| 議案説明・質疑・討論・表決 | 1 5 |
| 議案第 2 号及び議案第 3 号 | 1 5 |
| 議案説明・質疑・委員会付託 | 1 6 |
| 報告第 2 号から議案第 6 号まで | 1 6 |
| 休 憩 | 1 9 |
| 再 開 | 1 9 |
| 委員長報告・質疑・討論・表決 | 1 9 |
| 各 常 任 委 員 長（報告第 2 号） | 1 9 |
| 産業建設常任委員長（議案第 4 号） | 2 1 |
| 各 常 任 委 員 長（議案第 5 号） | 2 2 |
| 各 常 任 委 員 長（議案第 6 号） | 2 2 |
| 議案説明 | 2 4 |
| 議案第 7 号から議案第 3 2 号まで | 2 4 |
| 議案第 3 3 号及び議案第 3 4 号 | 3 2 |
| 議案第 3 5 号から議案第 4 9 号まで | 3 4 |
| 議案第 5 0 号 | 4 0 |
| 議案第 5 1 号から議案第 5 3 号まで | 4 2 |
| 休会の件 | 4 4 |

| | |
|-----|-----|
| 散 会 | 4 4 |
|-----|-----|

○第2日目（3月2日）

| | |
|-------------|-----|
| 議事日程第2号 | 4 5 |
| 出席議員 | 4 5 |
| 欠席議員 | 4 5 |
| 遅刻議員 | 4 5 |
| 早退議員 | 4 5 |
| 説明のため出席した者 | 4 5 |
| 事務局職員出席者 | 4 6 |
| 開 議 | 4 6 |
| 一般質問 | 4 6 |
| ○菊 地 伸 議員 | 4 6 |
| ○小須田 逸 子 議員 | 6 0 |
| 休 憩 | 6 6 |
| 再 開 | 6 7 |
| ○橋 本 琢 史 議員 | 6 7 |
| 休 憩 | 8 0 |
| 再 開 | 8 0 |
| ○青 柳 友 哉 議員 | 8 0 |
| ○高 橋 徳 久 議員 | 8 8 |
| 散 会 | 9 8 |

○第3日目（3月3日）

| | |
|-------------|-------|
| 議事日程第3号 | 9 9 |
| 出席議員 | 9 9 |
| 欠席議員 | 9 9 |
| 遅刻議員 | 9 9 |
| 早退議員 | 9 9 |
| 説明のため出席した者 | 9 9 |
| 事務局職員出席者 | 1 0 0 |
| 開 議 | 1 0 0 |
| 一般質問 | 1 0 0 |
| ○秩 父 博 樹 議員 | 1 0 0 |
| ○佐 藤 芳 則 議員 | 1 1 3 |

| | |
|-------------|-------|
| 休 憩 | 1 2 2 |
| 再 開 | 1 2 2 |
| ○挽 野 利 恵 議員 | 1 2 2 |
| 休 憩 | 1 3 1 |
| 再 開 | 1 3 1 |
| ○小笠原 昌 作 議員 | 1 3 1 |
| ○佐 藤 文 子 議員 | 1 3 6 |
| 散 会 | 1 5 0 |

○第4日目（3月4日）

| | |
|------------------|-------|
| 議事日程第4号 | 1 5 1 |
| 出席議員 | 1 5 4 |
| 欠席議員 | 1 5 4 |
| 遅刻議員 | 1 5 4 |
| 早退議員 | 1 5 4 |
| 説明のため出席した者 | 1 5 5 |
| 事務局職員出席者 | 1 5 5 |
| 開 議 | 1 5 5 |
| 議案の訂正について | 1 5 5 |
| 質疑・委員会付託 | 1 5 6 |
| 議案第 7号から議案第34号まで | 1 5 6 |
| 議案第35号から議案第53号まで | 1 5 6 |
| 議案説明・質疑・委員会付託 | 1 6 9 |
| 議案第54号及び議案第55号 | 1 6 9 |
| 委員会付託 | 1 7 1 |
| 陳情第 9号 | 1 7 1 |
| 休会の件 | 1 7 1 |
| 散 会 | 1 7 1 |

○第5日目（3月13日）

| | |
|---------|-------|
| 議事日程第5号 | 1 7 3 |
| 出席議員 | 1 7 7 |
| 欠席議員 | 1 7 7 |
| 遅刻議員 | 1 7 7 |
| 早退議員 | 1 7 7 |

| | |
|---------------------|-----|
| 説明のため出席した者 | 177 |
| 事務局職員出席者 | 178 |
| 開 議 | 178 |
| 諸般の報告 | 178 |
| 大仙美郷介護福祉組合議会議員の辞職の件 | 178 |
| 大仙美郷介護福祉組合議会議員の補欠選挙 | 179 |
| 委員長報告・質疑・討論・表決 | 179 |
| 総務企画常任委員長（議案第 7号） | 180 |
| "（議案第 8号） | 180 |
| "（議案第 9号） | 180 |
| "（議案第16号） | 180 |
| "（議案第20号） | 180 |
| "（議案第21号） | 180 |
| "（議案第23号） | 181 |
| "（議案第24号） | 181 |
| 教育厚生常任委員長（議案第10号） | 182 |
| "（議案第11号） | 182 |
| "（議案第22号） | 182 |
| 産業建設常任委員長（議案第12号） | 183 |
| "（議案第13号） | 183 |
| "（議案第14号） | 184 |
| "（議案第15号） | 185 |
| "（議案第17号） | 184 |
| "（議案第18号） | 184 |
| "（議案第19号） | 185 |
| "（議案第25号） | 185 |
| "（議案第26号） | 185 |
| "（議案第27号） | 185 |
| "（議案第54号） | 185 |
| 各常任委員長（議案第28号） | 190 |
| 教育厚生常任委員長（議案第29号） | 191 |
| "（議案第30号） | 192 |
| "（議案第31号） | 192 |
| "（議案第32号） | 192 |
| 産業建設常任委員長（議案第33号） | 194 |

| | |
|----------------------------------|-----|
| 産業建設常任委員長 (議案第34号) | 194 |
| 各常任委員長 (議案第55号) | 190 |
| 各常任委員長 (議案第35号) | 195 |
| 総務企画常任委員長 (議案第44号) | 196 |
| " (議案第45号) | 196 |
| " (議案第46号) | 196 |
| " (議案第47号) | 196 |
| " (議案第48号) | 196 |
| " (議案第49号) | 196 |
| 教育厚生常任委員長 (議案第36号) | 199 |
| " (議案第37号) | 199 |
| " (議案第38号) | 199 |
| " (議案第39号) | 199 |
| " (議案第42号) | 199 |
| " (議案第50号) | 199 |
| 休 憩 | 200 |
| 再 開 | 200 |
| 産業建設常任委員長 (議案第40号) | 202 |
| " (議案第41号) | 202 |
| " (議案第43号) | 203 |
| " (議案第51号) | 203 |
| " (議案第52号) | 203 |
| " (議案第53号) | 203 |
| 委員長報告・質疑・討論・表決 | 209 |
| 教育厚生常任委員長 (陳情第4号) | 209 |
| 産業建設常任委員長 (陳情第9号) | 210 |
| 質疑・討論・表決 | 211 |
| 意見書案第3号 | 211 |
| 説明・質疑・討論・表決 | 212 |
| 議案第56号 | 212 |
| 各委員会から閉会中の継続審査及び調査の申し出について | 213 |
| 議員の派遣について | 213 |
| 閉 会 | 213 |
| ○署 名 | 214 |

○參考資料

| | |
|--------------|-------|
| 日程表..... | 2 1 5 |
| 一般質問通告者..... | 2 1 9 |
| 予算質疑通告者..... | 2 2 1 |
| 議案等一覽..... | 2 2 2 |
| 議 案..... | 2 2 2 |
| 報 告..... | 2 2 6 |
| 陳 情..... | 2 2 6 |
| 意見書案..... | 2 2 6 |

令和 8 年第 1 回大仙市議会定例会会議録第 1 号

令和 8 年 2 月 1 9 日（木曜日）

議 事 日 程 第 1 号

令和 8 年 2 月 1 9 日（木曜日）午前 1 0 時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定（23日間）
- 第 3 議長報告
- ・専決処分報告（法第180条関係）
 - ・財政援助団体等監査の結果について
 - ・例月現金出納検査結果
 - ・議会動静報告書
- 第 4 施政方針演説
- 第 5 議案第 2号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて
（説明・質疑・討論・表決）
- 第 6 議案第 3号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて
（説明・質疑・討論・表決）
- 第 7 報告第 2号 専決処分報告について（令和7年度大仙市一般会計補正予算
（第12号））
（説明・質疑・委員会付託・委員長報告・質疑・討論・表決）
- 第 8 議案第 4号 大仙市協和内水面漁業近代化施設条例及び大仙市協和広場等利
用施設条例を廃止する条例の制定について
（説明・質疑・委員会付託・委員長報告・質疑・討論・表決）
- 第 9 議案第 5号 令和7年度大仙市一般会計補正予算（第13号）
（説明・質疑・委員会付託・委員長報告・質疑・討論・表決）
- 第 10 議案第 6号 令和7年度大仙市学校給食事業特別会計補正予算（第5号）
（説明・質疑・委員会付託・委員長報告・質疑・討論・表決）
- 第 11 議案第 7号 大仙市一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正
する条例の制定について（説 明）

- 第 1 2 議案第 8 号 大仙市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を
改正する条例の制定について (説 明)
- 第 1 3 議案第 9 号 大仙市ふるさと応援基金条例の一部を改正する条例の制定につ
いて (説 明)
- 第 1 4 議案第 1 0 号 督促手数料の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例の制定に
ついて (説 明)
- 第 1 5 議案第 1 1 号 大仙市立学校設置条例の一部を改正する条例の制定について
(説 明)
- 第 1 6 議案第 1 2 号 大仙市協和緑地等広場の設置及び管理に関する条例の一部を改
正する条例の制定について (説 明)
- 第 1 7 議案第 1 3 号 大仙市特別職の職員で非常勤のもの報酬、費用弁償等に関す
る条例の一部を改正する条例の制定について (説 明)
- 第 1 8 議案第 1 4 号 大仙市太田四季の村条例の一部を改正する条例の制定について
(説 明)
- 第 1 9 議案第 1 5 号 大仙市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定につ
いて (説 明)
- 第 2 0 議案第 1 6 号 仙北町防災行政無線放送施設設置条例を廃止する条例の制定に
ついて (説 明)
- 第 2 1 議案第 1 7 号 大仙市協和農業体験学習館条例を廃止する条例の制定について
(説 明)
- 第 2 2 議案第 1 8 号 大仙市緑の交流空間施設設置条例を廃止する条例の制定につ
いて (説 明)
- 第 2 3 議案第 1 9 号 大仙市宮大曲スキー場条例を廃止する条例の制定について
(説 明)
- 第 2 4 議案第 2 0 号 大仙市職員等の旅費に関する条例の制定について (説 明)
- 第 2 5 議案第 2 1 号 大仙市公文書等の管理に関する条例の制定について (説 明)
- 第 2 6 議案第 2 2 号 大仙市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条
例の制定について (説 明)
- 第 2 7 議案第 2 3 号 第 3 次大仙市総合計画基本構想及び第 3 次大仙市総合計画前期
基本計画の策定について (説 明)

| | | | |
|-------|-----------|-----------------------------------|-------|
| 第 2 8 | 議案第 2 4 号 | 大仙市過疎地域持続的発展計画の策定について | (説 明) |
| 第 2 9 | 議案第 2 5 号 | 市道の路線の認定及び廃止について | (説 明) |
| 第 3 0 | 議案第 2 6 号 | 令和 8 年度大仙市企業団地整備事業特別会計への繰入れについて | (説 明) |
| 第 3 1 | 議案第 2 7 号 | 令和 8 年度大仙市スキー場事業特別会計への繰入れについて | (説 明) |
| 第 3 2 | 議案第 2 8 号 | 令和 7 年度大仙市一般会計補正予算 (第 1 4 号) | (説 明) |
| 第 3 3 | 議案第 2 9 号 | 令和 7 年度大仙市後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 2 号) | (説 明) |
| 第 3 4 | 議案第 3 0 号 | 令和 7 年度大仙市学校給食事業特別会計補正予算 (第 6 号) | (説 明) |
| 第 3 5 | 議案第 3 1 号 | 令和 7 年度大仙市奨学資金特別会計補正予算 (第 1 号) | (説 明) |
| 第 3 6 | 議案第 3 2 号 | 令和 7 年度大仙市太陽光発電事業特別会計補正予算 (第 1 号) | (説 明) |
| 第 3 7 | 議案第 3 3 号 | 令和 7 年度大仙市上水道事業会計補正予算 (第 2 号) | (説 明) |
| 第 3 8 | 議案第 3 4 号 | 令和 7 年度大仙市下水道事業会計補正予算 (第 3 号) | (説 明) |
| 第 3 9 | 議案第 3 5 号 | 令和 8 年度大仙市一般会計予算 | (説 明) |
| 第 4 0 | 議案第 3 6 号 | 令和 8 年度大仙市国民健康保険事業特別会計予算 | (説 明) |
| 第 4 1 | 議案第 3 7 号 | 令和 8 年度大仙市後期高齢者医療特別会計予算 | (説 明) |
| 第 4 2 | 議案第 3 8 号 | 令和 8 年度大仙市学校給食事業特別会計予算 | (説 明) |
| 第 4 3 | 議案第 3 9 号 | 令和 8 年度大仙市奨学資金特別会計予算 | (説 明) |
| 第 4 4 | 議案第 4 0 号 | 令和 8 年度大仙市企業団地整備事業特別会計予算 | (説 明) |
| 第 4 5 | 議案第 4 1 号 | 令和 8 年度大仙市スキー場事業特別会計予算 | (説 明) |
| 第 4 6 | 議案第 4 2 号 | 令和 8 年度大仙市太陽光発電事業特別会計予算 | (説 明) |
| 第 4 7 | 議案第 4 3 号 | 令和 8 年度大仙市小水力発電事業特別会計予算 | (説 明) |
| 第 4 8 | 議案第 4 4 号 | 令和 8 年度大仙市内小友財産区特別会計予算 | (説 明) |
| 第 4 9 | 議案第 4 5 号 | 令和 8 年度大仙市大川西根財産区特別会計予算 | (説 明) |

| | | | |
|-----|--------|----------------------|------|
| 第50 | 議案第46号 | 令和8年度大仙市荒川財産区特別会計予算 | (説明) |
| 第51 | 議案第47号 | 令和8年度大仙市峰吉川財産区特別会計予算 | (説明) |
| 第52 | 議案第48号 | 令和8年度大仙市船岡財産区特別会計予算 | (説明) |
| 第53 | 議案第49号 | 令和8年度大仙市淀川財産区特別会計予算 | (説明) |
| 第54 | 議案第50号 | 令和8年度市立大曲病院事業会計予算 | (説明) |
| 第55 | 議案第51号 | 令和8年度大仙市上水道事業会計予算 | (説明) |
| 第56 | 議案第52号 | 令和8年度大仙市簡易水道事業会計予算 | (説明) |
| 第57 | 議案第53号 | 令和8年度大仙市下水道事業会計予算 | (説明) |

出席議員（23人）

| | | | | | |
|-----|------|-----|-------|-----|------|
| 1番 | 大山利吉 | 2番 | 小須田逸子 | 3番 | 佐藤文子 |
| 4番 | 菊地伸 | 5番 | 小笠原昌作 | 6番 | 高橋智也 |
| 7番 | 挽野利恵 | 8番 | 秩父博樹 | 9番 | 佐藤芳則 |
| 10番 | 安達成年 | 11番 | 門脇智宏 | 12番 | 佐藤隆康 |
| 13番 | 青柳友哉 | 14番 | 石塚柏 | 15番 | 古谷武美 |
| 16番 | 高橋徳久 | 17番 | 本間輝男 | 18番 | 佐藤育男 |
| 19番 | 橋本琢史 | 20番 | 山谷喜元 | 21番 | 佐藤芳雄 |
| 22番 | 橋村誠 | 24番 | 後藤健 | | |

欠席議員（1人）

23番 高橋敏英

遅刻議員（0人）

早退議員（0人）

説明のため出席した者

| | | | |
|---------|-------|--------|-------|
| 市長 | 老松博行 | 副市長 | 今野功成 |
| 副市長 | 舩谷祐幸 | 教育長 | 伊藤雅己 |
| 総務部長 | 伊藤公晃 | 企画部長 | 佐々木英樹 |
| 市民部長 | 伊藤敬 | 健康福祉部長 | 佐藤和博 |
| 子ども未来部長 | 田口美和子 | 農林部長 | 斎藤秋彦 |

| | | | |
|-----------|-------|------------|------|
| 経済産業部長 | 鎌田篤史 | 観光文化スポーツ部長 | 加賀貢規 |
| 建設部長 | 京野和明 | 病院事務長 | 藤原孝之 |
| 教育委員会事務局長 | 佐々木泰宏 | 上下水道局長 | 小林孝至 |
| 総務課長 | 三浦政輝 | | |

議会事務局職員出席者

| | | | |
|----|-------|----|------|
| 局長 | 大沼利樹 | 参事 | 佐藤和人 |
| 主幹 | 佐々木孝子 | 主幹 | 黒田貴彦 |
| 主査 | 藤澤正信 | | |

午前10時00分開会

○議長（後藤 健） おはようございます。

これより令和8年第1回大仙市議会定例会を開会いたします。

市長から招集の挨拶があります。老松市長。

【老松市長 登壇】

○市長（老松博行） おはようございます。

本日、令和8年第1回大仙市議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、ご参集をいただきまして、誠にありがとうございます。

今次定例会におきまして、ご審議をお願いいたします案件は、専決処分報告1件、人事案2件、条例案17件、単行案5件、補正予算案9件及び令和8年度当初予算案19件の合計53件であります。

このうち、補正予算の専決処分報告1件、人権擁護委員の人事案2件のほか、協和内水面漁業近代化施設等の廃止に係る条例案1件並びに一般会計補正予算案及び学校給食事業特別会計補正予算案2件につきましては、廃止施設の譲与の関係、また、国の令和7年度補正予算の事業採択を受けました学校施設の高圧受電設備改修工事を早期に発注する必要があることなどから、本日、採決をお願いするものであります。

各案件につきまして、よろしくご審議を賜りますよう、重ねてお願いを申し上げます。招集の挨拶といたします。

【老松市長 降壇】

午前10時00分 開 議

○議長（後藤 健） これより本日の会議を開きます。

欠席の届出は23番高橋敏英議員であります。

○議長（後藤 健） 本日の議事は、議事日程第1号をもって進めます。

○議長（後藤 健） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において11番門脇智宏議員、12番佐藤隆康議員、13番青柳友哉議員を指名いたします。

○議長（後藤 健） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今次定例会の会期は、本日から3月13日までの23日間としたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（後藤 健） ご異議なしと認めます。よって、会期は23日間と決定いたしました。

○議長（後藤 健） 日程第3、この際、諸般の報告をいたします。

議会の委任による専決処分報告が市長から、財政援助団体等監査の結果について及び例月現金出納検査結果が市監査委員から提出されましたので、お手元に配付のとおり報告いたします。

あわせて、12月定例会初日から昨日までの議会動静報告書をお手元に配付のとおり報告いたします。

○議長（後藤 健） 日程第4、市長から施政方針演説のため発言の申出がありますので、これを許します。老松市長。

【老松市長 登壇】

○市長（老松博行） 令和8年第1回大仙市議会定例会に当たり、令和8年度の市政運営の基本方針と施策の概要について申し述べます。

今冬は、度重なる寒波の到来により、県北部を中心に記録的な大雪となっており、各

地で交通障害が生じているほか、雪による死傷事故や建物、農業施設への被害も発生しております。亡くなられた方のご冥福をお祈り申し上げますとともに、被害に遭われた皆様に心からお見舞いを申し上げます。

こうした状況を受け、市では、公式SNS等を通じて注意喚起に努めるとともに、1月23日付けで除排雪経費に係る補正予算を専決処分させていただき、迅速な道路除排雪に当たってきたところであり、1月31日には、秋田地方気象台からの情報提供を受け、再び押し寄せる寒波に備え「雪害警戒対策室」を設置し、除排雪体制のさらなる強化を図るとともに、市職員による雪害警戒の巡回広報を実施しております。

降雪量は、ピーク時に比べて大幅に減少しているものの、これまでに降り積もった雪の排雪を進め、生活道路の安全と円滑な道路交通を早期に確保するため、今次定例会に関連する予算の補正を上程しており、本会議初日での議決をお願いしております。

日増しに春の気配を感じる季節となりますが、市民の皆様におかれましては、落雪や雪解けに伴う河川の増水に十分ご留意いただきますとともに、雪下ろしや除排雪を行う際には細心の注意を払っていただきますよう、改めてお願いいたします。

さて、大仙市は、平成17年の誕生以来、2次にわたる総合計画の下、将来都市像の実現に向けて市民の皆様とともに「協働のまちづくり」を進めてまいりました。これまでの多岐にわたる取り組みは、現在に至るまで着実に萌芽^{ほうが}し、あるいは花開き、成果として実を結びつつありますが、一方で、急速に進行する人口減少をはじめ、デジタル技術の加速度的進展や激甚化・頻発化する自然災害、社会の成熟に伴う価値観の多様化など、本市を取り巻く環境は大きく変化しております。

加えて、我が国は、人手不足や物価高騰を背景に、これまでの四半世紀にわたる「デフレ・コストカット型経済」から、新たな「成長型経済」への移行に向けて大きな転換期を迎えております。さらに、世界に目を向けると、グローバル化の進展により、経済の相互依存が深まる中、自国第一主義や権威主義の台頭、地政学リスクの顕在化などを背景に国際情勢の不確実性が急速に高まっております。

このような先行きの見えない大変革の時代に、私たちが成すべきことは、一人一人が当事者としての自覚と責任を持ち、多様な考え方や価値観を受け入れながら、このまちの未来について真剣に考え、行動を起こしていくことであると考えております。

こうした強い思いの下、今次定例会に単行案として上程しております「第3次大仙市総合計画」は、「人口ビジョン」と「総合戦略」を一体化し、施策の実効性を高めると

ともに、バックキャストイングの手法を取り入れ、将来のあるべき姿を描いた上で、その実現に向けて今成すべき具体的な手立てをお示ししており、「ふるさと大仙」の未来を切り拓く、道しるべとなるものであります。

とりわけ、少子化の進行とあいまって一刻の猶予も許されない状況にある人口減少問題については、決して諦めることなく、あらゆる面から迅速果敢に取り組んでまいります。その一方で、急速な人口減少は避けることができないのも事実であり、人口の増加を前提とした社会の仕組みを作り変えていくことが急務となっております。今般の総合計画では、この二つの課題に重点を置き、「地域の寛容性や包摂性を高めながら、若者や女性が魅力を感じ、住み続けたいと思えるまちづくり」、そして「人口減少を前提とした縮小社会に対する地域の受容性を高めながら、持続可能なまちづくり」に重点的に取り組んでまいります。

このほか、令和8年度は、各分野の主要な計画がスタートいたしますが、今年の干支である丙午ひのえうまにあやかりながらも、しっかりと地に足を着け、21年目の歩みをはじめた大仙市の更なる飛躍と発展に向け、誠心誠意、全力で取り組んでまいります。

次に、令和8年度の主要な施策について、新たな総合計画の施策の体系に基づいて説明申し上げます。

はじめに、「魅力ある産業と地域資源により、にぎわいがあふれるまち」についてであります。

農林水産業の振興につきましては、四半世紀ぶりとなる法改正を受け、昨年4月に「食料・農業・農村基本計画」が策定されており、水田政策の見直しや食料安全保障の確保に向けた議論が進められるなど、我が国の農業政策は大きな転換期を迎えております。

こうした変化をチャンスと捉え、この4月にスタートする「第5次大仙市農業振興計画」の下、国内有数の米どころであり、県内随一の大豆生産地である強みを生かしながら、持続可能な「力強いだいせん農業」の確立に向けた農業振興策を一層推進してまいります。

稲作につきましては、インバウンド需要の高まりや調達競争の激化などを背景に、米価が上昇基調で推移しているものの、先行きは不透明な状況にあることから、水田政策に関する国の動向を注視しつつ、経営の安定化に向け、農地の集積・集約化を進めるとともに、関係機関と連携しながら、良食味米の生産に向けた取組を推進してまいります。

また、稲作を主体に、大豆を中心とした畑作や園芸との複合経営、6次産業化の促進に加え、自動操舵機能付き農業機械や農業用ドローンなどスマート農業機械の導入に対する支援を通じ、農作業の省力化や低コスト化を図り、生産性の向上につなげてまいります。さらに、「大仙市新規就農者研修活性化プラン」の下、研修内容の充実や指導体制の強化を図りながら、栽培技術や経営ノウハウの習得から就農に伴う設備投資、就農後の定着までを一体的に支援し、地域農業の核となる担い手の確保・育成に取り組んでまいります。

本市の強みであり、多くの分野と関連している「農業」と、地域の特色ある「食」を活用し、市全体の活性化を目指す「大仙市『農業と食』地域活性化プラン」につきましては、水稲や大豆などの優れた農産物や地酒、発酵食品などの食資源の産地化と、ブランド化を進め、県との連携による輸出拡大に向けた取組とあわせ、販路の多角化に取り組むとともに、観光をはじめとした様々な分野や要素と有機的に結び付けることで、農業の魅力向上を図りながら、持続可能な強い農業を実現し、市全体の活性化につなげてまいります。

畜産振興につきましては、「第2次大仙市畜産振興プラン」の下、変化に強い地域循環型畜産業の確立に向け、国や県の事業を活用しながら、経営基盤の強化や消費拡大に向けた取り組みを推進してまいります。

林業振興につきましては、「大仙市豊かな森づくり振興プラン」に基づき、森林資源の循環利用を促進するとともに、林業人材の確保・育成に向けた取組を支援するほか、植林体験などを通じて森林保全に対する意識の醸成を図ってまいります。

鳥獣害対策につきましては、ツキノワグマを中心に増加傾向にある鳥獣被害を防止するため、引き続き、緩衝帯の整備や誘引樹木の伐採に対する支援を通じ、「生活ゾーン」と「生息ゾーン」の境界の再構築を図るとともに、指定管理鳥獣の捕獲出動に対する報酬の見直しを行うなど、担い手の確保や緊急時の体制強化に努めてまいります。

水産振興につきましては、令和10年の供用開始に向け、市営水産ふ化場の改築事業を着実に進めるとともに、ふるさと教育や観光分野などと連携を図りながら、サケ資源の安定的な確保と、ふ化放流事業の確実な継承につなげてまいります。

商工業の振興につきましては、商店街の魅力向上や活性化に向けた主体的な取り組みを後押しするとともに、若者チャレンジ応援プロジェクトを通じて市内での起業を支援するほか、後継者の不在に直面する事業者の円滑な事業承継をサポートする体制の構築

を進めてまいります。

企業誘致の強化につきましては、私、自らが先頭に立ち、本市の充実した支援制度やアクセス性、立地環境などの強みを積極的に発信するとともに、首都圏で開催される大規模な展示会への出展やフォームマーケティングを展開するなど、様々な機会や手段を通じて誘致活動を推進してまいります。また、人材不足を背景に、本市への進出に関心を示すIT関連企業が増加傾向にあることから、市内の高校に通う高校生を対象としたセミナーや、在職者のリスキリングに対する支援を通じてデジタル人材の創出・育成に取り組むとともに、こうした企業が進出しやすい環境整備を進め、誘致につなげてまいります。

雇用・就労の促進につきましては、関係団体と連携を図りながら、雇用機会の創出や就職機会の提供に取り組むほか、地域産業が必要とする人材の育成や大学生を対象としたインターンシップ、市内の中高生を対象とした企業説明会などを通じ、若者の市内就労やAターン就職を促進してまいります。

「大仙市花火産業構想」の推進につきましては、「花火産業推進プロジェクト」の下、関係団体と連携を図りながら、令和10年の「大曲の花火」第100回記念大会を見据えた、グローバルな花火産業基盤の確立を目指し、各種取組を進めてまいります。こうした取組の一環として、10月にスペインで開催される「第20回国際花火シンポジウム」に参加し、関係団体とともに令和10年の招致に向けた活動を行うほか、本市を代表する「大曲の花火」の節目にふさわしい年となるよう、これまで以上に安全・安心で、デジタル化や国際化にも配慮した大会運営に努めながら、受入れ体制の整備などの準備を進めてまいります。

観光振興につきましては、「第4次大仙市観光振興計画」の下、花火や文化財、行祭事、食、自然などを組み合わせた観光コンテンツの開発や戦略的なプロモーションの展開、受入れ体制の充実などに取り組み、インバウンドを含めた観光誘客を促進してまいります。また、「道の駅かみおか」については、令和10年のリニューアルオープンに向けて、再整備事業を着実に進めてまいります。

次に、「地域の活力を生み、誰もがいきいきと活躍できるまち」についてであります。

若者・女性活躍の推進につきましては、アンコンシャス・バイアスや固定的な性別の役割分担意識の解消に向けた取り組みを進め、寛容で包摂性が高く、誰もが能力を発揮できる社会の形成につなげてまいります。

出会い・結婚支援につきましては、年齢が影響するライフイベントなどについて、「知らずに『選べない』」ということがないように、中学生を対象に、自身が理想とする人生を考えるライフデザイン講座を開催するほか、多様な出会いの機会の創出や結婚新生活に対する支援を通じ、結婚を希望する皆様を積極的に応援してまいります。

子ども・子育て支援の充実につきましては、最も重要な分野と位置付け、「大仙市子ども計画」の下、子どもや子育て世帯の目線を各種施策に取り入れながら、保育料の無償化や小・中学校の給食費無償化、18歳までの医療費無償化などの経済的な負担の軽減に加え、保育サービスや幼児教育の充実など、子育てしやすい環境づくりを進めてまいりました。こうした環境のさらなる充実を図るため、市内の保育施設に通園する園児が持参している主食について、10月から保育施設で提供できるよう検討を進めるほか、利用ニーズが増大する産後ケア事業について、受入れ体制の更なる強化を図るとともに、乳幼児健診の助成対象に5歳児健診を加え、切れ目のない支援体制を構築し、一人一人に合わせた適切な相談支援、子育てサービスの提供に努めてまいります。

屋内遊び場施設につきましては、「子育てに優しいまち」を象徴する拠点として、子どもや子育て世帯のニーズを取り入れながら、令和9年度のオープンを目指して着実に事業を進めてまいります。

学校教育の充実につきましては、学びの質を高めるため、1人1台端末の環境を生かしたICTの積極的な活用を図るとともに、ふるさと教育を基盤としたキャリア教育を推進するほか、学校再編計画を着実に進めてまいります。また、少子高齢化の進行などを背景に、学校と地域の課題が複雑化・複合化する中であって、「地域学校協働活動」と「コミュニティ・スクール」を一体的に推進し、地域全体で未来を担う子どもたちの成長を支える環境の形成につなげてまいります。

生涯学習の推進につきましては、市民が主役のまちづくり講座「大仙アカデミー」を通じ、市民の皆様一人一人がまちづくりの当事者であることを再認識し、地域の課題解決や活性化に向け、主体的に参画する機運を高めていただく有意義な機会にしてまいります。

移住・定住の促進につきましては、「第4期移住・定住促進アクションプラン」の下、本市出身の子育て世代をメインターゲットとした移住策と、本市に居住する方々が「住み続けたい」と感じていただける定住策の充実を努めてまいります。

次に、「誰もが安全・安心で、幸せに暮らせるまち」についてであります。

保健・医療の充実につきましては、「第3次健康大仙21計画」の下、市民の皆様が積極的に健康づくりに取り組めるよう、関連施策を総合的に推進するほか、タニタグループと連携を図りながら、昨年、事業開始から5周年を迎えた「健幸^{こう}まちづくりプロジェクト」のさらなる推進により、「健幸の輪」をより大きく広げてまいります。

高齢者福祉の充実につきましては、「大仙市高齢者プラン」の下、高齢者の自立支援の充実と介護予防活動の促進を図り、住民が互いに支え合いながら、誰もが住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けられるよう、地域全体で支える環境づくりを進めてまいります。

防災・減災対策の強化につきましては、激甚化・頻発化する自然災害に備え、国土強^{じん}靱化地域計画等に基づく防災・減災対策を強力に推進するとともに、排水ポンプの増設を進めるほか、洪水による浸水想定区域を加えたハザードマップを作成し、自主防災組織をはじめとした関係機関や団体と情報を共有しながら、自助・共助による防災意識を高め、災害に強いまちづくりを推進してまいります。

雪対策の強化につきましては、冬期間における安全・安心な暮らしを確保するため、除排雪対策の強化を図るとともに、地域の支え合いによる取組を後押しするなど、引き続き、市民の皆様との協働による雪対策に取り組んでまいります。

空き家対策の推進につきましては、「第3次大仙市空き家対策計画」の下、空き家の発生を未然に防ぐ対策に重点を置き、様々な媒体を通じて周知に努めながら、適正管理や利活用を促すとともに、管理不全の物件への対策を強化するなど、総合的な対策を講じてまいります。

次に、「豊かな自然を守り、快適な住みよいまち」についてであります。

カーボンニュートラルの推進につきましては、より多くの市民や企業の皆様が自分事と捉え、主体的に活動していただけるよう啓発に努めるとともに、太陽光発電設備の設置などに対する支援を継続するほか、新たな対策として、二酸化炭素排出量の削減に資する「宅配ボックス」の購入に対する助成制度を創設することとしております。また、この1月には、学校施設をはじめ、29の公共施設を対象に電力オークションを実施し、再生可能エネルギー由来の電力に切り替えているほか、公共施設における照明のLED化を進めているところであり、引き続き、オール大仙で脱炭素社会の実現に向けた取組を積極的に進めてまいります。さらに、プラスチック類の分別収集への協力や「だいでんタベスケ」への参加を呼び掛けながら、食品ロス対策とごみの減量化による循環型

社会の形成にも取り組んでまいります。

公共交通の充実につきましては、令和8年度にスタートする「大仙市地域公共交通計画」の下、需要に応じた運行の最適化に向け、太田地域において、AI技術を活用したオンデマンド交通の実証運行を実施するほか、南外地域における地域主体の移動支援の取組を後押しすることとしており、こうした取組の全市的な展開も視野に、効率的で利便性が高く、持続可能な公共交通ネットワークの構築を進めてまいります。

道路河川等の整備につきましては、計画的な道路改良や舗装補修により交通インフラの維持・強化を図るとともに、「大仙市橋梁^{りょう}長寿命化修繕計画」の下、橋りょうの適切な維持管理に努めてまいります。

上水道及び簡易水道事業につきましては、人口減少の進行に伴う水需要の減少を見据えながら、老朽化した配水管をはじめ、施設・設備の適切な維持管理や計画的な更新を図り、将来にわたって安全で安心な水道水の安定供給に努めてまいります。

下水道事業につきましては、農業集落排水施設の長寿命化対策や統廃合、公共下水道への接続事業などを進め、事業運営の効率化を図ってまいります。

住環境の整備につきましては、子育て世帯や移住定住世帯への支援に重点を置いた「住宅リフォーム支援事業」を継続し、住環境のさらなる向上を図るとともに、移住・定住関連施策とも連携しながら、子育て世代の定住を促進してまいります。

次に、「地域と共に創る、未来に続く持続可能なまち」についてであります。

シティプロモーションの推進につきましては、専任の地域おこし協力隊を増員し、発信力の強化を図ることとしており、外からの目線で地域の魅力を掘り起こし、市内外へ広く発信することで、シビックプライドの醸成と関係人口の創出・拡大を図ってまいります。

地域活動の維持・活性化につきましては、人口減少や少子高齢化に伴う各地域の課題を掘り起こしながら、その解決に向けた方策を市民の皆様と検討するため、集落支援員の配置をしてまいります。

行財政運営の効率化につきましては、「大仙市行政サービス改革・DX推進大綱」の下、利用者の視点に立った利便性の高いサービスの導入と、行政運営の効率化に向け、行政改革とデジタル変革の二つの視点から「将来を見据えた行政サービスの最適化」を推進してまいります。

次に、令和8年度当初予算（案）の概要について申し上げます。

当初予算につきましては、「第3次大仙市総合計画における主要施策・事業の推進」と「将来を見据えた行財政基盤の構築」の2点を基本方針に掲げ、編成を進めてまいりました。

一般会計につきましては、前年度に比べ21億8,700万円、率にして4.9パーセント増の472億7,300万円となっており、物価高などによる経常経費の増加や、ふるさと納税に係る経費を歳入歳出予算それぞれに計上したことなどから、平成25年度に次ぐ予算規模となっております。

「第3次大仙市総合計画」の主要施策につきましては、126億8,800万円、率にして26.8パーセントを配分しており、特に「総合的な子ども・子育て支援策」については、「未来への投資」と位置付け、重点的に配分しております。

その他の会計につきましては、14の特別会計で予算総額108億6,699万円、4企業会計で96億2,977万円となっており、全会計を合わせた総額は、677億6,976万円となっております。

予算の編成に当たっては、歳入において、米価高騰などに伴う市税の増加や、地方財政計画において地方交付税の伸びが示された一方で、人手不足や物価高を背景とした人件費や、公共施設の維持管理費などの経常経費の増加に加え、屋内遊び場施設整備事業の本格化などに伴い、歳出の増加分が歳入の伸びを上回る状況となっております。こうしたことから、不足する一般財源を補うため、財政調整基金の取り崩しを行うこととしておりますが、令和7年度の決算見込みなどを勘案し、今後、一定の基金残高を確保できるよう積み増しを図ってまいります。

今後の財政運営に当たりましては、国の経済対策に基づく「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」を活用しながら、市民の皆様の暮らしと事業活動を下支えしつつ、人口減少や少子高齢化が進行する中であって、穏やかな景気回復の下で経済指標が好転しつつある今、中長期的な視点に立ち、全ての事務事業の見直しを進めるとともに、クラウドファンディングなどを通じた新たな財源の確保や、公共施設の戦略的なマネジメントに努めながら、不測の事態に備えた一定の財政余力を確保し、将来世代に過度の負担を強いることのない持続可能な財政運営に取り組んでまいります。

結びに、「男女雇用機会均等法」の成立から40年、「女性活躍推進法」の成立から10年という節目を迎えた昨年、我が国の憲政史上初となる女性の内閣総理大臣が誕生しており、時代の大きな変革の兆しを感じたところであります。

折しも、令和8年は、昭和元年から起算して満100年の節目の年であります。令和を生きる私たちには、激動の昭和を生き、先の大戦や多くの苦難を乗り越え、大仙市の礎を築いた先人の叡智と弛まぬ努力により紡がれてきた、かけがえのない「ふるさと大仙」に、新たな価値を加え、次の100年につなげていく重要な責務があるものと考えております。

この地で育ち、このまちを心から愛し、誇りとする市民の一人として、そして、現在を生き、豊かで明るい未来を願い、まだ見ぬ将来世代に責任を負う世代の一員として、「協働・共創」の理念の下、市民の皆様と手を携えながら、多くの人から選ばれ、安全・安心で利便性が高く、そして誰もが希望を抱き、夢を描くことができる、未来に向けて持続的に発展するまちづくりに果敢にチャレンジしてまいります。

以上、令和8年度における市政運営の基本方針と施策の概要について申し上げます。市民の皆様並びに議員各位からのより一層のご支援とご協力をお願い申し上げます。令和8年度の施政方針といたします。

【老松市長 降壇】

○議長（後藤 健） 日程第5、議案第2号及び日程第6、議案第3号の2件を一括して議題といたします。

提案理由の説明を求めます。老松市長。

【老松市長 登壇】

○市長（老松博行） 議案第2号及び議案第3号の人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることにつきまして、ご説明申し上げます。

資料ナンバー1、議案書の2ページと3ページをご覧いただきたいと存じます。

本市人権擁護委員であります柴田敬史氏並びに和田美砂子氏の任期が来る令和8年6月30日をもって満了することに伴い、その後任候補者の推薦について、秋田地方法務局から依頼があったところであります。

本2案は、柴田敬史氏については再推薦し、和田氏の後任として福田和子氏を新たに推薦するため、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

以上、ご説明申し上げますが、よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願いを申し上げます。

【老松市長 降壇】

○議長（後藤 健） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（後藤 健） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本2件については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（後藤 健） ご異議なしと認めます。よって本2件については、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（後藤 健） 討論なしと認めます。

これより、議案第2号及び議案第3号の2件を一括して採決いたします。本2件は、同意と決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（後藤 健） ご異議なしと認めます。よって本2件は、同意することに決しました。

○議長（後藤 健） 日程第7、報告第2号から日程第10、議案第6号までの4件を一括して議題といたします。

提案理由の説明を求めます。伊藤総務部長。

【伊藤総務部長 登壇】

○総務部長（伊藤公晃） はじめに、報告第2号、令和7年度大仙市一般会計補正予算（第12号）の専決処分報告について、ご説明申し上げます。

資料ナンバー2、補正予算書〔1月専決〕をご覧ください。

3ページをお願いいたします。

今回の補正予算は、2月8日投開票の第51回衆議院議員総選挙執行経費及び不足が見込まれる除排雪経費の補正を行ったものであり、歳入歳出予算の総額に、それぞれ1億9,274万8千円を追加し、補正後の予算総額を483億8,257万5千円としたものであります。

それでは、補正の概要について、歳入から順にご説明申し上げます。

8 ページをお願いいたします。

16 款県支出金は、衆議院議員総選挙委託金として7,066万2千円の補正、20 款繰越金は、前年度繰越金として1億2,208万6千円の補正であります。

続きまして、歳出についてご説明申し上げます。

9 ページをお願いいたします。

2 款総務費は、衆議院議員総選挙執行経費として、期日前投票や投開票における管理者・立会人への報酬、ポスター掲示板設置経費などとして、7,274万8千円を補正したものであります。

10 ページをお願いいたします。

8 款土木費は、除雪対策費として、今冬の除排雪経費の不足分が見込まれたため、1 億2,000万円を追加したものであります。

以上、補正予算の専決処分報告についてご説明申し上げましたが、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、令和8年1月23日付けで専決処分させていただきましたので、同条第3項の規定により、議会に報告し、ご承認をお願いするものであります。

続きまして、資料ナンバー1、議案書をご覧ください。

4 ページ、5 ページをお願いいたします。

議案第4号、大仙市協和内水面漁業近代化施設条例及び大仙市協和広場等利用施設条例を廃止する条例の制定について、ご説明申し上げます。

本案は、蓄養殖施設であります協和内水面漁業近代化施設及び隣接する協和広場等利用施設の2施設を民間事業者に譲与することとし、今年度をもって施設を廃止するものであります。

なお、本案につきましては、議決をいただいた後、廃止施設の譲与に係る単行案を追加提案させていただきたいと存じますので、よろしくをお願いいたします。

次に、議案第5号、令和7年度大仙市一般会計補正予算（第13号）につきまして、ご説明申し上げます。

資料ナンバー3、補正予算書〔3月補正①〕をご覧ください。

3 ページをお願いいたします。

今回の補正予算は、追加の除排雪に係る経費や、国の補正予算の採択に伴う学校施設

の改修経費などについて補正をお願いするもので、歳入歳出予算の総額に、それぞれ4億394万円を追加し、補正後の予算総額を487億8,651万5千円とするものであります。

6ページをお願いいたします。

繰越明許費は、事業完了が翌年度になる2件について、追加をお願いするものであります。

7ページをお願いいたします。

債務負担行為は、令和8年度から新たに開催する市内高校生向けのITセミナーなどについて、新学期開始前に高校との調整など諸準備に取り掛かる必要があることから、追加をお願いするものであります。

それでは、補正の概要について、歳入から順にご説明申し上げます。

11ページをお願いいたします。

15款国庫支出金は、小学校及び中学校の学校施設環境改善交付金として3,688万円の補正、20款繰越金は、前年度繰越金として2億8,866万円の補正、22款市債は、小学校及び中学校の施設整備事業債として7,840万円の補正であります。

続きまして、歳出についてご説明申し上げます。

12ページをお願いいたします。

8款土木費は、除雪対策費として、1月下旬からの寒波が長期滞留した影響などにより、降雪量が予想を上回り、除雪出動回数が増加しているため、2億6,000万円を補正するものであります。

13ページをお願いいたします。

10款教育費は、1億4,394万円の補正であります。

主な内容といたしまして、学校施設改修事業費は、西仙北小学校及び南外小学校における高圧受電設備の改修、大曲中学校における空調設備の改修経費として、小学校費6,695万5千円、中学校費5,093万5千円の補正であります。

続きまして、特別会計についてご説明申し上げます。

17ページをお願いいたします。

議案第6号、令和7年度大仙市学校給食事業特別会計補正予算（第5号）につきましては、学校給食総合センターの空調設備改修に係る補正であり、歳入歳出予算の総額に、それぞれ1億5,387万9千円を追加し、補正後の予算総額を13億4,019

万2千円とするもので、あわせて、繰越明許費を設定するものであります。

以上、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

【伊藤総務部長 降壇】

○議長（後藤 健） これより質疑を行います。質疑ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（後藤 健） 質疑なしと認めます。

ただ今、議題となっております報告第2号から議案第6号までの4件は、議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

○議長（後藤 健） この際、常任委員会審査のため、暫時休憩いたします。再開時刻は後ほど、ご連絡いたします。

午前10時40分 休 憩

.....

午後 0時58分 再 開

○議長（後藤 健） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

○議長（後藤 健） 日程第7、報告第2号を再び議題といたします。

本件に関し、各委員長の報告を求めます。はじめに、総務企画常任委員長19番橋本琢史議員。

（「はい、議長」と呼ぶ者あり）

○議長（後藤 健） はい、橋本議員。

【19番 橋本琢史議員 登壇】

○総務企画常任委員長（橋本琢史） 当常任委員会に審査付託となりました事件につきまして、本会議休憩中に委員会を開催し、関係部長等の出席を求めて慎重審査いたしましたので、その経過及び結果についてご報告いたします。

報告第2号「専決処分報告について（令和7年度大仙市一般会計補正予算（第12号）」のうち、当委員会に審査付託となりました所管する予算につきまして、選挙管理委員会事務局の衆議院議員総選挙執行経費の説明に対し、委員から「事業費に一部、一般財源が含まれている理由は何か。」との質疑があり、当局からは「今回購入した自動

用紙交付機が、国政選挙だけではなく地方選挙でも使用可能であるため、国の交付率が『9分の5』となり、残りの『9分の4』が市負担となるためである。」との答弁がありました。

また、別の委員から「前回、令和6年度の衆議院議員選挙と比較して、予算が増額している理由は何か。」との質疑があり、当局からは「主な要因として、冬期間の選挙に伴う除雪経費の発生及びポスター掲示場等の資材価格高騰などによるものである。」との答弁がありました。

さらに、別の委員からは「市として、今回の投票率の結果と要因をどう分析しているか。」との質疑があり、当局からは「目標値を58パーセントとしたところ、60.79パーセントという結果であった。期日前投票が前回より伸びるなど、有権者の積極的な投票行動があったものと推測できる。」との答弁がありました。

その他、質疑がありましたが、当局の説明を了とし、採決の結果、出席委員の一致をもちまして、本件は承認すべきものとした次第であります。

以上で報告を終わります。

○議長（後藤 健） ただ今の委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（後藤 健） 質疑なしと認めます。

【19番 橋本琢史議員 降壇】

○議長（後藤 健） 次に、産業建設常任委員長10番安達成年議員。
（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（後藤 健） はい、安達議員。

【10番 安達成年議員 登壇】

○産業建設常任委員長（安達成年） ご報告いたします。

休憩前の本会議において当委員会に審査付託となりました事件につき、本会議休憩中に委員会を開催し、所管関係部長等の出席を求めて慎重審査いたしましたので、その経過及び結果についてご報告いたします。

報告第2号「専決処分報告について（令和7年度大仙市一般会計補正予算（第12号）」）につきましては、当局からの補正内容の説明を了とし、質疑及び討論はなく、採決の結果、出席委員の一致をもちまして、本件は承認すべきものと決した次第であります。

以上で報告を終わります。

○議長（後藤 健） ただ今の委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（後藤 健） 質疑なしと認めます。

【10番 安達成年議員 降壇】

○議長（後藤 健） これより討論を行います。討論はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（後藤 健） 討論なしと認めます。

これより報告第2号を採決いたします。本件に対する委員長報告は承認であります。
本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（後藤 健） ご異議なしと認めます。よって本件は、承認することに決しました。

○議長（後藤 健） 日程第8、議案第4号を再び議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。産業建設常任委員長10番安達成年議員。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（後藤 健） はい、安達議員。

【10番 安達成年議員 登壇】

○産業建設常任委員長（安達成年） ご報告いたします。

議案第4号「大仙市協和内水面漁業近代化施設条例及び大仙市協和広場等利用施設条例を廃止する条例の制定について」につきましては、質疑において、委員から「今後、民間事業者への譲与を予定しているようだが、土地についても所有権移転するのか。また筆数は幾つあるのか。」との質疑があり、当局からは「土地についても所有権移転を予定している。筆数は5筆である。」との答弁がありました。

その他、質疑等なく、当局からの内容の説明を了とし、討論はなく、採決の結果、出席委員の一致をもちまして、本件は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上で報告を終わります。

○議長（後藤 健） ただ今の委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（後藤 健） 質疑なしと認めます。

【10番 安達成年議員 降壇】

○議長（後藤 健） これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（後藤 健） 討論なしと認めます。

これより議案第4号を採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（後藤 健） ご異議なしと認めます。よって本件は、原案のとおり可決されました。

○議長（後藤 健） 日程第9、議案第5号及び日程第10、議案第6号の2件を一括して再び議題といたします。

本2件に関し、各委員長の報告を求めます。はじめに、教育厚生常任委員長14番石塚柏議員。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（後藤 健） はい、石塚議員。

【14番 石塚 柏議員 登壇】

○14番（石塚 柏） 当常任委員会に審査付託となりました事件につきまして、本会議休憩中に委員会を開催し、所管関係部長等の出席を求めて慎重に審査いたしましたので、その経過及び結果についてご報告をいたします。

議案第5号「令和7年度大仙市一般会計補正予算（第13号）」及び議案第6号「令和7年度大仙市学校給食事業特別会計補正予算（第5号）」の2件につきましては、当局からの内容説明に対し、質疑において、学校給食総合センター所管の学校給食総合センター改修事業費について委員から「空調設備の改修は、今年の猛暑により調理員に体調不良者が多数発生したことを受けてのものか。」との質疑があり、当局からは「ご質問のとおり、調理員の労働環境を改善するため、調理室内全ての空調設備の入替えを行うものである。」との答弁がありました。

また、別の委員から「改修工事の時期について、熱中症リスクを考慮し、夏休み期間前に完了することはできないか。」との質疑があり、当局からは「日程上困難であるた

め、応急的に増設した空調設備 1 台の活用や交代勤務などにより、調理員の体調管理に適切に対応していきたい。」との答弁がありました。

続けて、「他の学校給食センターの空調設備の状況について伺う。」との質疑があり、当局からは「西部学校給食センターは比較的新しい設備であり、東部学校給食センターも既に改修を終えていることから、昨年の猛暑においても、体調不良者は発生していない。」との答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、出席委員の一致をもちまして、本件は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上で報告を終わります。

○議長（後藤 健） ただ今の委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（後藤 健） 質疑なしと認めます。

【14番 石塚 柏議員 降壇】

○議長（後藤 健） 次に、産業建設常任委員長 10 番安達成年議員。
（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（後藤 健） はい、安達議員。

【10番 安達成年議員 登壇】

○産業建設常任委員長（安達成年） ご報告いたします。

議案第 5 号「令和 7 年度大仙市一般会計補正予算（第 13 号）」のうち、当委員会に審査付託となりました所管する補正予算につきましては、はじめに、商工業・若者チャレンジ振興課所管のだいせん I T ベース・プロジェクト事業費について、委員から「どれくらいのニーズを見込んでいるのか。确实なところの事業成果の見込みはあるのか。」との質疑があり、当局からは「市内高校でのセミナーは初めての開催となることから、参加者がどれくらいいるのかの想定は難しい。しかしながら、I T 分野に興味を持ってもらう人材の裾野の拡大に努めたい。なお、今後 I T 企業 3 社以上の誘致を目標と掲げており、人材育成とともに誘致の強化に努めてまいりたい。」との答弁がありました。

次に、道路河川課所管の除雪対策費について、委員から「2 月の 9 日以降、今後の除雪出動回数を 5 回と見込んでいるようだが、本日現在で既に何回出動しているのか。」との質疑があり、当局からは「2 月 9 日以降、既に 2 回出動しており、残り 3 回分残っ

ている。」との答弁がありました。

その他、関連する質疑等がありましたが、当局からの補正内容の説明を了とし、討論はなく、採決の結果、出席委員の一致をもちまして、本件は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上で、報告を終わります。

○議長（後藤 健） ただ今の委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（後藤 健） 質疑なしと認めます。

【10番 安達成年議員 降壇】

○議長（後藤 健） これより討論を行います。討論はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（後藤 健） 討論なしと認めます。

これより議案第5号及び議案第6号の2件を一括して採決いたします。本2件に対する委員長報告は原案可決であります。本2件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（後藤 健） ご異議なしと認めます。よって本2件は、原案のとおり可決されました。

○議長（後藤 健） 日程第11、議案第7号から日程第36、議案第32号までの26件を一括して議題といたします。

提案理由の説明を求めます。伊藤総務部長。

【伊藤総務部長 登壇】

○総務部長（伊藤公晃） はじめに、議案第7号、大仙市一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げます。

資料ナンバー1、議案書の6ページと7ページをご覧ください。

本案は、今般、秋田県において、ツキノワグマなどの危険鳥獣の捕獲等に従事した職員に対して支給する特殊勤務手当が設けられたことに伴い、本市においても同様に規定するものであります。

特殊勤務手当は、1日につき1,640円を上限に支給するもので、令和8年4月1

日から施行するものであります。

次に、議案第 8 号、大仙市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げます。

議案書の 8 ページと 9 ページをお願いいたします。

職員につきましては、地方公務員法の規定により、拘禁刑以上の刑に処せられた場合は、原則、失職いたしますが、今般、秋田県において、その特例が設けられております。

内容といたしましては、交通事故に係る拘禁刑以上の刑に処せられ、その全部の執行が猶予された場合において、情状を考慮して必要があると認められるときは、失職させないことができることとするものであります。

本案は、本市においても同様に失職の特例を設けるもので、公布の日から施行するものであります。

次に、議案第 9 号、大仙市ふるさと応援基金条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げます。

議案書の 10 ページと 11 ページをご覧ください。

本案は、近年、ふるさと納税制度の寄附額が増加しており、寄附金の募集事務や寄附者への返礼品等に係る費用についても増加していることから、これらの募集事務や返礼品等に係る経費の財源に充てる場合につきましても本基金を処分することができることとするもので、令和 8 年 4 月 1 日から施行するものであります。

次に、議案第 10 号、督促手数料の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、ご説明申し上げます。

議案書の 12 ページから 15 ページまでをご覧ください。

本市では、市税等の督促に際し、督促手数料 100 円を徴収しておりますが、本案は、これらに係る経費や事務負担を勘案して、督促手数料を廃止することとし、関係 13 条例において所要の改正を行うものであります。

本条例は、所要の経過措置を設け、令和 8 年 4 月 1 日から施行するものであります。

次に、議案第 11 号、大仙市立学校設置条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げます。

議案書の 16 ページと 17 ページをご覧ください。

本案は、第 2 次大仙市学校規模適正化推進計画に基づき、令和 9 年 4 月に中仙地域の清水小学校を中仙小学校に編入するものであります。また、太田地域の太田東小学校、

太田南小学校及び太田北小学校の3校を統合し、新たな小学校を設置するものであります。

太田地域の統合後の小学校についてであります。名称については、(仮称)大仙市立太田地域統合小学校とし、校舎等につきましては、現在の太田南小学校を使用するものであります。

次に、議案第12号、大仙市協和緑地等広場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げます。

議案書の18ページと19ページをご覧ください。

本案は、協和船岡緑地広場につきまして、利用者数の減少などに伴い、今年度をもって廃止するものであります。

次に、議案第13号、大仙市特別職の職員で非常勤のもの報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げます。

議案書の20ページと21ページをご覧ください。

本案は、近年、市内各地でツキノワグマの出没が多発傾向にあることなどを踏まえ、鳥獣被害対策実施隊の隊員の処遇改善を図るため、手当の額を見直すものであります。

内容といたしましては、隊員が指定管理鳥獣の捕獲等の業務に従事した場合の報酬の額を、4千円から8千円とするもので、令和8年4月1日から施行するものであります。

次に、議案第14号、大仙市太田四季の村条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げます。

議案書の22ページから25ページまでをご覧ください。

本案は、太田四季の村におきまして、指定管理者による管理運営のほか、一部、直営管理における規定を整備するなどの条文整理を行うものであります。また、使用を休止している設備を廃止するもので、令和8年4月1日から施行するものであります。

次に、議案第15号、大仙市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げます。

議案書の26ページから31ページまでをご覧ください。

本案は、道路法施行令が改正され、国道の占用料の額が改定されたことに伴い、市道の占用料の額についても政令に倣い改定するもので、所要の経過措置を設け、令和8年4月1日から施行するものであります。

次に、議案第16号、仙北町防災行政無線放送施設設置条例を廃止する条例の制定に

ついて、ご説明申し上げます。

議案書の 32 ページと 33 ページをご覧ください。

本案は、令和 8 年度以降、仙北地域の防災行政無線施設を順次撤去することとしたため、条例を廃止するもので、令和 8 年 4 月 1 日から施行するものであります。

次に、議案第 17 号、大仙市協和農業体験学習館条例を廃止する条例の制定について、ご説明申し上げます。

議案書の 34 ページと 35 ページをご覧ください。

本案は、協和農業体験学習館につきまして、施設の経年劣化などに伴い、今年度をもって廃止するものであります。

次に、議案第 18 号、大仙市緑の交流空間施設設置条例を廃止する条例の制定について、ご説明申し上げます。

議案書の 36 ページと 37 ページをご覧ください。

本案は、南外ふるさと森林公園及び関連施設につきまして、施設の経年劣化や利用者数の減に伴い、今年度をもって廃止するものであります。

次に、議案第 19 号、大仙市営大曲スキー場条例を廃止する条例の制定について、ご説明申し上げます。

議案書の 38 ページと 39 ページをご覧ください。

大曲ファミリースキー場につきましては、近年の人口減少・少子化などによるウィンタースポーツ人口の減少により、利用者数も著しく減少しており、また、供用後 34 年が経過し、索道施設や管理棟・休憩所、グレンデ整備車両等の経年劣化が進んでおります。

こうした状況を踏まえ、市営スキー場の在り方について検討を重ねてまいりましたが、市営 3 スキー場を現状のまま存続させることは困難な状況であり、本案は、市営スキー場を 2 施設に集約し、持続的な運営環境の整備を図るため、大曲ファミリースキー場については、今シーズンの営業をもって廃止するものであります。

次に、議案第 20 号、大仙市職員等の旅費に関する条例の制定について、ご説明申し上げます。

議案書の 40 ページから 52 ページまでをご覧ください。

本案は、国内外の経済社会情勢の変化に対応する観点から行われた国並びに秋田県の旅費制度の改正に準拠し、本市においても旅費の種目や支給額の見直しを行うほか、関

係条例において所要の改正を行うもので、経過措置を設け、令和8年4月1日から施行するものであります。

次に、議案第21号、大仙市公文書等の管理に関する条例の制定について、ご説明申し上げます。

議案書の53ページから64ページまでをご覧ください。

本案は、市の諸活動や歴史的事実の記録である公文書等に関する基本的事項を定め、公文書の適切な管理、歴史公文書等の適切な保存及び利用等を図り、もって市政運営の効率化、市の事務事業の説明責任を果たすことを目的として、公文書等の管理に関する条例を制定するものであります。

条例は、施行に係る所要の準備期間を設けることとし、令和8年10月1日から施行するものであります。

次に、議案第22号、大仙市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について、ご説明申し上げます。

議案書の65ページと66ページをご覧ください。

本案は、特定乳児等通園支援事業、いわゆる「こども誰でも通園制度」が創設されたことに伴い、子ども・子育て支援法の規定に基づき、同事業の運営に関する基準を定めるもので、令和8年4月1日から施行するものであります。

次に、議案第23号、第3次大仙市総合計画基本構想及び第3次大仙市総合計画前期基本計画の策定について、ご説明申し上げます。

議案書の67ページ及び資料ナンバー1-1の別添計画書をご覧ください。

本案は、第2次総合計画基本構想の計画期間が今年度をもって終了することに伴い、第3次総合計画基本構想及び第3次総合計画前期基本計画を策定することについて、大仙市議会基本条例第10条第1項の規定により、議会の議決をお願いするものであります。

次に、議案第24号、大仙市過疎地域持続的発展計画の策定について、ご説明申し上げます。

議案書の68ページ及び資料ナンバー1-2の別添計画書をご覧ください。

本案は、現行計画の計画期間が今年度をもって終了することに伴い、秋田県の過疎地域持続的発展方針に基づき、令和8年度から令和12年度までの5年を計画期間とする大仙市過疎地域持続的発展計画を策定することについて、過疎地域の持続的発展の支援

に関する特別措置法第8条第1項の規定により、議会の議決をお願いするものであります。

次に、議案第25号、市道の路線の認定及び廃止について、ご説明申し上げます。

議案書の69ページから71ページまでをご覧ください。

本案は、市道16路線を認定し、5路線を廃止することにつきまして、議会の議決をお願いするものであります。

次に、議案第26号、令和8年度大仙市企業団地整備事業特別会計への繰入れについて、ご説明申し上げます。

議案書の72ページをご覧ください。

本案は、令和8年度において、一般会計から同特別会計に2,577万5千円以内を繰り入れることにつきまして、地方財政法第6条の規定により、議会の議決をお願いするものであります。

次に、議案第27号、令和8年度大仙市スキー場事業特別会計への繰入れについて、ご説明申し上げます。

議案書の73ページをご覧ください。

本案は、令和8年度において、一般会計から同特別会計に3,011万1千円以内を繰り入れることにつきまして、地方財政法第6条の規定により、議会の議決をお願いするものであります。

次に、議案第28号、令和7年度大仙市一般会計補正予算（第14号）について、ご説明申し上げます。

資料ナンバー4、補正予算書〔3月補正②〕をご覧ください。

3ページをお願いいたします。

今回の補正予算は、市債の繰上償還に係る経費や、障がい福祉サービス給付費の実績見込みによる増額のほか、基金利子の積立てや過年度精算による国庫支出金の返還などの補正をお願いするもので、歳入歳出予算の総額に、それぞれ6億2,516万9千円を追加し、補正後の予算総額を494億1,168万4千円とするものであります。

6ページをお願いいたします。

繰越明許費は、事業完了が翌年度になる12件の追加と、1件の上限金額の変更についてお願いするものであります。

それでは、補正の概要について、歳入から順にご説明申し上げます。

12ページをお願いいたします。

15款国庫支出金は、障がい福祉サービス事業費負担金及び防災・安全社会資本整備交付金などとして4,008万円の減額補正、12ページから13ページにかけての16款県支出金は、経営体育成支援事業費補助金及び参議院議員通常選挙費委託金などとして2,883万2千円の減額補正、17款財産収入は、各基金の預金利子として2,590万2千円の補正。

14ページに移ります。

18款寄附金は、3,907万7千円の補正。

15ページに移ります。

19款繰入金は、市債及び寄附採納に伴う財源振替により2,690万円の減額補正、20款繰越金は、前年度繰越金として3億1,410万2千円の補正。

16ページに移ります。

22款市債は、県営土地改良事業債及びふ化場改築事業債などとして、3億4,190万円の補正であります。

続きまして、歳出についてご説明申し上げます。

17ページをお願いいたします。

2款総務費は、1億4,199万3千円の補正であります。

主な内容といたしまして、地域交通対策事業費は、羽後交通株式会社が運行する生活バス9路線の赤字補填に係る補助金として3,925万5千円の補正、減債基金積立金は、令和8年度と9年度の2カ年の臨時財政対策債償還財源として追加配分された8,427万6千円のほか、本年度の財政運営における剰余金1億円などを市債繰上償還の財源として積み増しを図るもので、1億8,551万7千円の補正であります。

19ページをお願いいたします。

3款民生費は、1億1,260万9千円の補正であります。

主な内容といたしまして、地域福祉振興基金積立金は、令和7年度の寄附金及び預金利子を基金に積み立てるもので、1,700万6千円の補正、障がい福祉サービス給付費は、利用者増による扶助費増額のほか、過年度精算による国・県支出金の返還金として8,349万8千円の補正であります。

20ページをお願いいたします。

4款衛生費は、寄附金や市債の増額に伴う財源振替のほか、環境保全基金積立金とし

て預金利子を基金に積み立てるもので、36万6千円の補正であります。

21ページをお願いいたします。

6款農林水産業費は、2億4,961万2千円の補正であります。

主な内容といたしまして、県営土地改良事業費負担金（国補正予算分）は、国の補正予算による採択事業に係る市負担金として2億7,070万4千円の補正、大仙市営水産ふ化場改築事業費は、同じく国補正予算事業の採択により、建築や造成などに係る実施設計費として3,300万5千円の補正であります。

22ページをお願いいたします。

7款商工費は、指定管理施設経営緊急支援事業費として、物価高騰の影響を受ける市有温泉施設の指定管理者への支援として1,430万円の補正であります。

23ページをお願いいたします。

8款土木費は、4,644万5千円の減額補正であります。

主な内容といたしまして、道路維持管理費及び除雪機械購入費は、令和7年度の社会資本整備総合交付金の決定額に基づき、それぞれ641万2千円、4,157万8千円の減額補正であります。

24ページをお願いいたします。

10款教育費は、1,983万7千円の補正であります。

主な内容といたしまして、教育文化基金積立金及び大仙市学校施設再編整備基金積立金は、預金利子などを基金に積み立てるもので、それぞれ145万円、106万4千円の補正、大仙市コスモス奨学基金積立金は、本市独自の給付型奨学資金の財源としていただいた寄附金及び預金利子を基金に積み立てるもので、1,504万3千円の補正であります。

25ページをお願いいたします。

11款災害復旧費は、国庫補助の減額分及び測量費の一般財源分を市債により財源振替するものであります。

26ページをお願いいたします。

12款公債費は、1億3,289万7千円の補正であります。

内容といたしまして、長期債元金償還金は、財政健全化を図るために一般財源による市債繰上償還として1億2,769万3千円の補正、長期債利子償還金は、利率が当初見込みより大幅に上昇し利子償還金が不足することから、520万4千円の補正であり

ます。

続きまして、特別会計についてご説明申し上げます。

33ページをお願いいたします。

議案第29号、令和7年度大仙市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）につきましては、被保険者の所得増により賦課額が増加したことに伴い、秋田県後期高齢者医療広域連合への納付金も増額となることから補正をお願いするもので、歳入歳出予算の総額に、それぞれ1億1,793万円を追加し、補正後の予算総額を13億515万1千円とするものであります。

41ページをお願いいたします。

議案第30号、令和7年度大仙市学校給食事業特別会計補正予算（第6号）につきましては、利率の見直しがなされた市債について、利率が大幅に上昇したことにより利子償還金が不足することから補正をお願いするもので、歳入歳出予算の総額に、それぞれ228万円を追加し、補正後の予算総額を13億4,247万2千円とするものであります。

49ページをお願いいたします。

議案第31号、令和7年度大仙市奨学資金特別会計補正予算（第1号）につきましては、前年度繰越金及び預金利子を奨学基金へ積み立てる補正をお願いするもので、歳入歳出予算の総額に、それぞれ1,137万5千円を追加し、補正後の予算総額を3,569万1千円とするものであります。

57ページをお願いいたします。

議案第32号、令和7年度大仙市太陽光発電事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、前年度繰越金及び預金利子を地球温暖化対策基金へ積み立てる補正をお願いするもので、歳入歳出予算の総額に、それぞれ1,393万7千円を追加し、補正後の予算総額を1億5,121万3千円とするものであります。

以上、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

【伊藤総務部長 降壇】

○議長（後藤 健） 日程第37、議案第33号及び日程第38、議案第34号の2件を一括して議題といたします。

提案理由の説明を求めます。小林上下水道局長。

【小林上下水道事業局長 登壇】

○上下水道事業局長（小林孝至） 議案第33号、令和7年度大仙市上水道事業会計補正予算（第2号）につきまして、ご説明申し上げます。

資料ナンバー4、補正予算書〔3月補正②〕の65ページをご覧ください。

今回の補正予算は、国の補正予算採択に伴う建設改良費の補正をお願いするものであります。

第2条資本的収入及び支出の補正については、予算に定めた資本的収入に国庫補助金860万8千円を補正し、補正後の額を6,164万8千円とし、同じく資本的支出に建設改良費9,330万2千円を補正し、補正後の額を4億9,956万2千円とするものであります。

これに伴い、予算第4条本文括弧書きを「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額4億3,791万4千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額2,643万9千円、減債積立金1億円、過年度分損益勘定留保資金3億1,147万5千円で補填するものとする。」に改めるものであります。

続きまして、議案第34号、令和7年度大仙市下水道事業会計補正予算（第3号）につきまして、ご説明申し上げます。

73ページをお願いいたします。

今回の補正予算は、国の補正予算採択に伴う建設改良費の補正及び秋田県が実施している流域下水道事業費の減による建設費負担金の減額補正をお願いするものであります。

第3条資本的収入及び支出の補正については、予算に定めた資本的収入から企業債、国庫補助金、合わせて2,150万円を減額補正し、補正後の額を15億9,253万8千円とし、同じく資本的支出から建設改良費1,697万円を減額補正し、補正後の額を23億8,237万1千円とするものであります。

これに伴い、予算第4条本文括弧書きを「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額7億8,983万3千円は、過年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額2,370万7千円、過年度分損益勘定留保資金4億7,663万3千円、当年度分損益勘定留保資金2億8,949万3千円で補填するものとする。」に改めるものであります。

以上、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようよろしく

お願い申し上げます。

【小林上下水道局長 降壇】

○議長（後藤 健） 日程第39、議案第35号から日程第53、議案第49号までの15件を一括して議題といたします。

提案理由の説明を求めます。今野副市長。

【今野副市長 登壇】

○副市長（今野功成） 議案第35号、令和8年度大仙市一般会計予算について、ご説明申し上げます。

資料ナンバー5をご覧ください。

7ページをお願いいたします。

一般会計歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ472億7,300万円で、前年度当初予算に比べ21億8,700万円、率にして4.9パーセントの増となっております。

令和8年度の当初予算につきましては、「第3次大仙市総合計画」の基本目標に掲げた主要施策に予算を優先的に配分し、特に「総合的な子ども・子育て支援策」については「未来への投資」と位置付け、重点的な予算配分をしております。

それでは、当初予算の概要について、ご説明申し上げます。

13ページをお願いいたします。

債務負担行為の関係であります、「奨学金返還助成金」など、3件につきまして設定をしております。

次に、事項別明細書により、歳入についてご説明申し上げます。

22ページをご覧ください。

1款市税は、米価上昇による農業所得の増及び賃上げによる給与所得の上昇などを勘案し、対前年度比4.2パーセント増の85億5,639万円を計上しております。

主な税目として、市民税は、対前年度比9.1パーセント増の38億2,748万7千円、固定資産税は、対前年度比0.5パーセント増の39億1,452万8千円となっております。

23ページになります。

2款地方譲与税は、地方揮発油譲与税、自動車重量譲与税、森林環境譲与税の3項目

を合わせ、対前年度比2.4パーセント減の8億4,017万6千円を計上しております。

地方揮発油譲与税については、地方揮発油税の暫定税率廃止に伴い、減となっております。

3款利子割交付金は、対前年度比147.6パーセント増の675万円、4款配当割交付金は、対前年度比43.2パーセント増の3,352万2千円を計上しております。

24ページをお願いいたします。

5款株式等譲渡所得割交付金は、対前年度比30.5パーセント増の5,093万2千円、6款法人事業税交付金は、対前年度比0.9パーセント増の1億2,612万5千円、7款地方消費税交付金は、令和7年度交付見込額や県の算定を参考に、対前年度比6.4パーセント増の21億8,102万8千円、8款ゴルフ場利用税交付金は、対前年度比11.1パーセント減の716万2千円を計上しております。

25ページになります。

9款環境性能割交付金は、環境性能割の廃止に伴い、対前年度比88.6パーセント減の483万5千円、10款地方特例交付金は、地方揮発油税暫定税率や環境性能割の廃止に伴う地方税減収分の補填措置が見込まれることから、対前年度比139.3パーセント増の1億4,296万3千円を計上しております。

26ページになります。

11款地方交付税は、普通交付税と特別交付税を合わせ、対前年度比1.8パーセント増の181億6,471万6千円、12款交通安全対策特別交付金は、対前年度比7.2パーセント減の1,091万1千円、13款分担金及び負担金は、対前年度比31.0パーセント増の1,318万6千円を計上しております。

27ページから30ページになります。

14款使用料及び手数料は、対前年度比1.8パーセント増の6億970万3千円を計上しております。

主な項目として、市直営の温泉施設である中里温泉及び柵の湯使用料や市営住宅使用料、一般廃棄物処理手数料などがあります。

31ページから33ページになります。

15款国庫支出金は、対前年度比1.0パーセント減の60億7,377万7千円を計上しております。

主な項目として、障がい福祉サービス事業費負担金、子どものための教育・保育給付費負担金などの民生費国庫負担金のほか、屋内遊び場施設などに係る社会資本整備総合交付金や、通学路整備や橋りょうの長寿命化対策に係る防災・安全社会資本整備交付金などであります。

34ページから40ページになります。

16款県支出金は、対前年度比5.9パーセント減の35億902万8千円を計上しております。

主な項目として、国民健康保険及び後期高齢者医療保険の保険基盤安定負担金や、医療費の負担軽減に係る医療給付費補助金、そのほか、多面的機能支払推進交付金、県民税徴収交付金、秋田県議会議員選挙費委託金などであります。

41ページになります。

17款財産収入は、土地貸付収入や物品売払収入などで、対前年度比20.9パーセント増の6,358万6千円を計上しております。

42ページになります。

18款寄附金は、ふるさと応援寄附金を当初予算計上することにより、対前年度比ほぼ皆増の10億円を計上しております。

引き続き、42ページから44ページになります。

19款繰入金は、対前年度比15.9パーセント増の24億2,475万4千円を計上しております。

主な項目として、財政調整基金繰入金のほか、ふるさと応援寄附金による基金や、公共施設の維持修繕に係る基金からの繰入金などあります。

44ページになります。

20款繰越金は、前年度同額の3億円を計上しております。

45ページから51ページになります。

21款諸収入は、対前年度比0.4パーセント減の13億2,135万6千円を計上しております。

引き続き、51ページから52ページになります。

22款市債は、対前年度比17.7パーセント増の18億3,210万円を計上しております。

主な項目として、民生債として屋内遊び場施設整備事業債、衛生債として中央ごみ処

理センター設備改良事業債などであります。

次に、歳出についてご説明申し上げます。

53ページになります。

1款議会費は、議員報酬・期末手当及び共済費や議会広報発行経費など、対前年度比0.4パーセント増の2億9,435万9千円の計上であります。

54ページから66ページになります。

2款総務費は、令和8年度より当初予算に計上することとした、ふるさと応援基金積立金や「ふるさと納税制度」関連経費のほか、地域交通対策事業費や秋田県議会議員選挙執行経費など、対前年度比22.1パーセント増の57億8,703万8千円の計上であります。

67ページから74ページになります。

3款民生費は、屋内遊び場施設整備事業の本格化や保育所等施設型給付費負担金のほか、シニア健康共通券交付事業費など、対前年度比1.6パーセント増の142億8,624万円の計上であります。

75ページから79ページになります。

4款衛生費は、大曲仙北広域市町村圏組合で実施する中央ごみ処理センター改良工事の本格化に伴う負担金や、プラスチックごみの計画収集回数を増とする、ごみ収集関係費、乳幼児健康診査費などとして、対前年度比15.2パーセント増の52億5,605万3千円の計上であります。

80ページになります。

5款労働費は、市内企業の人材獲得のための取組に対する人材獲得応援事業費や地域雇用促進事業費など、対前年度比31.6パーセント減の6,293万2千円の計上であります。

81ページから86ページになります。

6款農林水産業費は、農業と食に関する基本構想に基づく地域活性化推進事業費や、大仙市営水産ふ化場のリニューアルに係る用地取得費用のほか、有害鳥獣駆除対策事業費など、対前年度比11.8パーセント減の31億5,643万8千円の計上であります。

87ページから90ページになります。

7款商工費は、道の駅かみおかの再整備に係る基本設計費等のほか、市所有温泉施設

管理費や工業振興奨励事業費など、対前年度比17.8パーセント増の17億6,377万4千円の計上であります。

91ページから95ページになります。

8款土木費は、橋りょう長寿命化及び除雪機械購入費や、住宅リフォーム支援事業費など、対前年度比0.6パーセント減の42億3,554万3千円の計上であります。

96ページから98ページになります。

9款消防費は、大曲仙北広域市町村圏組合消防費負担金のほか、仙北地域沼田排水ポンプ場のポンプ増設や洪水浸水想定区域図を反映させたハザードマップの更新に係る水害対策費など、対前年度比10.3パーセント増の21億1,460万5千円の計上であります。

99ページから119ページになります。

10款教育費は、小中学校の学校給食費無償化に伴う繰出金や学校再編に係る関連経費など、対前年度比2.2パーセント増の48億9,854万3千円の計上であります。

120ページになります。

11款災害復旧費は、前年度と同額の615万円であり、道路及び河川施設の災害復旧を図るための経費を計上しております。

121ページになります。

12款公債費は、対前年度比2.5パーセント増の53億6,132万5千円を計上しております。

122ページになります。

13款予備費は、前年度と同額の5,000万円を計上しております。

以上が一般会計でございます。

続きまして、議案第36号から議案第49号までの令和8年度の各特別会計予算について、ご説明申し上げます。

145ページになります。

議案第36号、令和8年度大仙市国民健康保険事業特別会計予算は、歳入歳出それぞれ79億2,991万2千円であります。

主な経費として、保険給付費、国民健康保険事業費納付金などを計上しております。

次に、181ページになります。

議案第37号、令和8年度大仙市後期高齢者医療特別会計予算は、歳入歳出それぞれ

15億2,076万6千円であります。

主な経費として、管理事務費や後期高齢者医療広域連合納付金などを計上しております。

次に、203ページになります。

議案第38号、令和8年度大仙市学校給食事業特別会計予算は、歳入歳出それぞれ11億8,899万5千円であります。

主な経費として、市内3カ所の給食センターの給食材料費や管理及び運営費、学校給食協会への調理運搬業務委託経費などを計上しております。

次に、229ページになります。

議案第39号、令和8年度大仙市奨学資金特別会計予算は、歳入歳出それぞれ1,913万8千円であります。

次に、241ページになります。

議案第40号、令和8年度大仙市企業団地整備事業特別会計予算は、歳入歳出それぞれ2,577万5千円であります。

主な経費としては、造成工事の財源として活用した市債に係る元利償還金の公債費のみ計上しております。

次に、253ページになります。

議案第41号、令和8年度大仙市スキー場事業特別会計予算は、歳入歳出それぞれ3,014万2千円であり、市内2スキー場の運営経費を計上しております。

次に、269ページになります。

議案第42号、令和8年度大仙市太陽光発電事業特別会計予算は、歳入歳出それぞれ1億4,030万6千円であります。

主な経費としては、一般管理費や太陽光発電施設リース料に係る太陽光発電事業費などを計上しております。

次に、285ページになります。

議案第43号、令和8年度大仙市小水力発電事業特別会計予算は、歳入歳出それぞれ150万円であります。

真木関根小水力発電施設の施設管理費や、小水力発電施設の修繕費などに充てるための基金積立金を計上しております。

次に、297ページになります。

議案第 4 4 号、令和 8 年度大仙市内小友財産区特別会計予算は、歳入歳出それぞれ 5 0 万円であります。

次に、3 1 1 ページになります。

議案第 4 5 号、令和 8 年度大仙市大川西根財産区特別会計予算は、歳入歳出それぞれ 5 4 万 8 千円であります。

次に、3 2 5 ページになります。

議案第 4 6 号、令和 8 年度大仙市荒川財産区特別会計予算は、歳入歳出それぞれ 1 4 1 万 8 千円であります。

次に、3 4 1 ページになります。

議案第 4 7 号、令和 8 年度大仙市峰吉川財産区特別会計予算は、歳入歳出それぞれ 1 1 0 万円であります。

次に、3 5 7 ページになります。

議案第 4 8 号、令和 8 年度大仙市船岡財産区特別会計予算は、歳入歳出それぞれ 1 6 8 万 1 千円であります。

次に、3 7 3 ページになります。

議案第 4 9 号、令和 8 年度大仙市淀川財産区特別会計予算は、歳入歳出それぞれ 5 2 1 万 2 千円であります。

各財産区特別会計の主な内容としては、管理会費などの所要額を計上しております。

以上、令和 8 年度一般会計予算及び各特別会計予算の概要を説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

【今野副市長 降壇】

○議長（後藤 健） 日程第 5 4、議案第 5 0 号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。藤原市立大曲病院事務長。

【藤原病院事務長 登壇】

○病院事務長（藤原孝之） 議案第 5 0 号、令和 8 年度市立大曲病院事業会計予算につきまして、ご説明申し上げます。

資料ナンバー 5、令和 8 年度大仙市各会計予算の 3 8 9 ページをお願いいたします。

はじめに、第 2 条業務の予定量についてであります。

年間患者数については、入院を 3 万 5, 0 4 0 人と見込んでおります。これは一日平

均患者数を96人としたものであります。

また、外来については、一日平均患者数を53人と見込み、年間患者数は1万2,773人を予定しております。

訪問看護・指導については、1カ月当たりを50人と見込み、年間患者数は600人を予定しております。

次に、第3条収益的収入及び支出の予定額について、ご説明申し上げます。

収益的収入及び支出は、病院の経営活動によって発生する収益と費用となります。

収入の部、第1款病院事業収益は、10億1,671万4千円を見込んでおります。

主な内容といたしまして、第1項医業収益は、入院収益や外来収益などで5億8,739万円、第2項医業外収益は、一般会計からの負担金と長期前受金戻入益などで4億2,932万4千円であります。

次に、支出の部、第1款病院事業費用は、10億1,347万6千円を見込んでおります。

主な費用は、職員の給与費、医薬品などの材料費、光熱水費など病院施設管理のための経費、それに減価償却費などであります。

390ページをお願いいたします。

第4条資本的収入及び支出は、建設改良費や企業債の償還元金などであり、資産を形成するための経費として計上しております。

収入の部、第1款資本的収入は、6,018万8千円を見込んでおり、主な内訳は、一般会計からの出資金であります。

次に、支出の部、第1款資本的支出は、1億679万2千円を見込んでおります。

主な内訳は、空調設備改修工事実施設計委託、監視・防犯カメラ、ハミルトンブレンダーやノートパソコン等の更新に係る建設改良費のほか、企業債の元金償還金などあります。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額につきましては、減債積立金のほか、過年度分損益勘定留保資金などで補填するものであります。

第5条以下につきましては、説明を割愛させていただきます。

以上、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

【藤原病院事務長 降壇】

○議長（後藤 健） 日程第 5 5、議案第 5 1 号から日程第 5 7、議案第 5 3 号までの 3 件を一括して議題といたします。

提案理由の説明を求めます。小林上下水道局長。

【小林上下水道局長 登壇】

○上下水道局長（小林孝至） 議案第 5 1 号、令和 8 年度大仙市上水道事業会計予算につきまして、ご説明申し上げます。

資料ナンバー 5、令和 8 年度予算書 4 1 9 ページをご覧ください。

はじめに、業務の予定量であります。給水戸数を 1 万 5, 6 0 5 戸と見込み、年間総配水量は 4 3 6 万 8 4 9 立方メートルを予定しております。

次に、第 3 条収益的収入及び支出の予定額についてであります。

上水道事業収益は 8 億 7, 6 0 6 万 4 千円を見込んでおり、主な営業収益は、水道料金収入であります。

上水道事業費用は 8 億 5, 3 7 8 万円を見込んでおり、主な費用は、給与費のほか、水道料金等徴収業務委託料、浄水場などの施設や配水管に係る維持管理費、減価償却費などあります。

次に、4 2 0 ページになります。

第 4 条資本的収入及び支出についてであります。

資本的収入は 6, 1 0 4 万 3 千円を見込んでおり、内訳は、県からの補償金や一般会計からの出資金などあります。

資本的支出は 3 億 6, 9 3 3 万 8 千円を見込んでおり、主な内訳は、配水管の布設及び改良に係る建設改良費のほか、企業債に係る元金償還金などあります。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額につきましては、過年度分損益勘定留保資金等で補填することとしております。

第 5 条以下につきましては、説明を割愛させていただきます。

続きまして、議案第 5 2 号、令和 8 年度大仙市簡易水道事業会計予算につきまして、ご説明申し上げます。

4 5 3 ページをお願いいたします。

はじめに、業務の予定量であります。給水戸数を 8, 8 3 3 戸と見込み、年間総配水量は 2 5 9 万 3, 1 7 9 立方メートルを予定しております。

次に、第3条収益的収入及び支出の予定額についてであります。

簡易水道事業収益は12億2,660万1千円を見込んでおり、主な営業収益は、水道料金収入であります。

簡易水道事業費用は11億2,891万円を見込んでおり、主な費用は、給与費のほか、水道料金等徴収業務委託料、浄水場などの施設や配水管に係る維持管理費、減価償却費などあります。

次に、454ページになります。

第4条資本的収入及び支出についてであります。

資本的収入は3億322万7千円を見込んでおり、内訳は、県からの補償金や企業債などあります。

資本的支出は8億7,905万円を見込んでおり、主な内訳は、配水管改良に係る建設改良費のほか、企業債に係る元金償還金などあります。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額につきましては、当年度分損益勘定留保資金等で補填することとしております。

第5条以下は、説明を割愛させていただきます。

続きまして、議案第53号、令和8年度大仙市下水道事業会計予算につきまして、ご説明申し上げます。

489ページをお願いいたします。

はじめに、業務の予定量であります。接続戸数を1万6,362戸と見込み、年間総処理水量は499万3,346立方メートルを予定しております。

次に、第3条収益的収入及び支出の予定額についてであります。

下水道事業収益は29億8,224万8千円を見込んでおり、主な営業収益は、下水道使用料収入であります。

下水道事業費用は27億4,572万8千円を見込んでおり、主な費用は、給与費のほか、下水道使用料徴収業務負担金、管渠・^{きよ}処理場施設の維持管理費、減価償却費などあります。

次に、490ページになります。

第4条資本的収入及び支出についてであります。

資本的収入は16億732万7千円を見込んでおり、主な内訳は、企業債や一般会計からの出資金、国庫補助金などあります。

資本的支出は25億3,269万5千円を見込んでおり、主な内訳は、農業集落排水施設の統廃合に係る建設改良費のほか、企業債に係る元金償還金などであります。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額につきましては、過年度分損益勘定留保資金等で補填することとしております。

第5条以下は、説明を割愛させていただきます。

以上、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

【小林上下水道局長 降壇】

○議長（後藤 健） これにて、本定例会に上程された議案についての説明が終了いたしました。

○議長（後藤 健） お諮りいたします。議案等調査のため、2月20日から3月1日までの10日間、休会いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（後藤 健） ご異議なしと認めます。よって、2月20日から3月1日までの10日間、休会することに決しました。

○議長（後藤 健） 以上で本日の日程は、全て終了いたしました。

本日はこれをもって散会し、来る3月2日、本会議第2日を定刻に開議いたします。大変お疲れ様でした。

午後 2時18分 散 会

令和8年第1回大仙市議会定例会会議録第2号

令和8年3月2日（月曜日）

議事日程第2号

令和8年3月2日（月曜日）午前10時開議

第1 一般質問

出席議員（23人）

| | | |
|----------|----------|----------|
| 1番 大山利吉 | 2番 小須田逸子 | 3番 佐藤文子 |
| 4番 菊地伸 | 5番 小笠原昌作 | 6番 高橋智也 |
| 7番 挽野利恵 | 8番 秩父博樹 | 9番 佐藤芳則 |
| 10番 安達成年 | 11番 門脇智宏 | 12番 佐藤隆康 |
| 13番 青柳友哉 | 14番 石塚柏 | 15番 古谷武美 |
| 16番 高橋徳久 | 17番 本間輝男 | 18番 佐藤育男 |
| 19番 橋本琢史 | 20番 山谷喜元 | 21番 佐藤芳雄 |
| 22番 橋村誠 | 24番 後藤健 | |

欠席議員（1人）

23番 高橋敏英

遅刻議員（0人）

早退議員（0人）

説明のため出席した者

| | | | |
|---------|-------|--------|-------|
| 市長 | 老松博行 | 副市長 | 今野功成 |
| 副市長 | 舩谷祐幸 | 教育長 | 伊藤雅己 |
| 総務部長 | 伊藤公晃 | 企画部長 | 佐々木英樹 |
| 市民部長 | 伊藤敬 | 健康福祉部長 | 佐藤和博 |
| こども未来部長 | 田口美和子 | 農林部長 | 斎藤秋彦 |

| | | | |
|-----------|-------|------------|------|
| 経済産業部長 | 鎌田篤史 | 観光文化スポーツ部長 | 加賀貢規 |
| 建設部長 | 京野和明 | 病院事務長 | 藤原孝之 |
| 教育委員会事務局長 | 佐々木泰宏 | 上下水道局長 | 小林孝至 |
| 総務課長 | 三浦政輝 | | |

議会事務局職員出席者

| | | | |
|----|-------|----|------|
| 局長 | 大沼利樹 | 参事 | 佐藤和人 |
| 主幹 | 佐々木孝子 | 主幹 | 黒田貴彦 |
| 主査 | 藤澤正信 | | |

午前10時00分 開 議

○議長（後藤 健） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

欠席の届出は、23番高橋敏英議員であります。

○議長（後藤 健） 本日の議事は、議事日程第2号をもって進めます。

○議長（後藤 健） 日程第1、一般質問を行います。

順次質問を許します。

はじめに、4番菊地伸議員。

（「はい、議長」と呼ぶ者あり）

○議長（後藤 健） はい、菊地議員。

【4番 菊地伸議員 登壇】

○議長（後藤 健） はじめに、1番の項目について質問を許します。

○4番（菊地 伸） 市民クラブの菊地伸と申します。今日はよろしく願いいたします。

このように一般質問の機会をいただきまして、ありがとうございます。今回は四つという大変盛りだくさんな内容となっておりますが、よろしく願いいたします。

まず一つ目の質問です。冬期間の除排雪体制についてであります。

今年の1月から2月前半にかけ、東日本上空に寒波が長く居座った影響もあり、日本海側は大雪の日が続きました。市の建設部道路河川課の皆様におかれましては、大仙市

道路除雪基本計画に示した「冬期間の円滑な道路交通の確保」及び「雪に強く住みよいまちづくり」の各基本方針を推進し、目標達成のため尽力されていることに対し敬意を表します。

しかしながら、除排雪の状況に関して市民から様々な声が聞かれたことも事実です。それらに関し、除排雪事業の詳細な情報を市民に提供をすることで、皆が納得し、より安定的な除排雪体制を確立ができるのではと思います、このたび質問をしたいと思います。

一つ目の市民の声は除雪出動基準についてです。

大仙市道路除雪基本計画によると、車道除雪は降雪量が道路種別ごとの出動基準量以上になると予想される場合に出動するとあり、出動の指示は除雪自動通報システム、または除雪担当職員とあります。基準降雪量は、通常期が10センチですが、気象状況や路面状況を考慮し、これらの状況を総合的に確認した上で出動の判断をすると記載があります。

私の記憶では、去年の大みそか、12月31日の朝、降雪量が多かったものの除雪出動がありませんでした。日中は解け始めた雪が車道に残っており、自動車のハンドルが取られ、運転しづらかったことを覚えています。年明けの1月からは大雪の日が続きましたが、車道に新雪が残っていることから、出動していなかったのではと思われる日が数日ありました。そのような日に、市民から除雪の出動がないのはなぜかとの声が聞かれました。出動の判断に関してどのような状況があったのかを伺いたいと思います。

二つ目の市民の声は、路肩堆雪の排雪作業をする道路はどのような判断で箇所を決定しているのかというものです。

私の自宅前の道路は通学路でもあり、大変丁寧に排雪作業をしていただき感謝しております。しかし反面、路肩堆雪で道幅が狭いまま放置された道路もありました。堆雪が大きくなり過ぎた交差点は、交通量にかかわらず交通事故の危険性が高まります。自動車が見えないほど高くなった堆雪がある交差点は、優先的に排雪をしなければ安全な交通環境が確保されません。路肩堆雪の排雪作業は、どのような判断で箇所を決定しているかを伺いたいと思います。

○議長（後藤 健） 1番の項目に対する答弁を求めます。老松市長。

○市長（老松博行） 菊地伸議員の一つ目の発言通告であります、冬期間の除排雪体制に関する質問につきましては、建設部長が答弁申し上げますので、よろしく願いいたします。

○議長（後藤 健） 京野建設部長。

○建設部長（京野和明） 菊地伸議員の質問にお答え申し上げます。

質問の、冬期間の除雪体制についてであります。はじめに、降雪時の出動判断につきましては、「大仙市道路除雪基本計画」に基づき、除雪自動通報システムを活用し、地域事情により時間の設定は異なりますが、基本的に午前0時半から午前4時までの間に降雪量が10センチメートル以上となった場合、各除雪業者へ電子メールにより出動の指示をしております。

このほか、日中の降雪状況や天気予報、路面状況なども勘案し、職員の指示により出動する場合があります。

除雪車両等の除雪出動判断時刻を午前4時までとしている理由としては、通勤・通学時間帯の渋滞回避、さらには、歩行者や車両との接触事故防止の観点から、午前7時半をめぐりに除雪作業を終わらせる必要があるためであります。

議員ご指摘の、早朝、車道上に積雪が見られたにもかかわらず出動がなかった事例につきましては、午前4時以降に急激な降雪があり、基準値を超えたものの、先ほどのとおり安全性などの理由から除雪車の出動ができなかったものと考えております。

市といたしましては、降雪状況や路面状況などに応じ、できる限り柔軟に対応してまいりたいと考えておりますが、歩行者や車両の安全確保などの観点から、引き続き、安全面に十分配慮した除雪作業に務めてまいりますので、ご理解くださるようお願いいたします。

次に、路肩排雪作業の箇所選定についてであります。排雪作業実施に当たりましては、除排雪業務受注業者及び除雪担当職員のパトロール結果や、市民からの情報提供を踏まえ、通学路や幹線道路及び交通量の多い交差点を優先し、実施することとしております。

今冬につきましては、1月の度重なる寒波の影響により、短期間に急激に降雪量が増加したことにより、排雪作業の遅れが生じ、市民の皆様にご不便をおかけしていることについては、市でも認識しているところであります。

今後の排雪作業に当たりましては、危険性の高い道路や交差点の早期把握に一層努めるとともに、大型除雪機に加え、小型の除雪機や作業手順の工夫により、より効率的かつ効果的な排雪を実施し、道路交通の安全確保に努めてまいります。

○議長（後藤 健） 再質問はありませんか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○議長(後藤 健) はい、菊地議員。

○4番(菊地 伸) 大変丁寧な答弁ありがとうございました。

除雪に関して、町内会などから毎年同じ内容の苦情を出しても改善されないという声がありました。地域を熟知しているオペレーターが毎年同じ地域を担当することはメリットではありますが、オペレーターの姿勢や担当箇所の多さなどが要因で、改善の要望を出しても反映されないというデメリットもあります。改善の要望を反映させるよう、委託業者へフィードバックする手段はどのようになっているかを再質問で伺いたいと思います。

○議長(後藤 健) 再質問に対する答弁を求めます。京野建設部長。

○建設部長(京野和明) 菊地伸議員の再質問にお答え申し上げます。

除雪業務に関する改善要望の受託業者へのフィードバックの手段に関しましては、直接当課へ寄せられた苦情や要望は、随時、共同企業体構成会社へ情報提供しております。

また、除雪業務受注業者決定のための公募型プロポーザルにおいて、受注を希望する共同企業体より提出していただく技術提案書に「住民からの意見・要望をJV内で共有し、今後の作業に活かす取り組み」との項目があり、各共同企業体において、それぞれの技術提案書に記載された内容に基づき履行するよう指導を行っております。

さらには、地域によって開催方法は異なりますが、共同企業体構成会社と除雪業務担当職員との情報共有や意見交換を行う場を設けており、その中で業務に関する改善点や住民要望を反映するようにしております。

○議長(後藤 健) 再々質問はありませんか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○議長(後藤 健) はい、菊地議員。

○4番(菊地 伸) 本当にいろいろと毎年の冬の対策、本当にご難儀をおかけしているということが本当に分かりました。今回のこのような丁寧な内容で情報提供することによって、市民が納得できる、そういうふうな形になればというふうに思っておるところであります。

これで一つ目の質問に関しては終わりたいと思います。

○議長(後藤 健) 次に、2番の項目について質問を許します。

○4番(菊地 伸) 二つ目の質問は、災害時の避難所における空調設備についてです。

昨年の夏は記録的猛暑となりましたが、最近は真夏日・猛暑日が長く続く傾向にあります。大仙市の統計データにある気象に関する記録を見ると、ここ数年、その年の最高気温を記録した日が8月下旬から9月中旬となっています。

今後の気象は長期間にわたり真夏日や猛暑日となることが予想されますが、自然災害は気象に関係なく発生します。猛暑の中で災害が発生した場合、空調設備がない避難所に避難した被災者は、様々な健康面での危険にさらされます。高温となった室内では熱中症となる確率が高まります。多くの人々が1カ所に集まることにより感染症が広がるのが心配され、トイレの利用が制限されるため、水分摂取を控えることで脱水症状となり、汗をかくことによる塩分不足、長時間同じ姿勢を続けることによるエコノミー症候群の発症も心配されます。

冷蔵保存ができずに食品が傷んだ場合は食中毒を引き起こす危険性もあるため、被災者に食事を提供する場合は火を通したものが望ましいのですが、避難所の施設内にあるガスの配管が施工された部屋で湯を沸かしたり、調理をしたりする場合、空調設備がない高温の部屋での作業は熱中症の危険度がさらに高まります。

大仙市で指定している避難場所について、空調設備がない全部屋に空調設備を設置することは財政面で難しいことは十分理解していますが、被災者に食事を提供することの重要性を考えると、ガスの配管が施工された部屋へ優先的に空調設備を設置すべきと思います。この件に関する対応をどのように考えているかを伺います。

○議長（後藤 健） 2番の項目に対する答弁を求めます。老松市長。

○市長（老松博行） 菊地伸議員の二つ目の発言通告であります、避難所における空調設備に関する質問につきましては、総務部長が答弁申し上げますので、よろしくお願いたします。

○議長（後藤 健） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤公晃） 質問の、災害時における空調設備についてお答え申し上げます。

近年、全国的に地震や台風、豪雨といった自然災害が頻発しており、特に夏場における猛暑は常習化し、災害発生時においては高温な環境下で避難生活を余儀なくされるケースが増えてくることが想定され、避難所の環境整備がますます重要視されております。

現在、市では100カ所の指定避難所を選定しております。100カ所中75カ所には、ガス配管がある調理場等が整備されており、このうち、昨今に新設あるいは改修な

どを施した施設である18カ所には、調理場のみならず、全館空調設備が完備されておりますが、そのほかの避難所における、いわゆる「避難スペース」には十分な空調設備の設置には至っていないというのが現状でございます。

ご質問の、ガス配管がある調理場への空調設備の設置についてであります。火気の使用により調理場等は熱がこもりやすく、熱中症のリスクも高まることから、可能な限り空調設備の整備を進めることは意義のあることと理解しております。

その一方で、ライフラインの供給停止等により、異常が発生することも十分に考えられ、出火の恐れやガス管の転倒、ガス漏れの有無など、調理場等の利用に一定の制約がかかることを想定すると、より確実に安全確認が必要となることから、調理場等そのものの利用については慎重にならざるを得ないものと認識しております。

また、食事の管理・提供する場という側面からも、洗浄や殺菌の資材不足の懸念のほか、食材の確保や冷蔵設備などによる保管が必要であり、災害時の物資の需給面での問題や食品衛生上の課題などが挙げられます。

こうしたことも鑑み、本市では、「県と市町村の共同備蓄計画」に基づき、容易であり、常温で保存できて調理しなくても食べられる備蓄品をストックすることを優先的に進め、調理場の利用に頼らない避難所運営に努めているところであり、あわせて、迅速に活用できるように備蓄品の分散配備にも取り組んできているところであります。

これらのことを踏まえますと、調理場等への空調設備の設置については、安全面や衛生面、費用対効果の観点から、必ずしも優先事項となるものとは捉えておりません。

まずは、これまでどおり、避難された方々が最も多くの時間を過ごすこととなる部屋やスペースなどへの空調設備の整備を優先したいと考えており、避難者の精神的・身体的負担の軽減を図りながら、さらには、ベッドやプライベートテント購入など、より緊急性の高い災害必需品の充実に取り組み、避難所における居住空間の向上を図ってまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（後藤 健） 再質問はありませんか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（後藤 健） はい、菊地議員。

○4番（菊地 伸） 答弁ありがとうございました。まずは優先順位、やっぱりその食品の方に調理が必要のないものというふうなことで判断されたということで、まず空調設

備の方が後回しにされてしまったのはちょっと残念ではありますが、ただ、将来的に使用されなくなる施設というものが大仙市内にこれから多く出てくるかと思っております。大仙市内の小・中学校の統廃合により使用されなくなる校舎が、これから出てくるわけですが、その校舎に設置されている空調設備、これを移設して、まだ設置されていない場所に設置することが可能なものかどうかということ伺いたいというふうに思っております。

○議長（後藤 健） 再質問に対する答弁を求めます。伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤公晃） 菊地伸議員の再質問にお答え申し上げます。

統廃合によって閉鎖される施設、こちらに設置される空調設備につきましては、設備のですね、状態を確認させていただくということで、比較的新しい、再使用が可能というものにつきましては、移設はできるものというふうには考えております。

しかしながら、使用ができると思われてもですね、老朽化が進んでいるもの、部品が少ないですとかそういったもの、そういったものは保守、それから移設にかかる費用がかかり増しになると、逆にそういったことも可能性があるということでございますので、まずは設備の状態、そういったものを確認した上で判断させていただきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（後藤 健） 再々質問はありませんか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（後藤 健） はい、菊地議員。

○4番（菊地 伸） ではまず、実際、多くの被災者が集まるであろう学校のその校舎内が高温になることが考えられます。何とか被災者が快適な空間で避難所生活ができるよう、設置の方が進むよう願っていきたいというふうに思っております。よろしくお願ひします。

以上です。

○議長（後藤 健） 次に、3番の項目について質問を許します。

○4番（菊地 伸） 三つ目、ひきこもり支援体制についての質問であります。

大仙市内にひきこもりの方がどれだけいるかというデータは分かりませんが、内閣府の調査では、15歳から64歳までのひきこもり状態にある方は、全国で約146万人と推計されています。特に中・高年層の長期化が課題として指摘されており、いわゆる

「8050問題」など、家族の高齢化と重なるケースも社会的関心を集めています。

社会参加をしないひきこもりの増加による影響は深刻であり、内閣府の調査に基づくと、ひきこもりによる経済損失は年間約11兆円との試算が出されており、国として対策が必要とされています。

本来、労働に参加できるはずの若年層・中年層が長期的に社会参加できないことで労働力人口が減少し、経済全体の生産性が低下します。就労による所得が失われることで、将来的に税収減少や社会保障費の負担増加が懸念されます。

ひきこもりの多くは家族と同居し、生活費を家族が負担することが一般的ですが、親世代にとってその負担が家計を圧迫し、消費余力の低下へとつながり、地域経済へ悪影響を及ぼす可能性があります。ひきこもり当事者が孤立無業者となれば、将来的に生活困窮に至ることも考えられます。

厚生労働省のホームページには、ひきこもりからの社会参加や自立を支援するため、医療、保健、福祉、教育、就労支援機関など、複数の部署や専門機関との間で官民連携のネットワークを構築し、日常生活自立、社会生活自立、就労自立に向けたきめ細やかな支援に関する取り組みが政策として紹介されており、「ひきこもり支援推進事業」に必要な経費を地方自治体に補助し、取り組みを強力に支援していると記載されています。

令和7年度では340市町村がひきこもりに特化した事業に取り組んでいるようです。

大仙市では、こども・若者総合相談支援センターの設置をはじめ、医療・福祉・教育・就労支援機関などの連携を基盤とした支援体制が整備されていますが、ひきこもりの課題は必ずしも診断や制度適用の有無だけで整理できるものではありません。ひきこもり状態の方の実態把握はどの程度まで進んでいるのか。障がい福祉制度の枠組みに入らない「グレーゾーン」の方の状況について、どのような分析をしているか。同居している家族の心理的・経済的負担について、実態調査や聞き取りなど実施しているのか。その家族支援について、どのように課題意識を持っているのかといった現行の支援体制では不十分と思われる状況があります。人口減少が進む本市において、ひきこもり状態にある若者や中・高年の方々の社会参加をどう支え、その潜在力をどう地域の力へ転換していくのかという長期的ビジョンが必要であり、そのためにも、より一層支援体制を進化させるべきと思いますが、市としてのお考えを伺います。

○議長（後藤 健） 3番の項目に対する答弁を求めます。老松市長。

○市長（老松博行） 菊地伸議員の三つ目の発言通告であります、ひきこもり支援体制に

関する質問に関しましては、健康福祉部長が答弁いたしますので、よろしく願いいたします。

○議長（後藤 健） 佐藤健康福祉部長。

○健康福祉部長（佐藤和博） 質問のひきこもり支援体制についてであります。市では、ニート、ひきこもり、不登校など、社会生活を営む上で困難を抱えている子どもや若者へ居場所を提供するなどの支援を行うため、子ども・若者総合相談センターを2カ所設置しているところであります。

それぞれの相談センターでは、居場所としての機能のほか、ひきこもり当事者や家族からの相談対応、利用者同士の交流促進、ジョブトレーニングなど、利用者一人一人に寄り添った支援をしております。

なお、2カ所の相談センターの運営については、「NPO法人 まることびおら」と「NPO法人 光^{ひき}希^や屋（家）」に委託しております。

また、国の生活困窮者就労準備支援事業費等補助金を活用し、ひきこもりなど「課題を抱えながらも支援につながっていない人」や「支援につながることを拒否している人」などに対するアウトリーチによる家庭訪問についても、平成30年度から「NPO法人 まることびおら」に委託して実施してきております。

さらに、地域住民の複合・複雑化した支援ニーズに対応する、断らない包括的な支援体制の整備に向け、国が推進していた「重層的支援体制整備事業」について、当市においても令和5年度から実施しており、ひきこもりや、いわゆる8050問題など様々な課題に対し、福祉、医療、保健、教育並びに雇用など多岐にわたる機関が円滑な連携の下、情報共有しながら、支援を必要とされる方を地域全体で支える体制づくりも進めてきているところであります。

ひきこもりの方の状態等の調査については、これまで市では実施してきてはおりませんが、アウトリーチ事業を通じて関係性を築くことができた方については、ひきこもりに至った原因やその家庭状況も含め、個々人の実態を確認できているほか、県が昨年実施した「ひきこもり理解促進・調査事業」の結果なども参照してまいりたいと考えております。

ひきこもり支援においては、本人や家族それぞれに異なる背景や事情があるため、本人のペースも尊重しながら、将来の生き方や社会との関わり方を自ら選択できるよう、一人一人に寄り添った長期的な伴走型の支援が重要であります。

引き続き、アウトリーチ事業を通じて、まだ顕在化していないひきこもりの方の把握に一層努めるとともに、重層的支援体制整備事業などを通じて関係機関同士のつながりを強化し、支援を必要としている方々へ必要な支援を確実にお届けできるよう、支援体制のさらなる充実に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（後藤 健） 再質問はありますか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（後藤 健） はい、菊地議員。

○4番（菊地 伸） 答弁ありがとうございました。

ひきこもりのまず支援体制、大変丁寧に説明していただきまして、本当にこのようにしっかりと市として頑張っており対応しているということを理解しましたが、まず、「福祉施策」にとどまるだけでなく、若者の潜在的な力を引き出し、将来的な地域の担い手を育むという観点からも、まちづくり政策の中で密接に関わる課題というふうに思っております。先ほども話しました厚生労働省で行っている「ひきこもり支援推進事業」による補助を活用しながら、制度の枠外にある方への支援、予防的な関わり、孤立を継続させないための地域づくりといったひきこもりを深刻化させない、そして新たに生まない環境づくり、これが持続可能な地域づくりの基盤というふうに考えております。この件に関しましてもご見解を伺いたいというふうに思っております。

○議長（後藤 健） 再質問に対する答弁を求めます。佐藤健康福祉部長。

○健康福祉部長（佐藤和博） 菊地伸議員の再質問にお答え申し上げます。

制度の枠外にある方への支援や予防的な関わりといった、ひきこもりを深刻化させない、そして、新たに生まないための取り組みについてであります。先ほども答弁申し上げましたとおり、アウトリーチによる家庭訪問を通じた関係性の構築や重層的支援体制整備事業により、個々のケースに応じて、福祉部門に限らず、関係する機関同士が連携しながら支援を必要とする方を地域全体で支える体制づくりを進めてまいりたいと考えております。

また、誰にも相談できずに、一人で思い悩み、結果、社会との関係を断ち、ひきこもり状態となるケースも少なからずあると思われますので、ほっとスペースなど市のこころの相談窓口について引き続き周知に努め、利用につなげることで、ひきこもり状態の方を新たに生まない環境づくりを進めてまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（後藤 健） 再々質問はありませんか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（後藤 健） はい、菊地議員。

○4番（菊地 伸） やはり若い人たちだけでなく、中・高年の方々が社会参加できない、こういう状況を何とかしなければいけないということを深刻に捉えて、市の方としてもしっかりと対策を講じていただきたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上で終わります。

○議長（後藤 健） 次に、4番の項目について質問を許します。

○4番（菊地 伸） 四つ目、市職員の労働環境改善についてです。

人気の高い民間企業では、人材獲得競争の激化により初任給が引き上げられ、特にIT、コンサルティング、総合商社といった業界で高額となっている傾向が見られます。中には初任給が30万円を超える企業も増えています。以前まで公務員は給与が安定しており、手当が充実しているなどの魅力が注目されていましたが、今の学生は「安定」より「成長」や「自由」を重視するという労働への価値観が変化したため、公務員を志望しない学生は約4割に上り、「若者の公務員離れ」が指摘されています。また、公務員は給与に対して仕事量の多さが割に合わないというイメージもSNSやクチコミで広がり、クレーム処理対応、非常時の時間外勤務、人手不足による業務過多、精神疾患による不調者、休職者、退職者の増加といった劣悪な労働環境の情報が拡大したことで、先入観にとらわれて志望しない学生が増えたことも公務員離れの原因となっています。

大仙市職員を志望する学生は「地元で働きたい」「社会の役に立ちたい」と希望を抱いて採用試験に臨むことと思いますが、そのような学生を一人でも多く増やし、採用後も抱いた希望をかなえようと勤務に励む職員を増やすべきです。

花火大会や500歳野球の大会、各地域で行われているお祭りなどのイベントを数多く開催しており、大仙市の魅力を発信しています。これらは一定の効果を上げていますが、イベントを成功させようと職員は休日にもかかわらず従事していると思います。しかし、従事回数が増え、負担が過剰になれば、大仙市を良くしたいという意欲は薄れていくと思います。

これらを踏まえ、初任給の引上げや労働環境の改善といった堅実な方法で市職員の人

材を確保し、育成をすることは喫緊の課題です。これらを解決することが行政サービスの質の向上へとつながります。市職員が仕事にやりがいを持ち、意欲的に業務に励むことができるようになることで、魅力ある職場としての認知度が高められると考えていますが、これら課題解決に対するお考えを伺います。

○議長（後藤 健） 4番の項目に対する答弁を求めます。舛谷副市長。

【舛谷副市長 登壇】

○副市長（舛谷祐幸） 質問の、市職員の労働環境改善についてお答え申し上げます。

はじめに、初任給の引上げにつきましては、例年、官民較差の是正を主要な目的として示されます人事院勧告及び秋田県人事委員会の勧告を踏まえまして、本市におきましても秋田県職員に準拠する形で給与改定を実施しているところであります。

これによりまして、特に令和5年度以降は、初任給の額を大きく引き上げておりまして、令和7年度新規採用者のうち、大学卒業程度である上級区分の事務職の給料月額が23万3,844円となっております。これは、令和4年度の採用者と比較すると金額で約4万8千円、率にして2割を超える増額となっておりますけれども、初任給の引上げは、議員ご提案のとおり優秀な人材確保の一助となるものと認識しておりますので、引き続き、適正な初任給水準の設定に努めてまいりたいと考えております。

次に、労働環境の改善等としてご指摘のありました花火大会や500歳野球大会などのイベント従事につきましては、その取扱いとして、土曜日や日曜日といった週休日に従事する場合、週休日を別日に振り替えることで休日確保することとしております。そのため、イベントを要因とする時間外勤務が増加している状況にはなく、また、年間を通じて特定の職員にイベント従事が偏らないよう、総務課においても従事者の調整を行うなどの配慮も行うことで、過度な負担とならないよう努めているところであります。

しかしながら、議員ご指摘のとおり、労働環境の整備が、この人材確保において極めて重要であることは、市といたしましても十分認識しているところでありまして、これまでもイベント従事等の対応につきましては、職員組合からの要望や職員の意見等も踏まえまして、随時見直しを行いながら職員の負担軽減に努めているところであります。

こうしたことも踏まえまして、市では令和8年度から、特別な事由がなくても早出・遅出を認める時差出勤制度を導入したいと考えているところであります。また、通勤時間の負担軽減等を目的としましたサテライトオフィス勤務、これにつきましても試験運用を開始する予定であります。

これらの取組は、働き方改革の一環として、また、人材確保策の面でも有用であると考えておりますので、引き続き、職員のワークライフバランスの実現や多様な働き方の推進に注力してまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、給与面での適切な処遇改善のほか、事務事業の見直しや効率化による職員の負担軽減を進めまして魅力ある職場環境を整備し、これを積極的に発信していくことで、本市としての優れた人材の確保と持続可能な行政運営に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

【舩谷副市長 降壇】

○議長（後藤 健） 再質問はありますか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（後藤 健） はい、菊地議員。

○4番（菊地 伸） 答弁ありがとうございました。いろいろと新しい取組が今行われているというふうにお話もありましたので、是非そういう内容が学生たちに広まり、魅力ある職場というふう認知度が高められればというふうに思っております。

ただ、若い職員だけでなく、いろいろな責任を多く抱えて業務の中心となって働く中堅層の方々の負担軽減ができなければというふうにも思っているところでもあります。その中堅層の方々のメンタルヘルスの対策がどのようになっているかということ、まず一つ伺いたいと思いますし、また、先ほども質問の中で出た人手不足で業務過多となっているそれぞれ部署が数課所あるかと思っておりますが、そういう部署に対する職員の配置の見直し、または休職者が出た場合の人員補充といった対策はどのようになっているか。そして、再任用、定年延長制度により、60歳以上の職員が増えていますけれども、その方々が必要とされる部署で、それまで長年培った業務経験を生かしていただくよう人員配置を考慮していただきたいというふうに思っておりますが、その点について再質問したいと思います。

○議長（後藤 健） 再質問に対する答弁を求めます。舩谷副市長。

○副市長（舩谷祐幸） 菊地伸議員の再質問にお答え申し上げます。

再質問の方、大きく3点ほどいただきました。ありがとうございます。

初めに、1点目の中堅層職員のメンタルヘルス対策、これについてでありますけれども、本市では職階、級に限らずですね、職員のストレスチェック、これを例年ほぼ100

パーセントの受検率で実施しております。検査の結果、高ストレスと出た職員に対しては、産業医の面接指導を実施するとともに、各部署におきまして、集団分析結果を活用しまして職場環境の改善につなげているところであります。

また、この相談窓口の積極的な周知に加えまして、毎年度、全職員を対象としましたメンタルヘルス研修、こちらの方を実施しているほか、長時間勤務につきましても、毎月要因の分析を行うなど、ご質問のありました中堅層職員の特有のこのストレス要因、これも十分に踏まえまして、全職員を対象とした様々な取組を継続しているところであります。

それから次、2点目ですけれども、業務過多が見込まれる部署に対する、この職員の配置の見直し、これについてでありますけれども、基本的には定期人事異動の過程におきまして、休暇の取得状況ですとか時間外勤務の実態、それから、次年度における事業の増減、こういったことをこの業務量を把握しまして、その内容を職員配置へ適切に反映させて対応しているところであります。

また、この年度途中にですね、欠員が生じた部署、ここにおきましては、所属長からの今後の見通しも含めました業務量等を調査・確認した上で、必要に応じて他の部署職員への兼務、それから併任の辞令の発令によりまして応援体制を整えるなど、可能な限りの対応を図りまして当該部署における業務の負担軽減に努めているところであります。

最後3点目ですけれども、60歳を超えた職員の業務経験を生かした職員配置という質問でございますけれども、議員ご指摘のとおり、長年の勤務で培われたこの豊富な知識ですとか経験を最大限に生かしてもらうということは、後輩の育成にも有用であることから、これまでの業務経験、それから本人の意向を基に、適切な部署へ配置するよう努めているところであります。今後とも対象職員の要望ですとか業務の実情を踏まえまして、この若手への人材育成への協力と、そして働きやすい環境整備、これに努めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○議長（後藤 健） 再々質問はありませんか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（後藤 健） はい、菊地議員。

○4番（菊地 伸） 再質問に対する答弁も大変ありがとうございました。

まず、本当に今年、職員になった新採用の私の教え子に話を聞いたところ、本当にお

祭りのイベントなども楽しみに一生懸命やっていますという話も聞いております。このような思いを、ずっと長く抱き続けながら、市の職員としてしっかりと意欲的に職務が遂行できるような、そういう環境づくり、そして、誰もが大仙市の職員、本当に一生懸命頑張って意欲的に市を良くしようという思いを抱ける、そういう環境づくりをこれからも目指していただきたいというふうに思っております。

以上で終わります。

○議長（後藤 健） これにて4番菊地伸議員の質問を終わります。

【4番 菊地伸議員 降壇】

○議長（後藤 健） 次に、2番小須田逸子議員。

（「はい、議長」と呼ぶ者あり）

○議長（後藤 健） はい、小須田議員。

【2番 小須田逸子議員 登壇】

○議長（後藤 健） 1番の項目について質問を許します。

○2番（小須田逸子） 参政党の小須田逸子です。一般質問の機会をいただき、ありがとうございます。本日はツキノワグマの大量出没に対する対応について質問いたします。

昨年、秋田県では、異常なクマの出没が続きました。59件の人身被害が起り、4名の方が亡くなってしまいました。大仙市内でもクマの目撃情報が昨年12月24日現在、1,077件、6件の人身被害も発生してしまいました。亡くなられた方にお悔やみを申し上げます。また、被害に遭われた方々にお見舞い申し上げます。

それと同時に、危険を顧みず対応してくださっている自治体職員、猟友会、警察、自衛隊の皆様には感謝いたします。

実は昨年の10月19日、我が家の近くにクマが出没いたしました。我が家の周りの田んぼや農業用ハウスの周りを走り回っておりました。我が家は横手盆地の真ん中で、見渡す限り平らな田んぼの中にあります。奥羽山脈からも出羽山地からも一番遠い場所にあるので、まさかここまでクマが来るとは思っていませんでした。幸い被害はなく、次の日の朝までにいなくなっていました。ここに至って事の深刻さをさらに実感いたしました。

今は雪が降ってクマも冬眠中で落ち着いておりますが、秋のことを思い返すと異様な状況でした。子どもたちは学校に送迎しなければならず、もちろん外で遊ぶこともできない。部活動の練習も外でできない。飲食店に出掛けることも自粛し、ふだんの買物で

さえためらってしまう状況でした。農作業も安心してすることができない。自動ドアは手動に切り替えられました。旅行客からのキャンセルも相次ぎました。想像以上に人間の生活に影響を及ぼしました。

クマが出没している時期には、目の前の対処に追われ根本的な原因を考える余裕ありません。クマが冬眠している今だからこそ、クマが大量に町にまで出没する根本的な原因や今後の方針を考えたいと思います。

クマからの人身被害を防ぐためには、一般に言われているように、家の周りにクマの食べ物になるような生ごみや米ぬかなどを放置しない、柿など庭木で実を利用しない場合は早めに身をもぎ取るか伐採する、家の周りや通学路など、やぶや草を刈って見通しを良くするなどが大切です。

山に入る場合は一人では行かない、鈴など音を出すものを身に着ける、撃退スプレーを携帯する。そしてもし出会ってしまったら、距離がある場合は背中を向けずにゆっくり後退する。間に合わなかったらうつ伏せになってバッグや手で首と頭を守る姿勢をとるなどが重要です。まずは市民全員でそれを徹底しなければなりません。

クマによる人身被害を防ぐためには、ゾーニングが有効だと言われています。ゾーニングとは、クマは奥山に帰ってもらい、奥山だけで暮らしてもらう。そして、人間が住む場所と分けるために、その中間にある里山を整備しようという考えです。緊急にできる対策としては最も効果があると思われれます。里山に多くの人々が住んでいた頃は、やぶ払いなどもきちんと行われ、見通しもよく、クマが隠れるような場所は少なかった。高齢化と過疎化でやぶ払いなどの活動は難しくなってしまう、人と野生動物の緩衝帯が消えてしまいました。

人口減少が進み、一人暮らしの老人も多く、そのために耕作放棄地も増えました。自分でやぶや草を刈るなどできない人が多いというこの条件では、草を刈ってくださいと呼び掛けるだけでは解決しません。

クマの出没問題は、クマだけの問題ではなく、高齢化と過疎化も絡む複雑な問題です。

また、クマが人身被害を起こしそうな場合は、猟友会などにお世話になることとなります。その猟友会のメンバーも、高齢化や成り手の不足で確保が大変だと聞いています。

秋田県や秋田市では、猟友会のメンバーがすぐに出動できない場合などに備えて、ガバメントハンター（公務員ハンター）を募集しています。鹿角市でも予算を付ける検討に入ったとニュースになっておりました。

大仙市でもガバメントハンターの採用を考える時期に来ているのではないのでしょうか。クマの出没がないときでも里山の保全に当たったり、他の野生生物の管理に当たったり、仕事はたくさんあると思います。

また、犬による「追い払い」が有効です。サルを追い払うためのモンキードッグを導入している自治体は数多くあり、効果を上げていますが、それと同じようにクマを追い払うベアドッグを導入して効果を上げているところがあります。

ベアドッグ（クマ対策犬）とは、クマのにおいや気配を察知するための特別な訓練を受けた犬で、スタッフの指示に従い、大きな声でほえたててクマを森の奥に追い払うことができます。追い払いのほか、犬にほえられることで人里は怖いとクマに学習させ、再出没を防ぐことや、人間のパトロール時に同行させてクマが近くにいることを知らせ、安全が確保できるなどの効果も期待できます。

海外ではカナダやアメリカで導入実績があり、日本でも取り組むところが出てきました。

長野県軽井沢町では、クマ保護管理に取り組んできた特定非営利活動法人ピッキオに委託し、ベアドッグによるクマの追い払いをして効果を上げています。この事例は「クマが出た！助けてベアドッグ クマ対策犬のすごい能力（岩崎書店）」という本に詳しく書かれております。

北海道の遠軽町ではベアドッグによるヒグマの追い払いも行われております。

広島県のNPO法人縄文柴犬研究センターしばいぬでも、犬を活用した野生動物の追い払い勉強会を実施しており、効果があることが実証されております。

私たちの地元秋田県でも、仙北市で、栗園において犬による追い払い対策試験をしたことがあります。縄文柴犬センターによって2012年から5年間、犬を係留させ、実験しました。それまであったクマによる栗の被害が皆無になったという結果報告が成されています。

ベアドッグを導入するには、犬を訓練する専門知識があるハンドラー（犬の訓練や育成をして犬とともに働く人）が必要で、飼育費や人件費がかかりますが、挑戦する価値は大いにあります。高齢化と過疎化により失われたマンパワーを補うことができるのではないのでしょうか。犬は強力な補助戦力として働いてくれます。ベアドッグを導入するメリットは大きいと思います。

次に、私がクマ対策において最重要と考えていることを述べます。

クマの大量出沒の一番の原因は、ブナやコナラなどのクマの餌となる実の凶作による食べ物の不足と言われております。それだけが原因でしょうか。温暖化や天候、人間の生活の変化、人口減少など、原因は複雑に絡み合っていると思われまゝす。その中でも私が一番注目していることは、奥山の荒廢です。

秋田県の森林面積は82万ヘクタールで県土の7割を占め、全国有数の森林に恵まれた県となっています。この奥山に祖先が大切に残してきた森は、大型の野生動物を生かし、土砂災害を防ぎ、陸・川・海の全生物の命と人間の産業を支えてきた滋養豊かな水源の森でした。

ところが1950年代、戦争で焼け野原となった住宅復興用にと、国は広大な奥山の原生林を伐採して、1000万ヘクタールものスギやヒノキなどの針葉樹の造林を推し進めました。1960年代、海外から安い木材が入ってきて、国内林業は壊滅状態になりました。そして現在、林業の担い手も減り、林業が成り立たなくなり、多くの人工林は放置され荒廢しています。間伐や枝打ちなどの手入れがされない林の中は、暗く下草も生えません。木、一本一本も細く、根は浅くて地中に張れていません。この人工の針葉樹林は生物の多様性が低く、クマの食料となるような昆虫もいません。荒廢した人工林は保水力が低下し、大雨が降ると洪水、降らないと渇水になります。湧き水も激減しています。近年、毎年のように洪水が起こるのも、人工林の荒廢が関係しているのではないのでしょうか。

クマがたくさん住んでいた頃の奥山は自然林で、日が差し込み、下草も生え、ブナやコナラなどの広葉樹があり、昆虫がたくさんいました。この自然の原生林のような奥山に戻さない限り、クマの食べ物は不足し、里山を整備しても、クマを追い返しても、また食べ物を求めて町に下りてくるということです。つまり、人工の針葉樹の奥山を何十年かかっても広葉樹がある豊かな森に戻さなければ、クマ問題は解決しないということになります。人間の勝手に山の生態系を破壊し放置してきたつけが、今クマの大量出沒となって人間に返ってきたのではないかと思えてなりません。私は、このことを多くの人に気付いてもらい、広葉樹の植林を進めるべきだと思います。特に子どもたちにどんぐりの苗を育ててもらい、植林も一緒にやってほしいと希望します。そして同時に林業や自然の教育もします。そうすると単なるクマ対策だけではなくなります。たくさんのかことを学びながら植林した子どもたちは、奥山や野生動物や人間との関わりに興味を持ってくれることでしょう。そして豊かな森に動物も人間の暮らしも守られていること

を学び、そんな森があることに誇りを持つでしょう。

植林することは豊かな森を残すことになり、クマが里に下りてこないことにつながり、住宅地の人間の安全を守ることになります。子どもたちによる植樹は「クマ対策・林業教育・自然教育・地域づくり」を同時に進められる大事な取り組みになるはずです。

山林が私有地であったり、持ち主がもはや分からなくなったりしている場合があるとは思いますが、森林組合なども巻き込んで、使える補助金なども最大限活用して、総力を挙げて今取り組まなければ手遅れになります。50年後に「あのとき、子どもたちと植えた木々が今の大仙市を守っている」と言える取組にしなければならないと思います。

かつて日本にはオオカミが生息していました。しかし、明治時代に絶滅してしまいました。絶滅は、一つの原因ではなく、複数要因が重なった結果です。最も大きな要因は「近代化による急激な社会構造の変化」でした。狂犬病の流行、国家の削減政策、乱開発が同時に起こったことが要因とされています。オオカミの絶滅により何が起こったか。それはシカやイノシシの爆発的な増加でした。そして、水田のイノシシ被害も、畑のシカ被害も、果樹被害も、恒常的に起こるようになってしまいました。それだけでなく、シカやイノシシが大量に草を食べることで下草が消失し、若木が育たなくなり、クマの食べ物も不足しました。そして、町に食べ物を求めて下りてくるようになってしまいました。

一つの動物の絶滅は生態系を変え、計り知れない影響があります。このまま政府の方針どおり政策を進めていくと、簡単にクマは絶滅してしまいます。九州には、もういません。2012年に「絶滅」が宣言されました。四国にも、もう20頭前後のクマしかいないと言われています。クマが絶滅したら、人間社会に予測できない影響が出ることも考えられます。人間も自然の一部です。野生動物たちが滅べば、人間も生きていくことはできません。

秋田県には「マタギ」に象徴される野生動物を「山の恵みとして享受する」「むやみに命をいただかない、いただいた命は粗末にしない」という暮らしの文化があります。このような価値観を後世に引き継いでいくべきです。そのためにも、クマは絶滅させてはなりません。まずは、とにかく早急にできることから取り掛かり、様々な政策を同時進行で進める必要があると思います。

そこで市長にお伺いいたします。

クマの侵入を防ぐために里山の整備をどのように進めていくか。

- 2、市としてガバメントハンターを雇用する予定はあるか。
- 3、ベアドッグ（クマ対策犬）の導入を考えてみてはどうか。
- 4、人工の針葉樹林を広葉樹林や針広混交林へ変えていくための植林はできないか。
- 5、クマの絶滅を避けるため、市としてできることはないか。

以上、答弁をお願いいたします。

○議長（後藤 健） 1番の項目に対する答弁を求めます。老松市長。

○市長（老松博行） 小須田逸子議員のツキノワグマ対策に関する質問につきましては、農林部長が答弁申し上げますので、よろしくをお願いいたします。

○議長（後藤 健） 斎藤農林部長。

○農林部長（斎藤秋彦） 小須田逸子議員の質問にお答え申し上げます。

質問のツキノワグマ大量出没に対する対応についてであります。はじめに、クマの侵入を防ぐための里山整備につきましては、市ではクマとの遭遇を未然に防ぐため、緩衝帯整備をこれまで約70ヘクタール実施しており、引き続き、有効な対策として継続してまいります。

このほか、誘引樹木の伐採支援等を通じてクマを住宅地に寄せ付けないよう対策を進めております。

次に、ガバメントハンターの雇用につきましては、大仙市鳥獣被害対策実施隊員は、現在114名で一定程度充足しておりますが、隊員の高齢化や担い手不足のほか市街地出没に伴う緊急銃猟への即応体制が求められているなどの課題があると認識しております。

今後、ガバメントハンターの必要性が高まると見込まれますが、県では令和8年度にガバメントハンターの配置やクマの専門人材の拡充を検討しており、関係機関を含めた役割を明確にしながら、今後、詳細な制度設計を進めてまいります。

次に、ベアドッグの導入につきましては、先進事例として「人の生活圏」に侵入する恐れのあるクマをベアドッグによる追い払いをする取組について承知はしております。

しかしながら、本市はクマの出没頻度が高く、区域が広大であるため、出没時に現場に急行できる組織体制の維持は困難であります。このため、市ではサーマルドローンの活用やセンサーカメラでの状況把握等、ICT技術を活用した効率的なクマ出没状況の把握に努めております。今後も実施隊員と協議、情報共有し、実効性のある被害防除対策を推進してまいります。

次に、広葉樹林化等に向けた植林につきましては、市でも人工林の荒廃は課題と認識しており、適正な管理のため、再造林の推進や森林経営管理法に基づき森林整備に取り組むほか、放牧場跡地の広葉樹林再生に取り組んでおります。また、現在、見直しをしている「豊かな森づくり振興プラン」に基づき、森林の適正管理を一層加速するほか、ご提案の「植林体験」を通じた自然教育につきましても学校や林業経営体と連携する「フォレストパートナーシップ事業」を活用し、若い世代に周知しながら「適地適木」による多様な森づくりを進めてまいります。

次に、クマの生態に配慮した取り組みにつきましては、県ではクマの分布域の拡大に伴い、個体数が増加していると推定しており、適正な管理に向けた「目標個体数」を設定するため、生息数調査を進めております。

市といたしましても、自然環境との持続可能な共生を図るため、関係機関との連携を強化し適正な個体数管理を推進しながら総合的なクマ対策を進めてまいります。

以上でございます。

○議長（後藤 健） 再質問はありませんか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（後藤 健） はい、小須田議員。

○2番（小須田逸子） 丁寧な答弁ありがとうございました。植林のことを進めているということを知り、大変うれしく思いました。ベアドッグも、ぜひもう一度ご検討願いたいなと思っております。

100年後、200年後に私たちは生きておりませんが、植林をすると、その私たちの子孫が必ずやあのときに老松市長はじめ市の方々が頑張ってくれたということを感じてくれることと思います。人身被害が危ないときは、クマのハンターにお願いして、また、保護も絶滅を考えてしなければいけないという難しいかじ取りになると思いますが、今後も市民の安全を第一に考えて、今後どうぞよろしく願いいたします。

以上で私の質問を終わります。

○議長（後藤 健） これにて2番小須田逸子議員の質問を終わります。

【2番 小須田逸子議員 降壇】

○議長（後藤 健） 一般質問の途中ではありますが、この際、暫時休憩いたします。再開は11時15分をお願いいたします。

午前11時07分 休 憩

.....
午前 11 時 16 分 再 開

○議長（後藤 健） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

次に、19 番橋本琢史議員。

（「はい、議長」と呼ぶ者あり）

○議長（後藤 健） はい、橋本議員。

【19 番 橋本琢史議員 登壇】

○議長（後藤 健） はじめに、1 番の項目について質問を許します。

○19 番（橋本琢史） たすきの会の橋本琢史です。今回は、農業政策について通告に従い、2 項目質問させていただきますので、市長はじめ当局の答弁をよろしく願いいたします。

スマート農業の実証事業の検証と今後の展開についてですが、本市の基幹産業である農業は、担い手不足や高齢化に加え、資材価格の高騰や気候変動など、年々厳しさを増しております。

こうした課題に対応する手段として、ICTやAI、ロボット技術を活用した「スマート農業」への期待は非常に大きなものがあります。

スマート農業は、作業の省力化や効率化、労働負担の軽減、さらには収量や品質の安定化につながる可能性を持っており、将来にわたって本市農業を支える重要な取組であります。

私は令和4年第1回定例会で「スマート農業の展開について」を一般質問させていただきましたが、その後、RTK基地局のインフラ整備、農業機械導入に係る市単独の補助金交付など、スマート農業導入のハードルを下げる政策を実施していただいたことに感謝いたします。

また、答弁の際には「秋田版スマート農業モデル創出事業」と連携し、ドローンを活用した水稻の超省力作業体系やヒートポンプを活用したトマト栽培の周年化の実証を計画しているとありました。その実証を進めるに当たり、本市では令和4年12月16日に株式会社クボタ、株式会社秋田クボタと連携協定を締結し、スマート農業をさらに前へと推し進めていただいております。国や県の補助事業を活用し、「農業と食」活性化推進事業の中で予算化され、スマート農業に関する実証試験がこれまで実施されてきた

ことと承知しております。

しかしながら、それらの取組がどのような成果を上げ、どのような課題が明らかになったのか、また、今後どのように市内全体へ展開していくのかについては、改めて整理し、市民や農業者に分かりやすく示していただく必要があると考えます。

そこで、市が主体的に検証し、方向性を示す立場にあるという観点から、以下について質問をさせていただきます。

はじめに、本市においてこれまで実施してきたスマート農業の実証事業について、対象作物や地域、導入した主な技術内容など、その概要を伺います。また、国や県、JA、民間企業などとの連携体制や市の関わり方についても併せて伺います。

二つ目として、市が実証事業の成果をどのように検証・評価しているのかという点について伺います。

実証試験を通じて得られた成果について、作業時間の削減や労働負担の軽減、収量や品質、コスト面などについて、どのような効果が確認されたのか、市としての評価を伺います。

一方で、市が関与して実証を行ったからこそ把握できた課題も多いのではないかと考えます。初期導入コストの問題や、機器操作、データ活用の難しさ、小規模農家や中山間地での活用といった点について、実証を通じて明らかになった課題について、市はどのように認識しているのか伺います。

また、実証試験に参加した農業者からは、どのような意見や評価が寄せられているのかも伺うとともに、実証に参加していない農業者に対して、どのような情報提供や周知を行ってきたのか、その反応や関心度についても伺います。

三つ目として、今後の展開について伺います。

実証で得られた成果と課題を踏まえ、市が今後どのような役割を果たしていくのかという点を重視し、「秋田版スマート農業モデル創出事業」が終了を迎え、本市としてスマート農業をどのような位置付けで推進していくのか、基本的な考え方を伺います。

あわせて、実証段階から本格的な普及につなげていくため、補助制度の活用や市独自の支援、研修会や操作講習、導入後のフォロー体制など、どのような支援策を検討しているのか伺います。

特に、大規模経営体だけではなく、小規模農家や集落営農組織、高齢農業者にとっても活用しやすい形で普及を図ることが重要と考えますが、その点について市の考えをお

伺います。

四つ目として、市が主体的に関わりながらスマート農業を推進することで、担い手の確保や新規就農者の増加、若者や異業種からの参入をどのようにつなげていくのか、本市農業の将来像について伺います。

スマート農業は、単なる技術導入だけではなく、本市農業の持続可能性を高める重要な取組であります。実証試験で得られた成果と課題を丁寧に検証し、現場の声を生かした実効性ある施策として展開されることを要望し、質問を終わりたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（後藤 健） 1番の項目に対する答弁を求めます。老松市長。

○市長（老松博行） 橋本琢史議員の一つ目の発言通告であります、スマート農業に関する質問につきましては、農林部長が答弁申し上げますので、よろしく願いいたします。

○議長（後藤 健） 斎藤農林部長。

○農林部長（斎藤秋彦） 橋本琢史議員の質問にお答え申し上げます。

質問の、スマート農業の実証事業の検証と今後の展開についてであります。はじめに実証事業での対象作物や地域、導入した技術内容等の概要につきましては、秋田県立大学との連携による「秋田版スマート農業モデル創出事業」として農業用ドローンを活用した水稲^{たん}湛^{ちよくは}水直播による実証事業を仙北地域にて実施し、また、地下水を活用したトマトのハウス栽培周年化の実証と収穫ロボットの開発を東部新規就農者研修施設内にて実施してまいりました。

次に、実証事業で得られた成果、効果の評価につきましては、この事業のドローンの直播栽培について5年間の実証の結果、作業能率は1ヘクタール当たり、慣行栽培との比較で約23パーセントの大幅な短縮に対しまして、収量は約3パーセントの減収にとどまっており、育苗作業など労力削減による経営規模拡大に寄与できるものと考えております。なお、実証結果等につきましては、県立大学ホームページで公開されております。

また、トマトの周年化につきましては、湿害による病害対策に課題が残ることから、事業の継続又は見直しを県立大学と協議していくこととしております。

このほか、令和4年度に締結した株式会社クボタグループとの連携協定に基づく事業の一環として、RTKシステムを活用したスマート農機による水稲の乾田直播栽培、大根の播種作業などについて実演会を実施しております。

また、国交付金事業の「グリーンな栽培体系加速化事業」を県、市内生産者等と協議体において、自動操舵機能付きトラクターやドローンによる実証事業を実施し、栽培マニュアル等は年度内に公表する予定であります。なお、3月13日に開催される農業研修会では、農研機構、クボタグループ、協力生産者から取組の報告や普及について紹介いたします。

次に、スマート農業の推進の方向性につきましては、実証試験や実演会等に参加された生産者の皆様からはスマート農業に対する関心の高さを感じており、周知、普及には引き続き農業者メールや市ホームページを活用し、得られたデータや作成されたマニュアルの広範な普及に努めてまいります。

中山間地や中小規模経営者など多様な生産者がスマート農業の活用を図られるよう、生産現場の実情、生産者の声を反映した技術の開発、普及のためのパイプ役として、教育・研究機関、企業団体と連携し推進してまいります。

次に、本市農業の将来像につきましては、令和8年度からの第5次大仙市農業振興計画において、新規就農者の確保、育成、地域農業を支える担い手の育成と生産基盤の強化を重点施策としており、スマート農業による省力化・低コスト化を図ることが大きな役割を担うものと考えております。

また、生産者の高齢化、担い手不足による耕作放棄地の増加、環境への配慮、ユニバーサル社会の実現など、農業と食に対するニーズの多様化に対応するためにもスマート農業技術が不可欠と考えているところであり、本市の持続可能で強い農業実現に向け、更なる支援策を講じてまいります。

以上でございます。

○議長（後藤 健） 再質問はありますか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（後藤 健） はい、橋本議員。

○19番（橋本琢史） ご答弁ありがとうございました。実証事業として5年間積み上げてきたものが、先日の秋田魁新報の方にも記載されて、私も拝読いたしましたけれども、ある程度一定のまず成果は出ているという内容は把握できましたけれども、ただ、その栽培実証を行った場所が平野部という部分が、ちょっと私気になるところでありまして、やはり大仙市は広大な面積を有しまして、平野部、山間部と様々な地域でそれぞれ取り組んでいるのが現状であります。

そこでもう一つ、再質問という形でありますけれども、先ほど部長の方からもありましたけれども、次年度から始まります第5次農業振興計画（案）の中に、大仙市の方はスマート農業をさらに推し進めていくという内容が記載はされております。その中でも、やはり今回の実証実験を参考にして、ドローンの直播を進めていくという記載がなされております。その点でちょっとお聞きしたいんですけども、その取り組む面積を令和12年まで2.5パーセントまでの面積を拡大するという目標設定をしております。その点について、今までも農業者にとっては直播栽培はやってきたという経緯がございますけれども、なかなか普及しなかったという現状があります。それはやはり水管理の問題、雑草問題、収量の減収ということで、なかなか省力化は図れるかもしれませんが、現実的に普及が進まなかったという課題なり問題点があるということを確認しているかと思っておりますけれども、そのあたりについての部分と、やはりなかなか進まなかった場所が中山間地なんです。そういうところでの課題をどう認識しているのかという点を踏まえて、さらにそのスマート農業でドローンによる直播を進めるメリットを若干教えていただければと思います。実際、私も前の職場の中で様々な現場を見させていただいておりました。やはり中山間地域でそういう直播栽培を進めるに当たっては、なかなか難しいという部分と、先ほど若干お話がありました乾田直播の部分に関しましても、やはり平場と中山間地では雪解けの状態が違います。雪解けが遅ければ乾田直播もなかなか難しいということでもありますので、そういう部分を加味しながら、やはり大仙市全体でどのような形で進めていくのか、どこまでもそのスマート農業を直播栽培で推し進めていくのか、もっと違う手法があったのではないかという点について、ちょっと教えていただければと思います。

○議長（後藤 健） 再質問に対する答弁を求めます。斎藤農林部長。

○農林部長（斎藤秋彦） 橋本琢史議員の再質問にお答え申し上げます。

スマート農業につきましては、直播に限定するわけではないんでございますけれども、今その質問の中にありました、やはり平場の大規模ほ場のところと、やはり中山間地域の小規模なほ場の中では、やはり実験するものがまず違いまして、今やっていますのが1ヘクタールのところの乾田直播、またはそのドローンによる直播の実験をしております。この後ですね、やはり議員ご指摘のとおり、やっぱり中山間地が大仙市の中で結構ありますので、そこら辺に進めていく中で、やはりその小規模、例えば今、ほ場整備においても中山間地域については50アール区画等のものも含めて作っておりますし、ま

た、ほ場整備していないところもあります。そこら辺で、例えば直播なり乾田直播ができるような形で、別の意味の実証事業を計画していければというふうに思っていますし、国の方でもですね、やはり中山間水田農業におけるスマート農業が進まない理由として、やはり大型の農機ですね、まず大型農機というのは、馬力でいきますと75から125までの間のことを言いますが、その部分については、やはりその1ヘクタール以上のほ場が適任と。例えば、それ以下の狭いものについては、やはり中小規模の農機が適任とされておりますので、そこら辺また実証できるようにしていきたいというふうに思っております。

また、直播を進めるといいますか、スマート農業のメリットにつきましては、やはり答弁させていただきましたけども、やはり直播の中でもですね、育苗作業などの労力削減が見られると、いろんところでその作業削減の中で規模拡大が図られるというメリットがありますので、そこら辺について一つ一つ、これについてはこのメリットがあるということ、この後まとめながら進めていきたいなというふうに思っています。

以上でございます。

○議長（後藤 健） 再々質問はありませんか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（後藤 健） はい、橋本議員。

○19番（橋本琢史） ありがとうございます。様々、大仙市内も平野部、山間部ありますので、それぞれの地域に合った、やはり進め方って必要だと思いますのでよろしくお願ひしたいと思っておりますけれども、再々質問ということで、多分ご存じかと思っておりますけども、スマート農業を進めるに当たっても、やはり今、農機具の値段が上がってきているという部分で、そこがネックになってなかなか農家の方々も導入に踏み込めないという部分があります。

そこで、実は農林水産省の方で1月14日にスマート技術体系への包括的転換加速化総合対策事業を予算化して、まず交付要綱を制定してございます。多分ご存じかと思っておりますけども、その内容は、スマート技術体系転換加速化支援策ということで、対象作物や面積要件等はございますけども、スマート技術を導入すること、それに関わる農機具、機械等の購入に当たりまして、2分の1を補助するという事業が交付金としてあります。産地における品目ごとの技術課題の解決に向け、新たな生産方式の導入を一体的に実施する取組を支援する事業となっております。このような事業を、やはり農家の方々も

知らない方もいるかと思えます。せっかくやりたいなということでもありますけども、このような立派な事業、政策がありますので、こういう事業を大仙市の方では農家の方々に広く周知していくのか、その事業を大仙市は活用していくのか、最後質問させていただきたいと思えます。

○議長（後藤 健） 再々質問に対する答弁を求めます。斎藤農林部長。

○農林部長（斎藤秋彦） 橋本琢史議員の再々質問についてお答え申し上げます。

今、議員の方からお話ありました国の方の事業ですね、スマート農業機械導入支援等は2分の1、それも承知しております、そのほかにですね、スマート農業導入総合サポート事業など中小規模農家向けとかいろいろ作られていますので、これについてはまず上限2分の1、国の方の事業でございますけども、これらについて、メニューについて、農家の方に分かりやすくですね、経安のしおりに載せるかは別にしても、メール等、その他チラシ等で周知してまいりたいというふうに思っておりますし、まずその国の方の機械の導入以外にもですね、市と県の方でもソフト関係の方でもちょっとフォローできるものがあると思えますので、それらも含めた形で周知してまいりたいというふうに考えております。

○議長（後藤 健） 次に、2番の項目について質問を許します。

○19番（橋本琢史） 続きまして、イノシシによる農業被害対策について伺いたいと思えますけども、先ほど小須田議員の方からありましたクマ対策の部分と答弁が重複する部分あるかと思えますけども、私は農業被害対策についてお伺いしたいと思えます。

近年、本市におけるイノシシによる農業被害は、明らかに質と量、共に変化してきていると感じております。数年前までは、一部地域での散発的な被害と受け止めていられたものが、現在では、複数の地区・集落で毎年のように被害が報告され、被害の発生時期も早まり、長期化してございます。「今年も出た」「対策をしても別の場所が荒らされる」といった声が、特定の農家だけではなく地域全体から聞かれるようになりました。

被害の内容も変わってきております。水稻や野菜等の食害にとどまらず、踏み荒らしによる作付け不能、畦畔^{けいはん}や水路、農道の損壊など、営農そのものに影響を及ぼす被害が目立つようになってきております。その結果、作付けを控える、あるいは個人で補修するには限界があり、また、業者に依頼するにも金銭的な部分が負担になり、耕作を断念する動きも見られ、農業被害が地域課題へと広がりつつあります。

また、目撃情報や捕獲状況を見ても、イノシシは「一時的に出没する存在」から、

「毎年当たり前に確認される存在」へと変わってきております。生息域が広がり、市内に定着していると考えざるを得ない状況であり、従来型の対応では追いつかない段階に入ってきているのではないのでしょうか。

近年は、全国的にクマ問題が注目されており、クマ対策は国・県と連携し、人的被害等の対策を講じております。確かにクマは人間の生活圏へ侵入し生活を脅かしておりますが、農業者からすればクマよりもイノシシの方が農地を荒らし、農作物の減収を招くなど深刻な問題となっているのが現状であります。

このように、被害が点から線へ、線から面へと広がっている現状を踏まえ、イノシシによる農業被害対策を、市の重要な政策課題としてどのように位置付け、今後どう取り組んでいくのか、市の認識と判断を中心に質問をさせていただきます。

はじめに、被害の現状把握と認識についてですが、イノシシによる農業被害について、市は「一過性の問題」ではなく、「今後も継続的に対応が必要な構造的課題」であると認識しているのかどうか、見解をお伺いします。

あわせて、被害額や件数といった数値だけではなく、農家の営農意欲や地域維持への影響を含め、市は現在の被害状況をどの程度深刻に受け止めているのか、率直な認識をお示してください。

二つ目として、これまでの対策についてですが、本市では電気柵設置や捕獲活動など一定の対策を講じてきているところではありますが、現場からは「被害が減っている実感がない」「対策が追いついていない」との声も聞かれます。これまで実施してきたイノシシ対策について、市は「一定の成果が出ている」と評価しているのか、それとも「十分とは言えず、見直しが必要な段階に来ている」と考えているのか、評価を明確にお示してください。

その上で、仮に課題があるとすれば、その責任をどこに求め、どのように改善していく考えなのか、お伺いします。

三つ目として、農家任せから市主体への転換についてですが、イノシシ被害対策は、現状では農家や集落の自主的努力に依存している側面が強いと感じております。今後のイノシシ対策について、農家個人の対策支援にとどまらず、市が主体となって地域ぐるみの防除、捕獲体制を構築していく必要があると考えているのかどうか、お考えをお示してください。

また、その場合、市はどのような役割を担い、どこまで責任を持つのか、基本的なス

ダンスをお伺いします。

四つ目として、捕獲体制と人材確保の方向性についてですが、獣害駆除対策に共通する問題となりますが、イノシシ対策の要となる捕獲体制については、猟友会の高齢化や担い手不足が深刻であります。有害鳥獣捕獲を「一部の担い手に任せる体制」から、「市が将来を見据えて人材を育成・確保する体制」へと転換する必要があると考えているのか認識をお伺いします。

あわせて、若手人材の育成や地域ぐるみの捕獲体制づくりに対し、市としてどこまで踏み込んだ支援を行う考えがあるのか、方向性をお示してください。

五つ目として、これまでの質問を踏まえ、改めてお伺いいたします。イノシシ被害対策について、市はこれを「現場対応型の課題」として扱うのか、それとも「本市農業を守るための重要政策課題」と位置付け、自らの判断で予算と体制を動かしていくテーマとして取り組むのか、その立場を明確にお示してください。そして、今後の施策展開において、この問題にどのような優先順位で向き合うのか、市民及び農業関係者にお示し願いたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（後藤 健） 2番の項目に対する答弁を求めます。老松市長。

【老松市長 登壇】

○市長（老松博行） 質問の、イノシシによる農業被害対策についてお答え申し上げます。

はじめに、被害の現状把握と認識についてであります。本市におけるイノシシの出没・被害状況は、近年増加傾向にあり、今年度の市内全域の被害状況は、農作物被害では、主に水稻の食害や稲の踏み倒しによる被害が約1ヘクタール、被害額で105万円となっております。

このほか、農作物の被害算定に示されていないものとして、畦畔や水路の掘り起こしなどの被害も確認されているところであり、継続的な対応が必要であるという認識であります。

次に、これまでの対策への評価についてであります。市では、ツキノワグマ対策と同様に、有害鳥獣捕獲対策として「個体群管理」、電気柵の設置支援による「進入防止対策」、やぶ払いによる「生息環境管理」の三つを柱にイノシシ対策を進めてまいりました。

イノシシ捕獲のために用いられる、くくりわなの導入に加え、電気柵の設置支援につきましては、今年度15件の補助実績があり、一定の効果があつたものと認識しており

ますが、議員ご指摘のとおり、大仙市管内におきましてもイノシシの生息域が急速に拡大しつつあることから、さらなる体制強化が必要であるというふうに認識しております。

次に、市が担う役割につきましては、基本的には先ほどのとおり、三つの柱を中心とした対策を実施してまいります。その実施に当たっては、地域ぐるみによる防除・捕獲体制を構築する必要があると認識しております。そのため、地元猟友会で構成する鳥獣被害対策実施隊と一体となって、拡大するイノシシの生息域や移動経路などの情報を共有し、電気柵などの侵入防止策や緩衝帯等の整備を進めるほか、地域ぐるみの防除体制の構築に資する講習会などの実施により、共助と公助の両面から対策を強化してまいりたいと考えております。

次に、捕獲体制と人員確保につきまして、市では、第一種銃猟免許を取得する際の補助の拡充に加え、わな猟免許の取得に係る補助制度を創設し、支援を行っているところであります。こうした取組によりまして、令和6年度と令和7年度における鳥獣被害対策実施隊の新規入隊者は、各年度で8名ずつ入隊しており、現在の実施隊の人数は114名となっております。隊員の平均年齢も62.4歳と、3歳若年化しているところではありますが、依然として慢性的な高齢化や担い手不足が課題であり、引き続き隊員の確保に取り組むとともに、将来を見据えた体制整備を進めてまいりたいと考えております。

最後に、イノシシ被害対策の取組方針につきましては、今後、さらなるイノシシ被害の拡大も想定されている中におきまして、被害が農作物にとどまらず、人身被害も危惧されている状況に鑑み、クマ対策同様に市民の皆さんの安全・安心を守るための喫緊の課題であるとの認識の下、市といたしましても、一層、県や近隣市町村と連携・情報共有を図り、対策を講じるとともに、イノシシの生息実態の継続的な把握に努め、より効果的な施策を展開し、イノシシ被害の拡大防止に努めてまいります。

【老松市長 降壇】

○議長（後藤 健） 再質問はありませんか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（後藤 健） はい、橋本議員。

○19番（橋本琢史） 市長自らのご答弁ありがとうございました。市長自ら、まず重要な施策という認識の下で、これから多分様々な部分で実行させていただいていくという認識を確認いたしましたけれども、実際やはりイノシシは、やはりここ数年でかなり行

動範囲も広まってきてございます。今現在、そんなに被害はまだ、今確認しましたところ大きなわけではありませんけれども、出たからといってやはり捕獲するという部分では、なかなか難しいのはクマと違ってイノシシがなかなか捕まらない理由であります。行動範囲も広いということでもありますので、実際のところ、捕獲と同時に、やっぱり予防策が重要になってくると、未然に防ぐと。農作に携わる面積等に入らないように予防策を組むという部分が重要になってくると思いますし、やはり一番懸念しているのは、耕作放棄地や地域コミュニティの弱体化という部分が私はちょっと心配しているわけですが、そこでちょっと再質問させていただきたいと思っておりますけれども、そういう部分で、やはり個人の問題から、やはり集落単位で予防策をしていかなきゃいけないのかなというのが私、実感的に思っております。そういう部分でちょっと何点か提案をさせていただければなと思っております。

その中で、まず四つほどちょっと挙げさせていただきたいと思っておりますので、重要な施策になるか、ちょっと不安な部分ありますけれども、まず一つ目として、大仙市の中でもクマ対策も含めて、鳥獣被害専門の職員を配置して、個体の管理や被害防止策を徹底していただけないものなのかなと思っております。

二つ目として、行動範囲が広いイノシシでございますので、広範囲を移動する電気柵設置や防護柵を行う必要があると思っておりますので、集落単位での設置や市が自ら行うという部分に対しまして、今現在、電気柵の補助として2分の1、上限で10万円の補助がありますけれども、それを引き上げることはできませんかという内容であります。

それと三つ目としまして、やはり未然に防ぐということで、森林と農地の境界にあります隠れ場所となっております緩衝地帯を、恒常的に緩衝地帯整備事業として実施していただきたいと思います。

最後四つ目となりますけれども、課題となっておりますその実施隊員の確保についても、確かにある程度交付金、助成金を出しながら取り組んでいるという内容でございますけれども、なかなか若い人方がそれに取り組まないというのが大きな課題となっておりますので、市としても年次計画をしっかりと立てて、目標人数と、いついつまでの期限という形で、明確に計画を組んで取り組んでいただければなと思っております。

という部分で、被害を未然に防ぐ政策が本当に重要になってくると認識しておりますので、毎年同じ対策を繰り返していくのか、それとも構造的転換に踏み出すという部分をお伺いしたいと思いますので、よろしく申し上げます。

○議長（後藤 健） 再質問に対する答弁を求めます。老松市長。

○市長（老松博行） 橋本琢史議員の再質問にお答え申し上げたいと思います。

ご指摘のとおり、イノシシの被害、まだ大仙市ではね、そんなに多くの被害確認されておられませんけれども、テレビ等で最近は多く報道されております。あるところの田んぼでは8割の減収だというようなことも、それほどイノシシの被害というのは強烈に増えているというふうな認識であります。

そういった意味で、先ほど申し上げました特に中山間地では大きな被害になっているということでもありますので、侵入させないということで電気柵とかそういう、それから寄せつけない、これは環境整備っていいですかね、誘引するそういうものを放置しない、それから、先ほどの緩衝帯の整備ということが二つ目であると思います。それから三つ目は、やっぱり個体数の管理と、これもクマと同じようにですね、イノシシの個体数をしっかりと管理していかないといけないという、これは三つの先ほど申し上げました三本柱ということで申し上げましたけども、そのほかにですね、やはり大きな問題、今、個人の対応ではとても効果がね、期待できないということで、集落単位での、例えば集落単位での対応が重要だと、効果が期待されるというようなこともいわれておりますので、そういった意味で、まず形としてはですね、取組の形としては集落単位、大きなそういう取組をですね、進めていくという方向にならざるを得ないと、それをやっていかなければならないというふうに思っております。集落の皆さんのご協力をね、いただきながらということになるわけですけども、あとはですね、最新のドローン、何と申しますかいろいろICT付きのいろんなね、いろんなドローンやそういう機器を活用して対策を取っていくということになると思っております。

今回、今、橋本議員からご指摘、ご提案ありました専門職員ですね、これはガバメントハンターではなくて、そうしたいろんなことに専門的に携わる職員というご提案でしたのでね、是非検討してまいりたいというふうに思いますし、また、先ほど言いました二つ目の電気柵などの補助率ですね。これ個人でやる場合の補助率が2分の1というようなことですけども、今申し上げた集落単位で実施できないか、対応できないかということからすれば、新たなそうした制度が必要ではないかなというふうに思っておりますし、市がどこまで、直営でいいのかどうかも含めてですね、検討させていただきたいというふうに思います。先進事例があれば参考にしていきたいというふうに思っております。

それから、緩衝帯、これはね、もちろんやっていかないといけないと、これは大事な、基本的な取組だと思っておりますので、緩衝帯の整備、やぶ払い、そうしたことについてはしっかりと、それからその誘引するね、そういうものを放置しないと、いわゆるそういうことは、しっかりこれはね、継続的にしっかりとやっていきたいと。これは別立てで一過的なことじゃなくて、継続的にね、取り組んでいかなければならないというふうに思っております。

それから最後四つ目でしたかね、実施隊の確保、これについては、やはりなかなか私どもも苦労しているところでありますけれども、114名という体制がね、十分かどうか、これは恐らく不足しているものというふうに思っておりますので、いろんな条件、補助、支援をですね、免許を取る際のいろんなことを手厚くしてきたつもりですけれども、さらにそうしたことを充実させながらですね、この実施隊の、猟友会のメンバーの増員に、計画的にということですから、これは年次計画、計画を作ってですね、取り組んでまいりたいというふうに思います。

今ご提案いただいた四つともですね、大事な要素には間違いありませんので、そして、はっきり言うと今までのペース、クマも、このイノシシもですね、有害鳥獣被害対策というようなことで一本でやっておりましたけれども、改めて、クマはクマ、イノシシはイノシシということで別建てのね、対策ということで、そうした新たな考え方で進めてまいりたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（後藤 健） 再々質問はありませんか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（後藤 健） はい、橋本議員。

○19番（橋本琢史） 市長からの心強い前向きな答弁が聞けて大変喜んでおります。実際、私もまず農業者の代表という形でありますけれども、やはり担い手や後継者がなかなかいない中でこのような状況が続くと、なおさらやはりやりたいと思う意欲が出てこないのかなと思いますので、今、市長が述べられました前向きな意見を実施に向けて取り組んでいただければ、この後も耕作放棄地や農家の生産意欲も低下しないと思いますので、どうかよろしくお願い上げて質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（後藤 健） これにて19番橋本琢史議員の質問を終わります。

【19番 橋本琢史議員 降壇】

○議長（後藤 健） 一般質問の途中でありますが、この際、昼食のため暫時休憩いたします。再開は午後1時でお願いいたします。

午前11時57分 休 憩

午後 0時58分 再 開

○議長（後藤 健） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

次に、13番青柳友哉議員。

（「はい、議長」と呼ぶ者あり）

○議長（後藤 健） はい、青柳議員。

【13番 青柳友哉議員 登壇】

○議長（後藤 健） 1番の項目について質問を許します。

○13番（青柳友哉） お疲れ様です。たすきの会の青柳友哉でございます。

今回は、重要性が増していますインバウンド観光の推進について、戦略的に「対外的な呼称」を活用していくことについてお伺いいたします。

2年後、大仙市では大曲の花火第100回大会が開催されます。また、さらに招致が成功すれば、国際花火シンポジウムも開催されます。そのため、今後、本市が海外に向けて情報を発信していく機会は確実に増えていくものと考えます。その際、まず整理すべきは、我々は海外に対して、この地域を何という名称、名前で発信するのかという点ではないでしょうか。実はですね、英語圏の設定をしましてGoogleの画像検索を試してみました。例えばですね、「AKITA」で検索した場合なんですが、こうなりません。秋田犬の画像でですね、埋め尽くされます。ではですね、アルファベットで「DAISEN」と検索した場合はどうでしょうか。その場合ですね、こうなります。山の画像が並ぶんですね。これ何かって言うと、鳥取県にあります大山、「大きな山」と書いて大山というものがございますが、このいわゆる「Mt. Daisen」の画像で埋め尽くされます。このアルファベット表記のこの「DAISEN」ですが、このようにですね、既に別の強固なイメージが存在している名称になってしまっています。

こうした状況の中で、アルファベットの「DAISEN」を当地のこの大仙市の「DAISEN」ですね、というものとですね、新しくイメージを結び付けていく、海外で要は認知を取っていくというのは、なかなか容易ではありません。

一方で、海外からの旅行者は、行政区の正式名称よりも、空港の名前とか、主要な駅の名前とか、もしくはブランドとして確立された都市の名前とかエリアの名前、そういったものでですね、エリアを認識する傾向がございます。この傾向から言いますと、本市の玄関口であり、唯一の新幹線駅である「大曲」で認識されるのが自然であると言えます。海外に対する発信においては、「O m a g a r i」という名称の方が認識されやすい可能性があります。

ここで改めて、先ほどのG o o g l e検索ですね、画像検索で「O m a g a r i」と検索しました。そうするとですね、こういった形で、予想どおりちゃんとというか、花火の画像が大半を占めます。一部ですね、ちょっと大曲の街並みが出てきたりとかという形で、あと、このトップの画面の下ぐらいだと、当市とちょっと無関係な画像が多少混ざるといった程度になっています。

少なくとも、アルファベットでの「O m a g a r i」であれば、他地域の強固なブランドに占有されているわけではなくて、きちんこの「大仙市」へとリンクさせていく余地があると言えます。

ブランド形成の基本は名称の統一です。呼称が揺れている限り、海外における認知は固定されません。まずは、何という名前で我々を発信していくか、この土地を発信していくのか、それを明確にすることが都市ブランディングの第一歩であると思います。

そこで提案です。大仙市のインバウンド観光を推進するに当たり、都市ブランディングの観点からも、当地を表す対外的な呼称として、アルファベットで「O m a g a r i」、もしくは「O m a g a r i R e g i o n」という名前を活用しまして、そのエリア呼称の下に市内の各地域資源を一体で発信することを検討すべきではないでしょうか。大曲の花火第100回大会や国際花火シンポジウムは、海外に向けて本市を発信し、誘客する絶好の機会となります。その際に、限られた予算で最大の効果を得るためにも、発信するこの土地の名称を整理し、統一感のあるブランド戦略を構築していくことが必要ではないでしょうか。当局のご見解をお伺いします。

- 議長（後藤 健） 1番の項目に対する答弁を求めます。老松市長。
- 市長（老松博行） 青柳友哉議員のインバウンド観光戦略に関する質問につきましては、観光文化スポーツ部長が答弁を申し上げますので、よろしくお願いたします。
- 議長（後藤 健） 加賀観光文化スポーツ部長。
- 観光文化スポーツ部長（加賀貢規） 青柳友哉議員の質問にお答え申し上げます。

質問の、インバウンド観光戦略についてであります。本市では、これまでの3次にわたる観光振興計画に基づき、台湾をメインターゲットとした誘客プロモーションに取り組んでおり、市長によるトップセールスや台湾最大の旅行博「台北国際旅行博」への初出展、旅行エージェント^{（イ）}招聘によるファムツアーやSNSを活用した新たなプロモーションなど、ターゲットと効果を念頭においた施策を展開しております。

本市におけるインバウンドの状況につきましては、コロナ禍により大きな落ち込みがありました。これまでの取組や日本全体のインバウンドの増加を背景に増加してきており、直近の調査でも、令和7年の外国人宿泊客数は前年比で108パーセント増の4,561人と過去最高を記録し、市内酒蔵においても1,600人を超える外国人旅行者が訪れるなど、数字としても増加傾向が示されているところであります。

しかしながら、本市の観光資源のポテンシャルや宿泊のキャパシティを考え合わせますと、まだまだ伸びる可能性があると考えており、更なる誘客促進策の展開が必要であると認識しているところであります。

来年度からスタートする第4次観光振興計画におきましても、観光消費額が大きく、経済波及効果が高いインバウンド観光の推進について、引き続き、重要な要素として盛り込んでおり、ニーズを捉えた観光コンテンツの創出や、ホスピタリティの高い受入れ体制の整備のほか、多くの訪日外国人が旅行先を決定する際に検索サイトやSNSを活用しているという実態を踏まえ、デジタルを中心とした効果的なプロモーションを展開することとしております。

青柳議員ご提案の内容につきましては、本市最大の観光資源であります「大曲の花火」が、「Omagari hanabi」や「Omagari fireworks」といった名称で海外に認知されつつある中、海外検索サイトにおいてアルファベットの「Omagari」を用いる戦術は、世界と本市の観光を結び付け、インバウンド誘客を図る上で効果的な手法になるというふうに捉えております。

また、「Region」を付加することで、周辺観光を含めた面的な広がりや観光ハブとしての拠点性をアピールする効果も期待できるものと考えているところでございます。

今後、来年度策定を予定する観光振興計画アクションプランの組立てに当たり、インバウンド向け観光プロモーション戦略の一つとして、ご提案の趣旨を取り入れ、例えば、インバウンド向けサイトやショート動画、SNSへの統一的なタグ付けを行うなど、都

市ブランディングにつながる施策を盛り込む方向で検討してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（後藤 健） 再質問はありませんか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（後藤 健） はい、青柳議員。

○13番（青柳友哉） ただ今のご答弁、大変前向きに受け止めていただきましてありがとうございます。

「O m a g a r i」というアルファベット表記の活用でしたり、「R e g i o n」を付加することによって、市内の全域へですね、面的に誘客効果が期待できるといったことのご認識をいただけた点は大変重要で良かった方向性だなと思っております。

ちょっとここです、誤解をいただかないようにあえて申し上げたいのですが、私は自治体の名称を大仙市から大曲にした方がいいと言っているわけでは全くありません。全国の地方が外国人旅行者の誘客をですね、競い合っています。この状況です、当地が有利にその競争の中で勝ち抜いて外国人の旅行者の方に来ていただけるように、そのためにインバウンド観光の誘客においては「O m a g a r i」、あるいは「O m a g a r i R e g i o n」という統一の地域ブランドを用いてはどうでしょうかという提案をさせていただきました。

そこでですね、もう一段踏み込んでお伺いいたします。

一般に戦略というのは、限られた資源で目的を達成するための大局的な計画、いわば勝ち方の設計だったり設計図だったりします。で、戦術というのは、先ほどちょっとお言葉で出ていましたが、戦術というのは個々の闘いで勝つための具体的な技術だったり手段だったりします。で、先ほどご答弁いただいた中と最後の方にありました例えば統一的なタグ付けみたいなものはですね、有効な取組ではあるんですが、飽くまでもやはり戦術の一つでありまして、私が今回特に申し上げたいのは、その前段階であります戦略の話であります。先ほどパネルでお見せしましたが、アルファベットの「A K I T A」という呼称は、もう秋田犬というですね強固なイメージが世界に存在しております。で、アルファベットの「D A I S E N」という呼称も、今のところは山、「M t . D a i s e n」という別のイメージがですね、強く先行しております。この二つの名前、名称においてイメージを上書きしていったらですね、我々が海外における認知を獲得すると

いうのはですね、なかなか簡単ではない、決して容易なことではありません。で、戦略ですので、漢字で書くと戦いを略すと書きます。戦わずして勝つこと、もしくは不利な戦いを避けることが本質であります。で、我々ですね、インバウンド客からの認知向上に対して使えるお金とかマンパワーというのは有限ですよ。それを、「AKITA」と「DAISEN」と「Omagari」の呼称それぞれに分散させるのではなく、やはり勝ち目のある、勝ち筋である「Omagari」という呼称に集中して認知の向上を図る、この選択こそが戦略ではないでしょうか。そして、「Omagari」という名前、名称で海外での認知を獲得できたその先には、花火のみならず、この地域のほかの観光資源、酒蔵であったり食文化、ほかのお祭りもあります。また、伝統文化もあります。また、自然景観、温泉、あと体験型のコンテンツも最近増えてきました。こういったですね、市内の各地域資源が「Omagari Region」という大曲文化圏、もしくは大曲生活圏という枠組みの中で一体的に評価される未来があると思います。

この地域のブランディングという、地域のブランド効果については、世界の事例が参考になるものがあります。例えば映画といえばハリウッドだったりとか、高級スパークリングワイン、余り飲むことないんですけど、といえば代名詞ではシャンパンですけど、シャンパンといえばシャンパーニュ地方と言われています。で、これらは必ずしも行政区の名前そのものがブランドになっているわけではありません。ハリウッドはロサンゼルス市の一地区ですし、シャンパーニュ地方という先ほど言ったシャンパンの代名詞、シャンパーニュ地方は地方であって、その中に複数の自治体が存在します。で、逆にカーニバルで有名なリオというのがありますが、リオのカーニバルは年に一度のイベントです。大曲の花火も一緒ですが、このリオのカーニバル、年に一度のイベントですが、ブラジルを訪れる人々にとっては、「Rio」という名前はですね、もうブラジルに行くって決めたときから意識してしまう、強く意識される存在になっています。

国内の事例を一つ挙げます。「和牛」といえばというですね、今は「神戸ビーフ」という認知がもう海外では確立されています。国内にはですね、それこそ具体名出していいのか分かんないですけど、例えば僕だったらちっちゃい頃から松阪牛だとか思っていましたし、ほかの有名なブランドがいっぱい存在していますが、インバウンドの市場においては、やっぱり神戸という名前、神戸ビーフが代表的な存在になりました。で、ここで一つ教訓となるのは、やはりブランドというのですね、早く明確に位置付けたものが有利になるということですね。これを踏まえまして、改めてご見解をお伺いしま

す。

日本の花火といえば大曲、そういった認知をですね、インバウンド客に対して確立していくことを軸としながら、市内の各地域資源を束ねて「Om a g a r i」、あるいは「Om a g a r i R e g i o n」というですね、統一の地域ブランドの下で展開していく、このような戦略的整理の下でインバウンド観光を推進していくお考えがあるかどうか、当局のご見解をお伺いします。

○議長（後藤 健） 再質問に対する答弁を求めます。加賀観光文化スポーツ部長。

○観光文化スポーツ部長（加賀貢規） 青柳議員の再質問にお答え申し上げます。

ご質問の、本市のインバウンド戦略として「Om a g a r i」あるいは「Om a g a r i R e g i o n」という統一地域ブランドを用いて施策を展開していくことについてでございますけれども、海外に向けて観光プロモーションを行っていく上では、非常に合理的かつ効果的であるというふうに捉えているところであります。戦術レベルだけではなくて、インバウンド観光の戦略として取り組む方向で検討してまいりたいというふうに考えております。

ご承知のとおり、本市は「大仙市」としてシティプロモーションにも取り組んでおりますので、先ほどのロサンゼルス市とハリウッドのですね、関係のように、ターゲットを明確化しつつ、プラットフォームと、例えばプレミアムコンテンツのような、そんな区分をした「2層構造」のような立て付けであれば、齟齬もなく取り組んでいけるのではないかというふうに考えているところであります。

国内でも、「飛騨高山」など、自治体名にとらわれず、観光資源の名称を組み合わせでブランド化に成功した事例もあるようでありますので、海外の事例とあわせて研究いたしまして、今後の「大曲の花火」第100回大会の開催などをですね、見据えながら、スピード感を持って具体化の検討を進めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（後藤 健） 再々質問はありませんか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（後藤 健） はい、青柳議員。

○13番（青柳友哉） 非常に前向きなご答弁いただきましてありがとうございます。是非戦略として練っていただいてですね、よりよくしていただいで、観光の中で、インバウンド観光の中できちんと誘客ができるようにやっていただければなと思います。

先日、市長や議長が台湾に行かれたというふうな話を伺ってしまして、行ったときに刈和野の綱引きの話をしたら、何と面白いと。是非それも旅行のコンテンツとして非常に有力なので、うちでもPRしますよって向こうの旅行会社さんですかね、が言っていたということも漏れ聞いております。で、例えばなんですけれども、先ほど言ったとおり、花火がやっぱり大曲で最初にまず認知取らなければいけない、何を言っているかという、大曲という名前を最初から有名にしようと思ってもなかなか難しく、さっきのハリウッドでもそうですけど、ハリウッドよりは、全部有名になってきているものは、もう分かりにくいかもしれないですけど、例えば神戸ビーフなんかでいくと、和牛って調べたら神戸ビーフが出てきた、じゃあ神戸ってところで本場の神戸ビーフ食べようみたいな、例えば形になりますと。だから、やっぱり日本の花火って、日本に行くときに、花火かって検索をして、そしたら、あ、大曲というものがまずボンと出てきた。じゃあ大曲に興味が出る。例えばですけど、やっぱりタイミング的に、うちの大曲の花火、年に3回ですとか、メインのその競技大会1回ですとかという、そのタイミングにやっぱり来られていない観光客の方が検索してたまたま見られることもあるんですけど、やっぱりそこで大曲を知ってもらえるというのが大きいんですよ。なので、最初から大曲という名前を何も知らない人にPRするというか、覚えてもらうというのは、なかなか認知の取り方難しいので、飽くまで何か有名なもので検索してもらったときに、ちゃんと一番上に出てくるっていうので認知を取って行って、そこから大曲って何だろうって調べてもらって、さっきの刈和野の綱引きが出てきたりとか、そういったものが例えばつながっていくという流れが大事だと思いますので、是非そこを意識しながらですね、戦略練っていただければと思います。

すごいですね、僕も他県からですね友達が遊びに来たりとかすると、知らなかったけど、こんないいものあるのって、いろんなことを発見して帰ってくれます。お祭りもそうですし、先ほど言われた酒蔵もやっぱり案内すると、喜んでくれて、うまいうまいっていつて何本も買って帰ってくれたりとかしてます。で、そういった魅力があるんですけども、やっぱり気付いてもらえないというのが一番つらいところというか、なかなかうまくいかないところなので、その気付いてもらうために、うまく引っ掛かってもらうために、引っ掛かるというのはその検索に引っ掛かるとか、意識に上ってもらうために、こういった戦略を有効的に活用していただければと思います。

ちなみに、日本の花火、「Japan fireworks」で先ほどのGoogle

e 検索すると、どこも特に決まって出てこないんです。長岡っぽいなっていう花火が何個か写真が出てきて、あとは鳥居と一緒に写っている花火とか、富士山と一緒に写っている花火とか、東京の夜景、レインボブリッジとかスカイツリーとか、そういうものと一緒に写っている花火とかという形で、日本らしいアイコンと花火で写真として採用されているか、先ほど言った長岡かぐらいの形になっていますので、まだまだ固定化されていない。なので、「Japan」の「Fireworks」で、まだまだ大曲、頑張っていかなきゃいけないし、頑張ったら勝ち筋もあると思いますので、是非頑張って、一緒にですけど頑張っていければと思いますので、どうぞよろしくお願いします。すいません、ちょっとエールみたいになっちゃいましたが、思うことあれば、市長から是非よろしくお願いたします。

○議長（後藤 健） 再々質問に対する答弁を求めます。老松市長。

○市長（老松博行） 青柳議員の再々質問にお答え申し上げたいと思います。

先ほど台湾トップセールスのお話ありましたがけれども、議長もご一緒でしたけれども、私、前からですね、やっぱり大曲の花火のこの世界的な認知度を高めたいと、そしてそれをインバウンドにつなげたいと、そして、それに伴って大仙市というのを売りたいと、そういうふうな考え方でやってきましたけれども、今、今日ちょっとね、青柳議員から別の切り口でといいますかね、別の観点でのそうしたインバウンド観光戦略のお話を聞いて、大変ちょっとショックを受けてる、いい意味でのショックを受けたところであります。夏の大曲の花火、それから冬の刈和野の大綱引き、これが大仙市の二大イベントですということで旅行会社4社回ってきましたけれども、先ほどのようにですね、新しい何といいますかコンテンツ、観光のコンテンツを探している旅行会社さんにとっては、刈和野の大綱引きが気に留まったといいますかね、映像も見ていただいて、それで是非今度セットしてみましようというようなお言葉ももらいましたけど、旅行会社さん、台湾を代表する4社だと思えますけれども、30人ですかね、団体、30人1グループの団体旅行客を連れていくというような形ですので、30人だと大仙市でも対応できるんじゃないかなというような気持ちもありましてですね、積極的に運動させていただいたところであります。ただ、さっき最初に申し上げたとおり、大曲の花火のそういう認知度、世界的な認知度を高めるためには、やはりいろんなモンテリオールはじめいろんなところへですね行って、大曲の花火を見てもらうというようなこと、そして、インバウンドにつながればいいなというようなこと、そして結果的には大仙市、大曲の花火を

開催しているところは大仙市なんですということをね、知っていただければというような考え方でしたけれども、ちょっとね、それは生ぬるいなということを今ね、感じたところでありまして、是非「Om a g a r i」「Om a g a r i R e g i o n」これを積極的に活用してですね、もう一回観光戦略練ってみたいというふうに思いますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（後藤 健） これにて13番青柳友哉議員の質問を終わります。

【13番 青柳友哉議員 降壇】

○議長（後藤 健） 次に、16番高橋徳久議員。

（「はい、議長、16番」と呼ぶ者あり）

○議長（後藤 健） はい、高橋議員。

【16番 高橋徳久議員 登壇】

○議長（後藤 健） はじめに、1番の項目について質問を許します。

○16番（高橋徳久） 本日最後となりました、だいせん会の会の高橋徳久でございます。

それでは、通告に従い、一般質問させていただきますので、当局の皆様におかれましては、ご答弁方よろしくお願ひ申し上げます。

はじめに、第5次農業振興計画（案）についてお伺ひいたします。

令和6年第3回定例会におきまして、「オーガニック給食」について年数回の給食の実現に向けては有機米の確保が重要なことから、大仙市農業の根幹に当たる農業と食に関する活性化基本構想及びアクションプランに、有機農業の在り方を検討してほしいと私見を加え、質問及び要望させていただきました。

その際、市長からは、有機農業は今の時代の流れになっている。検討の上、第5次農業振興計画に掲げていきたいと思っていると答弁がありましたが、今回、第4次農業振興計画には一切記載がなかった「有機農業」が、果たして新たに盛り込まれるのか案じていたところ です。

去る2月4日、産業建設常任委員会協議会が開催され、第5次農業振興計画（案）が示され、第4章「計画の実現に向けた施策の展開」の中の基本方針2「魅力あるだいせん農業と食の創出」の（4）「多様な農業の共存による活力と付加価値の創出」のところに、一つ、脱炭素社会の実現と「みどりの食料システム戦略」の目標に向けて、生産者、事業者、消費者の理解と協働の下に、農業の環境負荷低減とスマート技術を活用した生産性の向上との共存を目指します。一つ、有機・特別栽培、減農薬・減化学肥料

栽培の環境保全効果の高い営農活動の普及促進を目指します。一つ、農業と他業種との連携の推進により、地域活性化や農業経営の発展、地域共生社会の実現など、地域の活力の創出を図りますとあり、目標指数として、有機JAS認証事業者数、令和6年0経営体を令和12年には2経営体に、みどり認定取得者（環境負荷低減事業活動実施計画の認定数）、令和6年4経営体を令和12年には50経営体にとすると、誠に壮大ですばらしい目標が掲載されておりました。まずもって、この計画案を発表されたことに対し、市長はじめ担当部局、そして策定にご尽力された方々に心から感謝と敬意を表したいと思っております。ありがとうございました。

私の最終的な目標は、子どもの心身の健康と食育、そして地域循環と農業の持続可能性を目指した形として「オーガニック給食」の実現です。しかし、実現するには「米」「野菜」の確保や調理等様々な諸問題があり、残念ながらすぐには実現できない現状です。そこでお伺いいたします。今回のこの計画は一步進んだと思いますが、オーガニック給食の実現という施策がイメージされているものなのかお伺いいたします。

○議長（後藤 健） 1番の項目に対する答弁を求めます。老松市長。

○市長（老松博行） 高橋徳久議員の一つ目の発言通告であります、第5次農業振興計画に関する質問につきましては、農林部長が答弁申し上げますので、よろしくお伺いいたします。

○議長（後藤 健） 斎藤農林部長。

○農林部長（斎藤秋彦） 高橋徳久議員の質問にお答え申し上げます。

質問の第5次農業振興計画（案）におけるオーガニック給食の実現についてであります。本計画は、令和8年度から5カ年において大仙市の農業振興における最上位計画として策定するもので、多様化する消費者ニーズに対応できる農業生産体制の構築に向けた取り組みの一つとして、第5次計画において、有機・特別栽培・減農薬・減化学肥料栽培の環境保全効果の高い営農活動を目指すことを施策の方向性としております。

また、アクションプランの位置付けとして策定した「農業と食」地域活性化プランでは、有機農業については持続可能な強い農業の育成に向け、事業の展開を計画しているところであります。

今後の取り組みとして、県内における有機農業の定着と発展を目的として設立された秋田県有機農業研究ネットワークへ参画し、県及び構成市町村と連携し有機農業の技術に関する調査、研究の情報収集と、ネットワークによる市内生産者への周知と定着を

図っていくこととしております。

オーガニック給食、有機農産物を使用した給食については、現在、市内生産者と収量から有機農産物の供給量の確保は困難であります。今後、第5次農業振興計画での有機農業に係る取り組みを普及、推進することで、有機米等農産物の生産を図り、食育の一環として学校給食で提供できるよう関係機関と連携してまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（後藤 健） 再質問はありませんか。

（「はい、議長」と呼ぶ者あり）

○議長（後藤 健） はい、高橋議員。

○16番（高橋徳久） ご答弁ありがとうございました。ただ今、私としては力強い、前向きなお力をいただいたなというふうに思っております。

やはり、ただやればよいというのではなくて、地元のやっぱり有機米というのが確保できて、そして初めてできるオーガニック給食という、そういう事業だと思っておりますので、まずはその生産者の皆さんと連携を密にさせていただきながら、何とか目標を達成できるようにしていただければありがたいなと思います。本当に心から感謝を申し上げまして終わります。

○議長（後藤 健） 次に、2番の項目について質問を許します。

○16番（高橋徳久） それでは、2番、小・中学校の不登校問題についてお伺いいたします。

3月に入ると地元の小・中学校の卒業式、4月には入学式と、私ども市議会議員は来賓としてご招待いただき、晴れの式に参列させていただいております。

そこで気になったことは、点呼を取った際の欠席者が年々増えて目立つようになった点であります。いわゆる「ひきこもり」になってしまった子どもたちに対し、市では民間の団体に委託してアウトリーチを行ったり、居心地の良い場所の提供として一時避難場所に通ってもらうなど、事態の打開に向けご尽力いただいているようですが、残念ながら現状は余り変わっていないように思います。

一昨年に「夢見る小学校」、昨年は「夢見る校長先生」のドキュメンタリー映画を見る機会がありました。私はかなり強い衝撃を受けたと同時に、行政側の立場として、今の不登校問題に対して、もっと真剣に取り組まなければ子どもたちの未来はないと感じ、今回質問したところです。

「無理」という言葉からは何も生まれません。オーガニック給食の件もそうですが、「100パーセントそれは無理」や「現状ではできない」と決めつけるのではなく、全ての事案に対し「まず取りかかってみよう」という前向きな姿勢が必須なのではないでしょうか。基本的な学校教育の在り方は、明治時代や戦後の教育改革が基礎となっていて今に至っていると思われませんが、平成、令和と時代が移り変わるに当たり、これまでの教育の方法や手法と子どもたちの精神（メンタル）の有様とのギャップが大きくなって齟齬が生じてきているのではないのでしょうか。学校にはカウンセリングや相談員を配置しているということもお聞きしますが、何かしらの事情で不登校となった子どもが、果たしてわざわざ学校に相談するのでしょうか。こちら側には、また学校に復帰してほしいという思いが基本にあるからそうなっていると思われませんが、一度失ったり折れてしまったメンタルは簡単には修復できません。むしろ子どもたちの心が開くようなカリキュラムを新たに考え、「人と関わることの重要性」を学んでもらう場を提供したらいかがでしょうか。現在でも旧校舎は多数あります。それを活用して、通常の学校とは別の「生きぬく力」を身に付けるための教育を提供できたらと思います。

過保護なのか家庭の事情なのか理由は分かりませんが、幼い子どもや中学生たちが、結果としてある意味「生き抜くこと」を放棄してしまっています。「今のままじゃいけないよ」と誰かがささやき、人と関わって生きることの重要性を感じてもらい、次のステージへ進んでほしいと願っております。当局には、もっと危機感を強く持ってご検討いただきたいと思っております。ご所見をお伺いいたします。

○議長（後藤 健） 2番の項目に対する答弁を求めます。伊藤教育長。

【伊藤教育長 登壇】

○教育長（伊藤雅己） 質問の小・中学校の不登校問題についてお答え申し上げます。

市内の不登校児童・生徒数は、全国や県と同様、増加傾向にあり、教育委員会といたしましても、この状況を重く受け止め、強い危機感を持って対応しているところであります。

質問にありました「人と関わることの重要性」につきましては、不登校支援のみならず、全ての児童・生徒の健やかな成長において極めて重要な視点であると認識しております。

教育委員会といたしましては、児童・生徒が地域の皆様と触れ合う体験や交流を通じ、人と関わることの楽しさや、集団の中で認められる喜びなどを実感できるよう、「体験

的学習の時間支援事業」により、各校で特色ある活動が展開できるよう支援しております。さらに、市独自の「大仙教育メソッド」に基づく校種間連携や地域連携、国が進めるコミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的な推進などにより、年代を超えた交流機会の充実を図っております。加えて、児童・生徒や保護者が地域と関わるきっかけづくりのための「大仙ふるさと博士育成事業」を展開しております。今後も地域の皆様のご理解とご協力をいただきながら、人と関わる機会の充実に努めてまいります。

不登校児童・生徒への支援につきましては、美郷町と協同で教育支援センター「フレッシュ広場」を設置しております。教職経験のある専任指導員やカウンセラーを配置するとともに、市教育委員会指導主事による学習指導、フィールドワークや調理などの体験活動を取り入れながら、児童・生徒一人一人に寄り添った支援を実施しております。ここに通う子どもたちは、自分のペースで学習を進めるとともに、仲間と交流することにより、毎日通えるようになったり、在籍する学校へ登校できるようになったりするなど、一定の成果を挙げております。

また、文部科学省の「COCOLOプラン」を踏まえ、保護者会の開催に加え、秋田修英高等学校の学びの多様化学校や子ども・若者総合相談センターとの情報交換を行うなど、本市の拠点であるフレッシュ広場の機能強化に努めております。

また、県が設置している教育支援センター「スペース・イオ」などの施設もあり、こうした様々な関係機関との連携を更に強める必要があります。そのためには、関係機関とのつなぎ役である学校の役割強化をすることも大切であり、昨年度、新たに関係機関の一覧表を作成し、学校や保護者への周知を図っております。

議員からご提案のありました新たな教育の場につきましては、今後、学校再編を進める中での検討は考えられますが、既に「フレッシュ広場」という拠点があることから、まずは、その機能の更なる充実に努めてまいります。

以上です。

【伊藤教育長 降壇】

○議長（後藤 健） 再質問はありませんか。

（「はい、議長」と呼ぶ者あり）

○議長（後藤 健） はい、高橋議員。

○16番（高橋徳久） ただ今、教育長からご説明いただきました。本当にありがとうございました。フレッシュ広場ということで、美郷町と一緒にやられているという

ことでもございました。

交流センターのところでやられているものだというふうに私も認識しておりますが、もうちょっと、もっと何かこう学校っぽいところと言ったら変ですけども、何かあの手の場所ではなくて、もうちょっと何か別な形でできればなど、もうちょっと大きくしてというような形で、何か場所があそこしかないからっていうんで、なんかやってるような感じではなくて、もっとのびのびとやってますよというふうな形で、宣伝と言っちゃちょっと変ですけども、見た人たちが、その通っている子どもたちも安心できるような、そういう場所というのがあればなというふうにも思ったもんですから伺ったところでありました。

確かに今は地域を巻き込んで、いろんな形でみんなで取りかかっていくというふうな方針というのは一番大事だろうと思っておりますし、今、学校でもそういうカリキュラムを組んで、いろんな行事の解説やら何やらというのも民間の人たちが学校に出向いて行って説明しているということも多々お聞きをしております。ですが、それは学校に来ている子どもたちには非常にいいことなのですが、何かしらの事情でやっぱり出ていない子どもさんを何とか、年齢が若ければ若いうちからもう声掛けをしないと、10歳、15歳になってからやろうって言っても、なかなか難しいというのが多いのかなというふうに思っております。もし小さい子でそういう、なってしまった子がいたら、早めにやはり直接手を差し伸べるような形にしないと、立ち直りが厳しいだろうなというふうに想像しております。

実際問題、そういう、これ聞き取りでお聞きしたからあれですが、義務教育ですので、言い方変ですが、皆さん卒業するんですね、形上は。でも、じゃあ学校に行って勉強もしない、することもないですし、だから、家でその子どもたちが果たしてその学力というの付いているかとなれば、多分付いてない子どもさんも多いんだろうと思います。で、義務教育が終わった後、じゃあどうするんですかというふうになった時に、高校へ行くと普通高校へ入る子もいるでしょう。定時制の学校に行くという方もいるでしょうけども、その子の人生というのが、もう50、60、70、80までその後続くんです。それを考えたときに、やっぱり1日でも早く立ち直ってほしいなど、立ち直るといのは、生き抜く力というのを、是非付けて、人を頼りながら、そして自分も一生懸命生きていくという相互関係で社会は成り立っているというのを肌で感じて、1日でも早く頑張っしてほしいなという思いで今回この質問をさせていただいたところでもあります。

先ほど来、いろんな今、各機関、連携を取りながら、みんなで共有しながらやっているというふうなご説明もありましたので、なお一層連携を深めていただいて、とにかく、というのは学校の先生たちが一軒一軒そういう子たちを回ったりして、時間外にプリント配りとかやっているという話も聞きました。それってものすごいその教員の皆さんにとっては負担だろうと思います。大変だろうと思います。それでも先生たち、一生懸命そうやって一人一人、とにかく救わなければというので回ったりしてご苦労されておりますので、どうかそういう先生のご苦労もありますけども、それが形となっていていい方向に向かうことをお祈りしたいと思いますし、是非とも、なかなか一時避難場所にも出てこれない子どもたちに対しても、更なるアプローチというか、引き出しを何とか行政側でも一生懸命頑張る必要があるのかなと思うところでございます。今一度ちょっとお伺いしたいと思います。ご所見をお願いいたします。

○議長（後藤 健） 再質問に対する答弁を求めます。伊藤教育長。

○教育長（伊藤雅己） 高橋徳久議員の再質問にお答え申し上げます。

何点かいろいろお話をいただきましたが、その中でも子どもたちへの思いですとか、また、学校現場への配慮、先生方ですね努力へも評価といいますかコメントをいただいて本当にありがとうございます。

最初に申し上げましたとおり、私もやはりこの危機感持っております。非常に心を傷めているところで、残念ながら特効薬がないというところで、できることをとにかく精一杯やっているというのが現状であります。

まず、フレッシュ広場の状況ですけれども、先ほど場所ということがありましたが、そこはいろんな実は考え方、子どもたちの意見も聞いておきまして、今の場所が比較的いろんな方が自由に入出入りするの、何というか特別感なく自分たちも通えと、そういう声もございますので、最終的には子どもたち、あるいは保護者のニーズになるかと思いますが、今の場所はそういう意味では利用しやすいという声もございますので、私たちもその子どもたちのニーズ、更に応えられるように進めていきたいと思っております。

それから、早い時期からのアプローチ、本当にそのとおりでございます。やっぱり、なってしまってからでは、なかなか難しい状況があります。そこで、学校では、基本的には当然チーム対応、学担に任せることなく学年主任であったり、あるいは生徒指導、そういう対応のための特別な加配というものも国や県から示されて、我々もお願いして、そういう加配もいただいているところであり、いずれチーム対応ということを中心に心がけて

おりますし、また、いわゆる校内支援センターと最近言うんですが、別室登校という、子どもたちにとって居場所として、居心地のいい場所ということで、かつては保健室も多かったんですが、今はふだん余り使っていない部屋を、そこを子どもたちのためにと
いう取組を行っております。人数の多い学校では、そこに支援員を配置したりということも行っております。

先ほど言いましたように、学校はやはり外とつながる、やはり学校とはなかなか離れにくいということもございますので、そういう意味ではカウンセラーや、それから SSW というそういう特別な方々もいらっしゃいます。県に配置しておりますので、そういった方々とのつながりをやっぱり学校がしっかりいくというような対応をして、まず早め早めということをご心にかけているところであります。

最後に、卒業後のご心配もありました。全く同感であります。今までですとというか、中学校においては、中学校卒業時に次の進路に向かえるかどうか、先ほどありましたように公立高校、それから定時制、いろんな進路先がございますので、その子に合った進路先にどうやってつなげていくのか、これをやはり中学校、義務教育の終わり段階では非常に大事にして中学校は対応しております。したがって、我々も先ほど言いましたように、いろんな外との関わり、場合によっては外の進学先、相談先、そういったものをしっかり学校に伝えながら、やはり義務教育終了時には、次のところにしっかり進めるような、そういう後押しをしてまいりたいと思います。

今後とも努力してまいりますので、ご支援よろしくお願ひいたします。

○議長（後藤 健） 再々質問はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（後藤 健） 次に、3番の項目について質問を許します。

○16番（高橋徳久） 次に、保育園支援についてお伺ひいたします。

大仙市では、子ども・子育て支援に重点を置き、保育料の無償化や医療費の無償化など手厚いサポートを次々に実施していることについて、心から感謝と敬意を表したいと思ひます。その中で気が付いた点を申し上げたいと思ひます。

まず、少人数学級について伺ひます。

少人数学級のメリットとして、乳幼児をよく観察して、発達段階に応じた支援がきめ細かくサポートがしやすい。個別に対応できるため、学びや成長を促進することができる。子どもたちが安心して活動する環境が整うため、心の安定が得やすいなどが挙げら

れるかと思えます。国では4・5歳児、25人で計算しております。私は、さらにこれを20人に引き下げるなど、他の年齢についても基準となる人数を引き下げて保育の充実を図られたらと考えるものであります。

また、支援を必要とする子が増えている現状にあっては、市の方から人件費の補助を行っており、その保育士も特定の子以外の子のサポートできるとお聞きしましたが、さらなる安全な保育のため、人員の確保と財政的支援を今一度検証し実施していただきたいと思えます。

あわせて、保育料と延長保育料も無料になったことにより、平日、土曜日を問わず、毎日朝7時から夜7時まで11時間を超えて子どもを預ける親も多数いるようで、園の勤務ローテーションが窮屈になるなど困っている現状もあるようです。それを解消するためにも、職員数の確保が必要と思われまますので、少人数学級により不足となる保育士の確保をしていただきたいと思えますが、ご所見をお伺いいたします。

更なる支援として、3歳時から5歳児までの主食の提供が無償化となることは大変良い事業だと思います。しかしながら、園によって差異があり、当然のごとく調理室を改修したり食器を購入したりと物入りになるほか、食事の準備や洗浄等にかかる人件費や水道光熱費が新たに必要となります。保護者の経済的な負担を軽減するというすばらしい施策と思えますが、各法人に対して負担にならないよう、最善な対応を取らなければと思えます。その点、どのような対応をお考えでしょうか、ご所見をお伺いいたします。

もろもろお伺いいたしました。子育て支援は保護者の負担を軽減すれば良いというだけでなく、実際に携わる保育園、法人に対しても十分な支援が重要であります。それは利用する子どもの成長に返ってくることになるからです。保育園支援の充実をお願いいたします。

○議長（後藤 健） 3番の項目に対する答弁を求めます。老松市長。

○市長（老松博行） 高橋徳久議員の三つ目の発言通告であります、保育園支援に関する質問につきましては、こども未来部長が答弁いたしますので、よろしくお伺いいたします。

○議長（後藤 健） 田口こども未来部長。

○こども未来部長（田口美和子） 質問の、保育園支援についてお答え申し上げます。

はじめに、少人数学級による保育士の確保についてであります。

国において、児童福祉法等の改正により、令和6年4月1日から保育士の配置基準が

見直され、児童の年齢区分ごとに、0歳児3人、1・2歳児6人、3歳児15人、4歳以上児25人に対し、それぞれ1人以上の保育士の配置が必要とされております。これらの基準に基づき、国が公定価格を定め、人件費を含む施設運営に必要な経費を積算し、国・県・市が応分の負担により、各施設へ給付する仕組みとなっております。

また、支援を要する児童への対応につきましては、集団生活を送る上で、よりきめ細やかな保育環境の充実を図るため、令和7年度からは、身体障害者手帳や療育手帳所持者に加え、特別児童扶養手当受給対象となる児童についても対象とし、担当する保育士の人件費を市単独で10分の10の補助を行っております。

また、長時間保育への対応につきましては、国の補助制度の活用により、必要な職員配置が図られるよう、財政的支援を実施しているところであります。

このほかにも、各法人等において様々な制度を活用していただいた結果、2月1日現在の市内の全ての施設では、国の配置基準を上回る保育士が配置されている状況であるため、市独自の配置基準を定める必要はないものと捉えております。

次に、主食無償化に当たっての保育園、法人への支援についてであります。主食の無償化については、「大仙市内の全ての子どもが安心して、おいしい給食・質の高い保育サービスを受けられる環境を整備する」ため、10月からの実施を目指し、支援の在り方について検討を進めているところであります。

保護者の負担軽減はもとより、給食を提供する施設側の負担軽減についても、各施設の実情の把握に努めているところであり、事業を実施する上で必要な支援策について内容を協議してまいります。

今後も、児童が安心感を持って保育園等での生活を送り、健やかな成長を支えることができるよう、保育の質の確保と人材の確保に向けた支援策を引き続き実施してまいります。

○議長（後藤 健） 再質問はありませんか。

（「はい、議長」と呼ぶ者あり）

○議長（後藤 健） はい、高橋議員。

○16番（高橋徳久） ご答弁ありがとうございます。今現在は、2月1日現在ですか、保育士の人数については十分だというふうなご発言でございました。一応そうなるだろうとは思いますが、現状においては、その園の法人にお伺いすると、やはり早番、遅番、あるいは何時から何時までというのでこう割り振っていったときに、非常に組む

のが大変ですよというのは伺ったところでございましたので、今回聞いたところでございました。

また、その保育士さんも人数ピタツといていいわけではなくて、その保育士さんにもいろんなご都合があります。何か病気で休んだりとか、あるいは家庭の事情で休んだりとか、いろんなこともありますので、随時補充する人も随時いなければ園は回りませんので、そういったことを考えたときには、余力じゃないとは思いますが、ある程度やはりそうときに回しやすいというふうな環境を整えないと、やはりその通ってくる子どもたちの負担になってしまうと、迷惑掛かってしまうということもございますので、何とぞその保育士の確保に対する手当てというの、今まで以上にご検討いただければ有り難いなというふうに思ったところでございます。それを申し上げまして、答弁は結構ですので、ご検討いただければとお願いを申し上げまして質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（後藤 健） これにて16番高橋徳久議員の質問を終わります。

【16番 高橋徳久議員 降壇】

○議長（後藤 健） 以上で本日の日程は、全部終了しました。

本日はこれをもって散会し、明日、本会議第3日を定刻に開議いたします。

大変お疲れさまでした。

午後 1時56分 散 会

令和8年第1回大仙市議会定例会会議録第3号

令和8年3月3日（火曜日）

議事日程第3号

令和8年3月3日（火曜日）午前10時開議

第1 一般質問

出席議員（22人）

| | | |
|----------|----------|----------|
| 1番 大山利吉 | 2番 小須田逸子 | 3番 佐藤文子 |
| 4番 菊地伸 | 5番 小笠原昌作 | 6番 高橋智也 |
| 7番 挽野利恵 | 8番 秩父博樹 | 9番 佐藤芳則 |
| 10番 安達成年 | 11番 門脇智宏 | 12番 佐藤隆康 |
| 13番 青柳友哉 | 14番 石塚柏 | 16番 高橋徳久 |
| 17番 本間輝男 | 18番 佐藤育男 | 19番 橋本琢史 |
| 20番 山谷喜元 | 21番 佐藤芳雄 | 22番 橋村誠 |
| 24番 後藤健 | | |

欠席議員（2人）

15番 古谷武美 23番 高橋敏英

遅刻議員（0人）

早退議員（0人）

説明のため出席した者

| | | | |
|---------|-------|--------|-------|
| 市長 | 老松博行 | 副市長 | 今野功成 |
| 副市長 | 舩谷祐幸 | 教育長 | 伊藤雅己 |
| 総務部長 | 伊藤公晃 | 企画部長 | 佐々木英樹 |
| 市民部長 | 伊藤敬 | 健康福祉部長 | 佐藤和博 |
| 子ども未来部長 | 田口美和子 | 農林部長 | 斎藤秋彦 |

| | | | |
|-----------|-------|------------|------|
| 経済産業部長 | 鎌田篤史 | 観光文化スポーツ部長 | 加賀貢規 |
| 建設部長 | 京野和明 | 病院事務長 | 藤原孝之 |
| 教育委員会事務局長 | 佐々木泰宏 | 上下水道局長 | 小林孝至 |
| 総務課長 | 三浦政輝 | | |

議会事務局職員出席者

| | | | |
|----|-------|----|------|
| 局長 | 大沼利樹 | 参事 | 佐藤和人 |
| 主幹 | 佐々木孝子 | 主幹 | 黒田貴彦 |

午前10時00分開議

○議長（後藤 健） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

欠席の届出は、15番古谷武美議員、23番高橋敏英議員であります。

○議長（後藤 健） 本日の議事は、議事日程第3号をもって進めます。

○議長（後藤 健） 日程第1、本会議第2日に引き続き、一般質問を行います。

はじめに、8番秩父博樹議員。

（「はい、議長」と呼ぶ者あり）

○議長（後藤 健） はい、秩父議員。

【8番 秩父博樹議員 登壇】

○議長（後藤 健） はじめに、1番の項目について質問を許します。

○8番（秩父博樹） おはようございます。公明党の秩父博樹です。今回、3項目通告させていただきます。どうかよろしく願いいたします。

早速質問に入らせていただきます。

まず最初、1項目目ですけれども、安定した水の供給に資する管路の更新について、お伺いいたします。

水道管は、私たちの生活に密着したインフラであり、市民の安定した日常生活のため、今後もしっかりとした整備・維持管理が求められるところです。そこで、本市の水道事業の現状と将来の見通しについてお伺いいたします。

水インフラについては、高度経済成長期に急速に整備が進んだため、今、老朽化の波がじわりと押し寄せてきており、市内各所で突然発生している漏水事故のこの最たる原因は、この老朽化であるというふうに思われます。現在、本市の管路更新率は、約0.3パーセントほどとなっていると思いますが、このペースで管路の更新を進めていった場合、全ての管路を更新するまでには非常に長い年月を要するものと思われます。したがって、今後、年間の更新延長を、更に増やしていく必要があるというふうに考えますが、いかがでしょうか。長期的な視点で、この点どのように考えておられるのか、お伺いいたします。

次に、防災の観点からですが、近年、各地で頻発する地震災害を鑑みますと、管路の耐震化について一層推進していく必要があるというふうに考えますが、現在、本市における管路の耐震化率はどのようになっておりますでしょうか。また、今後この耐震化の推進については、どのように考えておられるのかお伺いします。

次に、A Iを活用した管路の更新についてお伺いいたします。

本市の水道管路の延長は、上水道事業が約300キロメートル、簡易水道事業が600キロメートルを越え700キロに近いと思えますけども、合わせて約1000キロメートルとなっており、その維持管理費を抑制するには、このA Iの活用も有効な手段であるというふうに考えます。

管路の更新に当たっては、老朽度や重要度等を勘案し、目標使用年数を踏まえ、整備を行う必要がありますが、地下に埋設してある管路の状況は、実際に掘り起こしてみないと分からないということも多く、場合によっては、更新の必要性の低い管路を更新しているケースも少なからずあるのではないかとこのように考えます。

管路を更新する際に、この目標使用年数や過去の漏水データだけでなく、人口、土壌、それから気象、標高、傾斜、地下水位、道路の振動、地震など、水道施設の、このほかの様々な環境データを取り入れることによって優先順位を設定でき、より必要度の高い管路の更新を行うことができるようになります。そのためにも、様々な環境データを学習し、アルゴリズムによって管理の状況を予測することのできるA Iの活用は、最小の投資で最大の効果を上げるための必須の技術であるというふうに考えます。また、このA Iの活用においては、衛星画像の解析により、画像から収集した成分を「水道水」なのか、あるいは「非水道水」なのかに分別し、漏水可能性区域を絞り込むというふうな手法もあります。このA Iの活用による管路の効率的な更新については、本市において

も実際に現場で活用されているというふうに認識しておりますが、その現在の進行状況及び今後の見通しについては、どのようになっているのか、お知らせいただきたいというふうに思います。

1 項目目、以上です。

○議長（後藤 健） 1 番の項目に対する答弁を求めます。小林上下水道局長。

○上下水道局長（小林孝至） 秩父博樹議員の質問にお答え申し上げます。

質問の、安定した水の供給に資する管路の更新についてであります。はじめに、水道管路更新の長期的な視点につきましては、現在、本市において管理している水道管は、上水道 3 1 1. 7 キロメートル、簡易水道 6 7 7. 7 キロメートル、全体では 9 8 9. 4 キロメートルとなっております。

本市の管路更新率は年度によりばらつきがありますが、近年の管路更新率を平均すると 0. 3 パーセント程度、延長にすると年間約 3 キロメートルとなっております。

国が取りまとめた令和 5 年度の管路更新率の全国平均値は 0. 6 パーセント程度となっており、老朽化した水道管の更新は、本市のみならず全国的な重要課題と認識しております。

今後は、限られた財源の中で、より効率的に更新延長を増加させるため、新技術や官民連携手法などの活用も必要であると考えております。

次に、水道管路の耐震化の推進についてであります。本市の管路耐震化率は、上水道 3 6. 6 パーセント、簡易水道 1 9. 5 パーセントであり、全体では 2 4. 9 パーセントとなっております。

令和 5 年度に国が取りまとめた耐震化率の全国平均値は 4 3. 3 パーセントですが、これは上水道の基幹管路のみに限定した集計となっております。

本市の上水道の基幹管路耐震化率は 3 8. 1 パーセントとなっており、全国平均値よりも低いことから、耐震化率の向上につきましても改善に努めていかなければならないものと認識しており、先の管路更新率同様に新技術の活用などにより、効率的で費用対効果の高い事業推進を図ってまいります。

次に、A I の活用による管路の効率的な更新についてであります。本市では令和 5 年度に人工衛星を活用した漏水探知業務を試験的に実施しております。

従来の漏水調査は、人の耳で漏水音を探す音聴調査を水道管路全体に対して、くまなく行うものでしたが、この新技術は、人工衛星により撮影された画像を独自のアルゴリ

ズムとA Iにより解析し、漏水の可能性のある区域を半径100メートルに絞り込み、音聴調査に要する時間を大きく短縮できるものです。

この漏水探知業務により、調査対象管路延長約859キロメートルのうち、漏水の可能性のある区域が292カ所、管路延長としては約102キロメートルと報告されております。その中で実際に漏水が確認された区域が89カ所となっており、順次、漏水修理を実施しております。

今回の調査結果から、音聴調査を実施する管路延長が約102キロメートル、率にして調査対象延長の約11パーセントに絞り込むことができ、また、漏水の可能性のある範囲292カ所のうち89カ所で漏水が確認されたことから、一定の効果があったものと考えております。

近年、A Iを活用した新技術も多様化しており、管路更新及び維持管理の効率化のため、その新技術を導入する水道事業者が増加しているところであります。

今後につきましては、各事業者の導入・活用状況及び活用結果を注視するとともに、A Iを活用した管路更新及び維持管理の効率化に向け、積極的な情報収集と導入検討を進めてまいります。

○議長（後藤 健） 再質問はありませんか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（後藤 健） はい、秩父議員。

○8番（秩父博樹） ありがとうございます。前回この問題取り上げさせていただいたのが4年前だったと思います。で、今ご答弁あったとおり、その後、令和5年ですか、試験的にA Iを取り入れて実施したと。それについての今、結果伺ったところでは、

ご答弁にありましたとおり一定の効果はあったのかなと、今の数字伺って、自分もそういうふうに思ったところでは、すごい単純に、ちょっと乱暴かもしれませんが、計算しますと、年間の更新率が0.3パーセントだとすると、そのA Iでの管理を関係なく考えると、全体の更新に330年掛かってしまうという単純な計算なんですけど、そういうふうな計算になってしまうので、ただ、今のその使われているその管の材質からいって、恐らくカタログ上は耐用できるその耐用年数というのは、恐らくマックスで今100年とかでうたわれていると思うんですけど、多分だからそういうふうな計算でいうと、A Iを使わないと管路の更新というのは、その数字で見ても維持管理していくのは不可能という数値になってしまいます。要は330年耐用できる管がないとできない

というふうになってしまいますが、ただ今のお話ありましたとおり、このA Iを使うことによって、先ほどのその漏水についての試験的な実施をした中で、全体のその漏水箇所を11パーセント程度に絞り込めたという話でしたので、それは効果があって良かったなというふうに思います。なので、ただ、これ、この今のその水の、要は水道水なのか非水道水なのかということに対してそのA Iが使われたということですけども、多分この後もこのA Iの活用というのが進んでいくと、例えば土壌だとか、土壌でその管の材質がどれくらい持つものなのか、持たないものなのかっていう、その辺もA Iでの解析というのは、多分この後進んでいくというふうに思われますので、先ほどご答弁ありましたとおり、その点についてもこの後様々情報収集しながら市のこの水道管の維持管理に努めていただきたいと思うところですけども、ただこれ、全体でやっぱり約1000キロ抱えているので、非常に難しい、手腕が問われるというか、本当に最新の技術を使いながら、どうやってこれを維持管理していくかというのは本当に悩ましいところですけども、その点について、この後も様々なあちこちの情報を取り入れながら進めていくことだと思いますけれども、例えばこの後、具体的にA Iの活用について、もし情報が入っている部分とかありましたら、今、研究を進めているだとか、その辺の情報ありましたら教えていただければと思います。よろしくお願ひいたします。

○議長（後藤 健） 再質問に対する答弁を求めます。小林上下水道局長。

○上下水道局長（小林孝至） 秩父博樹議員の再質問にお答えいたします。

現状、A I活用について、どれだというふうに決めたわけではなくて、情報収集している中でありますけども、ある程度有用な部分というのは、現状では管の網、管網解析技術、要するに管路の管種ですとか、あと口径ですとか、布設年度、基本的な情報を入れて、それに対して水圧ですとか流量ですとか、そういうところを施設全域に対して可視化するというようなもの、それから、A Iによる劣化診断の技術、これも当然併せて見ていかなければいけないものと思っております。

いずれにしても、様々なA I、ほかの事業者、利用している情報とかありますので、何が本市の方に合っているのかどうなのか、ここのあたりをですね、調査・研究しながら導入検討というふうにつなげてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（後藤 健） 再々質問はありませんか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（後藤 健） はい、秩父議員。

○8番（秩父博樹） ありがとうございます。この後も様々、調査・研究進めていただきたいと思います。

今その人口減少局面に入ってきて、またそのまんまその管理するその水道管の延長そのものは、このまんま維持していくってなると、非常にその辺も実際厳しいのかなというふうに思いますし、余り考えたくはないんですけど、でも考えなきゃいけない、やっぱりその使用料というのも、もしかしたら管路をこのまま維持して人口減少局面に対応していくということを考えると、上げざるを得ないような、そういう時期も、水道料金ですね、上げざるを得ないような状況も出てくるかと思いますが、できるだけそうならないように進めていただきたいと思いますし、そういう観点から考えますと、この管理するその水道管の総延長の目標値を設定するというか、そういう今までと違った角度からの将来の見通しを研究するという、そういう必要性も出てくるんじゃないかなというふうに思いますので、かじ取りは非常に難しいのは分かりますけど、その点もちょっと考えながら進めていかないと、今この老朽化、大変な状況になってきていると思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

ちょっとちなみに最後、年間当たり、分かればいいんですけど、年間当たりその老朽して漏水しているその頻度っていうか、大体どのようなものがあるかと、で、どういう状況でその漏水が発生しているのか、要は土質によるものなのか、単純にその管路が古くなっていうものなのか、ちょっとその辺を教えていただければと思います。よろしくお願ひします。

○議長（後藤 健） 再々質問に対する答弁を求めます。小林上下水道局長。

○上下水道局長（小林孝至） 秩父博樹議員の再々質問にお答え申し上げます。

漏水の状況でありますけども、漏水の発生件数でありますけど、令和6年度につきましては44件、令和7年度、これは令和8年1月末現在でありますけども、52件と増加傾向にあります。

それから、漏水発生地域の割合といいますか、上水道の方が45.8パーセント、それから簡易水道の方が54.2パーセントと、簡易水道の方が若干多めだということ、それから、漏水箇所の傾向といいますか、特異性といいますか、これにつきましては、必ずしも古い管から漏水しているわけではなくてですね、埋設している環境、それから劣化の度合いによりまして大きく異なっている状況であります。ちなみに、管種ですけ

ども、多く見られる管種でいきますと、塩化ビニル管、これは非耐震管ですけども、これが多い傾向であるというふうな状況であります。

以上であります。

○議長（後藤 健） 次に、2番の項目について質問を許します。

○8番（秩父博樹） そうすれば二つ目の項目、質問させていただきます。

二つ目に、官民挙げての奨学金返済支援による若者の定着推進についてお伺いいたします。

現在、本市では、将来返済する必要のない「給付型奨学金制度」を実施しております。これは「経済的理由により進学を断念せざるを得ない子どもたちを支援したい」という本市出身の方からのご寄附を原資としているもので、これまでも実施している貸与型奨学金制度と併せて、次世代を担う若者が自らの可能性を大きく広げることができるよう応援していくという制度となっており、対象となる方には、是非有効にご活用いただきたいというふうに思います。

この奨学金返済支援について、国の方では、域内に一定期間居住、それから、特定の業種に一定期間就業など、地方公共団体ごとに定められた要件を満たす方の奨学金の返済を支援する取組を推進しております。この制度は、令和2年6月から運用が開始されており、地方公共団体が創設した場合、奨学金返還支援に使った地方公共団体の負担分を国が財政支援するという形になっております。

この「あなたの奨学金を肩代わり」と銘打った奨学金返済支援制度ですが、この制度は地域経済の活性化や人手不足の改善につながる重要な若者支援の施策であり、本市においても、この制度の周知拡大を図っていきたいというふうに考えます。

これを活用した制度について、県のホームページから閲覧できますが、現在、「あきた企業連携型奨学金助成制度」というのが運用されております。これは、官民を挙げて大卒者等の更なる県内への定着、回帰を促進するため、県内の企業等と連携し、県内就職する大卒者等の奨学金返還を支援する制度となっており、金額は最大120万円で、年間の上限が20万円で、それで掛ける6年というふうな制度となっております。

現在の登録企業数は、これ今朝確認してきたところだったんですけど、136社となっており、本市においては、タニタ秋田さん、東電化工業さん、東邦技術さん、エイブリックさん、タカヤナギさんなど、その他支店や営業所を含めると20数社程度と、私の個人的な感覚としてはまだ多くはない、もっとあってもいいかなというふうに思っ

ております。

この制度内容としては、中小企業等の負担割合、これが全体の3分の1なので、120万の3分の1なので40万、最大40万となっており、これ6年間で換算しますと一月当たり約5,500円と安価であります。しかも、これ、会社経費として処理できます。損金算入できるという、そういう制度ですので、導入する企業側としても非常に良い情報だと思いますので、市内の事業主にこの制度を広く周知して、登録企業数をもっと増やすように、本市としても、この制度を後押ししてはどうかと考えますが、いかがでしょうか。ともすれば、それは県の事業であり、県がやることという見方をされるかもしれませんが、利用者側からすれば、県の事業なのか市の事業なのかというのは余り重要ではなくて、県と市と横串を刺して、行政の縦割りを打破して横断的に協力してやってもらいたいというのが大方で、せっかくの官民挙げての制度ですので、是非この制度の周知に市も大いに関わっていただきたいというふうに思います。

本市の将来を担う若者が、本市に暮らし続けたいと思える、その一助にもなると思いますし、決して高くはない初任給から社会人としての生活をスタートする若者の生活を、経済的に支援できる制度でもありますので、地元企業への、この制度の導入の働き掛けを行っていただきたいというふうに考えるものですが、どうでしょうか。市当局のご所見をお伺いいたします。

二つ目、以上です。

○議長（後藤 健） 2番の項目に対する答弁を求めます。老松市長。

○市長（老松博行） 秩父博樹議員の二つ目の発言通告であります、奨学金返済支援による若者の定着促進に関する質問につきましては、経済産業部長から答弁申し上げますので、よろしくお願いたします。

○議長（後藤 健） 鎌田経済産業部長。

○経済産業部長（鎌田篤史） 質問の、官民を挙げた奨学金返済支援による若者の定着促進についてお答えを申し上げます。

秋田県が実施する「あきた企業連携型奨学金返還助成制度」は、県と企業が連携して奨学金の返還を支援し、大学生等の本県への定着・回帰を強力に促進するものとして、令和6年度に制度化され、この制度を活用した県内就職者にとっては、返済負担が大きく軽減され、生活が安定する一因にもなります。

一方、企業側にとりましては、奨学金返還助成の一部を負担せざるを得ませんが、企

業負担分は給与として損金算入され、法人税の課税所得を縮減させることができ、また、一定の要件を満たせば賃上げ促進税制による税額控除が適用可能となります。

加えて、従業員の人材設計を後押しする企業、あるいは福利厚生の充実した企業として社会的評価が高まり、企業イメージが向上し、若手人材にアプローチしやすく、企業の人材確保・定着、採用力の強化につながる、極めて有効な施策であります。

市といたしましては、本制度のみならず県・市の支援制度全般について、大仙市企業連絡協議会や大曲仙北雇用開発協会などを通じ、経営者や人事担当者に対し、メリットを直接伝えるなど、広くかつ継続的に周知を図っております。

しかしながら、制度は知っているが内容までは把握していない、あるいは、奨学金返済を支援してまで従業員を採用するメリットを感じないという企業も一定数あるかとも思われます。

本制度の令和9年度就職者向けの登録企業は、2月1日時点になりますが、県内135社、うち本市を勤務地とする企業の登録は26社であります。また、本市を勤務地とする企業における採用実績、この制度を活用した実績といたしましては、令和6年度が4社5名、令和7年度が9社15名と増加してきていると伺っております。

県内就職する大学生と企業双方にメリットのある制度であることを更にPRできれば、登録企業の増加、そして、若者の県内就職者の増加に効果が現れるものと考えております。

現行の周知制度やPR手法について、今一度検証し、今後は、商工団体や、それから金融機関の協力もいただきながら、更なる制度の普及・啓発に努めてまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（後藤 健） 再質問はありませんか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（後藤 健） はい、秩父議員。

○8番（秩父博樹） ありがとうございます。今お話ありましたとおり、その登録企業のイメージの上昇にもつながると思いますし、税制上のメリットもありますし、社員への福利厚生として入社時にアピールできるという、そういう点も非常にいいかなと思うんですけど、ただ先ほど話ありましたとおり、しっかりこの制度内容が市内の企業の皆様に伝わっていればいいんですけど、分かってて、こういう制度あるっていうその税制の

優遇措置っていうのも分かっている上で、うちはいらないというのであればそれはいいんですけど、そこまで要は分からないで入れていないという事業主がいれば、せっかく制度あるのにもったいないなと思って、それで今回取り上げさせていただいたところでした。ただ、お話伺って、県の方とも、私の認識よりはしっかり連携されているんだなというふうに今思ったところですので、そこはちょっと私の認識不足だったなと反省しているところですけども、ただ、市内のその企業の皆様に制度の内容をしっかりと伝えるように、この後もしっかりお力添えいただければと思いますので、よろしく願いいたします。いいですこれで、二つ目、はい。

○議長（後藤 健） では、次に、3番の項目について質問を許します。

○8番（秩父博樹） 三つ目です。道路の除排雪における市民との連携についてお伺いいたします。

まず、本市の道路維持についてですが、市道の異常や損傷箇所の早期発見・早期対応の充実を図るため、位置情報や写真をスマートフォンなどから投稿できるシステムが導入されております。これは、市内のインフラ等修繕について、市民の声を、より行政に届けやすく、また、透明化も進むことから、市民協働のまちづくりの前進を期待し、導入されたものというふうに認識しております。

導入当初は、「F i x M y S t r e e t J P」というシステムでしたが、現在は、本市の公式L I N Eから投稿できるシステムに改修され、更に使いやすいものとなっております。

そこで提案ですけども、この既存の本市の公式L I N Eから投稿できる「道路異常通報システム」これを活用して、除排雪に関する市民からの声を受信するようにはいかがでしょうかというものです。今冬は、1月の後半から2月前半にかけて断続的な降雪が続き、1日1回の除雪作業ではとても追い付かないという状況がその期間続きました。道路の幅員の確保ができず、渋滞が発生した箇所も見受けられましたし、その結果、市民生活にも少なからず影響が出ました。今、3月に入ったので、この後は大丈夫かなというふうに、大丈夫なことを祈っているところですけども、市役所本庁、各支所のほか、各地域の議員の方にも、この除排雪に関する連絡や苦情が多かった今冬だったというふうに思いますが、このL I N Eの「道路異常通報システム」、これを転用できれば、除排雪を求める市民の声を24時間受け付け、市民の苦痛を和らげることにつながるものというふうに考えます。既存のシステム活用になりますので、改めての大き

な予算確保は必要ありませんし、また、市民から投稿された情報から現場の位置と雪の状況を確認することもできます。スムーズな初動対応へとつなげることができるものと考えます。次のシーズンからの活用に向けて、是非その研究、検討してみてもはどうでしょうかという質問であります。ご所見をお伺いいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（後藤 健） 3番の項目に対する答弁を求めます。老松市長。

○市長（老松博行） 秩父博樹議員の三つ目の発言通告であります除排雪における市民との連携に関する質問につきましては、建設部長から答弁させますので、よろしくお願いいたします。

○議長（後藤 健） 京野建設部長。

○建設部長（京野和明） 質問の、道路の除排雪における市民との連携についてお答え申し上げます。

本市では、公式LINEを活用した「道路異常通報」を令和3年4月から運用を開始し、道路の異常やガードレール、カーブミラー等の道路附属物の破損情報等を位置情報とともに、広く市民の皆様から情報収集にご協力をいただき、運用開始から令和8年2月24日現在までの間、延べ348件の情報提供を受けております。

提供していただいた情報は、担当職員が現地を確認し、対応可能なものについては修繕等を行い、その結果を3カ月ごとに取りまとめ、市ホームページへ掲載しております。

道路異常通報の運用につきましては、運用開始時に道路維持管理に特化するため、除排雪に関することは対象外としておりました。しかしながら、情報提供件数のうち、約1割が除排雪に係る要望であり、現在これらの要望につきましては、冬期間の道路状況の把握や除排雪作業を実施する上での参考とさせていただいております。

これらの現状を踏まえまして、今後、他自治体のSNSなどの運用方法を調査し、除排雪に関する情報提供につきまして、市民の皆様が利用しやすいシステムを構築するよう研究してまいります。

以上であります。

○議長（後藤 健） 再質問はありますか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（後藤 健） はい、秩父議員。

○8番（秩父博樹） ありがとうございます。研究していくということで、よろしくお願いいたします。

実際、今、受け付けてはいないんだけど、そのうちの1割程度が実は除排雪に関する事で上がってきているということでした。なので、ほぼほぼ除雪に関する事というのは電話で受けるのが大半じゃないかなというふうに思っているところですけども、実際、ここに限らず東北の自治体というのは雪国ですので、どうしても冬場は雪の対応というので皆さん苦慮されていると思うんですけども、実際この通報システムを今回この東北の中で使っている自治体があります。で、そこに聞いてみたところ、昨年度は全部電話で受け付けしていたと。今回はLINEを使うことによって、そのうちの6分の1程度がLINEの方に、今現在ですけど、まだこの後も雪続くのでどうなるかわからないですけど、今現在のところは去年のその通報と比較すると、6分の1程度がLINEの方に移行したと。その分、電話での連絡が減っていると。そう考えると、職員の皆さんの負担軽減にもつながっているのかなというふうに伺ったところです。実際電話で受けると、場所確認、多分言葉でやり取りするというのは非常に難儀なところもありますし、このLINE使いますと、地図データが一緒にくっついてくるので、その手間が省けますし、通報する側も24時間いつでも、要は当局側が電話つながらない時間帯でも連絡できるという、そういう利点もありますので、DX化という観点でも、是非その活用することによって市民の利便性も高まると思いますし、また、当局側の手間も省けるといって語弊があるかもしれませんが、労力を省力化できるという、そういうふうにも思いますので、是非研究していただければと思いますのでよろしくお願ひします。

ちなみに、その使っているところの自治体ですと、雪のことは3種類に絞って受け付けしているということでした。一つが幅員、要は道路が狭くなって走りにくくなりましたということ、これ一つと、二つ目が、でこぼこ、でこぼこで走りにくいという、これが二つ目で、三つ目が交差点に山になっている雪、要は車のこの鼻っ端を出さないと左右が確認できないから危険だっていう、この3種類に絞って連絡をいただいているということでしたので、こういう使い方はありじゃないかなというふうに思ったところですので、是非その先進事例を研究して、来年使った方がいいか悪いかというのを研究していただければと思いますので、どうかよろしくお願ひいたします。答弁あればいただければと思います。よろしくお願ひします。

○議長（後藤 健） 再質問に対する答弁を求めます。京野部長。

○建設部長（京野和明） 秩父博樹議員の再質問にお答ひいたします。

確かに秩父議員の言うように、こういった情報は有効な手段だと思っております。私たちも、受け付けてはいないんですけども、来た場合は参考にさせていただいております。

ただ、LINEは基本的に匿名の投稿というものが決まっておりますので、添付ファイルも誤った場合、こちらから問い合わせできないという不便な点もあります。今言った交差点の見通しとかは、やはり参考になると思うんですけども、どうしてもこちらの方で優先度を考慮してやる段階で、匿名ですので、こちらからその旨を伝える手段がなかなかないということで、現在のところは市民からの情報として除排雪の参考とさせていただいているところです。

以上になります。

○議長（後藤 健） 再々質問。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（後藤 健） はい、秩父議員。

○8番（秩父博樹） すいません、先ほど伝えるのを忘れて、実際その使っている自治体では、市民側の方ではフィードバックは要らないと。ただ投稿するだけ。あとは、そのうち対応してくれるだろう、対応してくればあとオッケーだっていう、要はそのフィードバックは要らないという、そういう使い方をしているということですので、今おっしゃったように、例えば地図情報が添付されていないからどこなのか分からないとか、多分そういう通報もあろうかと思えます。多分そういうのは対応のしようがないと思えますので、それはそれでもう対応のしようがありませんという、そういう処理するしかないと思えますので、対応できるところだけ、場所、内容、確認できるところだけ対応していければ、当局側の負担も軽減しながら市民の要望にもお応えできるという、両方にもWin-Winの使い方できるかなというふうに思えますので、是非研究していただければと思います。よろしくお願いします。

以上で終わります。ありがとうございました。

○議長（後藤 健） これにて8番秩父博樹議員の質問を終わります。

【8番 秩父博樹議員 降壇】

○議長（後藤 健） 次に、9番佐藤芳則議員。

（「はい、議長」と呼ぶ者あり）

○議長（後藤 健） はい、佐藤議員。

【 9 番 佐藤芳則議員 登壇】

○議長（後藤 健） 1 番の項目について質問を許します。

○ 9 番（佐藤芳則） おはようございます。けやきの会の佐藤芳則です。今回また質問させていただくことになりました。よろしくお願ひいたします。

それでは、通告書に従いまして質問させていただきたいと思ひます。

前回、昨年 1 2 月の令和 7 年第 4 回定例会においては、地域産業の育成や企業誘致及び雇用の創出等について総論的なお話をさせていただきました。今回は各論的で、もっと具体的な問題について質問させていただきたいというふうに考えております。

それは「周辺地域の高齢者に係る諸課題について」ということをごさひまして、この周辺地域のというふうなことで冒頭にうたっているのは、私、南外なんですけども、やはり南外周辺地域の特有の、独特の諸課題があると、課題があるというふうなことで、あえて周辺地域というふうなことで文言を付けさせていただいております。そういうなことで、これからその問題、課題について、ちょっといろいろ例も挙げましてですね、説明の方させていただきたいというふうに考えております。

大仙市の周辺地域全体に共通する状況かと思われまひすけれども、少子高齢化の進行と若年層の流出で集落機能の低下が顕在化しているという問題です。市町村合併から 20 年が経過して、その間に大仙市全体の人口は約 25 パーセント減少しております。そのうち、驚くべきことに、私が住む南外地域は約 40 パーセント減少しております。さらに、65 歳以上の高齢化率を見ますと 52 パーセントということで、もう半分以上が 65 歳以上というような現状でございます。ちなみに秋田県全体では 40 パーセント程度というふうな数字が出ているようなんですけども、それよりももう 12 パーセントほど、もう高齢化率が進んでいるというふうな現状がございます。このような状況下で集落機能を維持することは極めて困難であり、何らかの対策を早急に講じなければいけないものと思われまひす。

そこで、このような状況下で南外地域のある団体が、買物難民や交通弱者の解消、また、医療・福祉に関して一役買っている事例があります。他の周辺地域の今後の高齢化対策や地域活性化策の参考になるかと思われまひすので、まず、その団体の活動状況等について紹介した上で質問に入らせていただきたいと思ひております。

ご存じの方もおられるかと思ひまひすけども、その団体とは南外の外小友地区で住民が商店を運営する N P O 法人「南外さいかい市」のことをごさひます。皆さんもご存じか

と思いますけども、そのさいかい市について、ちょっとこれから説明、紹介したいというふうに考えております。

外小友地区は、大仙市南西部の中山間地域に位置しており、2013年（平成25年）、地域で唯一のスーパーが閉店し、生鮮食品を取り扱う店舗が地元からなくなった結果、移動手段を持たない高齢者を中心とする地域住民の買物問題が顕在化しました。2017年（平成29年）ですけれども、自治会の話合いの場で生鮮食品が買える商店が必要との要望が多数集まったことから、行政主導で検討委員会が設立されました。その後、地域イベントの運営を行っていた住民グループが主体となって運営協議会を作り、店舗は市が設置、設備・備品は市や県の補助金を活用して調達し、運営協議会が販売業務を担う公設民営のミニスーパーマーケット「南外さいかい市」を、2019年（令和元年）10月に、温泉施設の南外ふるさと館の駐車場の一面に開設いたしました。翌年の2020年（令和2年）9月、運営組織をNPO法人化するとともに、国の交付金である「過疎地域自立活性化推進交付金」を活用して事業を拡充し、移動販売車を購入して、その年の12月から外小友地区3路線で週1回ずつ移動販売と保健師らが同乗して主な顧客である高齢者の見守りや健康相談のサービスをスタートさせ、地域内の南外民族資料交流館で月2回、血圧測定など高齢向けの健康サロンも実施しております。また、先ほどの交付金で地区の空き家を改修した施設で作ったお菓子や漬物の販売、さらに市中心部の病院までの移動支援サービス、送迎先で野菜やお菓子の出張販売を行うなど、活動の輪を広げております。また、昨年4月から市当局のご配慮もあり、南外さいかい市の運営のサポート要員として地域おこし協力隊員1名が採用され、理事長、事務局長をはじめ、60から70歳代の住民約30人で活動している状況でございます。

このような取組が評価されまして、数々の賞を受賞しております。ちょっと紹介させていただきます。2022年にはドキュメンタリー番組「テレメンタリー2022『おいだば、時給125円』」要は時給125円で活動している番組ですね。皆さんもご覧になった方もいらっしゃるかと思います。これは秋田朝日放送で放送された番組なんですけども、その番組で放送批評懇談会のギャラクシー賞の月間賞を受賞しております。また、同じ年に東北農政局の「ディスカバー農山漁村（むら）の宝アワード」認定というふうなことで認定されております。2024年には「過疎地域持続的発展優良事例表彰」の総務大臣賞、これも受賞しております。で、昨年には、大仙市誕生20周年記念式典功績者等表彰感謝状表彰、また、記憶に新しいところでは、だいせん日和の2月号

にも掲載されておりますけども、「第23回あきたふるさと手作りCM大賞」の審査員特別賞を受賞しております。これも皆さん、ご覧になった方もいらっしゃると思いますけども、ちなみに運転手は私の同級生でございます。すいません、余談でしたけども。さらに、大変有り難いことに、このような独創的な取組に対して、県内外の自治体や団体から注目を集め、視察研修も複数受け入れている状況のようでございます。

このように、地元スーパーがなくなったことを契機に、地域住民の要望を受けてスーパーを開設、空き家を活用した地域での特産品や製造・販売、交通手段のない高齢者等のための移動販売や健康相談、さらには、医療機関への送迎等、次から次にわき出てくるアイデアにはほとんど感心し、本当にすばらしい取組で、理事長や事務局長はじめスタッフの皆さんのご労苦に対し心から敬意を表したいと思います。

先日、事務局長さんとお会いする機会がございましてお話を聞く機会がありました。事務局長さんおっしゃるには、スタッフには利益を出す商売ではなくて、飽くまでもボランティアの立場で店舗運営に関わってもらっているというふうな話がございました。開設当初は半日300円、現在は500円ということで、時給にすると125円なんですけども、その人件費でやっている。スタッフの理解も得ているとのことでした。このような考え方があるからこそ、長続きしているものと、その時に私は痛感いたしました。皆さんの心意気に大いに敬服したところでございました。

ただ、課題もございまして、現在、スタッフの大半が60歳代後半から70歳代前半というふうに高齢化しております。今後、幅広い年齢層のスタッフから協力してもらえるように、SNS等を活用した情報発信を積極的に行うなどPR活動にも力を入れ、地域住民の努力で生まれた買物支援サービスの必要性に理解を求めていくことが大切だとの話もございました。また、地域住民だけではなく他地域からも、お客さんを呼び込む努力もしていかなければいけないなというふうなこともおっしゃってございました。

以上、地元南外地域の事例を紹介させていただきましたが、これからはちょっと本題ということでお話をさせていただきたいというふうに思います。

冒頭でも申し上げたように、人口減少や高齢化、若者の流出に伴い、周辺地域の集落機能が著しく低下してきているということは自明でございます。このままの状態では集落自体が消滅してしまう危険性があります。この問題を解決する一つの事例として、先ほどの「南外さいかい市」の取組を紹介させていただきました。それは飽くまでも一例であって、ほかにも高齢化対策や地域活性化策はあるかと思えます。今までは、困った

ことがあれば市役所や役場に頼んでどうにかしてもらおう、いわゆる公助ですね、そういう空気があったかと思えますけども、これからは行政だけに頼り切るのではなくて、行政と住民が協議して解決していく、いわゆる共助、または、自分たちでどうにかできないか、やれることは自分たちでやろうと、いわゆる自助ですね、そういう考え方に変わってきているような気がいたします。

そこで質問です。実は私自身も高齢者の仲間入りをしておりまして、市中心市部に居住しているわけではございません。そこで、今後直面すると思われる高齢化に伴う切実な問題として認識しておりますので、何とぞ誠意ある回答をお願いしたいというふうに思います。

それでは質問に入らせていただきます。

第1点目、周辺地域で「南外さいかい市」のような、住民が主体となって活動している団体等があるのかどうか。あるのであればご紹介いただきたいということでございます。もしないのであれば、いろいろな理由、例えば運転免許証の返納や子どもとの別居による送迎者の不在等で市中心部への買物に行けない高齢者等の救済策を、具体的にどのように考えているのか伺いたいと思います。これが第1点目です。

それから第2点目、南外さいかい市では、「通院のための交通手段がない」あるいは「病院に行くのを我慢している」という声もあり、病院への無料送迎を発案したようですが、運行するコミュニティバスや市民バスの停留所から遠い場所に住んでいる高齢者や、家族が多忙で送迎を頼めない人の利用もあり、一定の需要があるとのことでした。そのような人たちのための交通手段を公費で確保する考えはあるのでしょうか。地域交通対策の中に「住民共助交通支援」という制度もあるようですが、具体的にどのような制度なのか、私自身もちょっと理解していないところがございますので、その説明も併せて伺いたいというふうに思っております。

それから三つ目の質問でございます。一人暮らし高齢者、特に男性ですね、その方たちへの食事の提供、いわゆる「大人食堂」の開設は考えていないのでしょうかということでございます。「こども食堂」というのはよく話聞くんですが、「大人食堂」、私も以前、単身赴任したことがございまして、やはり何が一番困ったかという、食事が一番困った経験がございます。それで、なおさら高齢者の方は、今まで一人暮らしになって全然炊事もしたことがない、食事作るのが大変だというふうな声もよく聞く話でございますので、大人食堂というふうなことを、開設というのを考えていないのかなというふ

うなことでございます。複数人と一緒に食事をすることで、コミュニケーションがとれて、孤独感・孤立感から解放され、生き生きと生活できる環境を整えることができるのかなというふうに考えております。先ほど申し上げた南外さいかい市の健康サロンに食事を付け加えるようなイメージですね、私のイメージは、そういうふうなことで、これは飲食の絡みもありますので、保健所等の許認可も必要になってくる部分かも分かりませんが、そういうふうな条件をクリアして開設してもらえれば有り難いなというふうに考えておりますので、そこら辺の所見もお伺いしたいというふうに思っております。

それから四つ目、最後の質問なんですけども、移動販売車に、先ほど保健師さんを同乗させて高齢者の見守りの話をさせていただきました。そこで、その見守りや各種相談に乗っていることから、民生委員的な仕事も行っているというふうな状況かと思われま。す。現在、大仙市では民生委員は充足しているのかどうかということですね。で、民生委員の後任者がなかなか見つからないというような話もよく聞いております。実際どうなのか。また、民生委員の活動状況に加えて、いろいろな問題に対して解決策をどのように見いだしているのか、差し支えない程度でお示しいただければなというふうに思っております。

以上、四つほど質問させていただきましたんですが、当局の考え方、今後の方針等について答弁の方よろしくお願ひしたいというふうに思います。どうぞよろしくお願ひします。

○議長（後藤 健） 1番の項目に対する答弁を求めます。今野副市長。

【今野副市長 登壇】

○副市長（今野功成） 佐藤芳則議員の質問にお答え申し上げます。

質問の、周辺地域の高齢者に係る諸課題についてであります。はじめに、買物難民の救済策につきましては、現在のところ、南外さいかい市のような、住民が主体となって買物支援と交流の場を兼ね備えた活動を行っている団体は把握しておりません。

市といたしましては、コミュニティバスや乗り合いタクシー、民間事業者による移動販売車のほか、住民ボランティア等による移動支援などの「共助」の仕組みが育つよう啓発と支援に努め、買物難民の救済を図ってまいりたいと考えております。

次に、通院等の交通手段の確保策につきましては、現在、南外さいかい市において通院を中心とした移動支援が展開されており、住民同士の支え合いによって地域の実情と利用ニーズに即した、柔軟な運行が成されているものと承知しております。

なお、市では、今年度「住民共助交通支援補助金」を創設し、車両のリース料や燃料費、保険料など、運行に要する経費の一部を支援しているほか、利用者が介護保険の要支援などの認定を受けた方であれば、通院や買物などの送迎時に付き添いサービスを利用できる「介護予防・日常生活支援総合事業」による補助をしているところであります。

市といたしましては、こうした地域の共助による移動支援は、今後、重要性を増していくものと考えておりますので、南外さいかい市の取組をモデルケースに、他地域における実施主体の掘り起こしを図りながら、全市的な展開につなげてまいりたいと考えております。

また、来年度は、太田地域において、A I 技術を活用したオンデマンド交通の実証運行を実施することとしており、区域型運行への路線再編とともに、各地域の需要に応じた運行の最適化を図ってまいります。

今後、人口減少の更なる進行に伴い、財政規模の縮小に加え、担い手をはじめとした様々な資源の制約が懸念される中、個別の移動ニーズの全てに公費で対応していくことは極めて困難な状況にあります。次期交通計画の下、交通事業者や地域などとの分担を図り、そして、利用者の理解を得ながら、効率的で利便性が高く、持続可能な公共交通体系の構築に努めてまいります。

次に、一人暮らし高齢者への食事の提供についてであります。市内90カ所で開設されている「通いの場」や「サロン」等においては、男性の会員だけで構成される団体もありますが、会員同士が一緒に食事を取ることでコミュニケーションが深まり、これらが高齢者の皆さんが生き生きと生活できる環境づくりに寄与しているものと認識しております。

また、市では、調理や買物が困難な高齢者に対しては、お弁当の食事を提供し、併せて安否確認を行う「配食サービス事業」も実施しており、こうした活動や取組への一層の支援や事業の充実に努めてまいりたいと考えております。

議員ご提案の「大人食堂」につきましては、地域のつながりや孤立を防ぐ取組であり、食事の提供だけにとどまらず、居場所づくりや世代間交流など多様な役割を担っており、全国的には「地域食堂」という名称で広がりを見せております。

一方で、「大人食堂」は、地域の皆様やボランティア団体、NPOなどが主体となり、それぞれの地域特性に応じて柔軟に運営されることにより、その力を最大限に発揮できる取組であると考えております。市といたしましては、まずは「通いの場」の更なる充

実や「配食サービス事業」の推進を通じて、高齢者が地域で生き生きと安心して暮らせる環境づくりに努めてまいりたいと考えております。

次に、民生委員の充足等につきましては、令和7年12月の民生委員一斉改選時点において、本市の定数267人に対して委嘱数258人、欠員9人で、充足率は96.6パーセントとなっております。

民生委員の選任につきましては、地域の実情に通じ、社会福祉・児童福祉に熱意と識見を有する方が求められることから、現任の民生委員や自治会・町内会からの推薦により後任者を選任しており、欠員となっている地区につきましても、引き続き、自治会・町内会の協力を得ながら後任候補者を探しているところであります。

また、民生委員の活動についてであります。主に、地域の見守り、住民の身近な相談対応などのほか、必要に応じて相談者と市役所など専門機関をつなぐ役割を担っていただいております。つなぎ先の専門機関においては、各種制度の利用や支援を提供することで課題の解決を図っております。

なお、全ての民生委員は児童委員を兼ねており、子どもの見守りや保育園、小・中学校と連携した支援活動も行っているほか、児童分野を専門的に担当する主任児童委員も各地区に配置されております。

【今野副市長 降壇】

○議長（後藤 健） 再質問はありませんか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（後藤 健） はい、佐藤議員。

○9番（佐藤芳則） どうもありがとうございました。担当部長の方から答弁いただけるかなと思ったら、直々副市長の方から答弁いただきまして誠にありがとうございます。

それで、先ほどいろいろ副市長の方からご答弁いただいた中で、いろいろやはり市当局としても動いてらっしゃるといふようなことは私も理解を新たにしたところがございます。ただ、やはり先ほど私申し上げたように、地域的な格差があるといふようなことですね、大曲の中心地の高齢者の問題と周辺地域の高齢者の問題というのは、やはり若干色合いが違ってくるなといふようなことございますので、そこら辺、取り残さないでやっていただければなといふふうに考えております。なお一層の市当局の施策等々について期待しておりますので、よろしくお願ひしたいといふふうに思います。

それで再質問ということで1点だけ、先ほど高齢化のいろんな問題、課題がございま

す。高齢化対策についてはですね、非常に間口が広い部分かと思えます。様々な部署で、それぞれが対応しているのが現状かと思われま。しかし、迅速、正確に対応するには、窓口を一本化するとかですね、というようなことも必要かと思えますが、そういうな利便性や効率化を図るという意味でですね、窓口の一元化というふうなことも一つのやり方なのかなと私個人的には思っておるところでございまして、例えば健康寿命を伸ばすためには、医療、健康、介護、これは多分健康福祉部の部署かと思えます。それから、高齢者の活躍という部分もござい。例えば就業とか社会参加、これはどちらなんでしょうね。経済産業の方なんでしょう。あと、生活インフラとか地域インフラ、これは安心して住めるまちづくりを推進するという意味で、これはどっちなんでしょうね。建設の方なんでしょう。私もよく分かんないんですが、いろいろその高齢化の問題については、間口が非常に多岐にわたっているというふうに私は考えておりますので、一昨年ですか、4月にこども未来部というのが新設されましたよね。そういうふうなことで、子どもの方、若年層はこども未来部で一括してやりますと。今度、高齢者の人たちは高齢者という新たな部とか、課でも室でもいいんですけども、そういうふうな部署を新しく作ってですね、もう一元的に対応していくというふうな考え方も必要になってくるんじゃないかなと、私個人的には思ってるんですよ。で、ちょっと調べてみたら、健康福祉部の中に高齢者包括支援センターというのがあって、もうほぼほぼそれでやってらっしゃるイメージかとは思いますが、先ほど言ったように、意欲ある高齢者も当然いるわけなんで、例えば何か自分の技術を生かして何かに役立てたいとか、あとはシルバー人材センター的なそういう取りもつ、間に入るような、そういうふうな部署も当然あっていいかと思えます。そういうなことで、私の個人的な意見もちよっと述べさせてもらってはいるんですけども、当局として今後そのような部署の新設とかいうふうなものを考えていらっしゃるのか、最後にちょっとお聞き願えればなというふうに思っておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（後藤 健） 再質問に対する答弁を求めます。今野副市長。

○副市長（今野功成） 佐藤芳則議員の再質問にお答え申し上げます。

高齢者の一元的な窓口というふうなご質問がございましたけれども、高齢者は従来の「介護・福祉」、それから「就労支援」「住まい」「交通」、それから「権利の擁護」など様々な分野にまたがっているのが現状でございます。

現在、市の高齢者施策につきましては、先ほど議員の方からお話いただきました健康

福祉部高齢者包括支援センターにおいて一括して取り扱わせていただいております。

平成31年度までは健康福祉部の地域包括支援センターという名称でございましたが、現在の高齢者包括支援センターと名称を変更しまして、高齢者の「よろず相談窓口」として位置付けまして、中心的な役割を担っているのが現状でございます。

もちろん介護や健康相談のみならず、生活支援、それから近年特に課題にあります高齢者の権利擁護など、高齢者の生活全般に関する相談もワンストップで受け止めております。

今後につきましては、センター機能の更なる充実に努めてまいりますし、必要な相談につきましては、関係部署、関係機関へと適切につないで、高齢者の皆様の生活を守っていきたいというふうに思っております。

○議長（後藤 健） 再々質問はありませんか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（後藤 健） はい、佐藤議員。

○9番（佐藤芳則） どうもありがとうございました。それで、そういうなことを今考えてらっしゃるといふ、関係部署に引き継いで一括でまですやっていますよというふうなことであれば、それはそれでよろしいのかと思いますが、今後、状況がどんどん変わってくることも有り得ますので、そこは臨機応変に考えていただければなというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

本当いろいろと高齢者の問題についてはですね、これからいろんな問題が出てくるかと思えます。先ほど申し上げたように、うちの南外は52パーセント、半数以上が高齢者というようなことでございますので、やはり高齢者についても、当然今もいろいろな手当てはしてもらっているかと思えますけども、更なる厚い手当てをですね、考えていただければなというふうに考えております。

最後に、またちょっとPR、宣伝なるかも分かりませんが、南外さいかい市、先ほどいろいろ説明させていただきました。温泉もありますし、温泉に入ってもらった後に南外さいかい市で買物して帰っていただき、どんどんほかのところにもPRしていただければなというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

いや本当すいません、何か私の個人的な話ばかり、ちょっと長くなってしまったんですけども、まずいずれにしても高齢者の問題というのは今後、切実な問題になるかと思えます。先ほど申し上げたように、地域、集落の維持できなくなりつつありますので、

ここは南外だけの問題じゃないと思います。ほかの周辺地域も同じ問題を当然抱える、もう抱えているかと思いますが、そこは本当に早急な対応が、何らかの対応が必要になってくるとと思いますので、今後、当局の方のそこら辺の対応も期待しておりますので、ひとつよろしく願いいたします。

これで私の質問は終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（後藤 健） これにて9番佐藤芳則議員の質問を終わります。

【9番 佐藤芳則議員 降壇】

○議長（後藤 健） 一般質問の途中であります。この際、暫時休憩いたします。再開を11時30分をお願いいたします。

午前11時19分 休 憩

.....
午前11時29分 再 開

○議長（後藤 健） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

次に、7番挽野利恵議員。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（後藤 健） はい、挽野議員。

【7番 挽野利恵議員 登壇】

○議長（後藤 健） はじめに、1番の項目について質問を許します。

○7番（挽野利恵） 公明党の挽野利恵です。今回も一般質問の機会をいただき、ありがとうございます。

さて、本市の物価高騰緊急支援給付金、全市民に1万円を給付するの通知が届き、たくさんの方の喜びの声が届いております。迅速かつ適切な支援に心より御礼申し上げます。また、この業務に携わられました職員の皆様、大変ありがとうございました。申請期間は4月30日まで、最終振込期日は5月下旬とのことですので、引き続き、手続のほどよろしく願いいたします。

今日は、桃の節句、ひな祭りです。今日お祝いする家庭もあると思います。市内はもとより、全国、全世帯の女児の健やかな成長を祈りつつ、質問に入らせていただきます。

それでは、通告に従い質問させていただきますので、ご答弁をよろしく願いいたします。

はじめに、小学生の通学バッグについてお伺いいたします。

孫にランドセルを購入した方から、近年の高額するランドセル価格について「高く大変だ」との話を伺いました。この10年間でランドセルの価格は4割上昇しているそうで、ランドセル工業会の調査によると、2025年の購入価格の平均は6万746円。人気の価格帯である6万5千円以上のランドセルを購入している方は約44パーセントもいるそうです。そして、ランドセル代を負担するのは祖父母が61パーセントとのことでありました。

冒頭で申し上げた方は「ランドセルは5万円では買えない」とおっしゃっていたので、それなりの額のランドセルを購入したと思います。また、祖父母の楽しみと言われるランドセル購入ですが、「その出費が大変だったので、大仙市として手頃な値段のランドセルの代用品などがあれば助かる」ともおっしゃっておりました。

ランドセル購入者の6割が祖父母との報告ですが、残りの4割の中には当然子どもの保護者もおりますので、隠れ教育費ともいわれるランドセルの購入は、子育て世帯の大きな負担になっていることは想像に難くありません。また、「ランドセル格差」という言葉もあるようで、子どもはそこまで感じないかもしれませんが、安いランドセルを子どもに与えざるを得ず、精神的な苦痛を感じる保護者の例もあるようです。

ところで、近年、大手メーカー等がランドセルの代用品を販売しております。そして、それらを新入生に支給したり、指定・推奨する自治体が増えつつあります。その中の一つである山形県村山市では、モンベルの軽量かばんを配付しておりますが、同市のホームページでは「登下校時の使用を強制するものではありません。ご家庭で用意されたランドセルやほかのカバンでも登校できます。お子さんの個性を尊重します。」とありました。

そこで質問ですが、小学生の通学バッグについて、本市としてランドセル以外の選択肢があることを示せないでしょうか。これを示すことで、多くの方々に経済的・精神的な余裕が生まれると考えますが、ご所見をお伺いいたします。

○議長（後藤 健） 1番の項目に対する答弁を求めます。伊藤教育長。

○教育長（伊藤雅己） 挽野利恵議員の一つ目の発言通告であります、小学生の通学バッグの選択に関する質問につきましては、教育委員会事務局長が答弁いたしますので、よろしくお伺いいたします。

○議長（後藤 健） 佐々木教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（佐々木泰宏） 挽野利恵議員の質問にお答え申し上げます。

質問の小学生の通学バッグについてであります。各小学校では、これまでの伝統や保護者の意向を踏まえて対応しており、現在、二つの小学校において、通学用のかばんとしてランドセル以外のかばんも選択できることを入学説明会等で保護者に伝えております。

また、特に説明はしていないものの、新入生説明会の資料等に「ランドセル」と記載している学校が多くあります。この要因としては、各学校が安全性や機能性を考慮していることに加え、これまでの踏襲によるものと推測しております。

なお、そうした小学校においても、ランドセル以外のかばんを使用している児童が見られます。特に、体が小さく心配なことから、体に合ったランドセル以外のかばんを使用している、高学年になり、体の成長によりランドセル以外のかばんに替えたなど、それぞれの事情に合わせた対応は自然に行われております。

教育委員会といたしましては、引き続き 通学用かばんの実態把握に努めるとともに、子どもたちの安全や体への負担を第一に考えた対応をするよう、各小学校へ周知してまいります。

○議長（後藤 健） 再質問はありませんか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（後藤 健） はい、挽野議員。

○7番（挽野利恵） ご答弁ありがとうございます。現状では2校がランドセル以外の説明をしているとのことでしたので、是非これは大仙市統一して周知していただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

あと、ランドセルを使用していない生徒は、やはり体の大きさにランドセルが重かったり、あとはランドセルに手が入らなかったり、体が大きくなってということで、そういう方々は柔軟にリュックとかかと思うんですけども、それをきちんとご家庭の方針でもあるでしょうし、学校もちゃんと受け入れてくださっているようで、これは有り難く思いました。

やはりこのランドセル以外の選択肢があるというのを、しっかり周知することが、これから多様性の時代でもありますので、大事だと思います。これ、今もう来年度の入学の方は、もう既に皆さんランドセル、それこそランドセルは今1年以上前から予約するような時代ですので、やっているかと思うんですけども、次の来々年、令和9年度で

すね、の方々、その生徒さんへの周知の際は、是非とも何でもオーケーとは言いませんが、ランドセル以外の選択肢もちゃんとありますよというふうに周知していただきたいんですが、この件に関してはいかがでしょうか。

○議長（後藤 健） 再質問に対する答弁を求めます。佐々木教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（佐々木泰宏） 挽野利恵議員の再質問にお答え申し上げます。

今、議員のお言葉にあったように、何でもやはりよいというわけではないと思います。やはり先ほどの答弁でも申し上げましたとおり、子どもへの安全や体への負担をやはり第一に考えることだと思っておりますので、そういったことも加えてですね、やはりそれ以外の選択肢も、この2校の例も各校に周知してまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（後藤 健） 再々質問はありませんか。

（「ありません。」と呼ぶ者あり）

○議長（後藤 健） それでは、次に、2番の項目について質問を許します。

○7番（挽野利恵） 次に、市営住宅について、何点かご質問をさせていただきます。

私は先月、茨城県牛久市を行政視察し、公営住宅の管理・運営状況について学んでまいりました。牛久市では、空き住戸もあり、過去5年間の累計募集実績は、募集46戸に対して応募が27戸で、倍率は0.59倍、本年1月26日の段階では、管理戸数266戸に対して入居戸数171戸、空き戸数は96戸で、入居率は64.3パーセントとのことでした。同市では入居を希望する方が入居のタイミングが合わないことへの対策として、定期募集で残った住戸、これは応募のない住戸ですが、を随時募集しているとのことであり、需要と供給のタイミングを逃さないためにも、とてもいい取組だと感じたところであります。

そこで一つ目の質問ですが、本市において市営住宅の随時募集を行ってはいかがでしょう。お考えを賜りたいと存じます。

以前、市営住宅に住む方からの要望により、令和2年第4回定例会において、市営住宅にエレベーターの設置を求める内容の一般質問をいたしました。その際の答弁は、「膨大な経費が^{かさ}高むなどの理由から難しい」とのことであったと記憶しております。しかしながら、エレベーターの無い4階建ての4階や3階にお住まいの方にとって、自室への出入りに伴う日々の階段昇降は大変な労力です。他方、エレベーター無しの民間の賃貸物件では、階層別に賃料が設定されており、上の階に行くほど安くなるという、言

わば「逆転現象」が起きやすいとのことであります。また、引っ越しの際にエレベーターの有無で3階以上の物件の場合には、引っ越し費用に階段作業の追加料金が発生する場合もあるように聞いております。

そこで、二つ目の質問ですが、上層階に住むデメリットを考慮し、階層別の家賃設定をするべきと思いますが、ご所見をお伺いいたします。

さて、礼金が不要で、収入に応じた家賃が魅力の市営住宅ですが、ある市民の方から「収入が上がると家賃も上がり、そろそろ出たいと思っても退去費用が気になり、出るか出ないか悩む」との声をいただきました。その方は、知人が市営住宅を退去した際に退去費用が高額になったことを聞き、自分たちが退去するときどのくらいの請求がくるか心配になったそうであります。

そこで、三つ目の質問ですが、市営住宅を退去する際の平均的な負担はどのくらいになるのか、内容も含めて、おおよその金額をお示し願いたいと存じます。

また、退去の際、一般的な退去費用に加えて更に費用が掛かり増しとなる場合があるようですが、それはどのようなケースなのか、具体例も含めお知らせください。

近年、全国的に公営住宅の空き家が増えております。2023年度の全国の空き家数は50万戸、空き家率2.4パーセントとのことであります。本市においては、19団地、133棟579戸で、令和7年11月1日現在の入居戸数は454戸、空き家率は21.59パーセントと、全国平均を超えています。先般、空き室の有効活用のため、国土交通省関東地方整備局が出した「公営住宅等の弾力的な活用に関する事例集」を拝見しました。住宅としては学生向けに貸し出した事例や障がい者グループホームとして活用した事例、非住宅としては、高齢者向けサロンとして活用した事例などが紹介されておりました。これらは、国土交通省への事前承認を得ることにより、公営住宅以外の用途での活用が可能になった「目的外使用」の事例であります。これを活用して空き室率を改善している自治体もあります。

そこで、四つ目の質問ですが、市営住宅の空き室の有効活用のため、学生による居住目的の利用や店舗等としての活用など、本市での目的外使用の可能性についてお伺いいたします。

○議長（後藤 健） 2番の項目に対する答弁を求めます。老松市長。

○市長（老松博行） 挽野利恵議員の二つ目の発言通告であります市営住宅に関する質問につきましては、建設部長から答弁申し上げますので、よろしくお伺いいたします。

○議長（後藤 健） 京野建設部長。

○建設部長（京野和明） 質問の市営住宅についてお答え申し上げます。

はじめに、市営住宅の随時募集についてであります。市営住宅の募集は、例年は年4回の募集を実施しているところであります。令和6年度は募集戸数32戸、申込み戸数19戸で応募倍率は0.59倍となっております。

また、令和8年2月1日現在の市営住宅の入居率は78.0パーセントとなっておりますが、年々応募数が減少していることから、昨年の10月からは2カ月に1回のペースで募集することとし、入居率の向上に努めているところであります。

議員ご提案の空き室が発生した場合の随時募集につきましては、昨年10月の変更により、どの程度変化があるのか、また、随時募集を行った場合、優先度の高い人の入居が阻害される可能性があることなども検証するとともに、秋田県や県内市町村の募集に対する取組状況を調査し、随時募集に向けて調査・研究してまいります。

次に、住宅での階層別家賃の設定につきましては、市営住宅の家賃を決定する際は、公営住宅法施行令により、入居者の収入に応じた家賃算定基礎額に諸係数を掛けて算出しているものであり、階層によって家賃を変えることはできないこととなっております。

また、エレベーターの無い住宅については、入居する住宅が何階であるかを説明し、希望者に現地を案内して、了承を得た上で入居していただいているところです。引き続き、入居前には丁寧な説明に努めてまいります。

次に、退去費用につきましては、必ず負担していただいているのが畳の表替えと障子の張り替え等に掛かる費用であります。この費用については、満額負担していただいております。

これ以外に掛かる修繕費用については、経年劣化を考慮し、家賃は年数が経過するごとに安くなる計算としており、修繕費用についても入居年数が長くなるほど入居者の負担割合が少なくなる計算としております。

退去時の金額につきましては、入居者によって様々ではあります。前段に加え、クロス張り替えやクリーニング、ワックス処理等が主なものとなっており、平均しますと約15万円前後となります。

そのほか掛かり増しになる具体例といたしましては、通常の生活では生じないようなガラスや壁の破損など、不注意によるものは入居者負担となります。

また、退去された際には、できる限り速やかに退去修繕の請求書を退去者に送付し、

支払をしていただくよう努めております。

次に、市営住宅の目的外使用につきましては、本来の入居対象者の入居を阻害せず、適正かつ合理的な管理に支障のない範囲で、大臣承認を得た上で、事業主体が行政財産の使用許可を行うことにより、目的外使用させることができるとされております。

また、国の通知により目的外使用ができる例示として、学生の居住が目的の場合、地域対応活用を挙げており、コミュニティの活性化や定住促進等の地域課題解決のため、当該地域において現に住宅に困窮していることが明らかな者であることなどを条件に認めております。そのため、高校の通学により市内に居住する必要があること、また、自治会活動に参加し地域コミュニティの活性化を図ることが必要となります。

店舗等の利用については、国から具体的な例示がないため、国と個別の協議が必要となることから、店舗等で利用したい方から相談を受けた時点で対応してまいります。

引き続き、こちらについても県や他市町村の動向を見ながら調査・研究してまいります。

以上であります。

○議長（後藤 健） 再質問はありませんか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（後藤 健） はい、挽野議員。

○7番（挽野利恵） ご答弁ありがとうございます。これまで年4回の募集を、10月から2カ月に1度というふうな形で、本当にこれは朗報だなというふうに聞いております。ありがとうございます。

この募集の方法というのが、一応決まってるんですね。何かこう二つの手法を取らなければならないと。で、これまでは広報と、あとあれですか、ホームページとかでしたでしょうか。まず広報というのは毎月毎月出るので、毎月毎月載せるのは大変かと思うんですけども、例えばフェイスブックだったりLINEだったりこれであれば、2カ月でなくても毎月でも、手間掛かって大変かと思うんですけども、できるのかなというふうにちょっと感じたところであります。この点に関して、まず2カ月に1回という、今走り出したところなので、これでタイミングとしていいのか悪いのか、これから検証されるかと思うんですけども、いずれいつでも受け入れるような態勢整えられないかということ、ちょっと一つ目の質問で再質問させていただきます。

それから、二つ目、公営住宅法があるので、それ難しいなというふうに分かってはお

りましたが、何か方法がないかと思ってこのたび質問させていただいたところであり
ます。もし公営住宅法の改正等ありまして、そこの家賃の柔軟な変更ができる時代が来ま
したら、是非これも対応していただきたいこと、お願いいたします。

それから、三つ目の質問で、その平均的な金額15万というふうにお示ししていただ
きました。で、それ以外に掛かるとなったら、ちょっと通常の利用では有り得ないよう
な使用の損傷というんですか、それに対しての請求というふうに聞き、分かりました。
年数が増えるほど負担額が減るとい、ちょっとこの考え方が普通の人にはちょっと分
かりにくいので、この点に関してもうちょっと分かりやすい説明とかありましたら願
いいたします。

それと、これを一括で払えないというケースがあった場合、市としてどのような対応
ができるものかについてもお伺いいたします。

それから、四つ目の質問で、まず市営住宅、公営住宅というのは、本当に困窮した
方々を優先して入居させるというのが一番の使命ではあるんですけども、何年も入居
がない部屋、あると思います。住居も生き物で、利用しないとやっぱり廃れてくるとい
いますか、そういう意味から空き室の解消というのは非常に大切だと思います。そして、
その目的外使用で市の活性化につながる、そういうふうな取組がこれから増えることを
期待したいと思います。そして、募集の際に、随時募集のときでもいいんですけども、
住宅以外の募集、そういう住宅以外の用途でも募集できるということを市民の皆様を示
すことは可能でしょうか。

以上、再質問させていただきます。

○議長（後藤 健） 再質問に対する答弁を求めます。京野建設部長。

○建設部長（京野和明） 挽野利恵議員の再質問にお答えいたします。

一つ目の、2カ月に1回の募集を随時募集にできないかという質問でございますけれ
ども、大仙市でも広報及び市のホームページで公募することになっております。さっき
ありました牛久市さん同様、工夫すればできるかとは、可能かとは思っておりますけれ
ども、それによって先ほどの答弁でもありましたけれども、随時募集で先着順に入居す
ることで、真に住宅に困っている方の入居が阻害されないかということをごちらとし
ては懸念しておりまして、県内でも余り進んでおりませんので、もう少し勉強して進めて
まいりたいと思います。

階層別家賃設定の改正ができたということですので、こちらに関しても、引き続き、

動向を見守っていきたいと思います。

あと、年数が増えることで家賃が下がる仕組みということでございますけれども、市としましては、公営住宅法で年数に応じて家賃が下がる計算になっておりますので、市としても入居者の平均的な年数で最終的に退居費用がなくなるような形で計算するようにはしております。そちらに関しては、そのうちご相談いただければと思います。

また、市で一括で支払できないかということですが、市ではなかなかちょっとそういうのを、お金を預かるということは難しいところで、ただ、修繕業者さんへ直接支払うことになっておりますけれども、修繕業者さんの方で分割とかそちらの方でやれるというところもあるということで伺っております。

あとは目的外使用を、今後、募集時に周知できないかということですが、こちらに関しましては、目的外使用の何にするかということも、こちらの方で十分検討してからだと思いますので、こちらに関しましても他市の動向とか見ながら勉強してまいりたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（後藤 健） 再々質問はありませんか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（後藤 健） はい、挽野議員。

○7番（挽野利恵） ありがとうございます。1、2、4に関しては、そのままよろしくお願ひいたします。

三つ目の質問のその退居費用の高額化なったときに、一括で払えない場合は、その業者さんとやり取りするというふうなお話であったんですけれども、やっただけの業者もあれば、きっと一括でねば駄目だっていう業者もいるかと思うんですけれども、この退居費用に関しては、市は全く間に入らないで、退居した人と業者さんとのやり取りということになるのか質問いたします。

○議長（後藤 健） 再々質問に対する答弁を求めます。京野建設部長。

○建設部長（京野和明） 挽野利恵議員の再々質問にお答えいたします。

退居費用に市がどのように関与しているかということでございますけれども、市の方で退居時に部屋の中を見させていただいて、修繕業者さんからどの程度掛かるかという見積りをいただいております。で、そちらに関しまして市の負担分と入居者の負担分をこちらの方で計算して、改めて修繕業者さんの方から退居者へ請求いただくということになっております。公営住宅法の中で家賃以外の金品のやり取りをちょっと禁止されて

いるものですので、そういう方法でやらせていただいております。よろしくお願ひします。

○議長（後藤 健） これにて7番挽野利恵議員の質問を終わります。

【7番 挽野利恵議員 降壇】

○議長（後藤 健） 一般質問の途中であります。この際、昼食のため暫時休憩いたします。再開は午後1時でお願いいたします。

午前11時58分 休 憩

午後0時59分 再 開

○議長（後藤 健） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

次に、5番小笠原昌作議員。

（「はい、議長」と呼ぶ者あり）

○議長（後藤 健） 5番。

【5番 小笠原昌作議員 登壇】

○議長（後藤 健） 1番の項目について質問を許します。

○5番（小笠原昌作） 新政会の小笠原昌作です。通告に従いまして、質問させていただきます。

若者や女性が活躍できる環境づくりについて、市当局の取組についてお伺いいたします。よろしくお願ひいたします。

市長は施政方針演説で「第3次大仙市総合計画」について二つの課題に重点を置き、「地域の寛容性や包摂性を高めながら、若者や女性が魅力を感じ、住み続けたいと思えるまちづくり」、そして「人口減少を前提とした縮小社会に対する地域の受容性を高めながら持続可能なまちづくり」に重点的に取り組んでまいりたいと申されました。

私は、以前、一般質問で取り上げましたが、言うまでもなく、若者と女性活躍は地域活性化となる大事な切り札であり、特に人口減少が進む中で、一人でも多くの地元、県内就職を促進することは、待ったなしの取組であると思ひます。

今年度も、残すところあとわずかとなりましたが、この春の本市における就職状況はどうでしょうか。ここ3年間に比べて伸びているのでしょうか。また、最近、企業やいろいろな職場では、就職後3年以内に早期離職者が増えているそうですが、深刻な人手

不足の中、大きな悩みの種になっているようでございます。この離職の要因として、どういったことが考えられるでしょうか。市では、若者へ定住の基盤となる「就労の場」の確保と、その源泉となる商工業の振興を図るため、地元商工業者への経営支援や雇用に対する助成など多岐にわたって振興策を展開しておりますが、これまでの効果と検証をお聞かせください。

商工業だけではありません。今、最も問題となっている医療や福祉、介護に携わる専門職の離職が多いようです。また、基幹産業である農業にしても、いろいろ対策を講じていますが、実際、新規就農者の確保が現場にとって深刻となっています。特に農村地域・中山間地では、農業の担い手不足が過疎化の一層の進行が懸念されています。また、地方から首都圏への若者や女性の流出も止まらず、要因は、仕事や所得、利便性だけではないようです。昔から地方に色濃く残る閉鎖性や、若者や女性の決断に大きく影響を与えているようです。男は仕事、女は生きる指標として結婚して子どもを持つことが最高の幸せだと考える人が多かったと思いますが、しかし、今は違います。多様な価値観が認められる社会となり、必ずしも結婚しなくてよい、性別役割分担などから解放され、現代女性に自由と幸福を都会に求めて転出しており、さらに、高校・大学卒業後の進路選択にも大きな影響を与えています。

一例ですが、先日、私の知っている若い医師と話をする機会がありましたが、大学からの派遣で大曲に辞令の声が掛かると一番うれしいと言っていました。なぜかという、わずか数分で病院から大曲のゴルフ場に行って仕事のストレスを発散できるからとのことでした。私からすると、全く単純なようですが、たくさんの患者のために一時も休めないストレスが多々あるそうでございます。そうでなくとも、今、医師不足が深刻な問題となっている中、若い医師たちにとって負担が大きく、生活環境の切替えが必要で、地域の娯楽や観光、スポーツ、公園散策などが心の安らぎとなっているようです。

本市は、自然や景色にも食べ物にも大変恵まれており、「大曲の花火」や「500歳野球」など、健康づくりは全国へ行っても有名となりました。今、若者は日々の生活のために都会的な環境を求めています。市が実施している「市民による市政評価」では、全体的に「大仙市は住みやすい」と高い評価をいただいています。その中で分野別における「さらに推進すべき取組」では、地域活性化・市民との協働、行政分野で圧倒的に「若者が活躍できる環境づくり」が挙げられています。市当局には、もっと幅広い角度から市全体の若者に目を向け、語り合う機会を持ち、短期的・長期的見通しの上に立つ

た若者・後継者の育成戦略と、積極的なアピールが必要であろうと思います。

また、市では若者チャレンジ応援プロジェクト事業において、「だいせんL a b o」を中心に、若者の様々なチャレンジを応援しています。また、大学と連携した取組や女性活躍のためのコミュニティ形成などを通じて、若者や女性の声を反映しておりますが、これまでの取組の成果と今後の取組についてお伺いいたします。

課題が山積している今だからこそ、若い世代の社会参画が重要な役割であり、同時にそれを支援する行政や教育関係者の対応が必要であります。柔軟な発想力と大胆な行動で、若者や女性が地域で活躍するチャンスを作ってあげることが、地域活性化事業のみならず、スポーツや伝統文化、あらゆる技術の進歩の継承につながると思います。

地方創生について何かの本で読みましたが、私個人として思いますが、コミュニティ活動の活性化に向け、性別や年齢を問わず、幅広い層の意見をまとめる専門職、コミュニティファシリテーターの活躍が有用ではないかと考えます。

終わりに、全体的に人口減少が続いている現代、更なる若者、女性が活躍できる環境づくりは、最も重要なことであり、更に一層の取組について市当局の見解をお願いいたします。

○議長（後藤 健） 1番の項目に対する答弁を求めます。老松市長。

○市長（老松博行） 小笠原昌作議員の若者や女性が活躍できる環境づくりに関する質問につきましては、経済産業部長が答弁申し上げますので、よろしくをお願いいたします。

○議長（後藤 健） 鎌田経済産業部長。

○経済産業部長（鎌田篤史） 小笠原昌作議員の質問にお答えを申し上げます。

質問の若者、女性が活躍できる環境づくりについてであります。ハローワーク大曲によりますと、12月末時点における管内高校の令和8年3月卒業予定者のうち、就職希望者数が233名であり、このうち県内就職希望者が168名、うち既に140人が内定を受けているという状況にあります。

管内新規高校卒業者の就職者における県内就職率は、コロナ禍による地元志向の高まりを背景に、令和4年3月では80.5パーセントと高い水準にありましたが、令和7年3月には75.2パーセントとなり、さらに令和8年3月高校卒業予定者の県内希望就職率は、12月末時点で72.1パーセントと、年々減少傾向にあります。

また、厚生労働省によりますと、令和4年3月に卒業した全国の新規学卒就職者の就職後3年以内の離職率は、高卒就職者が37.9パーセント、大卒就職者が33.8

パーセントとなっており、いずれも前年度比では改善が見られるものの、依然、高い水準にあるものと認識をしております。

本市では、こうした状況を真摯^{しんし}に受け止め、若者の市内定着をより一層促進するため、新入社員の入社準備経費の支援や、中高生を対象とした地元企業の説明会、若手社員の異業種交流会の開催など、若者の雇用・就労の場の確保につながる様々な取組を進めているところであります。

さらに、近年増加しておりますIT関連企業の進出を好機と捉え、令和8年度からは、更なる誘致強化とIT人材の育成に向け、新たに「だいせんITベース・プロジェクト」を展開することとしております。こうした雇用・就労の場の確保の取組につきましては、県や商工団体などと連携することで、より効果的になるものと考えておりますので、現状に即した新たな雇用創出の事業を柱に据え、これまでの取組の強化を図りながら、関係機関や団体と連携を図りつつ、若者が本市に定着するための魅力ある受皿の整備を進めてまいりたいと考えております。

次に、若者チャレンジ応援プロジェクトの取組成果と今後の取組についてであります。若者の相談窓口として開設した「だいせんLabo」では、12月末時点で延べ222件の相談を受け付けております。相談件数は年々増加傾向にあり、起業や地域課題の解決につながるケースも増えており、一定の成果が着実に現れているものと受け止めております。

また、若者の思いを発信する若者トーク事業や、県内大学生と市内高校生によるワークショップの取組など、若者の声に耳を傾けながら新たな事業へと結び付けをしております。

このほか、地域活動に関心を有する女性が情報や課題を共有し、相互に高め合うコミュニティ形成の取り組みを進めているほか、令和8年度には、学生をはじめとする若者の新たなコミュニティの構築にも取り組むこととしており、若者や女性はその能力を十分に発揮できる環境づくりを推進してまいりたいと考えております。

なお、若者や女性の活躍は、コミュニティの活性化に大きく寄与するものであります。地域における集落支援員のように、地域や組織などコミュニティの場をデザインし、合意形成へと導く人材が重要となりますので、当該プロジェクトを通じてこうした人材の育成・確保にも取り組んでまいりたいと考えております。

答弁は以上です。

○議長（後藤 健） 再質問はありませんか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（後藤 健） はい、小笠原議員。

○5番（小笠原昌作） どうもありがとうございました。

県では、人口減少が進む中で、若者の県内就職を促進する一環として、首都圏や仙台圏に在住する本県出身の学生を対象に、年末の帰省時期に合わせて新幹線こまちの一部車両をお借りして就活イベントを開催しましたが、非常にユニークな企画であったと思います。新聞にも取り上げられていましたが、本県出身の学生は、必ずしも関東だけでなく、北海道や東北にもたくさんおられます。市としても、県と連携しながら、改めて今後このような企画を充実させてほしいと思いますけれども、いかがなものでしょうか。

○議長（後藤 健） 再質問に対する答弁を求めます。鎌田経済産業部長。

○経済産業部長（鎌田篤史） 小笠原昌作議員の再質問にお答えいたします。

ただ今、県の就活イベントとの連携についてというご質問いただきましたが、このイベントは秋田県出身の学生の県内就職を促すという狙いで、就職活動中の大学生、それから専門学校生を対象に、12月26日の東京発の秋田新幹線こまちの車両2両を貸し切って、車内で学生と県内企業10社が交流するというイベントでございまして、「こまち就活エクスプレス」として県とJR東日本秋田支社が主催したものであるということです。参加者についてですが、首都圏、それから仙台圏の大学生46名の参加があったそうです。うち、当市に絡むというか、県南の出身者でまいりますと、大曲高校、それから横手高校、角館高校を卒業した大学生8名が参加したということのようであります。

ちなみに、この事業に参加した場合に、学生については東京から下りの新幹線の運賃が無料になるということでございます。

参加した学生からは、首都圏で秋田の企業情報を得られる機会が少ないということで、とても有意義だったというふうに高評価を得られているようでございます。

こうした県の取組、それから、各自治体の移住・定住、あるいは雇用の確保という取組の強化もございまして、「k o c c h A k e !（こっちゃけ）」という県の就活サイトがございしますが、その登録者数が大幅に増加しているという現状にございます。それから、県内の自治体も参加しております「あきた移住促進協議会」というものがありますが、こちらの中でも様々な情報提供したり周知活動を行ったりということで、ネット

ワークが構築されております。

こうした枠組みやつながりを今後も生かしながら、本市の雇用・就労の場の確保を通じた若者の移住・定住の促進につながる取組について、県とも連携をしながら展開してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（後藤 健） 再々質問はありませんか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（後藤 健） はい、小笠原議員。

○5番（小笠原昌作） どうかこういう先進的ないろんなアイデア、知恵を出し合って、何とかこのふるさとに若者が帰ってこられるようにお願いしたいもんです。

最後になりますけども、人口減少に取り組むべき大事な出会い、そして結婚、子育て支援を含め、未来を創造し、魅力ある地域に活力をもたらす環境づくりに一層のご努力をお願いしたいもんです。

以上、終わります。どうもありがとうございました。

○議長（後藤 健） これにて5番小笠原昌作議員の質問を終わります。

【5番 小笠原昌作議員 降壇】

○議長（後藤 健） 次に、3番佐藤文子議員。

（「はい、議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（後藤 健） はい、3番佐藤議員。

【3番 佐藤文子議員 登壇】

○議長（後藤 健） はじめに、1番の項目について質問を許します。

○3番（佐藤文子） 日本共産党の佐藤文子です。質問では、先の挽野利恵議員の質問の文言と重複する分もあろうかと思えますけれども、最初に市営住宅の管理・運営について、3点お尋ねいたします。

最初に、若年の単身者も入居できる条例改正を行うよう求める質問です。

大仙市営住宅は、仙北地区を除く7地区に、21カ所、管理戸数579戸あり、入居戸数は452戸で、入居住は78パーセントであります。このうち築40年以上の市営住宅は、管理戸数158戸に対して入居戸数が102戸で入居率64パーセント、築30年以上39年以下では、管理戸数142戸に対し入居戸数110戸で入居率77パーセント、築20年以上29年以下では、管理戸数185戸に対し入居戸数150戸

で入居率 81 パーセント、築 10 年以上 19 年以下は管理戸数が 94 戸に対し入居戸数 86 戸で入居率 91 パーセントとなっております。古い建物であるほど入居率は低くなっております。

古くに建てられた市営住宅は、浴室にシャワーが無いなどの問題もあって、募集しても応募が無いなどは、大仙市に限らず多くの自治体で起こっている問題だと伺っております。しかし、最大の問題は、若年層の単身世帯が増える中であって、公営住宅法の入居者の資格に同居資格要件が規定されていることから、収入が少なく、住宅確保に大変困っていても、若年単身者は入居できないという法律上の制限があったことでもあります。

しかし、この同居資格要件は、平成 23 年の法改正と地域主権一括法の下で公営住宅法の一部改正により、廃止されました。入居収入基準や整備基準などは、地方自治体の条例委任となったのであります。これによって単身高齢者や障がい者に加え、若年層を含む単身世帯の入居が可能になりました。

令和 4 年 3 月 31 日、国交省住宅局長が都道府県知事及び指定都市の長宛てに「公営住宅への入居者資格について」と題するお願いの手紙が出されておりましたので紹介いたします。

公営住宅法の一部改正が行われましたとして、「公営住宅の入居者資格は、公営住宅法第 23 条に定めるほかは事業主体の判断に委ねられているところですが、近年、若年単身世帯を含む単身世帯が増加している傾向を踏まえ、引き続き、同居親族要件を存置している事業主体におかれては、全ての公営住宅について同要件を廃止した事例、一定面積以下の住戸や一定の年齢以上の者に限って同要件を廃止した事例等を参考に、住宅に困窮する低所得者に対して的確に公営住宅が供給されるよう、同要件の廃止又は一部廃止についてご検討いただくようお願いいたします。都道府県におかれては、貴管内の事業主体に対しても、この旨を周知されるようお願いいたします。」という手紙であります。

大仙市営住宅条例の第 6 条、入居者の資格では、第 1 項で、同居資格要件が規定されております。しかし、住宅に困窮し、低所得の若年層の皆さんが入居できるように、同居資格要件を、これを条例から撤廃するという条例改正はすべきではないのかと私は思います。市営住宅の入居率を高め、自治会の活性化と安定した運営、市財政に貢献できると考えますので、是非ご検討願います。

二つ目には、市営住宅の浴室にシャワーの設置を要望いたします。

40 年以上も前に建てられた市営住宅の浴室には、シャワー設備が無く、必要なら自

費で取り付けるのが原則で、十数万円掛かるというふうな話でありました。そもそも入居者の多くが所得の低い方々なので、十数万円は大きな負担であります。たまたま先住者がいて、その方がシャワーを取り付けたまま退居された後に入居された方は、それを利用しているケースが多いということでありました。また、風呂釜が壊れた際には、シャワーもセットで取り替えるが、風呂釜については市が負担をし、シャワーについては入居者の負担としているというふうな話もありましたが、いずれはシャワーも風呂釜の交換時にあわせ、市の負担で実施したいとの旨を伺ったところでありました。

比較的新しい市営住宅の浴室には、きちんとシャワーが設備されております。シャワー付き浴室というのは、一般家庭でも当たり前の時代、市営住宅にはシャワーの無いところがあるというのでは、募集しても応募がないといった事態が起こるのは当然ではないでしょうか。居住、設備環境の格差解消を目指し、全市営住宅の浴室にシャワー設置するよう求めるものでありますが、これへの見解を求めます。

次に、市営住宅敷地内の除雪体制についてお尋ねいたします。

冒頭で申し上げたように、相談者は市営住宅敷地内の管理は自治会で行うこととなっていることから、通路の除排雪は業者に依頼しているということでありました。しかし、その経過負担が大きく、かといって高齢者や生活保護からもいただいている共益費を、これ以上値上げすることはできない。また、介護事業所の車や公用車がしばしば訪れるため、駐車スペースの調整や、その除雪に大変苦慮しているとのことでした。

そのほかの市内の市営住宅の敷地内除排雪体制については、担当課に伺ったところ、消雪によるところが大曲地域3カ所、道路除雪の際に出入口と駐車場通路を除雪しているのが神岡地区の3カ所、そのほか中仙や協和、南外、太田においては、道路除雪の一環として行われていると思われまます。

このように、市営住宅敷地の除雪も体制や経費においてまちまちではありますが、相談者のような除雪経費が特別に掛かり増しになっているというふうなところは無さそうであります。

そこで伺います。各種福祉サービスで訪れる車の駐車場の確保と除雪、避難経路ともなっている通路の除雪は、サービスを利用する入居者のプライバシーを守り、避難経路の確保という点からも、自治会任せにすることなく、市で実施することが望ましいと考えるものであります。そこで、特定の自治会ではありますけれども、こうした自治会と調整を図りながら、是非とも進めていただきたいと思います。これに対する見解を伺

います。

以上で1番目の質問を終わります。

○議長（後藤 健） 1番の項目に対する答弁を求めます。老松市長。

○市長（老松博行） 佐藤文子議員の一つ目の発言通告であります市営住宅の管理運営に関する質問につきましては、建設部長が答弁申し上げますので、よろしく願いいたします。

○議長（後藤 健） 京野建設部長。

○建設部長（京野和明） 佐藤文子議員の質問にお答え申し上げます。

質問の市営住宅の管理運営についてであります。はじめに、若年単身者も入居できる条例の改正につきましては、議員ご指摘のとおり地域主権一括法に基づき公営住宅法が改正され、これまで国が全国一律で定めていた入居者資格などが条例で定める方式に移行いたしました。これを踏まえ国は、県及び各市町村に対し、単身者や多様な家族形態の入居がしやすいよう同居親族要件の廃止又は一部廃止について検討するようとの通知が出されております。

今後、本市でも入居率が低い団地や応募率の低い団地などの一部を県や他市町村の運用の仕方を参考に、若年単身者が入居可能となるよう調査・研究してまいります。

次に、全市営住宅へのシャワー設置につきましては、現在シャワーが設置されていない住宅は全体で228戸あり、そのほとんどが、いわゆる集合住宅で、昭和から平成初期に建設された住宅となっております。仮にシャワー付きの風呂釜に交換する場合、1戸当たり約40万円ほどの経費が掛かるものと試算しており、全てを交換する場合は、多くの予算を要することとなります。また、住宅のほとんどが40年以上経過した住宅であり、設備の老朽化も進み、5年後には更新を迎える公営住宅等長寿命化計画において、このような住宅の在り方について検討する時期になっていることから、現行の対応を継続したいと考えております。

次に、市営住宅敷地内の除雪体制につきましては、議員ご指摘のとおり、団地によっては消雪設備の設置、あるいは道路除雪の一環で除雪を行うことができる団地もあり、住宅によって除雪体制に違いがあることはご承知のとおりであります。

市営住宅の通路などの共用スペースにつきましては、入居者同士で対応していただくことを基本としており、戸建て住宅においても、前面道路までの管理は入居者に行っていると考えております。

議員ご指摘の団地につきましては、住宅設置に際し、市で駐車場を整備しておりませんでした。その後、駐車場を必要とする方が増えたことから、自治会において団地内の空きスペースを活用した駐車場の管理・運営が開始された経緯があります。そのため、現在、自治会管理駐車場の除雪につきましては、通路等を含め自治会において実施していただいている現状であります。当該住宅を含め市営住宅の管理につきましては、市で管理人の方に毎年報酬をお支払し、建物や敷地内の管理をお願いしておりますが、その中では通路の除雪もお願いしているところでもあります。今後につきましては、自治会や管理人のお話もお伺いしながら、施設管理について協議を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（後藤 健） 再質問はありませんか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（後藤 健） はい、佐藤議員。

○3番（佐藤文子） まず、条例改正については、非常にまず改正に向けて参考にしてやっていくというような、そういうふうな答弁なのでまず良かったと思います。

若年の方々、事情ある収入のない、そしてまた、住宅に困窮している60歳未満の皆様、入れるような条件が可能になった法律、しっかりこれを踏まえて、幅広く入居率を上げられるように、是非取り組んでいってもらいたいと思います。

40年以上、45年ぐらいになると、あとはもう、市営住宅の今後の対応方、また、検討しなきゃいけないというようなことがあって、それまで何か現状のままいっちゃうのかなという、そうしたあれもありましたが、何とかこれ、シャワーというふうなもの、その古いところに入っておられる、相談者の入っているところには、かなり訪問介護、また、事情あるの方々、結構住んでらして、訪問、あるいは公用車の訪問が多いわけです。そういうふうなことを鑑みますと、やっぱりお風呂というふうなものには、そういう方々はシャワーをまず利用されるケースも多々あるかと思いますが、ましてや前任者が使っていたものを使った人も、そういう方々もいらっしゃる。だけれども、新しく入って、そこ、若年単身者も入れるような方向で何とか進めてまいりたいというようなことを答弁されているわけですから、そういう方々がやっぱり入る、入れる、入った場合に、このシャワーの部分は、やっぱり自分で負担していただかなきゃいけないですよってというようなことで、大変入居をためらうというふうなことになっては、これは

ちょっといけないんじゃないかというふうに思うわけです。そういうふうな意味で、古い建物であっても新しく入られる方々には、このシャワーを取り付けていくというふうな方向、是非これ検討していただきたいものだなというふうに思います。

それから、市営住宅敷地内の管理は、報酬を支払った管理人さんが行うのだというふうなことで書いてありましたけれども、管理人さんの仕事って何なのかっていうのは条例の規則に書かれてありました。大変こう、建物が壊れていないかとか、あるんですけど、こうした豪雪地帯のところで、除雪もやるんだと、こういう管理までやんなきゃいけない。それができないから機械除雪を頼んで、その経費を自治会費で払わざるを得ない状況になっているわけですね。そういうふうなことで、ここら辺の自治会の負担を少しでも軽くするという配慮は持てないものかと、どうも規則に書いてあるこの自治会の、管理人さんの役割というふうなものから見て、みんなで除雪をするというふうな時代は良かったかもしれないけれども、雪が降って除雪車を頼まざるを得ないような、入っている方々が皆高齢者だと、障がい者だとか、そういうふうな方々なんかを抱えて、いつもやるのはその管理人という名前の付いた自分がやらなきゃいけないというような、そういう時代って果たして、住宅を管理するこの市の立場からみて、いかがなものかなというふうなことを思ったものですから、是非改善方、当該住宅については協議してやっていただきたいなというふうに思います。

答弁いただけるものであればお願いします。

○議長（後藤 健） 再質問に対する答弁を求めます。京野建設部長。

○建設部長（京野和明） 佐藤文子議員の再質問にお答えいたします。

シャワーの無い団地について、若年者の入居を認めた場合、入居をためらうのではないかという意見でございましたけれども、もちろんシャワーだけではなくて、当然その、単身者ではないんですけども若年子育て世帯の方が入居申込みすることもあります。その際、シャワーの有無以前に、やはり若年者はこの建物の内部を見て辞退するという方もおられます。まず、今後は、シャワー付き住宅に応募した方が、どうしてこのシャワー付き団地にしたのかとか、例えばシャワーさえあれば古い団地でも入っていただけなのかというようなことも、今後、入居申込者からの意向調査してまいりたいと考えております。

いずれにしても、若年単身者への入居条件の緩和とか、先ほどありました入居者の随時募集、そういったことも含めまして、様々な手法について先進地、県内他市町村

に聞き取りを行うなどしてちょっと調査してまいりたいと思います。

続いて、管理人の除雪の役割等につきましてですけれども、この当該団地は管理人さんにちょっとお願いしているというところであります。ただ、消雪施設のある団地であれば、管理人さんがその消雪の管理を行っているところもございます。こちら、その消雪の無い団地につきましては、除雪が大変だという話もございますけれども、消雪があるところであっても消雪が消えないとかそういう苦情対応とかも大分あるところがございます。そして、先ほどちょっと言ったんですけども、戸建て住宅は、まず自分の家のような形で使っているのです、その人たちも自分のところは自分でというような形でやっていますので、各団地、各々条件が異なりますので、雪の問題だけで不利益があるというふうには言えないのではないかと考えておりますけれども、引き続き、このご指摘の団地の自治会とも話し合っ、市としてもできることないかというのをちょっと協議していきたいと思ひます。

以上でございます。

○議長（後藤 健） 再々質問はありませんか。

（「ありません。」と呼ぶ者あり）

○議長（後藤 健） 次に、2番の項目について質問を許します。

○3番（佐藤文子） 2番目に、大曲ファミリースキー場存続を求めることについてとして質問させていただきます。

もう既に廃止条例が出されておりますけれども、あえてこのファミリースキー場、この役割、また、教育的にこの初心者などを対象にした施設であるというふうなことから、この施設をなくしていいのかどうかというふうなこと、改めて考える問題として提起するために、あえてこのファミリースキー場存続を求めることについてとして取り上げさせていただきました。

大曲ファミリースキー場は、協和スキー場より11年、大台スキー場より9年遅く、平成2年に設置され、35年が経過しております。比較的緩やかな斜面で、東向きであることから、風雪に強くさらされることもなく、初めてのスキーや初心者、親子連れ、低学年対象の学校スキー授業、仕事帰りの立ち寄りスキーなど、安全性や利便性に優れたスキー場として利用されてきたと思ひます。

昨年12月定例議会中の産業建設常任委員会協議会に、大曲ファミリースキー場の廃止方針が示されてから、今年度で終了することが決まったかのようなムードに包まれる

中で、今定例会に廃止条例が提案されているわけであります。

協議会の説明では、今後、市議会、関係団体、学校、住民からのご理解の下、廃止検討を進めたいとしておりますが、この間の約2カ月半、市議会以外の関係団体、学校、住民との説明会がそれぞれどれだけ行われたのか、どのような意見や要望が出されたものか、まずお知らせいただきたいと思えます。

次に、廃止の理由について、人口減少とウインタースポーツ人口の減少と、施設設備の経年劣化を踏まえ、供給過多の解消と特長を生かした集客力強化が急務として大曲ファミリースキー場がほかの2施設と比較し、極端に少ない利用者数とリフト収入、一方で最も多い指定管理料となっていることを挙げております。

そもそも大曲ファミリースキー場の敷地面積は協和の16分の1、大台の5.5分の1の面積で3万4千平米と、これはスキー場部分であります、と小さいことから、利用者数や収入が少なくても当然といえます。

こうした中から収入から支出を引いた金額は、いずれの年もマイナスであります、指定管理料を相殺すると、雪の少なかった年を除いては指定管理料分に利益が生じております。この傾向は3施設とも同様であります。

また、全国のスキー・スノーボード人口がピーク時から85パーセントも減少するという中であって、大仙市の3スキー場の減少は、平成26年ピーク時から令和6年度は51パーセントの減少にとどまっております。令和6年度は、協和スキー場が第1リフトのみの運転となりましたので、大台スキー場に利用者が流れ込み、前年の約2倍となっているわけであります。これが供給過多と言えるのか、私は疑問であります。

また、特長を生かした集客力強化を目指し、冬季スポーツの振興や観光、地域振興に資するスキー場としてポテンシャルを最大限発揮するため、マーケティングの考えを用いることを挙げておりますが、初心者や親子連れや学校スキー教室など、雪国ならではのスポーツ教育の入り口の役割を果たしてきた大曲スキー場の特徴が失われていくのではないかという心配があります。

平成29年3月策定の公共施設等総合管理計画の個別計画では、スキー場について、どの施設も市内の小・中学校の利用頻度が高いことや、冬季スポーツの普及などの面から継続の必要性が高まっていますと教育上、必要な施設と位置付けて、計画最終年度の令和28年度までは改修による長寿命化の方針でありました。さらに、大曲ファミリースキー場が廃止されますと、学校のスキー教室が大台スキー場に集中しないように調整

することや、ゲレンデの混雑から児童・生徒の安全を守ること、また、送迎車の手配、荷物置場の確保などで、教育現場と保護者に新たな負担が少なからず生じるものと思われます。その心配はないものかと案じているわけです。

以上から、私は大曲ファミリースキー場を存続させ、身近なスキー場として楽しい企画や、もちろん現在もやっておりますが、無料リフト券の発行などで利用者増を図るようお願いのものです。

縷々述べてきましたが、私のこの疑問への答えとともに、見解を伺うものです。

以上です。

- 議長（後藤 健） 2番の項目に対する答弁を求めます。老松市長。
- 市長（老松博行） 佐藤文子議員の二つ目の発言通告であります大曲ファミリースキー場に関する質問につきましては、観光文化スポーツ部長が答弁申し上げますので、よろしくお願いいたします。
- 議長（後藤 健） 加賀観光文化スポーツ部長。
- 観光文化スポーツ部長（加賀貢規） 質問の「大曲ファミリースキー場の存続を求めることについて」であります。はじめに、関係団体、学校、住民からの意見や要望につきましては、令和7年第4回市議会定例会終了後から、同スキー場に関連する主要な方々に対し廃止方針について説明をさせていただいております。

対象は、同スキー場でスキー講習会等を開催していただいている地元のスキー連盟3団体、大川西根・内小友地区の小・中学校、大曲支援学校、地権者の代表の方、大曲地域の住民で構成される大曲地域協議会の皆様であり、現在の利用状況や廃止理由などについて直接ご説明をしております。また、小・中学校 校長会や指定管理者であります大曲スポーツセンターに対しても説明を行っており、それぞれの団体・関係者の皆様からは「現在の利用状況や今後の見通しなどを考慮すると致し方ない」「廃止やむなし」とのご意見をいただいたところであり、一定のご理解を得たものと受け止めているところであります。

次に、大曲ファミリースキー場の存続やそれに関するご意見についてであります。同スキー場は、35年間にわたり、スキーやスノーボードの初心者、小・中学校のスキー教室などで利用され、市民に親しまれてまいりましたが、現在の利用状況や今後の需要見通しなど様々な観点から検討を重ねた結果、今般の方針に至ったものであります。

今後の需要見通しの観点では、昨今の人口減少や少子化の進行、レジャーの多様化・

広域化などから全国的にウインタースポーツ人口が激減しており、今後も回復する見通しが立たない状況にあります。激減するウインタースポーツ人口を各スキー場が取り合う、言わば「供給過多」状態にあり、特に三つのスキー場を有する本市にあつては、今後、顕著になってくるものと想定しております。

また、令和6年度の「市政評価」による個別事業評価でも、回答者のうちスキー場に行く方は約3割にとどまり、その利用頻度も「シーズン中1回」と回答した方が6割に上るなど、現在の利用状況と需要の低下を裏付ける結果となっております。

スキー場の運営や施設・設備の観点では、指定管理者の経営努力と、市からの指定管理料や無料リフト券の配布により、現在は収支バランスを維持しておりますが、利用者の減少がこのまま続けば指定管理料も更に膨らむことが避けられない状況にあります。加えて、今後予定されている索道施設やゲレンデ整備車、キュービクルの更新、管理棟の修繕などを考え合わせますと、財源確保の観点から他の行政サービスへの影響が懸念されるところであります。

施設廃止による影響の観点では、議員ご指摘のとおり、スキー教室で同スキー場を利用されている学校・団体においては、場所変更等でご不便をお掛けすることとなり、大変申し訳なく思っております。

今後、他のスキー場への移行を検討されると思われませんが、大台・協和両スキー場の利用検討をお願いいたしますとともに、当面の間、要望に応じた送迎支援なども検討してまいりたいというふうに考えているところであります。

また、「雪国ならではのウインタースポーツ教育の入り口が失われてしまうのではないか」とのご心配についてであります。大台・協和両スキー場とも、初級から上級者用まで多様なコースを用意しておりますので、初心者や児童・生徒、親子連れの皆様の需要に十分お応えできるものと認識しております。

大曲ファミリースキー場につきましては、これまで存続・運営に努めてきた施設であり、所管部署としても思い入れがある施設ではありますが、今後の需要見通しや市民ニーズ、施設の経年劣化などを総合的に勘案した結果、所期の目的を果たしたものと判断せざるを得ない状況にあり、今般の方針に至ったものであります。苦渋の選択ではありますが、本市の将来を見据え、持続可能な都市運営、市民に不可欠な行政サービスを維持していくためには、必要な対応であるというふうに考えておりますので、何とぞご理解を賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長（後藤 健） 再質問はありませんか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（後藤 健） はい、佐藤議員。

○3番（佐藤文子） 各団体等に説明をしたと。致し方がないというふうな評価を得たので廃止というふうなことを決めたようでありますけれども、ウインタースポーツの人口減少、それからもちろん少子化の進行、レジャーの多様化と、こういうふうなことで、なかなかスキー場利用者が激減しているというふうなことを強調されておりますけれども、実はウインタースポーツ人口のものすごく減った、人口減少が急速に進んできたその過程で、実は2003年以降にもものすごい減っているわけです。これ2003年というふうなのは、ちょうど2002年に教育現場にゆとり教育というふうなことで、学校の週5日制の完全実施が始まっております。その時期と非常に重なり合うわけです。この2003年以降が、全国では300万人の一気に減ってしまうというような状況が生まれ、そこからずっと低くなっているわけです。秋田県でも、かつて90パーセントの小学校でやってたスキーも、この2002年以降、五十数パーセントに減るとか、こういう状況になっているわけです。そのゆとり教育の導入によって保健体育など全体の授業数が削減された際に、準備に掛かるスキー授業は真っ先に削減の対象になったといわれております。そして、それから10年後、2012年には、子どもたちに体力低下が問題視されてまいりました。ですから、今度は脱ゆとり教育に方針が転換されて、保健体育の授業時間だとかを元に戻す、しましたが、主要教科の授業数も増えました。ですから、子どもたちは週5日制の中で過密スケジュールの中で授業を受けている。こうした中で、移動も含めて半日から1日を費やすスキー授業の時間なんかを確保するのは、到底難しくなって、教師の多忙化やスキー指導ができる教員が減ってきていると、これがやっぱり子どもたちのそのスキーに親しむその機会が一気に失われてきたというのが実態だと私は考えます。こういう深刻な状況、それからですね、秋田魁に載ったんですが、少子化、人口減少の影響で、各スポーツの競技人口が減る中、秋田県のスキー界が健闘を続けているというふうなくだりの中で、ただ、県中学校大会は、秋田県の中学校大会は20年前、2005年には48校234人がエントリーしましたがけれども、2025年には36校76人だそうであります。全県の高校総体では2005年には11校91人だったのが、2025年には4校37人、これだけもう教育の現場でス

スキー授業が少なくなった、できる態勢がとれない、指導する人がいない、こういうふうな中でスキー授業に関わるこの雪国秋田で、スキー授業を行う、ものすごい減ってきていると。これはもう深刻な事態だと思うんです。そういうふうなことで、学校スキーも減って、指導できる教員もいなくなってきたというのが実態なんです。

これをこのまま放置してていいのかというのは非常に問題だと思うんです、私は。こうした学校スキー授業の現状だとか、スキー競技人口減少の問題、こうしたことを踏まえるならですね、スキーに親しみ、上手になりたいと思う子どもたちを、何とかして増やしたい、裾野を広げたい、そのための対策というふうなものが急がれているのではないかと思います。指導者の育成や様々なスキーイベントの開催などの努力、こうしたことは行政としてこの間積み上げてこられたのかどうか、その点教えていただきたい。

また、第4次大仙市スポーツ推進計画の基本目標の5で、地域のスポーツ活動の充実と環境整備を掲げ、スキー場についてはスキー場連絡協議会を立ち上げて、スキー場が抱える課題等を把握し、その解消に向けた取組を検討するとともに、今後のスキー場運営についての見直しを図っていきたいとっております。この点で、スキー場連盟協議会というものは立ち上がっているのですか。その中で、どういうふうな協議がされてきたのか、こうした過程を経て今回のファミリースキー場の廃止が決まったものなのかどうかというふうなところ、確認の意味でお聞きしたいと思います。

一つは、指導者の育成、様々なスキーイベントの開催などをするとあって、子どもたちのスキー振興、スキー場の活性化とスキーのやる子どもたちを何とかして増やす、そのための努力をやってこられたのかということと、スキー場連盟連絡協議会、立ち上げようとしておりましたが、これはきちんと立ち上げて協議はされてきたのかどうか、その点を確認したいと思います。

○議長（後藤 健） 再質問に対する答弁を求めます。加賀観光文化スポーツ部長。

○観光文化スポーツ部長（加賀貢規） 佐藤文子議員の再質問にお答え申し上げます。

まず1点目のスキーイベントの開催やスキーの子どもたちですね裾野を広げたいと、そういうような活動をこれまで行政として積み上げてきたのかというふうなお話でしたけれども、まずはこれまでスキーのその利用者増に向けた取組についてでありますけれども、先ほどの答弁とも若干重複するところもございますけれども、まず、指定管理者として頑張ってきた努力もあります。近年のレンタル需要を受けましたスキーやスノーボードレンタル事業ですけれども、こういったものもですね大々的に大曲ファミリース

スキー場の方でも行っておりました、好評をいただいていたところもあります。

また、遊び場ですね。例えばリフトを使わない小さなお子様でも気軽にお越しいただけるようにというようなことで、例えば好天のときとかですね、あと、雪が少なく、ゲレンデの方にはないんですけども麓の方にあるというようなイメージでお考えいただきたいと思うんですけども、そういったときにもですね、下の方のエリアで遊びができるようなエリアを確保したり、あとはロッジを自由に開放してですね、どうぞお気軽にお使いくださいというようなことで、裾野を広げるような取組ももちろんやってきております。

また、地元のスキー連盟の皆様方ですね、こちら大曲スキークラブであったり、スキー教室大曲クラブであったりというようなことなんですけれども、毎週日曜日ですね、スキー教室を開催してくださいまして、最盛期には各クラブとも80人ほど集まるというようなことでにぎわっていたようなんですけれども、最近はやはり先ほど申し上げたとおり、なかなかウインタースポーツ人口が少ないということで、20名ほどにとどまっているというお話は聞いております。こうした活動も、スキーの裾野、ウインタースポーツの裾野を広げる活動になっているということで認識しております。

あとは先ほどお話したとおり、無料のリフト券ですね、市の方としても毎年これを使っていただいて、幾らでもウインタースポーツ人口を広げようというようなことで努力はしてきているところでございます。

あとは教育部門のことに关しましては、ちょっと私、勉強しておりませんでしたので、その部分はコメントを控えさせていただきたいとは思いますが、市の行政としてもですね、これまでウインタースポーツ人口、ただただ減っていくのを黙って指をくわえて見ているということではなくて、できることはしっかりとやってきたつもりでございます。

2点目のスキー連絡協議会というようなことなんですけれども、実はこちらにつきましては、指定管理者の皆さんですね、大仙市であれば三つのスキー場を抱えておりますので、ファミリースキー場、スポーツセンターですけども、大台スキー場もそうです。あとそれから協和スキー場ですね、こちらのスキー関連の皆さんとですね、毎年毎年お話し合いをして、例えばリフトの料金が適正であるかどうかとか、今の取組で足りない部分はないとか、そういったものをしっかりと話し合いしているところでございます。この中でも、やっぱりファミリースキー場というようなことよりも、大仙市で三つもスキー場

を抱えていると。それが結果的には少ないお客さんを取り合うような形で、いわゆるスキー場はいっぱいあるんだけど、お客さんが少ないというようなことが問題視されておりまして、今回のこの結果にもつながっている一つの要素だというふうに私は受け止めております。

今後の市のスキー場の方針ですけれども、ファミリースキー場の廃止方針、議決していただいた際には、残るスキー場、協和スキー場と大台スキー場になりますけれども、先ほどの答弁のとおり、子どもから大人まで、そして高齢者までがですね、十分にお楽しみいただけるコース内容、協和につきましては9コース、大台スキー場については6コース準備してございます。それぞれの技能や年齢だったりにも合わせてですね、十分市民の皆様のスキーニーズにお応えできるような内容となっておりますので、是非ともご理解賜りますよう、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（後藤 健） 再々質問はありませんか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（後藤 健） はい、佐藤議員。

○3番（佐藤文子） 学校授業等の減少、急激な減少というふうなものは、何といたっても近い所に、学校の近い所にスキー場が無い。それから、初心者向けのスキー場であること。このことが、第1番目、初心者向け、第2番目には学校の近く、これが岩手大学大学院の研究論文にちゃんと証明されているんですね。そういうふうなことで、このファミリースキー場というのは、遠方に高いバス賃掛けて、そして1日掛かりで行ってこなきゃいけないような、そういう場所ではなく身近にあること、そういったところを十分にやっぱり活用するための努力、これはもっともっとすべきだったというふうに思うんです。

いずれにしてもファミリースキー場が廃止されて、その代わりに、皆さんが大台とか協和にきっちりに行くというふうなこと、これが学校現場などでは大変、非常に先生方忙しい、大変な思いしてやっているわけで、本当にそれが全校にとれるのかどうか心配なところであります。今までだったって、大仙市は頑張っていて続けているんですよ、ほかの県内の中でも。それがファミリースキー場なくなることで、それがそぐわれるんじゃないかというふうなことを思いまして、何とか存続していただきたいなというふうなことを最後をお願いをしまして質問を終わらせていただきます。

以上です。

○議長（後藤 健） これにて3番佐藤文子議員の質問を終わります。

【3番 佐藤文子議員 降壇】

○議長（後藤 健） 以上で本日の日程は、全部終了しました。

本日はこれをもって散会し、明日、本会議第4日を定刻に開議いたします。

大変お疲れさまでした。

午後 2時06分 散 会

令和 8 年第 1 回大仙市議会定例会会議録第 4 号

令和 8 年 3 月 4 日（木曜日）

議 事 日 程 第 4 号

令和 8 年 3 月 4 日（木曜日）午前 10 時開議

- | | | |
|------|---|------------|
| 第 1 | 議案の訂正について（議案第 51 号） | （説明・表決） |
| 第 2 | 議案第 7 号 大仙市一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について | （質疑・委員会付託） |
| 第 3 | 議案第 8 号 大仙市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定について | （質疑・委員会付託） |
| 第 4 | 議案第 9 号 大仙市ふるさと応援基金条例の一部を改正する条例の制定について | （質疑・委員会付託） |
| 第 5 | 議案第 10 号 督促手数料の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について | （質疑・委員会付託） |
| 第 6 | 議案第 11 号 大仙市立学校設置条例の一部を改正する条例の制定について | （質疑・委員会付託） |
| 第 7 | 議案第 12 号 大仙市協和緑地等広場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について | （質疑・委員会付託） |
| 第 8 | 議案第 13 号 大仙市特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について | （質疑・委員会付託） |
| 第 9 | 議案第 14 号 大仙市太田四季の村条例の一部を改正する条例の制定について | （質疑・委員会付託） |
| 第 10 | 議案第 15 号 大仙市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について | （質疑・委員会付託） |
| 第 11 | 議案第 16 号 仙北町防災行政無線放送施設設置条例を廃止する条例の制定について | （質疑・委員会付託） |

- 第 1 2 議案第 1 7 号 大仙市協和農業体験学習館条例を廃止する条例の制定について
(質疑・委員会付託)
- 第 1 3 議案第 1 8 号 大仙市緑の交流空間施設設置条例を廃止する条例の制定について
(質疑・委員会付託)
- 第 1 4 議案第 1 9 号 大仙市宮大曲スキー場条例を廃止する条例の制定について
(質疑・委員会付託)
- 第 1 5 議案第 2 0 号 大仙市職員等の旅費に関する条例の制定について
(質疑・委員会付託)
- 第 1 6 議案第 2 1 号 大仙市公文書等の管理に関する条例の制定について
(質疑・委員会付託)
- 第 1 7 議案第 2 2 号 大仙市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について
(質疑・委員会付託)
- 第 1 8 議案第 2 3 号 第 3 次大仙市総合計画基本構想及び第 3 次大仙市総合計画前期基本計画の策定について
(質疑・委員会付託)
- 第 1 9 議案第 2 4 号 大仙市過疎地域持続的発展計画の策定について
(質疑・委員会付託)
- 第 2 0 議案第 2 5 号 市道の路線の認定及び廃止について
(質疑・委員会付託)
- 第 2 1 議案第 2 6 号 令和 8 年度大仙市企業団地整備事業特別会計への繰入れについて
(質疑・委員会付託)
- 第 2 2 議案第 2 7 号 令和 8 年度大仙市スキー場事業特別会計への繰入れについて
(質疑・委員会付託)
- 第 2 3 議案第 2 8 号 令和 7 年度大仙市一般会計補正予算 (第 1 4 号)
(質疑・委員会付託)
- 第 2 4 議案第 2 9 号 令和 7 年度大仙市後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 2 号)
(質疑・委員会付託)
- 第 2 5 議案第 3 0 号 令和 7 年度大仙市学校給食事業特別会計補正予算 (第 6 号)
(質疑・委員会付託)
- 第 2 6 議案第 3 1 号 令和 7 年度大仙市奨学資金特別会計補正予算 (第 1 号)
(質疑・委員会付託)

- 第 2 7 議案第 3 2 号 令和 7 年度大仙市太陽光発電事業特別会計補正予算（第 1 号）
（質疑・委員会付託）
- 第 2 8 議案第 3 3 号 令和 7 年度大仙市上水道事業会計補正予算（第 2 号）
（質疑・委員会付託）
- 第 2 9 議案第 3 4 号 令和 7 年度大仙市下水道事業会計補正予算（第 3 号）
（質疑・委員会付託）
- 第 3 0 議案第 3 5 号 令和 8 年度大仙市一般会計予算（質疑・委員会付託）
- 第 3 1 議案第 3 6 号 令和 8 年度大仙市国民健康保険事業特別会計予算
（質疑・委員会付託）
- 第 3 2 議案第 3 7 号 令和 8 年度大仙市後期高齢者医療特別会計予算
（質疑・委員会付託）
- 第 3 3 議案第 3 8 号 令和 8 年度大仙市学校給食事業特別会計予算
（質疑・委員会付託）
- 第 3 4 議案第 3 9 号 令和 8 年度大仙市奨学資金特別会計予算（質疑・委員会付託）
- 第 3 5 議案第 4 0 号 令和 8 年度大仙市企業団地整備事業特別会計予算
（質疑・委員会付託）
- 第 3 6 議案第 4 1 号 令和 8 年度大仙市スキー場事業特別会計予算
（質疑・委員会付託）
- 第 3 7 議案第 4 2 号 令和 8 年度大仙市太陽光発電事業特別会計予算
（質疑・委員会付託）
- 第 3 8 議案第 4 3 号 令和 8 年度大仙市小水力発電事業特別会計予算
（質疑・委員会付託）
- 第 3 9 議案第 4 4 号 令和 8 年度大仙市内小友財産区特別会計予算
（質疑・委員会付託）
- 第 4 0 議案第 4 5 号 令和 8 年度大仙市大川西根財産区特別会計予算
（質疑・委員会付託）
- 第 4 1 議案第 4 6 号 令和 8 年度大仙市荒川財産区特別会計予算
（質疑・委員会付託）
- 第 4 2 議案第 4 7 号 令和 8 年度大仙市峰吉川財産区特別会計予算
（質疑・委員会付託）

- 第 4 3 議案第 4 8 号 令和 8 年度大仙市船岡財産区特別会計予算
(質疑・委員会付託)
- 第 4 4 議案第 4 9 号 令和 8 年度大仙市淀川財産区特別会計予算
(質疑・委員会付託)
- 第 4 5 議案第 5 0 号 令和 8 年度市立大曲病院事業会計予算 (質疑・委員会付託)
- 第 4 6 議案第 5 1 号 令和 8 年度大仙市上水道事業会計予算 (質疑・委員会付託)
- 第 4 7 議案第 5 2 号 令和 8 年度大仙市簡易水道事業会計予算 (質疑・委員会付託)
- 第 4 8 議案第 5 3 号 令和 8 年度大仙市下水道事業会計予算 (質疑・委員会付託)
- 第 4 9 議案第 5 4 号 財産の譲与について (説明・質疑・委員会付託)
- 第 5 0 議案第 5 5 号 令和 7 年度大仙市一般会計補正予算 (第 1 5 号)
(説明・質疑・委員会付託)
- 第 5 1 陳情第 9 号 「「最低賃金」の改正と中小企業・小規模事業所支援の拡充を
国に求める意見書」の採択を求める陳情書 (委員会付託)

出席議員 (2 2 人)

| | | |
|---------------|---------------|---------------|
| 2 番 小須田 逸 子 | 3 番 佐 藤 文 子 | 4 番 菊 地 伸 |
| 5 番 小笠原 昌 作 | 6 番 高 橋 智 也 | 7 番 挽 野 利 恵 |
| 8 番 秩 父 博 樹 | 9 番 佐 藤 芳 則 | 1 0 番 安 達 成 年 |
| 1 1 番 門 脇 智 宏 | 1 2 番 佐 藤 隆 康 | 1 3 番 青 柳 友 哉 |
| 1 4 番 石 塚 柏 | 1 5 番 古 谷 武 美 | 1 6 番 高 橋 徳 久 |
| 1 7 番 本 間 輝 男 | 1 8 番 佐 藤 育 男 | 1 9 番 橋 本 琢 史 |
| 2 0 番 山 谷 喜 元 | 2 1 番 佐 藤 芳 雄 | 2 2 番 橋 村 誠 |
| 2 4 番 後 藤 健 | | |

欠席議員 (2 人)

1 番 大 山 利 吉 2 3 番 高 橋 敏 英

遅刻議員 (0 人)

早退議員 (0 人)

説明のため出席した者

| | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|---|------|------|------|---|------|-------|---|-------|------|------|------|---|---|---|------|------|
| 市 | 長 | 老松博行 | 副 | 市 | 長 | 今野功成 | | | | | | | | | | | |
| 副 | 市 | 長 | 舩谷祐幸 | 教 | 育 | 長 | 伊藤雅己 | | | | | | | | | | |
| 総 | 務 | 部 | 長 | 伊藤公晃 | 企 | 画 | 部 | 長 | 佐々木英樹 | | | | | | | | |
| 市 | 民 | 部 | 長 | 伊藤敬 | 健 | 康 | 福 | 祉 | 部 | 長 | 佐藤和博 | | | | | | |
| こ | ど | も | 未 | 来 | 部 | 長 | 田口美和子 | 農 | 林 | 部 | 長 | 斎藤秋彦 | | | | | |
| 経 | 済 | 産 | 業 | 部 | 長 | 鎌田篤史 | 観 | 光 | 文 | 化 | ス | ポ | ー | ツ | 部 | 長 | 加賀貢規 |
| 建 | 設 | 部 | 長 | 京野和明 | 病 | 院 | 事 | 務 | 長 | 藤原孝之 | | | | | | | |
| 教 | 育 | 委 | 員 | 会 | 事 | 務 | 局 | 長 | 佐々木泰宏 | 上 | 下 | 水 | 道 | 局 | 長 | 小林孝至 | |
| 総 | 務 | 課 | 長 | 三浦政輝 | | | | | | | | | | | | | |

議会事務局職員出席者

| | | | | | |
|---|---|-------|---|---|------|
| 局 | 長 | 大沼利樹 | 参 | 事 | 佐藤和人 |
| 主 | 幹 | 佐々木孝子 | 主 | 幹 | 黒田貴彦 |

午前10時00分 開 議

○議長（後藤 健） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

欠席の届出は、1番大山利吉議員、23番高橋敏英議員であります。

○議長（後藤 健） 本日の議事は、議事日程第4号をもって進めます。

○議長（後藤 健） 日程第1、議案の訂正についてを議題といたします。

訂正理由の説明を求めます。小林上下水道局長。

【小林上下水道局長 登壇】

○上下水道局長（小林孝至） 議案の訂正につきましてご説明申し上げます。

今次定例会に上程いたしました議案第51号の令和8年度大仙市上水道事業会計予算につきまして、予算書に記載誤りがありましたので、大仙市議会会議規則第19条第1項の規定により、議案を訂正することについて議会のご承認をお願いするものであります。

訂正内容につきましてご説明申し上げます。

資料ナンバー6をご覧ください。

訂正をお願いいたします箇所は、令和8年度大仙市上水道事業会計に係る当初予算書420ページとなります。

第4条の基本的収入及び支出であります。収入の部、第1款資本的収入におきまして、本来表記すべき第4項補償金4,684万円が記載漏れとなっていたものであります。

また、同款第3項企業債及び第6項国庫補助金につきましては、予算を計上していなかったため、不要な項目記載となっていたものであり、これらを資料記載のとおり訂正させていただきます。

以上、ご説明申し上げますが、議案書の誤りにつきまして深くおわび申し上げますとともに、議案の訂正についてご承認賜りますようお願い申し上げます。誠に申し訳ございませんでした。

【小林上下水道局長 降壇】

○議長（後藤 健） お諮りいたします。議案第51号、令和8年度大仙市上水道事業会計予算は、議案の訂正を承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（後藤 健） ご異議なしと認めます。よって本件については、議案の訂正を承認することに決しました。

○議長（後藤 健） 日程第2、議案第7号から日程第29、議案第34号までの28件を一括して議題といたします。

これより質疑を行います。通告はありません。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（後藤 健） 質疑なしと認めます。

ただ今、議題となっております議案第7号から議案第34号までの28件は、議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

○議長（後藤 健） 日程第30、議案第35号から日程第48、議案第53号までの

19件を一括して議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑の通告がありますので、これを許します。10番安達成年議員。

(「はい、議長」と呼ぶ者あり)

○議長(後藤 健) はい、安達議員。

【10番 安達成年議員 登壇】

○議長(後藤 健) はじめに、1番の項目について質疑を許します。

○10番(安達成年) けやきの会の安達成年です。

本日、質問が一人で大変寂しいですけれども、当局も張り合いがなく寂しいと思えますけれども、ひとつよろしく願いいたします。

本日、秋田県の公立高校入学選抜試験、要は高校入試ですけれども、大仙市の未来を担う生徒、500名を超える生徒が高校入試に臨んでいます。将来の大仙市を背負って立つ若者たちですので、是非とも自分の希望がかなうよう、志望校に合格するよう、エールを送りたいと思います。よろしく願いします。

それでは、通告に従いまして予算質疑をさせていただきます。

議案第35号、令和8年度大仙市一般会計予算、歳出のうち、こども未来部こども政策課について、2款1項10目42事業のむすび・サポート事業費についてお伺いいたします。

令和8年度予算が1,948万円というふうなことで、7年度より75万9千円の減となっております。内訳につきましては、報償費8万円、負担金60万円、補助金1,880万円、合計1,948万円というふうな内容でございますけれども、なぜ私がこの事業を聞きたいかなと思った点ですけれども、今、私たち議会の方に当初予算、それから議案説明書、339ほどの事業の説明書が示されてございます。その中でも、私はこの予算、もともと企画部にあった予算で、こども未来部の新設により、そちらへ移ったという予算ですけれども、これ本当にいい予算だと思います。大仙市の未来を担う非常に大事な予算です。ここがうまくいくかいかないかによって、もしかすると将来の大仙市のいろいろな、こども政策も含めていろいろな農業者の後継者問題も含めて、そこへつながっていく予算です。ここが本当に事業説明書の中にも「川上対策」というふうなことですよ、重要な部分だということを書かれてございます。結婚を希望する方を地域全体で応援する機運醸成と環境づくりに取り組むというふうに記してございます。

本当に重要な予算です。こんなことを言っただけであれですけども、私は集落、小さい集落ですけども、74世帯ほどございます。そのうちの3割が、50歳以下で限定しますと、3割ほどがまだ独身だというふうな、非常に集落でも悩んでいる状態が続いております。うち方の集落ではないかと思えますし、どこの集落でも、どの地域でもあるかと思えますけども、これまで個人を尊重して、その辺は個人の自由だと言いますけれども、やっぱりですよ、せっかく予算として盛るのであれば、やっぱりそれは本当に実行に移してもらいたいし、もっともっと成果を上げてもらいたいなというふうに、応援の意味でもちょっとお聞かせいただきたいと思えます。

令和6年度の決算を見るとですよ、7年度まだ出てませんが、不用額、800万近い不用額、非常に残念な部分だと思います。せっかく市長がですよ、大仙市の将来に向かっている事業を展開しているのに、これ不用額出るようなそういうふうな事業ではないと思っておりますので、是非ともですよ、これはですよ、せっかくなので、十分に前へ進めてもらいたい事業だと思います。極端ですけども、この事業の中にもあります結婚新生活支援事業というのがあります。もう極端ですけども、私の個人意見、100万単位、1,000万単位でも、私は差し上げてでもいいくらい大仙市の将来を担う事業です。それぐらい投資してもいいのかなというふうに思っています。

これを聞くに当たって、市民部の方にちょっと、過去3年、4年の婚姻届、大仙市にどれぐらい出ているかというのを調べていただきました。令和4年度が160件ほど、令和5年度が188件ほど、令和6年度が162件、令和7年度、2月20日現在ですけども142件の婚姻届が出ております。この大仙市の窓口を通して別の市町村へ行った分もあるかと、これが全部大仙市民というふうなことではないんですけども、ただ、今までの実績と成果を見ますと、事業書の成果を見ますと、その数字とはかけ離れたといえますか、本当に少ない、令和6年度で31件ほどの支援事業補助金、新婚の方々に補助してございます。余りにも乖離しているなという部分がありますけれども、当然、実家に住む人もいるでしょうし、ほかへ住む人もいるでしょうから、お金の掛からない部分あるかと思えますけども、できるだけ利用していただきたいなというふうに思うし、この事業説明書の中の事業の概要の③番に出会い結婚応援イベント助成金というのがございます。で、本当に非常に重要で、やっぱり結婚してからは、やっぱりいろんな意味でお金掛ける部分、それから子育てに掛ける部分、いろいろあるかと思えますけど、そこまでいくまでの前の部分をやっぱり強化しないと、強化といえますか、言葉

が、これが強化というのがいいのか悪いのかちょっと分かりませんが、その中においても、やっぱりその前の部分をやっぱりみんなして、地域で応援しないと、なかなか前には進まないと思うので、ここに出てくる中以外にも、もしかするとすよ、こども政策課さんの方では、もっと陰に隠れた重要なゼロ予算事業みたいな形で強化するものがあるのかなというふうなことも思うし、それから、この概要の中にですよ、集中型、交流型というふうな出会い・交際の場の事業の中身もあります。それも含めてですよ、もしかすると私ここでお聞きしたいのは2点ほどありまして、特別ですよ、これ以外に、市の中に強化策として考えていること、で、必ず予算掛けなくてもこういうことは進めていきたいという部分があればすよ、せっかく当初予算ですので、この場でお聞かせ願えればなと思います。

で、私この中でよく分からないのがすよ、交流関係機構支援型でライトな出会いの、ライトな出会いってどういう出会いなのかちょっと私理解に苦しむんだどもすよ、それも含めてちょっとお願いしたい。

それからすよ、その結婚後の⑥ですけれども、結婚新生活支援事業で、これ年齢差で分けてます。なぜ結婚するのに年齢差で分けなければいけないのか、何で補助金が違うのか、当然それには根拠があるかと思えます。その根拠も含めて2点目お聞かせ願えればなと思いますので、まずこの2点についてお伺いします。よろしくお願ひします。

○議長（後藤 健） 1番の項目に対する答弁を求めます。田口こども未来部長。

○こども未来部長（田口美和子） 安達成年議員の質問にお答え申し上げます。

質問のむすび・サポート事業費についてであります。はじめに、出会い・結婚応援イベントにつきましては、市ではこれまで、結婚サポーターによる結婚相談会や大規模な婚活イベントとして実施した「街コン」などを通じた出会いの場の創出に取り組んでまいりましたが、参加者数の減少や参加者が固定化する傾向にあったことに加えて、マッチングアプリを通じた出会いの機会が多くなってきたことなどを踏まえて、支援の方法を見直してきたところであります。

その具体的な内容は、結婚に伴う新生活への経済的支援や、あきた結婚支援センターへの入会登録料助成、マッチングアプリの活用方法に関するセミナーの開催など、より多角的な支援を行うこととし、これに加えて、来年度は強化策として、これまでの婚活イベントを結婚に意欲的な方を対象とした「集中婚活支援型」として開催費用の支援を行うほか、出会いに消極的な方を後押しするため、既婚者を含めた幅広い世代や人脈を

通じて、自然な形で交流の輪を広げられるような、気軽に参加できる交流イベントを「交流・関係構築支援型」として補助対象としております。

また、この事業で想定している「ライトな出会い」についてであります。こちらは最初から結婚を強く意識するのではなく、趣味や共通の話題を通じた気軽な交流から始まり、お互いの人柄を知る中から自然な流れで交際へとつながっていくような出会いの創出を目指しております。

次に、「結婚新生活支援事業補助金」の年齢区分の設定根拠についてであります。本事業は結婚前後に新たな生活をスタートするに当たって生じる初期の費用を支援することで、誰もが安心して結婚できる環境を整えることを目的とし、国の地域少子化対策重点推進交付金の制度に基づき、39歳以下の夫婦を対象とし、夫婦共に29歳以下の場合には60万円、それ以外の夫婦は30万円をそれぞれ上限として給付しているものであります。

新婚・新生活の準備には、住居や引っ越し費用など、まとまった初期費用が必要となります。一般的には若い世代ほど経済基盤が弱く、比較的負担が大きいものと考えられることから、給付額に差を設けることは理にかなっているものと捉えており、市といたしましては、引き続き、国の枠組みに即した形で支援を行ってまいりたいと考えております。

最後に、市の独自政策につきましては、ライフスタイルや結婚観の変化により多様な価値観が認められる現代において、ライフデザインの啓発や結婚や子育てに関する幸せエピソードの掲載・配信を通して、結婚や子育てに対するポジティブなイメージの醸成に取り組む事業を進めてまいります。

今後も多くの新婚夫婦から積極的に制度をご活用いただけるよう、引き続き、市ホームページや広報誌、公式LINEなど様々な機会、方法で周知啓発に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（後藤 健） 再質疑ありませんか。

（「はい、議長」と呼ぶ者あり）

○議長（後藤 健） はい、安達議員。

○10番（安達成年） 答弁ありがとうございます。多分ね、そのとおりでと思うし、当然それがうまくいけば非常にいい、明るい、大仙市の未来も開けるだろうなと思います。

ですけれども、国の補助金を使った新婚生活、大変よろしいです。で、だとすれば、

市として独自にどれだけ嵩上げしてけるのか、いろんな事業やってます。農林でもどごでも。やっぱり全てそちらに頼るばかりではなくて、やっぱりそうなれば市の嵩上げもこれだけあるんだよというふうな部分も、それは私はあってもいいと思うし、それとは別にですよ、昭和の時代はすよ、やっぱりどの地域にもすよ、おせっかいなおぼさんとおじさんがいてすよ、あなたのうちに独身者がいるなどがって、この人となんとだ、マッチングしてけねがって、そういうな非常におせっかいする方がたくさんおりました。今、令和の時代に入って、なかなかそういう方々も高齢化してきて、なかなかやってくれる人もいないし、今そのスマホとかのマッチングどがそういう機械に頼っていぐような部分もありますけれども、ただ、やっぱりそういうおせっかいの人を増やすのもひとつやっぱり大切ではないかなと、私どうしても昔の考え方のタイプなので、例えばですね、ここで名前出して悪いんだすども、うち方の会派の会長さんの方の中仙の地域の独身者の人何人いるどがすよ、集落に何人いる、隣の会派の協和の山谷会長の方の、協和さんの方の集落に3人いるどが、うち方の太田に何人いるどが、集落単位でそういうことやってもいいと思うし、おせっかいしてもいいと思うんだすよ。それにはやっぱり行政として、そういうことをまずすよ、やれどは言わないけれども容認するみたいなすよ、そういうことをしていかないと、例えば行政が会社訪問したときに独身の人何人いると。大仙のどこそこの会社さ行ったときに、経済産業部長が行って、これやっぱり市全体の話なので、独身、おせっかいだすよ、余計なことだす。今、個人情報もいろいろあるので。ただ、やっぱり、将来の大仙市をやっぱり心配するに分に当たっては、俺そういうこともやってもいいと思うし、容認してもいいと思うんだすよ。で、会社訪問したどぎに3人いだど。こちらのAさんの会社3人、Bさんの会社さ2人いだ。Cさんの会社さ1人いだ。やっぱりそこから集まってもらって、集落の会館使ってもいいし、市役所の会議室使ってもいいし、どごがのお店を使ってもいいんだども、そういうのも容認しながら、やっぱりそういう部分に掛かる経費については、やっぱりその借り上げとかの部分については、やっぱりイベント会社ばりでねぐしてよ、そういうのも支援するべきだと、そういうごどをしなければすよ、しなければ、ながながやっぱり前に、この事業、前に進まないし、補助金を差し上げようにも、結婚に対する補助金を差し上げようにも、結婚しないごどには差し上げられないので、で、というふうなごどですよ、そういう出会いの場をやっぱりみんなですよ、やっていかなければいけないと思うし、第3次総合基本計画の中にも出会い・結婚の希望に対する支援というのをバーンとうたっております

す。やっぱりそれは、市としても全面的に出してやるというのが、私は必要だと思うので、そういうふうなことを市として容認していただけるのか、そういうことをやっぱり積極的に進めることを、いろんな意味でやっぱり、当局もそうですけれども、私たち議会の方にも、やっぱり市民さに対するトップセールスとしてですよ、やる、やらなければ、ますます過疎化していぐし、全然希望のない市になってしまうので、やっぱりいろんな意味でそういった部分はお願ひしたいなと思うし、それに対するすよ、市長が施策を進めるに当たって、市長の思いも聞きたいなと思うので、ひとつ市長の思いを聞いてこの部分については終わりたいと思いますけれども、ただいづれ、不用額だけはすよ、出さないでいただきたい。俺、この事業に関しては。やっぱりすよ、大切な部分ですので、足りないので、もっともっと予算が欲しいというふうなことを、6年度の決算でも、あれ3月補正したんですよ。3月補正したのに不用額で出てるというのは、非常に私は納得はいかないので、それはまず決算の話だから、今、予算の話でいいですけども、その部分を含めて、ひとつ市の前向きなすよ、方向性といいますか、そういうふうな部分の、ここに向かっていぐいろんな施策も含めで、ひとつお聞かせ願えればなと思いますので、市長の前向きな発言を。

○議長（後藤 健） 再質疑に対する答弁を求めます。まず、田口こども未来部長。

○こども未来部長（田口美和子） 安達成年議員の再質問にお答えさせていただきます。

予算ではありますが、6年度の不用額について少し触れさせていただきたいと思っております。

確かに6年度、3月補正をさせていただきましたけれども、その後に申請者の方から所得誤りですとか、市外に転出するですとか、結婚の期間が延期になったというようなお話がありまして、やむなく不用額が生じてしまった部分でございますので、こちらについてはそのような事情があったということをひとつお話させていただきたいと思っております。

あと、嵩上げの部分についてでございますが、この応援事業の補助対象となる事業が住宅取得ですとか賃貸の補助、あとはリフォーム等々ございますけれども、それについて市の中で住宅に関する市独自の支援策として、住宅リフォーム事業でありますとか、そのほか移住・定住促進事業についても住宅の支援をしてございます。そういったところとの整合性を図りながら今後研究を進めてまいりたいと思っておりますのでございます。

あと、昔からいらっしゃる近所の世話焼きさんということで、段々減少傾向にはございますけれども、先ほど一例を挙げていただきましたこちらの集落、こちらの集落で、そういう機会を設けるということについて、先ほど申し上げましたイベント助成の中でお話をさせていただいた交流関係構築支援型、こちらの方をご活用いただけるのではないかとこのように思っております。決して民間のイベント会社さんですとか、行政ですとか、そういった方々でなければこの応援イベントの助成金を使えないというわけではございませんので、当市にも県に登録している結婚サポーターが20名いらっしゃいますので、そういった方もこのイベント助成を活用できるようになっておりますので、町内等でそういったイベントを開催する際には、是非ご相談をいただければというふうに思った次第でございます。

以上でございます。

○議長（後藤 健） 次に、老松市長。

○市長（老松博行） 安達成年議員の再質問にお答え申し上げたいと思います。

なかなか難しい問題ですけれども、ここをですね、積極的に進めていかないと、この少子化に歯止めはかからないと。結婚、少子化対策として歯止めがかからないというふうに思っております、縷々今、田口部長からも説明ありましたが、今のやることがね、完璧だと、これが最高なんだというふうには思っておりません。いろいろな手立て、いろんなアイデアを生かしながらやっていかないといけないというふうに思っておりますので。ただ、やはり今、結婚サポーターという言葉になってるようだけれども、安達議員おっしゃったおせっかいな人、仲人ね、やる人というか、いなくなったのは確かですけれども、やはり今の時代に合ってるやり方、取組といいますかね、それから、結婚を望んでいる皆さんの気持ちに沿ったやり方といいますかね、そうしたやり方をですね、工夫していかないといけないと、そういうふうに思っております。いずれ予算的にですね、減ったり、また、不用額がね、たくさんあるというようなことのないように、これからしっかり取り組んでいきたいというふうに思っております。マッチングアプリで結婚されている方が4分の1いらっしゃるというようなこともありますので、そうした分野についても、しっかり支援してまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（後藤 健） 再々質疑ありませんか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（後藤 健） はい、安達議員。

○10番（安達成年） ありがとうございます。やっぱり大仙市独自の政策もあっていいし、やっぱりそれぞれの土着に根差したやり方たくさんあるかと思えますけども、是非ともすよ、これが、この事業が成功して、明るい未来になるような大仙市になっていただきたいなと思うので、たった一つの予算質疑でしたけれども、ひとつよろしく願って私の質問は終わります。

以上です。

○議長（後藤 健） 次に、2番の項目について質疑を許します。

○10番（安達成年） すいません、勘違いしておりましたので、申し訳ありません。

続きまして、議案第50号、令和8年度市立大曲病院事業会計の収益的収支の予算についてお伺いたします。

市立大曲病院の事業会計の病院事業の部分について、一般会計から4億4,400万、負担金と交付金は3億8,381万2千円で、投資及び出資金が6,000万ほどというふうなことで、令和7年度と比べると出資部分は少なくなっておりますけれども、負担金については毎年増えているのが現状でございます。

当然、設立した市ですので、設備、いろいろな部分に関して負担しなければならないことは理解いたします。ただ、それにしてもすよ、毎年の負担金は確実に増えてございます。令和5年度までは3億ぐらいで済んで、全体として、二つ足してすよ、18節、23節、二つ足して3億5,000万ほどでしたけれども、6年度からは4億を超える。7年度も4億6,000万、7年度よりは若干8年度少ない予算ですけれども、それでも負担しているというごどで、全てまず一般財源での負担です。ただ、病院事業ですので、交付税措置もされているかと思っておりますので、その部分については後で教えていただければなど、これぐらい負担あるというふうなことで。ただ、7年度決算出てないのであれですけども、6年度決算見ると、病床の利用率が78.4パーセント、やっぱり若干落ちている。外来については目標どおり、大体目標どおりやっておりますけれども、患者さんいますけれども、病院事業収益のまず4割近い部分が35.38パーセントぐらいがこれです、負担金頼みの経営でもあるし、決算で当然黒字というふうな部分は言っておりますけれども、実質は赤字だと思います。で、赤字だからやめれどがということではなくて、やっぱりこれ、非常にこの地域にとって大切な病院だと思いますので、継続して診療体系、病院は継続して運営していただきたいと思います。そのためには

何とするかというごどです、やっぱり。ある程度の負担は必要だと思います、私個人的に。それはどこまでにするのか、延々とこれが3億、4億、5億、6億、7億、10億、いくのか。で、今、この地域に、この手のネットとかで見ると、この地域に6件ほど、この医療法できる病院、あるというふうな検索は出ますけれども、でもやっぱり、これぐらいの病床数を持ってで、入院もできる病院ってなかなかないので、やっぱり非常に大切な部分だし、で、全てが大仙市管内だけではないと思います。仙北管内、隣町、まして郡内を越えてもやっぱり来ている患者さんはいるかと思しますので、まずそういうごども含めると、やっぱり単独の市でこれからこれを経営していくのか、大学病院でさえもいろいろな圏域含めて、個人病院含めて、連携していくという手法をとってございますので、もしかすると市立病院も広域的な運営形態を模索しなければいけない部分があるかと思しますので、その辺はどうなのかというふうなことも含めお聞きしたいと思ひます。

2点ほど、今後の病院経営の見通しと、それから、今負担している負担金に限度を設けるのか、それも含め市の見解をお伺ひします。市内外、大仙市ばかりでなくいろんな患者さんいると思ひますので、その統計的な部分、大仙市何パーセント、他何パーセントだとかってあるかと思ひますので。そのほかに今現在、広域圏ですよ、そういうお話し合いをしているのか、これからしようとしているのかも含めですよ、お伺ひします。まずはこの2点についてお答え願ひたいと思ひます。よろしくお願ひします。

○議長（後藤 健） 2番の項目に対する答弁を求めます。藤原市立大曲病院事務長。

○病院事務長（藤原孝之） 質問の、一般会計からの負担金についてお答え申し上げます。

はじめに、今後の病院経営の見通しと負担金につきましては、近年、全国的にも病院の経営状況は厳しく、県内の公立病院においても病院事業会計への繰出金が増加傾向にあるものと認識しております。

市立大曲病院においても、診療報酬が人件費や物価高騰に追い付かず、大変厳しい病院運営が続くものと捉えております。当院は、精神科の単科の病院であり、民間では採算を確保することが難しい精神科分野の政策医療を担っており、慢性的な不採算と経営難に加え、精神科特有の長期入院問題といった課題を抱えております。

引き続き、国の医療政策の動向や当地域と市立病院の限られた医療資源なども見極めながら、市民の皆様が将来にわたって安心して精神医療を受けることができるよう、地域の医療関係者などと連携・協力して、地域の精神医療の必要な体制の確保に取り組ん

でまいりたいと考えております。

また、一般会計からの負担金につきましては、毎年増加傾向にあり、エネルギー価格や材料費、医薬品の価格高騰に加え、人件費増などによる費用が診療報酬等の収益だけでは賄えず、一般会計からの繰出金による経常収支の黒字を維持する現状となっております。総務省が定める繰り出し基準に基づき、市立大曲病院事業会計が一般会計から受ける繰出金はいずれも「基準内」であり、その上限額は市立大曲病院経営強化プランにて定めております。基準内での繰り出しではありますが、この金額を最小限に抑えることができるよう、今後も病院経営の健全化に努めてまいります。

次に、広域圏での病院経営の可能性についてであります。市立大曲病院は、平成5年に当時の組合総合病院から不採算部門であった精神科を旧大曲市が引き受けた経緯がございます。これは地域の医療関係者や精神疾患を持つ患者、家族からの要望を受けたことによるものです。

広域圏での病院経営につきましては、現段階では具体的な検討をしている状況ではありませんが、今後の大仙・仙北地域の人口減少、少子高齢化による医療需要の変化を見据え、「持続可能な精神医療の提供体制の確保」を考慮し、また、秋田県地域医療構想の経過や関係各機関の動向も踏まえながら判断してまいりたいと存じます。

以上です。

○議長（後藤 健） 再質疑はありますか。

（「はい、議長」と呼ぶ者あり）

○議長（後藤 健） はい、安達議員。

○10番（安達成年） ありがとうございます。大変きれいなお答えでありがとうございます。

実際にそうすればすよ、市内・市外でどれぐらい減っているのか、大仙市、大仙市外、その部分はちょっと今入ってらったすか。入ってないですよね。

で、その基準内といいます、その基準内ってどれが、どごが基準内なのか。例えばすよ、今、恐らくすよ、交付税も話も今、私質問したのも出てこないんですけども、恐らく要は入院病棟の120床さ対しての補助金だすやな、特別交付税どが交付税どがって、多分来てるはずなんですよ。単純に。私計算すればすよ、まず、何ぼ来ても1億8,000万どがそのぐらいのはずなんですよ。120床さ掛ける150万ぐらい、例えば。というごどは、その倍はまず、それさプラスアルファで市単独で足して今3億、

4億って出してると思います。で、出す分は別に悪いわけではねす。今、事務長言ったとおりに、地域の圏域のね、引き受けた部分もあるし、その分もやってもいいども、その基準をどこに設定してるのがです、私聞きたいのは。で、どの段階になれば、そういう話し合いをしていくのか。どこまでも、いや、方針どしてそうだとすればそれでいいですよ。どこまでも市で経営していくんだよと、方針であれば、それはそれで、またそれは議会の方でまた検討しなければいけない部分なので、それはいいですけども、今現在すよ、どういうごころを目標に、どういうふうなごどでやってるのかの部分もすよ、お答え願えればなと思うし、当然診療に対する報酬も来ることだし、当然全額払っていただける人もいるし、いただけない人もいるはずなんですよ、絶対に。で、滞納してる部分もあろうかと思えます。それも多分、今現在で全額納まってるのか、何百万どがって滞納なってるはずなので、多分10年も前からの分たまってる部分もあるし、それ単純に不納欠損で落どせばいいというそういう話でなくて、そういうのも含めてやっぱり病院経営ってやっていがねばいけねやど思うので、やっぱりすよ、先ほどの一般会計の方のこども未来部さんもだし、ほかの方でも住宅支援でも何でも、数万円さ、まず爪こたででるごどだすもんな、まずすよ。何もこれ、億だす、億、億。やっぱりすよ、これ全てやっぱり公金であるし、やっぱりそういうために含めでも、やっぱりきちんと方向性出して、これだからちゃんと運営していくんだよと、これだからやっていくんだよ、だからこれ一般財源投入してでも市民のためにやっていくんだよという部分なければすよ、何の意味もねぐなってしまうので、そこら辺もう一回すよ、お答え願えればなと思うので、そのまず基準、基準、それと今、交付税で入ってる部分は、多分固定だと思うんだすよ。交付税って多分いつも同じ金額どがで。で、多分もしかせば減らされる可能性もあることなので、それは国の動向によってはすよ。そういったものを含めで、どこまではどうするのかっていう、そういうやっぱり話し合いはすよ、しなければすよ、いけません。そこら辺と、んだすな、患者数のすよ、その推移といいますか、市内さ、今診てる患者さんの市内・市外、分かればすな、当然分かると思うので、例えば、仙北市なんぼどが、美郷町なんぼどが、そこまで細かいことは言いませんけども、市内と市外を分けだどぎにすよ、というものを含めてやっぱりこういうふうな経営をしていくという方針だと思うので、そこら辺もう一度お答え願いたいと思います。

○議長（後藤 健） 再質疑に対する答弁を求めます。藤原市立大曲病院事務長。

○病院事務長（藤原孝之） 安達成年議員の再質疑にお答え申し上げます。

繰り出しの基準というのは、地方公営企業法、あと施行令、あと、副大臣の通知ということで基準を示されておりますので、その中で償還金の何割とか、あと、通常に経営して、精神科病院の場合、通常に経営して収支の足りない部分に関しては繰り出していいという繰り出し基準がありますので、それにのっとり繰り出しをしているところであります。

それとあと、交付金、交付税についてはありますけれども、令和7年度で試算しますと、普通交付税は1床当たり76万円、市立大曲病院は120床ありますので、約9,120万円、病院債の元利償還金分として5,575万円、合計で1億4,069万5千円、特別交付税としまして精神科1床当たり161万3千円、120床で1億9,356万円、交付税合計で3億4,051万円と試算しております。

あと、病院の患者さんの割合ですけれども、令和6年度の実績で、これ実数でありますけれども、外来で1,735人来てまして、大仙市が1,158人、66.7パーセント、仙北市が118人で6.8パーセント、美郷町が289人で16.7パーセント、大曲仙北以外で多いのが横手市で124人で7.1パーセント、あとその他で64人で2.7パーセントとなっております。

入院患者ですと、196名ですけれども、大仙市が150名で76.5パーセント、仙北市が5名で2.6パーセント、美郷町が22人で11.2パーセント、横手市が12人で6.1パーセント、その他7人で3.6パーセントとなっております。

滞納額は、議員おっしゃるとおり納めていただけない方等、個人負担分ありますけれども、やはり病院の性質上、外来で来ていただいたときには、ちょっとたまってますということで、今後どのようにしていきますかというお話をしたり、分割にしてくださいということであれば分納の誓約書等を書いていただいて、分納で納めていただいておりますけれども、病気の性質上、余り強くといえますか、^{しつよう}執拗にいきますと、ちょっとうまくないところもありますし、あと本人に駄目な場合は家族に連絡して、保証人に連絡して話させていただいてますけれども、その家族からは本人には絶対に言わないでくださいというような、そういうところもありますので、そこはおいおい話しながら納めていただけるように、こちらとしては持っていったところではあります。

以上です。

○議長（後藤 健） 再々質疑はありませんか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（後藤 健） はい、安達議員。

○10番（安達成年） ありがとうございます。やっぱりいろいろな問題はあろうかと思
いますし、まず、ほぼ交付税だからいいどがそういう問題ではないとは思いますが、やっ
ぱりこれ、市民であれ、国民であれ、やっぱり皆さん納めている中から出ていって交
付金であるので、やっぱり今後すよ、いろいろ考えていかなければいけない部分だと思
うので、そういう話し合いもしていかなければいけないと思って私今回聞きました。

当初予算なので、やっぱり全てがやっぱり市民、注目してます。で、何でここだけこ
うなのよ、ここだけこうなのよって、思いは市民の方あろうかと思うし、やっぱりその
方々さやっぱり説明責任は果たしていかなければいけないし、やっぱりそういう方々が納得
するような公金の使い方していかなければいけないので、特に今聞いたら、やっぱり大
仙市民ばかりではないので、やっぱり今後すよ、そういった広域的な部分も含めてやっ
ぱり検討していかなければ、地域医療なので、やっぱり大仙市の中にも個人院とか県リ
ハセンどが県の施設もあるので、そういうものを含めですよ、この部分はやっぱり非常
に大切な部分だと思うので、私はそういう方向性も見いだしながら、やっぱり病院経営
をしていくのが当たり前であるし、そうすればやっぱり一般会計から持ち出ししても、
やっぱりそれは、地域になくってはならない病院であるというふうなことで、市民から
思ってもらわなければいけないと思うので、やっぱりそういうふうなことを今後すよ、
期待して、私の質問を終わりたいと思うので、是非とも頑張ってくださいと思います。

以上です。

○議長（後藤 健） これにて10番安達成年議員の質疑を終わります。

【10番 安達成年議員 降壇】

○議長（後藤 健） 以上で通告による質疑は終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（後藤 健） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

ただ今、議題となっております議案第35号から議案第53での19件は、議案付託
表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

○議長（後藤 健） 日程第49、議案第54号及び日程第50、議案第55号の2件を

一括して議題といたします。

提案理由の説明を求めます。伊藤総務部長。

【伊藤総務部長 登壇】

○総務部長（伊藤公晃） はじめに、議案第54号、財産の譲与についてご説明申し上げます。

資料ナンバー7、議案書の1ページと2ページをご覧ください。

本案は、今次定例会において議決をいただき廃止をする、協和内水面漁業近代化施設及び協和広場等利用施設の土地、建物及び構築物を、コスモアンドアソシエイツ株式会社に無償で譲渡することにつきまして、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、議決をお願いするものでございます。

次に、議案第55号、令和7年度大仙市一般会計補正予算（第15号）につきましてご説明申し上げます。

資料ナンバー8、補正予算書の〔3月補正③〕をご覧ください。

3ページをお願いいたします。

今回の補正予算は、国の令和7年度第1号補正予算関連事業の追加の補正をお願いするもので、歳入歳出予算の総額にそれぞれ4億4,874万9千円を追加し、補正後の予算総額を498億6,043万3千円とするものであります。

6ページをお願いいたします。

繰越明許費は、今回の補正予算2事業につきまして、事業完了が翌年度となることから追加をお願いするものであります。

それでは、補正の概要について歳入から順にご説明申し上げます。

10ページをお願いいたします。

15款国庫支出金は、地域みらい交付金、地域防災緊急整備型として1,465万5千円の補正、16款県支出金は、畜産酪農収益力強化整備等特別対策事業費補助金として4億1,934万8千円の補正、20款繰越金は、前年度繰越金として14万6千円の補正、22款市債は、災害支援車輛整備事業債として1,460万円の補正であります。

続きまして、歳出についてご説明申し上げます。

11ページをお願いいたします。

6款農林水産業費は、畜産業費補助金として、国の補正予算に伴う豚舎整備に係る

トンネル補助として4億1,934万8千円の補正。

12ページをお願いいたします。

9款消防費は、災害に強いまちづくり事業費として、同じく国の補正予算に伴い、災害時における迅速な衛生環境の確保を目的としたトイレトラックを導入するもので、2,940万1千円の補正であります。

以上、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

【伊藤総務部長 降壇】

○議長（後藤 健） これより質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（後藤 健） 質疑なしと認めます。

ただ今、議題となっております議案第54号及び議案第55号の2件は、議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

○議長（後藤 健） 日程第51、陳情第9号を議題といたします。

本件は、陳情文書表のとおり、産業建設常任委員会に付託いたします。

○議長（後藤 健） お諮りいたします。各常任委員会審査のため、3月5日から3月12日までの8日間、休会いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（後藤 健） ご異議なしと認めます。よって、3月5日から3月12日まで8日間、休会することに決しました。

○議長（後藤 健） 以上で本日の日程は、全部終了しました。

本日はこれをもって散会し、来る3月13日、本会議第5日を定刻に開議いたします。大変お疲れ様でした。

午前10時56分 散 会

令和8年3月13日（金曜日）

議事日程第5号

令和8年3月13日（金曜日）午前10時開議

- 第 1 議長報告 ・ 議会運営委員会委員の変更について
・ 例月現金出納検査結果
- 第 2 大仙美郷介護福祉組合議会議員の辞職の件
- 第 3 大仙美郷介護福祉組合議会議員の補欠選挙
- 第 4 議案第 7号 大仙市一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について
(総務企画委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 5 議案第 8号 大仙市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定について
(総務企画委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 6 議案第 9号 大仙市ふるさと応援基金条例の一部を改正する条例の制定について
(総務企画委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 7 議案第16号 仙北町防災行政無線放送施設設置条例を廃止する条例の制定について
(総務企画委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 8 議案第20号 大仙市職員等の旅費に関する条例の制定について
(総務企画委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 9 議案第21号 大仙市公文書等の管理に関する条例の制定について
(総務企画委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第10 議案第23号 第3次大仙市総合計画基本構想及び第3次大仙市総合計画前期基本計画の策定について
(総務企画委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第11 議案第24号 大仙市過疎地域持続的発展計画の策定について
(総務企画委員長報告・質疑・討論・表決)

- 第 1 2 議案第 1 0 号 督促手数料の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について (教育厚生委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 1 3 議案第 1 1 号 大仙市立学校設置条例の一部を改正する条例の制定について (教育厚生委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 1 4 議案第 2 2 号 大仙市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について (教育厚生委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 1 5 議案第 1 2 号 大仙市協和緑地等広場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について (産業建設委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 1 6 議案第 1 3 号 大仙市特別職の職員で非常勤のもの報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について (産業建設委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 1 7 議案第 1 4 号 大仙市太田四季の村条例の一部を改正する条例の制定について (産業建設委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 1 8 議案第 1 5 号 大仙市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について (産業建設委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 1 9 議案第 1 7 号 大仙市協和農業体験学習館条例を廃止する条例の制定について (産業建設委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 2 0 議案第 1 8 号 大仙市緑の交流空間施設設置条例を廃止する条例の制定について (産業建設委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 2 1 議案第 1 9 号 大仙市宮大曲スキー場条例を廃止する条例の制定について (産業建設委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 2 2 議案第 2 5 号 市道の路線の認定及び廃止について (産業建設委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 2 3 議案第 2 6 号 令和 8 年度大仙市企業団地整備事業特別会計への繰入れについて (産業建設委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 2 4 議案第 2 7 号 令和 8 年度大仙市スキー場事業特別会計への繰入れについて (産業建設委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 2 5 議案第 5 4 号 財産の譲与について (産業建設委員長報告・質疑・討論・表決)

- 第 2 6 議案第 2 8 号 令和 7 年度大仙市一般会計補正予算 (第 1 4 号)
(各常任委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 2 7 議案第 2 9 号 令和 7 年度大仙市後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 2 号)
(教育厚生委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 2 8 議案第 3 0 号 令和 7 年度大仙市学校給食事業特別会計補正予算 (第 6 号)
(教育厚生委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 2 9 議案第 3 1 号 令和 7 年度大仙市奨学資金特別会計補正予算 (第 1 号)
(教育厚生委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 3 0 議案第 3 2 号 令和 7 年度大仙市太陽光発電事業特別会計補正予算 (第 1 号)
(教育厚生委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 3 1 議案第 3 3 号 令和 7 年度大仙市上水道事業会計補正予算 (第 2 号)
(産業建設委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 3 2 議案第 3 4 号 令和 7 年度大仙市下水道事業会計補正予算 (第 3 号)
(産業建設委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 3 3 議案第 5 5 号 令和 7 年度大仙市一般会計補正予算 (第 1 5 号)
(各常任委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 3 4 議案第 3 5 号 令和 8 年度大仙市一般会計予算
(各常任委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 3 5 議案第 3 6 号 令和 8 年度大仙市国民健康保険事業特別会計予算
(教育厚生委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 3 6 議案第 3 7 号 令和 8 年度大仙市後期高齢者医療特別会計予算
(教育厚生委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 3 7 議案第 3 8 号 令和 8 年度大仙市学校給食事業特別会計予算
(教育厚生委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 3 8 議案第 3 9 号 令和 8 年度大仙市奨学資金特別会計予算
(教育厚生委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 3 9 議案第 4 0 号 令和 8 年度大仙市企業団地整備事業特別会計予算
(産業建設委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 4 0 議案第 4 1 号 令和 8 年度大仙市スキー場事業特別会計予算
(産業建設委員長報告・質疑・討論・表決)

- 第 4 1 議案第 4 2 号 令和 8 年度大仙市太陽光発電事業特別会計予算
(教育厚生委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 4 2 議案第 4 3 号 令和 8 年度大仙市小水力発電事業特別会計予算
(産業建設委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 4 3 議案第 4 4 号 令和 8 年度大仙市内小友財産区特別会計予算
(総務企画委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 4 4 議案第 4 5 号 令和 8 年度大仙市大川西根財産区特別会計予算
(総務企画委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 4 5 議案第 4 6 号 令和 8 年度大仙市荒川財産区特別会計予算
(総務企画委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 4 6 議案第 4 7 号 令和 8 年度大仙市峰吉川財産区特別会計予算
(総務企画委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 4 7 議案第 4 8 号 令和 8 年度大仙市船岡財産区特別会計予算
(総務企画委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 4 8 議案第 4 9 号 令和 8 年度大仙市淀川財産区特別会計予算
(総務企画委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 4 9 議案第 5 0 号 令和 8 年度市立大曲病院事業会計予算
(教育厚生委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 5 0 議案第 5 1 号 令和 8 年度大仙市上水道事業会計予算
(産業建設委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 5 1 議案第 5 2 号 令和 8 年度大仙市簡易水道事業会計予算
(産業建設委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 5 2 議案第 5 3 号 令和 8 年度大仙市下水道事業会計予算
(産業建設委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 5 3 陳情第 4 号 最高裁判決に基づきすべての生活保護利用者に対する速やかな被害回復措置を求める国への意見書提出の陳情書
(教育厚生委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 5 4 陳情第 9 号 「「最低賃金」の改正と中小企業・小規模事業所支援の拡充を国に求める意見書」の採択を求める陳情書 (委員会付託)
(産業建設委員長報告・質疑・討論・表決)

- 第55 意見書案第3号 最高裁判決に基づきすべての生活保護利用者に対する速やかな被害回復措置を求める意見書（質疑・討論・表決）
- 第56 議案第56号 副市長の選任について （説明・質疑・討論・表決）
- 第57 各委員会からの閉会中の継続審査及び所管事務調査の申し出について
- 第58 議員の派遣について
-

出席議員（23人）

| | | |
|----------|----------|----------|
| 1番 大山利吉 | 2番 小須田逸子 | 3番 佐藤文子 |
| 4番 菊地伸 | 5番 小笠原昌作 | 6番 高橋智也 |
| 7番 挽野利恵 | 8番 秩父博樹 | 9番 佐藤芳則 |
| 10番 安達成年 | 11番 門脇智宏 | 12番 佐藤隆康 |
| 13番 青柳友哉 | 14番 石塚 柏 | 15番 古谷武美 |
| 16番 高橋徳久 | 17番 本間輝男 | 18番 佐藤育男 |
| 19番 橋本琢史 | 20番 山谷喜元 | 21番 佐藤芳雄 |
| 22番 橋村 誠 | 24番 後藤 健 | |

欠席議員（1人）

23番 高橋敏英

遅刻議員（0人）

早退議員（0人）

説明のため出席した者

| | | | |
|-------------|-------|-------------|-------|
| 市 長 | 老松博行 | 副 市 長 | 今野功成 |
| 副 市 長 | 舩谷祐幸 | 教 育 長 | 伊藤雅己 |
| 総 務 部 長 | 伊藤公晃 | 企 画 部 長 | 佐々木英樹 |
| 市 民 部 長 | 伊藤 敬 | 健康福祉部長 | 佐藤和博 |
| こども未来部長 | 田口美和子 | 農 林 部 長 | 斎藤秋彦 |
| 経 済 産 業 部 長 | 鎌田篤史 | 観光文化スポーツ部長 | 加賀貢規 |
| 建 設 部 長 | 京野和明 | 病 院 事 務 長 | 藤原孝之 |
| 教育委員会事務局長 | 佐々木泰宏 | 上 下 水 道 局 長 | 小林孝至 |

議会事務局職員出席者

| | | | | | |
|---|---|-------|---|---|------|
| 局 | 長 | 大沼利樹 | 参 | 事 | 佐藤和人 |
| 主 | 幹 | 佐々木孝子 | 主 | 幹 | 黒田貴彦 |
| 主 | 査 | 藤澤正信 | | | |

午前10時00分 開 議

○議長（後藤 健） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

欠席の届出は、23番高橋敏英議員であります。

○議長（後藤 健） 本日の議事は、議事日程第5号をもって進めます。

○議長（後藤 健） 日程第1、この際、諸般の報告をいたします。

議会運営委員会に所属していた21番佐藤芳雄議員から辞任の申し出があり、後任として22番橋村誠議員を選任いたしましたので、ご報告いたします。

また、例月現金出納検査結果が市監査委員から提出されましたので、お手元に配付のとおり報告いたします。

○議長（後藤 健） 日程第2、大仙美郷介護福祉組合議会議員の辞職の件を議題といたします。

申し上げます。21番佐藤芳雄議員から、大仙美郷介護福祉組合議会議員の3月11日付による辞職願が提出されております。

地方自治法第117条の規定により、佐藤芳雄議員の退席を求めます。

【佐藤芳雄議員 退場】

○議長（後藤 健） お諮りいたします。佐藤芳雄議員の大仙美郷介護福祉組合議会議員の辞職を許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（後藤 健） ご異議なしと認めます。よって、佐藤芳雄議員の大仙美郷介護福祉

組合議会議員の辞職を許可することに決しました。

佐藤芳雄議員の入場を許可いたします。

【佐藤芳雄議員 入場】

- 議長（後藤 健） 佐藤芳雄議員の大仙美郷介護福祉組合議会議員の辞職については、許可されましたので告知いたします。
-

- 議長（後藤 健） 日程第3、ただ今、欠員となっております大仙美郷介護福祉組合議会議員の補欠選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（後藤 健） ご異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。指名推選については、議長において指名することにいたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（後藤 健） ご異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決しました。

大仙美郷介護福祉組合議会議員に、15番古谷武美議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただ今、議長において指名いたしました15番古谷武美議員を、大仙美郷介護福祉組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（後藤 健） ご異議なしと認めます。よって、ただ今、指名いたしました古谷武美議員が大仙美郷介護福祉組合議会議員に当選されました。

ただ今、当選されました15番古谷武美議員が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により当選の告知をいたします。

- 議長（後藤 健） 日程第4、議案第7号から日程第11、議案第24号までの8件を一括して議題といたします。

本8件に関し、委員長の報告を求めます。総務企画常任委員長19番橋本琢史議員。

(「はい、議長」と呼ぶ者あり)

○議長(後藤 健) はい、橋本議員。

【19番 橋本琢史議員 登壇】

○総務企画常任委員長(橋本琢史) おはようございます。

当常任委員会に審査付託となりました事件につきまして、去る3月5日及び6日に委員会を開催し、関係部長等の出席を求め慎重審査いたしましたので、その経過及び結果についてご報告いたします。

はじめに、議案第7号「大仙市一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について」、議案第8号「大仙市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定について」及び議案第20号「大仙市職員等の旅費に関する条例の制定について」の3件につきましては、当局の説明を了とし、質疑及び討論はなく、採決の結果、出席委員の一致をもちまして、本3件は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第9号「大仙市ふるさと応援基金条例の一部を改正する条例の制定について」につきましては、当局の説明に対し、委員から「同基金の運用について、これまでは寄附額から経費を差し引いた金額を積み立てていたと思うが、これからは一旦全額を積んでから経費を支払うということか。」との質疑があり、当局からは「全額を基金に積むところは同じだが、経費分については、これまで一般財源で対応していたものを、基金を取り崩して充当する形に改めるものである。」との答弁がありました。

当局の説明を了とし、討論はなく、採決の結果、出席委員の一致をもちまして、本件は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第16号「仙北町防災行政無線放送施設設置条例を廃止する条例の制定について」につきましては、当局の説明に対し、委員から「大仙市内の防災行政無線設備の撤去状況はどうなっているか。」との質疑があり、当局からは「大仙市で現在残されているのが旧仙北町の鉄柱、舗装、スピーカーであり、本件で全て撤去という形になる。」との答弁がありました。

当局の説明を了とし、討論はなく、採決の結果、出席委員の一致をもちまして、本件は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第21号「大仙市公文書等の管理に関する条例の制定について」につきましては、当局の説明に関連し、委員から「公文書は、全てアーカイブズで保管されてい

るのか。」との質疑があり、当局からは「業務で使用している現用の公文書については、各庁舎の執務室や文書庫で管理している。旧永年保存文書のほか、保存期間満了後に評価選別し、歴史的に価値があり将来残すべきと判断した公文書については、アーカイブズに保管している。」との答弁がありました。

その他、質疑がありましたが、当局の説明を了とし、討論はなく、採決の結果、出席委員の一致をもちまして、本件は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第23号「第3次大仙市総合計画基本構想及び第3次大仙市総合計画前期基本計画の策定について」につきましては、当局の説明に対し、委員から「計画の数値目標として掲げている『住みやすさ』や『^{ウェル}Well-being^{ビーイング}指標』はどのように把握していくのか。」との質疑があり、当局からは「大仙市の住みやすさについては、引き続き実施する市政評価を通じて把握する。Well-being指標については、国が公開している調査結果のうち、客観データを活用することとしている。」との答弁がありました。

その他、質疑がありましたが、当局の説明を了とし、討論はなく、採決の結果、出席委員の一致をもちまして、本件は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第24号「大仙市過疎地域持続的発展計画の策定について」につきましては、当局の説明に対し、委員から「人口減少が進行し、財政状況が厳しくなる中であって、全ての集落をこのまま維持していくことが難しくなることが懸念されるが、これまで集団移転が検討されたことはあるか。また、未利用の市有地も活用しながら若者の住み替えを促進していく必要があるのではないか。」との質疑があり、当局からは「これまで防災集団移転以外の理由で実施、あるいは検討された事例はないが、市では、都市計画マスタープラン等の下で、コンパクトプラスネットワークによるまちづくりを進めているところであり、ご指摘の点については各課と連携を図りつつ、事例などを研究してまいりたい。」との答弁がありました。

当局の説明を了とし、討論はなく、採決の結果、出席委員の一致をもちまして、本件は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上で報告を終わります。

○議長（後藤 健） ただ今の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（後藤 健） 質疑なしと認めます。

【 1 9 番 橋本琢史議員 降壇】

○議長（後藤 健） これより討論を行います。討論の通告がありませんので討論なしと認めます。

これより議案第 7 号から議案第 2 4 号までの 8 件を一括して採決いたします。本 8 件に対する委員長報告は原案可決であります。本 8 件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（後藤 健） ご異議なしと認めます。よって本 8 件は、原案のとおり可決されました。

○議長（後藤 健） 日程第 1 2、議案第 1 0 号から日程第 1 4、議案第 2 2 号までの 3 件を一括して議題といたします。

本 3 件に関し、委員長の報告を求めます。教育厚生常任委員長 1 4 番石塚柏議員。

（「はい、議長」と呼ぶ者あり）

○議長（後藤 健） はい、石塚議員。

【 1 4 番 石塚 柏議員 登壇】

○教育厚生常任委員長（石塚 柏） 当常任委員会に審査付託となりました事件につきまして、去る 3 月 5 日及び 6 日に委員会を開催し、所管関係部長等の出席を求めて慎重審査いたしましたので、その経過及び結果についてご報告いたします。

議案第 1 0 号「督促手数料の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」、議案第 1 1 号「大仙市立学校設置条例の一部を改正する条例の制定について」及び議案第 2 2 号「大仙市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について」の 3 件は、当局の内容説明を了とし、質疑及び討論はなく、採決の結果、出席委員の一致をもちまして、本 3 件は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上で報告を終わります。

○議長（後藤 健） ただ今の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（後藤 健） 質疑なしと認めます。

【 1 4 番 石塚 柏議員 降壇】

○議長（後藤 健） これより討論を行います。討論の通告がありませんので討論なしと認めます。

これより、議案第10号から議案第22号までの3件を一括して採決いたします。本3件に対する委員長報告は原案可決であります。本3件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（後藤 健） ご異議なしと認めます。よって本3件は、原案のとおり可決されました。

○議長（後藤 健） 日程第15、議案第12号から日程第25、議案第54号までの11件を一括して議題といたします。

本11件に関し、委員長の報告を求めます。産業建設常任委員長10番安達成年議員。

（「はい、議長」と呼ぶ者あり）

○議長（後藤 健） はい、安達議員。

【10番 安達成年議員 登壇】

○産業建設常任委員長（安達成年） 当常任委員会に審査付託となりました事件につきまして、去る3月5日及び6日に委員会を開催し、所管関係部長等の出席を求めて慎重審査いたしましたので、その経過及び結果についてご報告いたします。

はじめに、議案第12号「大仙市協和緑地等広場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」につきましては、当局からの内容説明に対し、委員から「協和船岡緑地広場を廃止することだが、敷地面積9千平方メートル弱ある広大なこの土地は、今後地元自治会が管理していくのか。今後の管理体制について何う。」との質疑があり、当局からは「当該緑地広場の隣地は、旧船岡小学校グラウンドとなっており、現在隣接する企業が旧校舎とグラウンドを使用している。今回廃止となる協和船岡緑地広場についても、今後は、個人所有者と隣接する民間企業が共同で管理することとしており、地元自治会が管理していくものではない。」との答弁がありました。

その他、質疑等なく、当局からの内容説明を了とし、討論はなく、採決の結果、出席委員の一致をもちまして、本件は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第13号「大仙市特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」につきましては、当局からの内容説明に

対し、委員から「指定管理鳥獣に指定されているツキノワグマ・イノシシ・ニホンジカの捕獲に従事した場合の報酬を日額4千円から8千円に引き上げるとのことだが、命を懸ける危険な出動であり、まだまだ低いように感じる。更に引上げが必要と考えるがいかがか。」との質疑があり、当局からは「日額8千円は、国・県が標準額として示した非常勤消防団員の日額報酬に倣った額としている。今後も、近隣市町村の動向を注視しながら検討を続けていく。」との答弁がありました。

その他、質疑等なく、当局からの内容説明を了とし、討論はなく、採決の結果、出席委員の一致をもちまして、本件は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第14号「大仙市太田四季の村条例の一部を改正する条例の制定について」につきましては、当局からの内容説明に対し、委員から「次年度の指定管理者について確認の意味で伺う。」との質疑があり、当局からは「現在はむつみ造園土木株式会社が指定管理者であるが、来年度は株式会社大曲スポーツセンターが指定管理者となる。」との答弁がありました。

その他、質疑等なく、当局からの内容説明を了とし、討論はなく、採決の結果、出席委員の一致をもちまして、本件は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第17号「大仙市協和農業体験学習館条例を廃止する条例の制定について」につきましては、当局からの内容説明に対し、委員から「当該施設の買手はいなかったのか。」との質疑があり、当局からは「建築後32年経過し、施設の経年劣化、老朽化が激しいことから、買手は見つからなかったものである。」との答弁がありました。

その他、質疑等なく、当局からの内容説明を了とし、討論はなく、採決の結果、出席委員の一致をもちまして、本件は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第18号「大仙市緑の交流空間施設設置条例を廃止する条例の制定について」につきましては、当局からの内容説明に対し、委員から「施設廃止に至る経緯と廃止後の管理体制について伺う。」との質疑があり、当局からは「施設建設から30年以上経過しており、改修の計画はなく、老朽化による廃止である。地元自治会や山の所有者との廃止に向けた協議では、危険な建物は解体し、散策道については、山林の管理道として利用されることから、管理は山の所有者とし、現況のまま引き渡すことで了承をいただいている。」との答弁がありました。

その他、質疑等なく、当局からの内容説明を了とし、討論はなく、採決の結果、出席

委員の一致をもちまして、本件は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第19号「大仙市営大曲スキー場条例を廃止する条例の制定について」につきましては、当局からの内容説明に対し、委員から「スキー教室はスポーツ学習の一つとして重要であると考えるが、今年度の各学校のスキー教室実施状況について伺う。」との質疑があり、当局からは「教育委員会によれば、今年度は市内の多くの小学校が大台スキー場でスキー教室を開催したとのことであった。また、大曲ファミリースキー場が廃止となっても、来年度のスキー教室の授業数を減らす予定はないとのことであった。スキー教室の開催会場に関しては各学校の判断となるが、市スキー場連絡協議会としても協力してまいりたい。」との答弁がありました。

また、討論においては、反対の立場から「大曲ファミリースキー場を廃止すれば、ウインタースポーツに触れ、親しみ、関心や意欲を高める機会を阻むことになりかねない。大曲ファミリースキー場は、初心者や親子連れ、低学年の子どもたちが訪れ、交通や移動の面でも利便性が高く、安全・安心なスキー場であり、存続していただきたい。」との発言がありました。

その他、質疑等なく、挙手による採決の結果、出席委員の賛成多数をもちまして、本件は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第27号「令和8年度大仙市スキー場事業特別会計への繰入れについて」につきましては、当局からの内容説明に対し、質疑はありませんでしたが、討論において、「繰入額3,011万1千円は、スキー場事業特別会計の歳出においてスキー場運営費に充てられるものであり、大曲ファミリースキー場廃止を前提とした指定管理料の減額等と連動するものである。大仙市営大曲スキー場条例廃止案には反対の立場であることから、本案に反対するものである。」との反対討論がありました。

挙手による採決の結果、出席委員の賛成多数をもちまして、本件は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第15号「大仙市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について」、議案第25号「市道の路線の認定及び廃止について」、議案第26号「令和8年度大仙市企業団地整備事業特別会計への繰入れについて」及び議案第54号「財産の譲与について」の4件につきましては、当局からの内容説明を了とし、質疑及び討論はなく、採決の結果、出席委員の一致をもちまして、本4件は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上で報告を終わります。

○議長（後藤 健） ただ今の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（後藤 健） 質疑なしと認めます。

【10番 安達成年議員 降壇】

○議長（後藤 健） これより討論を行います。討論の通告がありますので、発言を許します。

はじめに、3番佐藤文子議員。

（「3番」と呼ぶ者あり）

○議長（後藤 健） はい、佐藤議員。

【3番 佐藤文子 議員 登壇】

○3番（佐藤文子） 私は、2件の議案に対して反対討論を行います。

まず、議案第19号、大仙市営大曲スキー場条例を廃止する条例の制定について、反対討論をいたします。

スポーツ基本法には、スポーツは誰もが健康で文化的な生活を営む上で不可欠なもので、国民の権利としております。また、様々なスポーツを親しみ、楽しみ、またはスポーツを支える活動に参画できる機会が確保されなければならないとして、自治体には責務として自主的・主体的にその地域の特性に応じた施策を策定し実施しなければならないとしております。

全国の公共スポーツ施設は、スポーツ行政と文化行政が教育委員会から首長部局に移管され、総務省が進める公共施設等管理計画の下で大幅に減らされてまいりました。

また、スポーツ庁のアンケート調査では、スポーツをしない理由の第一に「仕事や家事が忙しいから」を挙げており、特にそれが20代から30代の回答に多かったということです。また、「お金に余裕がない」とする理由も、5番目になっているという結果が出ており、これがスポーツ人口の減少につながっているものであります。

こうした影響が最も大きく受けているのがウインタースポーツであります。また、学校完全5日制以降の学校現場の多忙化や過密授業もあいまって、スキー場利用者数の激減やスキー授業の減少という状況を招いているのであります。

こうした中であって、大曲ファミリースキー場の利用者数は減少傾向にあるものの、全国的に起こっている急速な減少カーブではありません。ほぼ横ばいの状態であります。

大曲ファミリースキー場は市内の身近にあるスキー場として、初心者や親子連れ、低学年のスキー授業にとって利用しやすく、また、交通や移動の面でも利便性の高い、そして東向きの緩やかな傾斜とあって、安全な施設であります。

また、いつでも、誰でも利用できる身近なスキー場で、幼いときから何度もスキーに通って、いずれは競技者となり得る人が育つためのステップワンが大曲ファミリースキー場だと思います。

教育の一環として大曲ファミリースキー場は存続すべきであると申し上げ、討論いたします。

次に、議案第27号、令和8年度大仙市スキー場特別会計への繰入れについて、反対討論をいたします。

繰入額3,011万1千円は、スキー場事業特別会計の歳出において、スキー場運営に充てられるものであり、大曲ファミリースキー場廃止を前提とした指定管理料の減額等と連動するものであります。

大曲ファミリースキー場廃止に反対し、存続を求める立場であることから、本案に反対するものです。

以上です。

【3番 佐藤文子 議員 降壇】

○議長（後藤 健） 次に、13番青柳友哉議員。

（「はい、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（後藤 健） はい、青柳議員。

【13番 青柳友哉議員 登壇】

○13番（青柳友哉） 私は、議案第19号、大仙市営大曲スキー場条例を廃止する条例について、賛成の立場から討論を行います。

大曲ファミリースキー場は、平成3年の開設から35年にわたり、多くの市民に親しまれてきました。私自身も幼い子どもたちを連れて何度かそのゲレンデに立ちました。廃止の報に触れまして、寂しさを感じる気持ちは皆さんと変わりありません。35年間、市民のウインタースポーツの場を支え続けてくれたこの施設に、まず心から敬意と謝意を表したいと思います。

しかしながら、現実には厳しいもので、直視しなければなりません。スキー場の利用者は、全国的に長期間にわたって減少が続いています。大仙市内の3スキー場の合計利用

者数を確認しましたが、11年前の平成26年度は7万人を超えていました。これが直近の5シーズンの平均は約4万5千人です。およそ4割減です。

こうした中、大曲ファミリースキー場の利用者数は、この直近5シーズンの平均で6千人強、これは市内の三つのスキー場の合計利用者の約15パーセントです。年間の営業収入は約800万円である一方で、ランニング費用が約1,500万円、差引き約900万円の赤字が毎年生じており、この額は市が指定管理料として負担してきました。

更に見過ごせないのが将来への設備投資です。試算ですが、老朽化したゲレンデの整備車の更新、雨漏りが発生しているロッジの改修、キュービクルの更新、リフトの法定点検など、向こう10年で見ても2億円ほど、加えて、リフト本体の更新となれば、更に2億円は費用が見込まれます。維持し続けるということは、毎年900万円の赤字を出し続けるだけでなく、近い将来、数億円単位の出費を覚悟するという事です。財政が厳しさを増す大仙市において、この費用を払い続けることは、福祉、教育、道路等々、市民が必要としているほかのサービスへ充てられるはずの予算を毎年削り続けることを意味します。

ここで視点を変えてみたいと思います。市民にとって必要なのは、本当に必要なのは、大曲ファミリースキー場という施設なのでしょうか。それとも、スキー等を楽しめる環境、機能なのでしょうか。公共施設は、市民へのサービスを届けるための手段で、施設そのものが目的ではないと思います。問うべきは、この施設を残すかではなく、市民に必要な機能、サービスが守られるかではないでしょうか。施設への愛着を持つ方の気持ちは十分に理解できます。一方で、今まさにスキー等を楽しんでいる方、これからお子さんとゲレンデに立ちたいと思っている方に本当に大切なのは、費用とか移動の負担が許容できるか、子どもと一緒に安全に滑れるか、そして楽しいと感じられるかということではないでしょうか。この三つの観点から見た時に、初級のゲレンデを持つ大台スキー場、協和スキー場は、大曲ファミリースキー場の代替として十分であるだけでなく、規模やコースの面から見れば、むしろ充実しています。更に、両スキー場のほど近くには日帰りの温泉もあります。スキー等を楽しんだ後で温泉でくつろぐ、そのような豊かな体験も可能です。大曲の市街地からの移動時間の差は片道でおよそ15分、この差をもって市民のウィンタースポーツ環境が失われたというのは、言えないのではないかと思います。

学校のスキー教室についても、市内の小学校の多くは既に大台スキー場や協和スキー

場を活用しており、廃止による影響は限定的です。35年間のこの愛着と思い出は本物です。だからこそ、その思い出を支えてきたウィンタースポーツの楽しさの提供、この機能を持続可能な形で守り続けていくことこそが大切なのだと思っています。

大仙市の人口はこの30年間で約3割減少しました。財政はますます厳しさを増しています。全ての公共施設をこれまでどおり維持し続けることは、もはや現実的ではありません。限られた資源を市民が真に必要とするサービスへ集中させていく、今回の大曲ファミリースキー場の廃止は、その大きな一歩です。苦渋の選択ではありますが、正しい判断であると確信しています。

以上、賛成の討論といたします。

【13番 青柳友哉議員 降壇】

○議長（後藤 健） ほかに討論の通告がありませんので、これにて討論を終結いたします。

これより、ただ今、議題となっております案件中、議案第19号、大仙市営大曲スキー場条例を廃止する条例の制定についてを採決いたします。この採決は起立をもって行います。なお、確認のため、起立された議員は、そのままお願いいたします。

本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者20人 起立）

○議長（後藤 健） ご着席ください。

起立多数であります。よって本件は、原案のとおり可決されました。

次に、ただ今、議題となっております案件中、議案第27号、令和8年度大仙市スキー場事業特別計への繰入れについてを採決いたします。この採決は起立をもって行います。なお、確認のため、起立された議員は、そのままお願いいたします。

本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者20人 起立）

○議長（後藤 健） ご着席ください。

起立多数であります。よって本件は、原案のとおり可決されました。

次に、ただ今、議題となっております案件中、議案第12号から議案第54号までの9件を一括して採決いたします。本9件に対する委員長報告は原案可決であります。本

9件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(後藤 健) ご異議なしと認めます。よって本9件は、原案のとおり可決されました。

○議長(後藤 健) 日程第26、議案第28号から日程第33、議案第55号までの8件を一括して議題といたします。

本8件に関し、委員長の報告を求めます。はじめに、総務企画常任委員長19番橋本琢史議員。

(「はい、議長」と呼ぶ者あり)

○議長(後藤 健) はい、橋本議員。

【19番 橋本琢史議員 登壇】

○総務企画常任委員長(橋本琢史) ご報告いたします。

議案第28号「令和7年度大仙市一般会計補正予算(第14号)」のうち、当委員会に付託された所管する予算につきまして、はじめに、財政課所管の予算説明に対し、委員から「利子負担が増える中、将来に備え、減債基金の積み増しをしていかなければならないのではないか。」との質疑があり、当局からは「財政状況を見定めながら、着実に積み増しを図ってまいりたい。」との答弁がありました。

また、関連して、同じ委員から「今後、大規模な事業も控えている。利子の伴う市債を発行するよりも、目的を明確にした基金を活用した方がよいのではないか。」との質疑があり、当局からは「利率上昇や有利な起債の終了などを踏まえ、各種基金についてバランス良く積み増しを図り、有効に活用してまいりたい。」との答弁がありました。

次に、選挙管理委員会事務局の予算説明に対し、委員から「市議会議員選挙の不用額が大きいですが、当初は何名の候補者を見込んでいたのか。」との質疑があり、当局からは「当初は32名の立候補者を見込み、予算を編成していた。」との答弁がありました。

その他、質疑がありましたが、当局の説明を了とし、討論はなく、採決の結果、出席委員の一致をもちまして、本件は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第55号「令和7年度大仙市一般会計補正予算(第15号)」のうち、当委員会に付託された所管する予算につきまして、当局の説明に対し、委員から「トイレトラックの購入に当たり市債を発行することだが、償還期間は何年か。また、トイ

レトラックは何年間使用する想定か。」との質疑があり、当局からは「市債の償還期間については、ルール上、耐用年数となるため、5年という形になる。使用できる限り、活用してまいりたい。」との答弁がありました。

当局の説明を了とし、討論はなく、採決の結果、出席委員の一致をもちまして、本件は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上で報告を終わります。

○議長（後藤 健） ただ今の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（後藤 健） 質疑なしと認めます。

【19番 橋本琢史議員 降壇】

○議長（後藤 健） 次に、教育厚生常任委員長14石塚柏議員。

（「はい、議長」と呼ぶ者あり）

○議長（後藤 健） はい、石塚議員。

【14番 石塚 柏議員 登壇】

○教育厚生常任委員長（石塚 柏） ご報告いたします。

議案第28号「令和7年度大仙市一般会計補正予算（第14号）」のうち、当委員会に審査付託となりました所管する予算につきましては、当局からの補正内容の説明に対して、委員から、教育総務課所管の大仙市コスモス奨学基金積立金について、「給付型奨学金の申請状況と利用状況について伺う。」との質疑があり、当局からは「令和7年度から開始した制度で、9名の方から申請があり、5名の方を認定し、給付を開始している。」との答弁がありました。

続けて、同じ委員から「今年度は寄附額が多かったが、認定者数は今後も年間5名を基本としていく予定か。」との質疑があり、当局からは「今後も5名を基本とし、制度変更は予定していない。今回多くいただいた寄附については、今後、寄附が終了した後も、この制度をできるだけ長く続けていくための原資にしていきたいと考えている。」との答弁がありました。

そのほか、質疑等ありましたが、当局の補正内容の説明を了とし、討論はなく、採決の結果、出席委員の一致をもちまして、本件は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第29号「令和7年度大仙市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2

号)」、議案第30号「令和7年度大仙市学校給食事業特別会計補正予算(第6号)」及び議案第31号「令和7年度大仙市奨学資金特別会計補正予算(第1号)」の3件は、当局の補正内容の説明を了とし、質疑及び討論はなく、採決の結果、出席委員の一致をもちまして、本3件は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第32号「令和7年度大仙市太陽光発電事業特別会計補正予算(第1号)」につきましては、当局からの補正内容の説明に対して、委員から「柏台の太陽光発電事業について、事業開始時期及び発電設備の経年劣化による発電設備の発電能力低下について伺う。」との質疑があり、当局からは「平成27年度から事業を実施している。発電設備の耐用年数は20年であり、発電設備管理者からの不具合の連絡もないことから、発電能力低下はないと考えている。」との答弁がありました。

そのほか、質疑等はなく、当局の補正内容の説明を了とし、討論はなく、採決の結果、出席委員の一致をもちまして、本件は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上で報告を終わります。

○議長(後藤 健) ただ今の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。
(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(後藤 健) 質疑なしと認めます。

【14番 石塚 柏議員 降壇】

○議長(後藤 健) 次に、産業建設常任委員長10番安達成年議員。

(「はい、議長」と呼ぶ者あり)

○議長(後藤 健) はい、安達議員。

【10番 安達成年議員 登壇】

○産業建設常任委員長(安達成年) ご報告いたします。

議案第28号「令和7年度大仙市一般会計補正予算(第14号)」のうち、当委員会に審査付託となりました所管する予算につきましては、当局からの補正内容の説明に対し、はじめに、農業振興課所管の新規就農者育成対策事業費について、委員から「経営開始資金を受給し、新規就農者となった方々のその後の就農状況について把握しているのか。」との質疑があり、当局からは「これまでの受給者は122名おり、うち、直近10年間の離農者は2名である。」との答弁がありました。

同じく、農業振興課所管の経営体育成支援事業費について、委員から「予算要望の段

階で11件の事業見込数から、採択された事業数は2件と厳しい結果だったようだが、その理由について伺う。また、不採択となった経営体へのその後の対応はどうされたのか。国の要件が厳しいのであれば、中・小規模農家には市からの支援を強化していただきたいと考えるがいかがか。」との質疑があり、当局からは「国が策定したルールの下でポイント制が採用されているが、ポイントを獲得するための要件が厳しいことが要因と考えている。不採択となった経営体には、市の単独補助事業で支援しており、国の事業を活用できない中・小規模農家に対する支援についても今後検討していく。」との答弁がありました。

次に、農林整備課所管の「大仙市営水産ふ化場改築事業費」について、委員から「旧施設との相違点、改善点について伺う。」との質疑があり、当局からは「現在の施設に浮上槽はなく、屋外の養魚池に砂利を敷き、稚魚になるまで飼育する工程があるが、新施設では浮上槽を導入し、作業の効率化を図っていく。また、稚魚の運搬についても、屋内のふ化室から、屋外の飼育池に配管等を利用して、自動的に稚魚が飼育池に行くような構造を現在計画している。」との答弁がありました。

次に、文化財課所管の鈴木空如資料保存活用事業費について、委員から「クラウドファンディングについて、手数料を差し引いた分についてはどのように利用されるのか伺う。」との質疑があり、当局からは「1号壁と6号壁の表装費用に充てることとしている。クラウドファンディングについては、表装費用の財源確保のほかに、鈴木空如作品を全国に広めるプロモーションの意味合いもある。今後も取り組んでまいりたい。」との答弁がありました。

次に、用地対策課所管の国土調査事業費について、委員から「補正前の金額が約1,800万円で、今回そのほとんどである1,518万円の減額により実施できなかった調査について伺う。」との質疑があり、当局からは「協和地域の1年目工程を実施することができなかった。」との答弁がありました。

当局の答弁に対し同じ委員から「1年目工程とはどのような工程なのか。」との質疑があり、当局からは「事前の土地の調査に加えて、現地の立会いと現地測量までを1年目工程としている。」との答弁がありました。

その他、質疑がありましたが、当局からの補正内容の説明を了とし、討論はなく、採決の結果、出席委員の一致をもちまして、本件は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第33号「令和7年度大仙市上水道事業会計補正予算（第2号）」及び議案第34号「令和7年度大仙市下水道事業会計補正予算（第3号）」の2件につきましては、当局からの補正内容の説明を了とし、質疑及び討論はなく、採決の結果、出席委員の一致をもちまして、本2件は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第55号「令和7年度大仙市一般会計補正予算（第15号）」のうち、当委員会に審査付託となりました農業振興課所管の畜産業費補助金（畜産・酪農収益力強化整備等特別対策補助金）につきましては、当局からの補正内容の説明に対し、委員から「匂いと水質について配慮した施設としていただきたい。地元への説明について何う。」との質疑があり、当局からは「豚舎建設予定地と浄化槽設置予定地の周辺住民の方々への説明は済んでおり、了承もいただいていると伺っている。」との答弁がありました。

その他、質疑がありましたが、当局からの補正内容の説明を了とし、討論はなく、採決の結果、出席委員の一致をもちまして、本件は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上で報告を終わります。

○議長（後藤 健） ただ今の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（後藤 健） 質疑なしと認めます。

【10番 安達成年議員 降壇】

○議長（後藤 健） これより討論を行います。討論の通告がありませんので討論なしと認めます。

これより、議案第28号から議案第55号までの8件を一括して採決いたします。本8件に対する委員長報告は原案可決であります。本8件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（後藤 健） ご異議なしと認めます。よって本8件は、原案のとおり可決されました。

○議長（後藤 健） 日程第34、議案第35号から日程第52、議案第53号までの19件を一括して議題といたします。

本19件に関し、委員長の報告を求めます。はじめに、総務企画常任委員長19番橋本琢史議員。

(「はい、議長」と呼ぶ者あり)

○議長(後藤 健) はい、橋本議員。

【19番 橋本琢史議員 登壇】

○総務企画常任委員長(橋本琢史) ご報告いたします。

はじめに、議案第35号「令和8年度大仙市一般会計予算」のうち、当委員会に付託された所管する予算につきましては、所管課ごとに説明と質疑を行いましたので、その主要内容について申し上げます。

総務課の説明に関連しては、委員から「アーカイブズでは良い企画展等が行われているが、場所が遠く利用しにくい。移動展示などはできないのか。」との質疑があり、当局からは「パネル展などは各地域の商業施設や公共施設でも実施している。現物の展示は施設に来ていただく必要があるが、最寄り駅から送迎サービスなども行っている。」との答弁がありました。

財政課の説明に対しては、委員から「森林環境譲与税について、使いきれずに基金に積み立てていることと思うが、際限なく積んでいって構わないものなのか。国から指導が入ることはあるのか。」との質疑があり、当局からは「全国的に基金残高が増加している傾向を受け、国からは、基金に積み増しするだけでなく有効活用するよう指導がある。本市ではこれまでも森林整備や木造施設の建築などに活用しているが、引き続き、将来的な木造公共施設の整備やソフト事業に有効活用するための財源として積み立て、計画的に活用してまいりたい。」との答弁がありました。

総合防災課の説明に対しては、委員から「広域消防費負担金の中で、消防東分署において大規模改修が実施されるとのことだが、どのような内容か。」との質疑があり、当局からは「同署の改修は、年々女性消防署員が増えてきている関係等から個室を設けるためのものである。」との答弁がありました。

財産活用課の説明に対しては、委員から「公用車更新の時期の基準はあるか。また、今後は普通車よりも軽自動車(軽バン)を優先的に導入していく考え方なのか。」との質疑があり、当局からは「明確な走行距離の基準は特段設けていないが、基本的には10万キロ以上や車齢10年以上になっている車については廃車の検討時期として状況を見ながら決定している。購入する車種については、職員の要望を勘案し、運転しやす

く荷物が積める軽自動車（軽バン）を購入することになっている。」との答弁がありました。

D X推進課の説明に対しては、委員から「コラボレーションツール導入検証事業について、検証のため導入するライセンスはどういったメンバーや業務で使用し、検証する想定か。」との質疑があり、当局からは「まずは管理者としてD X推進課で使い、各部署でキーとなる業務を抽出して、実務に落とし込んで評価するために、各課職員を指定してライセンスを充てる想定である。」との答弁がありました。

地域活動応援課の説明に対しては、委員から「A Iオンデマンド交通の実証運行について、現段階で想定している運行内容などがあれば教えていただきたい。」との質疑があり、当局からは「事業者コンサルタント業務を委託し、計画策定を進めているところであり、地域の方々を対象としたワークショップを通じて様々な意見をいただいている。現時点で具体的な方向性は持ち合わせていないが、調査結果を踏まえながら、今年度中の策定に向け作業を進めてまいりたい。」との答弁がありました。

その他、質疑がありましたが、当局の説明を了とし、討論はなく、採決の結果、出席委員の一致をもちまして、本件は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第44号「令和8年度大仙市内小友財産区特別会計予算」から議案第49号「令和8年度大仙市淀川財産区特別会計予算」までの6件につきましては、当局の説明を了とし、質疑及び討論はなく、採決の結果、出席委員の一致をもちまして、本6件は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上で報告を終わります。

○議長（後藤 健） ただ今の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（後藤 健） 質疑なしと認めます。

【19番 橋本琢史議員 降壇】

○議長（後藤 健） 次に、教育厚生常任委員長14番石塚柏議員。

（「はい、議長」と呼ぶ者あり）

○議長（後藤 健） はい、石塚議員。

【14番 石塚 柏議員 登壇】

○教育厚生常任委員長（石塚 柏） ご報告いたします。

議案第35号「令和8年度大仙市一般会計予算」のうち、当委員会に審査付託となり

ました所管する予算につきましては、当局からの内容説明に対して、委員から、健康増進センター所管の予防接種経費について、「帯状疱疹^{ほう}の定期予防接種について、65歳から5歳刻みの年齢の方にも通知が届くが、接種への助成は1回限りなのか。また、ワクチンの効果が弱くなる5年後、10年後に再度の接種を希望する場合は自費となるのか伺う。」との質疑があり、当局からは「帯状疱疹ワクチンの定期予防接種の対象者は、当該年度に65歳となる方である。ただし、66歳以上の方の接種機会を確保するため、5年間の経過措置として5歳刻みの年齢の方も対象としているが、接種への助成は1回限りであり、その後に再度接種する場合は全額自費となる。」との答弁がありました。

次に、健幸まちづくり推進室所管の健幸まちづくり推進事業費について、「3000ポイント達成者に対し、抽選により記念品を贈呈することとしているが、目標達成を表彰する仕組みとして、記念品の単価を下げるなどの工夫により、なるべく達成者全員に記念品を贈呈できないか伺う。」との質疑があり、当局からは「記念品贈呈のほか、ポイント数に応じてQ U Oカード^{クオ} P a y^{ペイ}やQ U Oカードとの交換も可能となっている。抽選に漏れた際には、そちらを利用していただきたい。」との答弁がありました。

また、別の委員から「蓄積されたデータの活用方法について、現時点で具体的な案の有無について伺う。」との質疑があり、当局からは「タニタ本社とのミーティングの中で、データ分析の手法について協議を行っているところであるが、現時点で具体的な方法は定まっていない。今後、外部委託や庁内関係部署との連携など、具体的なデータ分析手法を検討していきたい。」との答弁がありました。

次に、こども政策課所管のむすび・サポート事業費について、委員から「新規に取り組む、中学生向けライフ・デザイン講座の内容について伺う。」との質疑があり、当局からは「令和7年度に平和中学校を対象に実証事業として実施している。内容は、1時限目に生徒が将来の夢や計画を盛り込んだライフプランを作成し、2時限目にはその実現に必要な要素について話し合いをしながら考えるものである。講座後のアンケートでは、『将来の夢を想像できた』『夢に向けて考える機会になった』といった感想をいただいた。」との答弁がありました。

次に、こども政策課所管の悩みを抱える子どもの相談体制構築事業費について、委員から「ヤングケアラーの支援体制について伺う。」との質疑があり、当局からは「令和7年度にアンケート調査を実施しており、調査結果は現在集計中であるが、その結果を

踏まえ家庭センターを中心として支援の在り方を検討することとしている。なお、本アンケートは毎年度実施する予定である。」との答弁がありました。

続けて同じ委員から「自分がヤングケアラーだと認識できず、SOSを発信できない子どもがいると思われる。」との質疑があり、当局からは「指摘のとおり、自分をヤングケアラーと認識できない場合もあると考えられるため、学校を対象としたアンケートも行い、ヤングケアラーと思われる児童・生徒の情報を共有していただきたいと伝えている。」との答弁がありました。

次に、子育て支援課所管の子育てファミリー支援事業について、委員から「第3子以降の子が生まれた世帯に対して、子育てサービス利用にかかる経費を助成するこの事業について、対象世帯へのプッシュ型の積極的周知が可能かどうか伺う。」との質疑があり、当局からは「本事業は、県との共同事業であるが、世帯や年齢区分の条件により、対象者の抽出が難しい。そのため、広報への掲載回数を増やして周知を強化しているが、更なる周知方法について研究してまいりたい。」との答弁がありました。

次に、教育総務課所管の学校再編推進事業費について、委員から「学校再編に係る調査検討の委託先について、どういったところをイメージしているか。また、委託料2,200万円の積算根拠について伺う。」との質疑があり、当局からは「市全体の学校再編という大きな事業につながっていくものであるため、各業者のこれまでの実績を十分に考慮し、業者選択を行ってプロポーザルを実施したいと考えている。積算に関しては、実績のある業者へ行きたいと内容を伝え、見積りをいただいた。それを基に予算計上した。」との答弁がありました。

次に、教育指導課所管の国際交流事業費について、委員から「国際交流事業の冬期実施について課題が挙げられているが、冬期以外に実施する方向なのか伺う。台湾の子どもたちに雪を体験させてあげたいという思いから伺うものである。」との質疑があり、当局からは、「冬期の天候による交通手段に関し、不測の事態を想定する必要がある。一方、^{しょうわこくみんちゅうがく}漳和国民中學からは『雪を見たい』という要望がある。今後は、どのような活動を通して交流を深めるかという観点から実施時期について検討していきたい。」との答弁がありました。

次に、生涯学習課所管の大仙アカデミー開催事業費について、委員から「事業開始5年目を機に、他事業への組替えなども含めて見直す時期に来ていると考えられるが、見解を伺う。」との質疑があり、当局からは「今後は、参加者のアンケート結果や意見を

反映させ、次なるステップに向けた事業の在り方を調査・研究していく。」との答弁がありました。

次に、総合市民会館所管の総合市民会館運営費について、委員から「能楽殿での能公演の入場料はS席当日で6,500円とのことだが、全国では1万2千円程度の設定もあり、料金を見直すことで収入増につながる可能性もある。遠方から来られる方も多いと思われるため、地元特産のお弁当をセットにするなど、経済効果にもつながる企画を検討していただきたい。」との質疑があり、当局からは「提案を受け、入場料金額等について、研究してまいりたい。」との答弁がありました。

そのほか、質疑等ありましたが、当局の内容説明を了とし、討論はなく、採決の結果、出席委員の一致をもちまして、本件は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第36号「令和8年度大仙市国民健康保険事業特別会計予算」、議案第37号「令和8年度大仙市後期高齢者医療特別会計予算」、議案第38号「令和8年度大仙市学校給食事業特別会計予算」及び議案第39号「令和8年度大仙市奨学資金特別会計予算」の4件は、当局からの内容説明を了とし、質疑及び討論はなく、採決の結果、出席委員の一致をもちまして、本4件は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第42号「令和8年度大仙市太陽光発電事業特別会計予算」につきましては、当局からの内容説明に対し、質疑において、委員から「柏台の太陽光発電設備の維持管理について、草刈り等の実施頻度を伺う。」との質疑があり、当局からは「発電設備周辺の草刈り作業は、職員と業務委託先の業者で、春から秋にかけて年間3回程度実施している。また、除草剤噴霧やパネルにかかるつた等を取り除く作業も、職員と業務委託先の業者で実施し、効率よく発電できるよう努めている。」との答弁がありました。

その他、質疑等なく、当局の内容説明を了とし、討論はなく、採決の結果、出席委員の一致をもちまして、本件は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第50号「令和8年度市立大曲病院事業会計予算」につきましては、当局からの内容説明を了とし、質疑及び討論はなく、採決の結果、出席委員の一致をもちまして、本件は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上で報告を終わります。

○議長（後藤 健） ただ今の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(後藤 健) 質疑なしと認めます。

【14番 石塚 柏議員 降壇】

○議長(後藤 健) 議案審査の途中ではありますが、この際、暫時休憩いたします。午前11時25分に再開いたします。

午前11時18分 休 憩

午前11時26分 再 開

○議長(後藤 健) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、産業建設常任委員長10番安達成年議員。

(「はい、議長」と呼ぶ者あり)

○議長(後藤 健) はい、安達議員。

【10番 安達成年議員 登壇】

○産業建設常任委員長(安達成年) ご報告いたします。

議案第35号「令和8年度大仙市一般会計予算」のうち、当委員会に審査付託となりました所管する予算につきましては、当局からの予算説明に対し、はじめに、農業振興課所管の「農業と食」活性化推進事業費について、委員から「委託料について対前年度比2,544万円の増となっているが、委託先とその内訳、増額理由について伺う。」との質疑があり、当局からは「委託先は市内農業法人1経営体への委託であり、イチゴの栽培ハウスにおいて、まきボイラーを活用した新エネルギーの実証事業を行うものであり、その委託料として新規に約2,000万円を予算計上していることが要因である。」との答弁がありました。

次に、農林整備課所管の有害鳥獣駆除対策事業費について、委員から「誘引樹木伐採事業補助金について伺う。現在、樹木伐採費用のみ補助対象としているが、伐採後の処分運搬費について補助対象としてほしいとの声が届いている。今後、処分運搬費用についても補助対象とする考えはあるか。」との質疑があり、当局からは「現時点ではクマを寄せ付けない対策を第一に考え、伐採費用のみを補助対象としているが、今後そのような声にも耳を傾け、検討してまいりたい。」との答弁がありました。

同じく、農林整備課所管の秋田県水と緑の森づくり税関連事業費について、委員から「前年度と比較し、大幅な減額予算となっている。一部事業休止に伴う事業費の減が理

由のようだが、休止となった事業について伺う。」との質疑があり、当局からは「県では、昨年のクマの大量出没を受けて、事業メニューである緩衝帯整備事業に増額予算を配分する方針としたことから、同事業メニューである「ふれあいの森整備事業」が全県的に休止となったためである。」との答弁がありました。

次に、商工業・若者チャレンジ振興課所管のだいせんITベース・プロジェクト事業費について、委員から「セミナー開催予定の市内3高校と、その選定理由について伺う。」との質疑があり、当局からは「大曲農業高等学校、大曲高等学校、大曲工業高等学校の3校である。選定については、令和4年度から高校生と大学生とのワークショップに取り組んでいるが、当時、市内全ての高校に声掛けをした結果、今回の3校に協力をいただいた経緯があり、このことが選定理由である。」との答弁がありました。

次に、観光交流課所管の大仙市観光物産協会補助金について、委員から「観光物産協会は今後、観光地域づくりの司令塔として、観光地域づくり法人DMOへの登録に向け準備していくと思うが、DMO登録になった場合、観光物産協会とDMO双方に補助金を交付することになるのか。」との質疑があり、当局からは「それぞれに補助金を交付することは想定していない。同協会がDMOを目指す際は、制度上、市等からの補助は安定財源に当たらないとのことから、観光・物産事業の拡充に加え、収益性の高い事業構造への転換が必要である。これを踏まえ、市からの補助金は、人件費補助から事業費補助等にシフトしていくことを想定している。」との答弁がありました。

次に、都市管理課所管の駐車場管理運営費について、委員から「あきた新幹線こまち利用者から、大曲駅周辺の駐車場、特に大曲駅東駐車場の満空情報がリアルタイムで分かれば助かるとの声を聞く。リアルタイムな満空情報提供を実施してほしいがいかがか。」との質疑があり、当局からは「JRの繁忙期は満車になることが多く、現在は満空情報のリアルタイム提供ができておらず、駐車場入り口に近隣駐車場の案内版を設置している。官民連携してweb上で満空情報を把握できるサービスを活用できるか研究していく。」との答弁がありました。

次に、建築住宅課所管の住宅リフォーム支援事業費について、委員から「交付実績の多かった一般世帯を支援対象から外した理由について伺う。」との質疑があり、当局からは「一般世帯の申請件数が年々減少傾向にあったことや、一般世帯の財源は全て一般財源であることが理由である。一般世帯への支援は他市でも縮小傾向にあり、限りある予算を子育て、移住・定住世帯への支援策として財源を集中させたいためである。」と

の答弁がありました。

次に、農業委員会事務局所管の農地利用最適化交付金事業について、委員から「国からの実際の交付金額に近づけるため、対前年度比163万6千円と大きく減額したとのことだが、今回の予算計上額が目標数値であるのか。」との質疑があり、当局からは「予算額は成果目標金額である。交付金は農業委員及び農地利用最適化推進員の活動実績を勘案した金額が国から内示され、決定している。活動実績に応じた金額となっているため、1人当たり1カ月で6日以上活動していただければ、おおむね予算に近い金額の交付金が内示されるものと見込んでいる。」との答弁がありました。

また、討論においては、「大曲ファミリースキー場廃止を前提として、小・中学生ウインタースポーツ推進事業費の予算が減額されている。ファミリースキー場存続を求める立場から本件は認められない。また、住宅リフォーム支援事業において、令和8年度からこれまで申請者の7から8割を占める一般世帯を助成対象から外している。一般世帯への支援を継続することを求める立場であることから、本件についても認められない。以上2点について反対の立場から討論するものである。」との発言がありました。

その他、質疑等ありましたが、挙手による採決の結果、出席委員の賛成多数をもちまして、本件は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第40号「令和8年度大仙市企業団地整備事業特別会計予算」につきましては、当局からの予算説明を了とし、質疑及び討論はなく、採決の結果、出席委員の一致をもちまして、本件は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第41号「令和8年度大仙市スキー場事業特別会計予算」につきましては、当局からの予算内容の説明に対し、委員から「大曲ファミリースキー場廃止に伴い、これまでの利用者が大台・協和スキー場へ流れると推察する。両スキー場を安全に利用できるキャパシティについて伺う。」との質疑があり、当局からは「大台・協和スキー場ともに安全に利用できるキャパシティはあると考えている。近年で最も入場者数が多かった平成26年の入場者数をみても余裕があり、このことから両スキー場とも十分受入れできるものと考えている。」との答弁がありました。

また、討論においては、反対の立場から「大曲ファミリースキー場廃止を前提とし予算である。大曲ファミリースキー場は身近にあり、いつでも誰もが利用できる環境の整った施設であり、廃止すべきではない。」との発言がありました。

その他、質疑等ありましたが、挙手による採決の結果、出席委員の賛成多数をもちま

して、本件は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第43号「令和8年度大仙市小水力発電事業特別会計予算」につきましては、当局からの予算説明を了とし、質疑及び討論はなく、採決の結果、出席委員の一致をもちまして、本件は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第51号「令和8年度大仙市上水道事業会計予算」のうち、上水道事業配水施設拡張改良等事業の予算内容の説明に対し、委員から「玉川浄水場の耐震診断実施と施設の老朽化の関係について伺う。」との質疑があり、当局からは「玉川浄水場は第1浄水場が昭和44年度、第2浄水場が昭和52年度に供用開始され老朽化が進んでいる浄水場である。現在、浄水場の更新に向け検討を進めているが、現状分析の取組として耐震診断を行い、今後活用できる施設等を判断するものである。」との答弁がありました。

その他、質疑等なく、当局の予算説明を了とし、討論はなく、採決の結果、出席委員の一致をもちまして、本件は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第52号「令和8年度大仙市簡易水道事業会計予算」につきましては、当局からの予算内容の説明を了とし、質疑及び討論はなく、採決の結果、出席委員の一致をもちまして、本件は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第53号「令和8年度大仙市下水道事業会計予算」のうち、下水道事業建設改良費（公共下水道・特定環境保全公共下水道）の予算内容の説明に対し、委員から「新規で『大仙市下水道管路施設情報デジタル化支援業務委託』とあるが、デジタル化の具体的な業務内容について伺う。」との質疑があり、当局からは「現在、下水道施設の点検等の維持管理情報はエクセル等で管理しているが、既存の下水道台帳システムを改修し、維持管理データを取り込み、一元管理するものである。」との答弁がありました。

その他、質疑等なく、当局の予算説明を了とし、討論はなく、採決の結果、出席委員の一致をもちまして、本件は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上で報告を終わります。

○議長（後藤 健） ただ今の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（後藤 健） 質疑なしと認めます。

【10番 安達成年議員 降壇】

○議長（後藤 健） これより討論を行います。討論の通告がありますので発言を許します。

はじめに、3番佐藤文子議員。

（「3番」と呼ぶ者あり）

○議長（後藤 健） はい、佐藤議員。

【3番 佐藤文子議員 登壇】

○3番（佐藤文子） 私は、予算案3件に対して、反対討論を行います。

まずはじめに、議案第35号、令和8年度大仙市一般会計歳入歳出予算に反対討論を行います。

現在審議中であります政府予算案は、国民の願いであり、日本経済の立て直しの鍵である消費税減税や賃上げには背を向けて軍事費を突出させるとともに、大企業へのばらまきとトランプ政権の要求に応えた対米投資支援を拡大するという、大軍拡、財界、対米屈服の予算となっています。

そして、自治体の予算編成上に留意することとして、引き続き、公共施設の集約化と統廃合をはじめ、行政のデジタル化や上下水道の広域化、地域医療構想による病床削減などを押し付け、誘導しているのであります。

令和8年度大仙市一般会計歳入のうち、一般財源は、市税や譲与税交付金、地方交付税の増などから、令和7年度比で1.9パーセント増の309億3,625万2千円を見込んでおりますが、歳出において給与費の増加や物価高への対応、給食など教育費の無償化への対応、社会保障関係費の伸びなどから、どれも伸ばさなければならないものばかりで、市の裁量にゆとりはないところであります。

こうした中で議案第19号で反対した大曲ファミリースキー場の廃止に伴う教育費関係予算の減額が行われました。また、住宅費の住宅リフォーム支援事業において、これまで申請者の7割から8割を占める一般世帯を事業対象から外しています。平成24年制度創設以来、地域経済が大きいとして続けられてきたこの事業を、子育て世帯や移住者に特化することに、地域の関連業者の仕事を奪ってはならないと思います。復活するよう求めるものであります。

中学校の給食無償化、保育園児への主食の提供など評価する事業もありますけれども、賛成いたしかねるということをお願いして討論といたします。

次に、議案第37号、令和8年度大仙市後期高齢者医療特別会計予算案への反対討論

です。

反対の理由は、後期高齢者医療保険料の大幅な引上げに伴う予算であるからです。

第1点は、令和8年度は後期高齢者医療保険料等の見直しの年に当たり、これを決定する秋田県後期高齢者医療広域連合は、税率について所得割を9.02パーセントから0.71パーセント引き上げて9.73パーセントに、均等割を4万5,260円から1万736円引き上げて5万5,996円としました。とりわけ均等割1万736円の引上げは、過去の引上げ額、令和2年・3年分は390円、令和4年・5年分は1,210円、令和6年・7年分は950円という値上げでありましたが、それに比べても大変大きな引上げとなるものであります。

第2点は、子ども・子育て支援金制度が令和8年度から始まることに伴い、医療分の保険料に上乗せして子ども・子育て支援が徴収されます。その保険料率は、令和8年度は所得割が0.25パーセント、均等割が1,350円としていますが、令和9年・10年まで段階的に引き上げられる仕組みになっています。

そもそも子ども・子育て支援金は、児童手当の拡充やこども誰でも通園制度の財源に充てるというものであります。子育て予算を拡充するというのであれば、国の一般財源、公費を大幅に増やすべきです。国民の医療保険に上乗せして財源確保を図ることに、道理がなく、これは撤回すべき制度だと私は考えています。

以上2点から、大幅な保険料の引上げが行われたのであります。

これにより、後期高齢者医療保険料の均等割は、医療分と子ども・子育て支援金、合わせて、軽減されない一般世帯では1人当たり5万7,200円となり、令和7年度より1万2千円も負担増となるものです。

また、所得の低い被保険者には、均等割額の軽減措置として、7割軽減、5割軽減、2割軽減が講じられており、軽減対象者は加入者の83パーセントというふうになっておりますけれども、7割軽減の方でも均等割で2,500円が増える。年間1万6千円にもなります。

大仙市後期高齢者医療特別会計予算は、秋田県広域連合の決定に基づき、保険料の徴収と、それを広域連合に納付することが主なものですが、徴収する現場である市には、保険料の大幅値上げに対して市民から様々な反応や声が寄せられることが想定されます。それへの市の対応も求められるのではないかと心配しております。

このように大幅な引上げが行われた下での予算編成でありますので、賛成することは

できないのであります。

次に、議案第41号、令和8年度大仙市スキー場事業特別会計予算案に反対討論を行います。

何度も申し上げておりますが、本案は、大曲ファミリースキー場廃止を前提として、スキー場運営費を令和7年度比で1,770万2千円を削減し、歳入歳出予算を3,014万2千円とする予算であります。

私は、大曲ファミリースキー場の存続を求める立場から、この予算案に反対するものであります。

以上です。

【3番 佐藤文子議員 降壇】

○議長（後藤 健） 次に、9番佐藤芳則議員。

（「はい、議長」と呼ぶ者あり）

○議長（後藤 健） はい、佐藤議員。

【9番 佐藤芳則議員 登壇】

○9番（佐藤芳則） けやきの会の佐藤芳則です。私は議案第35号、令和8年度大仙市一般会計予算について、賛成の立場で意見を述べさせていただきます。

令和8年度当初予算は、一般会計総額が約472億7,300万円で、前年度に比べて21億8,700万円、率にして約4.9パーセントの増の過去2番目の規模となる見込みです。

本市の最重要課題である人口減少対策や地域活性化を強力に推し進める意欲的な編成になっているものと思われま。特に総合的な子ども・子育て支援策については、屋内遊び場設備、約6億円の整備や教育インフラの充実など、子育て世代を呼び込む移住・定住を促進する未来への投資として高く評価されます。

また、地域活性化と産業振興では、地域独自の地域枠予算の有効活用やスマート農業の実証展開、農業被害対策への対応、企業誘致や中小企業の経営基盤強化に向けた施策など、稼ぐ力の向上にも配慮したものとなっております。

さらには、安心・安全な暮らしを確保するため、冬期間の厳しい積雪状況に応じた除排雪体制の強化、クマやイノシシの大量出没対策など、市民の安全確保に向けた対策に対しても注力していることがうかがえます。

また、DX（デジタルトランスフォーメーション）の関係では、人口減少の抑制や市

民生活の維持のため、効率的な資源配分を目的としてデジタル化を推進した予算編成の方針も打ち出している点でも評価されます。

米価高騰などに伴う市税の増加や国からの地方交付税の伸びもある一方、人手不足や物価高を背景とした人件費や公共施設の維持管理費などの義務的経費も増加している状況で、不足する一般財源を補うために財政調整基金の取崩しを行うなど、依然として財政状況は厳しいものと思われまます。

しかし、そのような状況下であっても歳入歳出のバランスを保ちつつ、めりはりのある財政運営に取り組む意欲がうかがわれる予算編成であると評価されます。

私が常々思っていることを若干お話させていただきたいと思います。それは、予算の適正配分ということです。皆さんもご承知かと思いますが、この職業に就く前は国税の仕事に37年余り携わってきました。国税、所得税、消費税、法人税等の賦課徴収の仕事でしたので、国民の皆様から納めていただいた税金が適正に使われているのか、しばしば疑問に思うこともありました。新聞やテレビの報道等で税金の無駄使いというニュースを聞くたびに、何ともやりきれない思いをしたものです。しかし、常任委員会の審査の席で当局から、事業ごとに予算の必要性やその効果など詳しい説明を聞き、それまでの思いが少し払拭されたような気持ちになりました。予算編成に携わった財政課の担当者はじめ関係する全ての職員に対し敬意を表するとともに、そのご労苦に対し心から感謝申し上げます。本当にご苦労様でした。

大仙市を人間の体に例えた場合、予算、いわゆる税金は、人間の機能をつかさどる血液だと言えるのではないのでしょうか。国民が必死に働いて納めた貴重なものという意味で「血税」と呼ばれることもありますが、そのような意味のほかに、先ほど申し上げましたように、税金を血液に例えれば、体にとってなくてはならないものと私は解釈しています。体の隅々まで行き渡らなければ機能不全を引き起こし、重篤な状態に陥ることも考えられます。老婆心ながら当局に申し上げたいのは、予算の執行状況に対して常に緊張感を持ち、進行管理を徹底してもらいたいということでございます。状況の変化で当初予算の執行を見直す必要も出てくる場合もあると思います。その時は熟慮の上、しかも積極果敢に予算の組替え等を行う勇氣も必要になってくるのではないのでしょうか。

いずれにしても、当局には予算の適正配分という基本姿勢だけは堅持していただきたいことを大いに期待しています。

施政方針演説の結びに市長は、この地で育ち、このまちを心から愛し、誇りとする市

民の一人として、そして、現在を生き、豊かで明るい未来を願い、まだ見ぬ将来世代に責任を負う世代の一員として、未来に向けて持続的に発展するまちづくりに果敢にチャレンジしたいという強い決意を述べられました。私も全く同じ気持ちでございます。感動を持って聞かせていただきました。

最後になりますが、本予算が市民生活の安定と大仙市の持続的な発展につながるものであることを確信し、私の賛成討論とさせていただきます。ありがとうございました。

【 9 番 佐藤芳則議員 降壇】

○議長（後藤 健） ほかに討論の通告がありませんので、これにて討論を終結いたします。

これより、ただ今、議題となっております案件中、議案第 35 号、令和 8 年度大仙市一般会計予算を採決いたします。この採決は起立をもって行います。なお、確認のため、起立された議員はそのままお願いいたします。

本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者 21 人 起立）

○議長（後藤 健） ご着席ください。

起立多数であります。よって本件は、原案のとおり可決されました。

次に、ただ今、議題となっております案件中、議案第 37 号、令和 8 年度大仙市後期高齢者医療特別会計予算を採決いたします。この採決は起立をもって行います。なお、確認のため、起立された議員はそのままお願いいたします。

本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者 20 人 起立）

○議長（後藤 健） ご着席ください。

起立多数であります。よって本件は、原案のとおり可決されました。

次に、ただ今、議題となっております案件中、議案第 41 号、令和 8 年度大仙市スキー場事業特別会計予算を採決いたします。この採決は起立をもって行います。なお、確認のため、起立された議員はそのままお願いいたします。

本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者 20人 起立)

○議長(後藤 健) ご着席ください。

起立多数であります。よって本件は、原案のとおり可決されました。

次に、ただ今、議題となっております案件中、議案第36号から議案第53号までの16件を一括して採決いたします。本16件に対する委員長報告は原案可決であります。本16件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(後藤 健) ご異議なしと認めます。よって本16件は、原案のとおり可決されました。

○議長(後藤 健) 日程第53、陳情第4号を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。教育厚生常任委員長14番石塚柏議員。

(「はい、議長」と呼ぶ者あり)

○議長(後藤 健) はい、石塚議員。

【14番 石塚 柏議員 登壇】

○教育厚生常任委員長(石塚 柏) ご報告いたします。

先の定例会において当委員会に付託され、継続審査としておりました陳情第4号「最高裁判決に基づきすべての生活保護利用者に対する速やかな被害回復措置を求める国への意見書提出の陳情書」につきましては、願意妥当と認め、採決の結果、出席委員の一致をもちまして、本件は採択すべきものと決した次第であります。

以上で報告を終わります。

○議長(後藤 健) ただ今の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(後藤 健) 質疑なしと認めます。

【14番 石塚 柏議員 降壇】

○議長(後藤 健) これより討論を行います。討論はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(後藤 健) 討論なしと認めます。

これより陳情第4号を採決いたします。本件に対する委員長報告は採択であります。本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(後藤 健) ご異議なしと認めます。よって本件は、採択することに決しました。

○議長(後藤 健) 日程第54、陳情第9号を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。産業建設常任委員長10番安達成年議員。

(「はい、議長」と呼ぶ者あり)

○議長(後藤 健) はい、安達議員。

【10番 安達成年議員 登壇】

○産業建設常任委員長(安達成年) ご報告いたします。

陳情第9号「「最低賃金」の改正と中小企業・小規模事業所支援の拡充を国に求める意見書」の採択を求める陳情書」につきましては、委員から「願意妥当で採択すべき。」との意見と「最低賃金1,500円を要求しているのは企業側ではなく、労働者側が主である。これだけの急激な賃金上昇に対応できる企業はほとんどないと思われ、会社自体続けられないという結果にもつながる可能性もあるため、慎重になるべきであり、採択できない。」との意見がありました。

挙手による採決の結果、賛成少数により、本件は不採択すべきものと決した次第であります。

以上で報告を終わります。

○議長(後藤 健) ただ今の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(後藤 健) 質疑なしと認めます。

【10番 安達成年議員 降壇】

○議長(後藤 健) これより討論を行います。討論はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(後藤 健) 討論なしと認めます。

これより、ただ今、議題となっております陳情第9号「「最低賃金」の改正と中小企業・小規模事業所支援の拡充を国に求める意見書」の採択を求める陳情書を採決いたします。この採決は起立をもって行います。なお、確認のため、起立された議員はそのままお願いをいたします。

本件に対する委員長報告は不採択であります。本件は、採択と決することに賛成の諸

君の起立を求めます。

(賛成者 2 人 起立)

○議長 (後藤 健) ご着席ください。

起立少数であります。よって本件は、不採択とすることに決しました。

○議長 (後藤 健) 日程第 5 5、意見書案第 3 号、最高裁判決に基づきすべての生活保護利用者に対する速やかな被害回復措置を求める意見書を議題といたします。

意見書案第 3 号は教育厚生常任委員長から提出されております。

お諮りします。意見書案第 3 号は、会議規則第 3 7 条第 3 項の規定により、提案理由の説明を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 (後藤 健) ご異議なしと認めます。よって本件は、提案理由の説明は省略することに決しました。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 (後藤 健) 質疑なしと認めます。

ただ今、議題となっております本件は、会議規則第 3 7 条第 2 項の規定により、委員会には付託いたしません。

これより討論を行います。討論はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 (後藤 健) 討論なしと認めます。

これより意見書案第 3 号を採決いたします。本件は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 (後藤 健) ご異議なしと認めます。よって本件は、原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。ただ今、議決されました意見書案第 3 号について、この条項、字句、数字、その他の整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（後藤 健） ご異議なしと認めます。よって、条項、字句、数字、その他の整理は、議長に委任することに決しました。

【今野副市長 自主退席】

○議長（後藤 健） 日程第56、議案第56号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。老松市長。

【老松市長 登壇】

○市長（老松博行） 議案第56号の副市長の選任につきまして、ご説明申し上げます。

資料ナンバー9、議案書の1ページをご覧いただきたいと存じます。

本案は、副市長であります今野功成氏の任期が、来る3月31日をもって満了することから、同氏を副市長に再任することにつきまして、地方自治法第162条の規定により、議会の同意をお願いするものであります。

以上、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願いを申し上げます。

【老松市長 降壇】

○議長（後藤 健） これより質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（後藤 健） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会への付託を省略いたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（後藤 健） ご異議なしと認めます。よって本件については、委員会への付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（後藤 健） 討論なしと認めます。

これより議案第56号を採決いたします。本件は、同意と決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（後藤 健） ご異議なしと認めます。よって本件は、同意することに決しました。

【今野副市長 着席】

○議長（後藤 健） 日程第５７、各委員会からの閉会中の継続審査及び調査の申し出についてを議題といたします。

各委員長から審査及び調査中の事件につき、会議規則第１０４条並びに第１１０条の規定により、お手元に配付のとおり閉会中の継続審査及び調査の申し出がありました。

お諮りいたします。各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査及び調査とすることに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（後藤 健） ご異議なしと認めます。よって、各委員長からの申し出のとおり決しました。

○議長（後藤 健） 日程第５８、議員の派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。地方自治法第１００条第１３項及び会議規則第１６５条の規定により、お手元に配付のとおり大仙市議会議員研修会へ議員派遣することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（後藤 健） ご異議なしと認めます。よって、大仙市議会議員研修会へ議員派遣することに決しました。

○議長（後藤 健） 以上で、本定例会の日程は全部終了いたしました。

○議長（後藤 健） これにて令和８年第１回大仙市議会定例会を閉会いたします。

長期間にわたり大変お疲れさまでした。

午後 ０時０９分 閉 会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和 年 月 日

大仙市議会議長

議 員

議 員

議 員

令和 8 年 第 1 回 大 仙 市 議 会 定 例 会 日 程 表

| 日 程 | 月 日 | 区 分 | 会 議 内 容 |
|-------|---------------|-------|---|
| 第 1 日 | 2 月 1 9 日 (木) | 本 会 議 | 1. 開 会 2. 会 議 録 署 名 議 員 の 指 名 3. 会 期 の 決 定 (2 3 日 間) 4. 議 長 報 告 5. 施 政 方 針 演 説 6. 議 案 等 審 議 ・ 承 認 を 求 め る 件 1 件 (説 明 ・ 質 疑 ・ 委 員 会 付 託 ・ 委 員 長 報 告 ・ 質 疑 ・ 討 論 ・ 表 決) ・ 同 意 を 求 め る 件 2 件 (説 明 ・ 質 疑 ・ 討 論 ・ 表 決) ・ 条 例 案 1 件 (説 明 ・ 質 疑 ・ 委 員 会 付 託 ・ 委 員 長 報 告 ・ 質 疑 ・ 討 論 ・ 表 決) ・ 補 正 予 算 案 2 件 (同 上) 7. 議 案 等 上 程 ・ 条 例 案 1 6 件 (説 明) ・ 議 決 を 求 め る 件 5 件 (同 上) ・ 補 正 予 算 案 7 件 (同 上) ・ 当 初 予 算 案 1 9 件 (同 上) 8. 散 会 |
| | 2 月 2 0 日 (金) | 休 会 | |
| | 2 月 2 1 日 (土) | 休 会 | |
| | 2 月 2 2 日 (日) | 休 会 | |
| | 2 月 2 3 日 (月) | 休 会 | |
| | 2 月 2 4 日 (火) | 休 会 | 一 般 質 問 ・ 議 案 質 疑 ・ 予 算 質 疑 通 告 締 切 (正 午 ま で) |

| 日 程 | 月 日 | 区 分 | 会 議 内 容 |
|-----|----------|-----|---|
| | 2月25日(水) | 休 会 | |
| | 2月26日(木) | 休 会 | |
| | 2月27日(金) | 休 会 | |
| | 2月28日(土) | 休 会 | |
| | 3月 1日(日) | 休 会 | |
| 第2日 | 3月 2日(月) | 本会議 | 1. 開 議 2. 一般質問 ※一般質問者(5人) 1. 菊地 伸 2. 小須田逸子 3. 橋本琢史 4. 青柳友哉 5. 高橋徳久 3. 散 会 |
| 第3日 | 3月 3日(火) | 本会議 | 1. 開 議 2. 一般質問 ※一般質問者(5人) 1. 秩父博樹 2. 佐藤芳則 3. 挽野利恵 4. 小笠原昌作 5. 佐藤文子 3. 散 会 |

| 日 程 | 月 日 | 区 分 | 会 議 内 容 |
|-----|----------|-----|---|
| 第5日 | 3月13日(金) | 本会議 | 1. 開 議 2. 議案等審議 ・ 条 例 案 16件 (委員長報告・質疑・討論・表決) ・ 議決を求める件 6件(同上) ・ 予 算 案 27件(同上) ・ 陳 情 2件(同上) ・ 意 見 書 案 1件 (質疑・討論・表決) ・ 同意を求める件 1件 (説明・質疑・討論・表決) 3. 閉 会 |

一般質問通告者

| 質 問 者 | 質 問 事 項 |
|--------------|---|
| 4番 菊地 伸 議員 | <ol style="list-style-type: none"> 1. 冬期間の除排雪体制について 2. 災害時の避難所における空調設備について 3. ひきこもり支援体制について 4. 市職員の労働環境改善について |
| 2番 小須田 逸子 議員 | <ol style="list-style-type: none"> 1. ツキノワグマの大量出没に対する対応について |
| 19番 橋本 琢史 議員 | <ol style="list-style-type: none"> 1. スマート農業の実証事業の検証と今後の展開について 2. イノシシによる農業被害対策について |
| 13番 青柳 友哉 議員 | <ol style="list-style-type: none"> 1. インバウンド観光戦略について |
| 16番 高橋 徳久 議員 | <ol style="list-style-type: none"> 1. 第5次農業振興計画（案）について 2. 小中学校の不登校問題について 3. 保育園支援について |
| 8番 秩父 博樹 議員 | <ol style="list-style-type: none"> 1. 安定した水の供給に資する管路の更新について 2. 官民挙げての奨学金返済支援による若者の定着推進について 3. 道路の除排雪における市民との連携について |
| 9番 佐藤 芳則 議員 | <ol style="list-style-type: none"> 1. 周辺地域の高齢者に係る諸課題について |
| 7番 挽野 利恵 議員 | <ol style="list-style-type: none"> 1. 小学生の通学バッグについて 2. 市営住宅について |
| 5番 小笠原 昌作 議員 | <ol style="list-style-type: none"> 1. 若者、女性が活躍できる環境づくりについて |

| 質 問 者 | 質 問 事 項 |
|-----------|--|
| 3番 佐藤文子議員 | <p>1. 市営住宅の管理運営について</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 若年単身者も入居できる条例改正を 2) 全市営住宅の浴室にシャワーの設置を 3) 市営住宅敷地内の除雪体制について <p>2. 大曲ファミリースキー場存続を求めることについて</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 廃止方針への関係団体、学校、住民からの意見要望 2) 存続を求めることについて |

予算質議通告者

| 質 問 者 | 質 問 事 項 |
|----------------|--|
| 10番 安 達 成 年 議員 | 【一般会計】 〔2款1項10目42事業〕 1. むすび・サポート事業費について 【市立大曲病院事業会計】 1. 一般会計からの負担金について |

議案等一覧

| 番号 | 件 名 | 議決月日 | 審議結果 |
|----|---|-------|------|
| 2 | 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて | 2月19日 | 同 意 |
| 3 | 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて | 同 上 | 同 上 |
| 4 | 大仙市協和内水面漁業近代化施設条例及び大仙市協和広場等利用施設条例を廃止する条例の制定について | 同 上 | 原案可決 |
| 5 | 令和7年度大仙市一般会計補正予算（第13号） | 同 上 | 同 上 |
| 6 | 令和7年度大仙市学校給食事業特別会計補正予算（第5号） | 同 上 | 同 上 |
| 7 | 大仙市一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について | 3月13日 | 同 上 |
| 8 | 大仙市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定について | 同 上 | 同 上 |
| 9 | 大仙市ふるさと応援基金条例の一部を改正する条例の制定について | 同 上 | 同 上 |
| 10 | 督促手数料の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について | 同 上 | 同 上 |
| 11 | 大仙市立学校設置条例の一部を改正する条例の制定について | 同 上 | 同 上 |
| 12 | 大仙市協和緑地等広場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について | 同 上 | 同 上 |

| 番号 | 件名 | 議決月日 | 審議結果 |
|----|--|-------|------|
| 13 | 大仙市特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について | 3月13日 | 原案可決 |
| 14 | 大仙市太田四季の村条例の一部を改正する条例の制定について | 同上 | 同上 |
| 15 | 大仙市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について | 同上 | 同上 |
| 16 | 仙北町防災行政無線放送施設設置条例を廃止する条例の制定について | 同上 | 同上 |
| 17 | 大仙市協和農業体験学習館条例を廃止する条例の制定について | 同上 | 同上 |
| 18 | 大仙市緑の交流空間施設設置条例を廃止する条例の制定について | 同上 | 同上 |
| 19 | 大仙市営大曲スキー場条例を廃止する条例の制定について | 同上 | 同上 |
| 20 | 大仙市職員等の旅費に関する条例の制定について | 同上 | 同上 |
| 21 | 大仙市公文書等の管理に関する条例の制定について | 同上 | 同上 |
| 22 | 大仙市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について | 同上 | 同上 |
| 23 | 第3次大仙市総合計画基本構想及び第3次大仙市総合計画前期基本計画の策定について | 同上 | 同上 |
| 24 | 大仙市過疎地域持続的発展計画の策定について | 同上 | 同上 |
| 25 | 市道の路線の認定及び廃止について | 同上 | 同上 |

| 番号 | 件名 | 議決月日 | 審議結果 |
|----|-------------------------------|-------|------|
| 26 | 令和8年度大仙市企業団地整備事業特別会計への繰入れについて | 3月13日 | 原案可決 |
| 27 | 令和8年度大仙市スキー場事業特別会計への繰入れについて | 同上 | 同上 |
| 28 | 令和7年度大仙市一般会計補正予算(第14号) | 同上 | 同上 |
| 29 | 令和7年度大仙市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号) | 同上 | 同上 |
| 30 | 令和7年度大仙市学校給食事業特別会計補正予算(第6号) | 同上 | 同上 |
| 31 | 令和7年度大仙市奨学資金特別会計補正予算(第1号) | 同上 | 同上 |
| 32 | 令和7年度大仙市太陽光発電事業特別会計補正予算(第1号) | 同上 | 同上 |
| 33 | 令和7年度大仙市上水道事業会計補正予算(第2号) | 同上 | 同上 |
| 34 | 令和7年度大仙市下水道事業会計補正予算(第3号) | 同上 | 同上 |
| 35 | 令和8年度大仙市一般会計予算 | 同上 | 同上 |
| 36 | 令和8年度大仙市国民健康保険事業特別会計予算 | 同上 | 同上 |
| 37 | 令和8年度大仙市後期高齢者医療特別会計予算 | 同上 | 同上 |
| 38 | 令和8年度大仙市学校給食事業特別会計予算 | 同上 | 同上 |
| 39 | 令和8年度大仙市奨学資金特別会計予算 | 同上 | 同上 |
| 40 | 令和8年度大仙市企業団地整備事業特別会計予算 | 同上 | 同上 |

| 番号 | 件名 | 議決月日 | 審議結果 |
|-----|-----------------------------|-----------|------|
| 4 1 | 令和 8 年度大仙市スキー場事業特別会計予算 | 3 月 1 3 日 | 原案可決 |
| 4 2 | 令和 8 年度大仙市太陽光発電事業特別会計予算 | 同 上 | 同 上 |
| 4 3 | 令和 8 年度大仙市小水力発電事業特別会計予算 | 同 上 | 同 上 |
| 4 4 | 令和 8 年度大仙市内小友財産区特別会計予算 | 同 上 | 同 上 |
| 4 5 | 令和 8 年度大仙市大川西根財産区特別会計予算 | 同 上 | 同 上 |
| 4 6 | 令和 8 年度大仙市荒川財産区特別会計予算 | 同 上 | 同 上 |
| 4 7 | 令和 8 年度大仙市峰吉川財産区特別会計予算 | 同 上 | 同 上 |
| 4 8 | 令和 8 年度大仙市船岡財産区特別会計予算 | 同 上 | 同 上 |
| 4 9 | 令和 8 年度大仙市淀川財産区特別会計予算 | 同 上 | 同 上 |
| 5 0 | 令和 8 年度市立大曲病院事業会計予算 | 同 上 | 同 上 |
| 5 1 | 令和 8 年度大仙市上水道事業会計予算 | 同 上 | 同 上 |
| 5 2 | 令和 8 年度大仙市簡易水道事業会計予算 | 同 上 | 同 上 |
| 5 3 | 令和 8 年度大仙市下水道事業会計予算 | 同 上 | 同 上 |
| 5 4 | 財産の譲与について | 同 上 | 同 上 |
| 5 5 | 令和 7 年度大仙市一般会計補正予算（第 1 5 号） | 同 上 | 同 上 |
| 5 6 | 副市長の選任について | 同 上 | 同 意 |

《報告》

| 番号 | 件名 | 議決月日 | 審議結果 |
|----|------------------------------------|-------|------|
| 2 | 専決処分報告について（令和7年度大仙市一般会計補正予算（第12号）） | 2月19日 | 承認 |

《陳情》

| 番号 | 件名 | 議決月日 | 審議結果 |
|----|--|-------|------|
| 4 | 最高裁判決に基づきすべての生活保護利用者に対する速やかな被害回復措置を求める国への意見書提出の陳情書 | 3月13日 | 採択 |
| 9 | 「最低賃金」の改正と中小企業・小規模事業所支援の拡充を国に求める意見書」の採択を求める陳情書 | 同上 | 不採択 |

《意見書案》

| 番号 | 件名 | 議決月日 | 審議結果 |
|----|---|-------|------|
| 3 | 最高裁判決に基づきすべての生活保護利用者に対する速やかな被害回復措置を求める意見書 | 3月13日 | 原案可決 |